

三股町 地域防災計画

令和8年2月改正

三股町防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災の基本方針	4
第 3 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 4 節	三股町の地勢と災害要因、災害記録	1 1

第 2 編 風水害対策編

第 1 章 災害特性等

第 1 節	風水害の概況	1 7
第 2 節	災害の想定	2 6

第 2 章 風水害予防対策

〈風水害に強いまちづくり〉		
第 1 節	風水害に強いまちづくりの推進	2 7
第 2 節	道路等交通関係施設の整備と管理	3 0
第 3 節	ライフライン施設の機能確保	3 2
第 4 節	風水害に関する調査・研究の推進	3 4
〈迅速かつ円滑な災害対応対策への備え〉		
第 5 節	災害発生直前における体制の整備	3 5
第 6 節	情報の収集・連絡体制の整備	4 1
第 7 節	活動体制の整備	4 3
第 8 節	救急・救助及び消火活動体制の整備	4 5
第 9 節	医療救護体制の整備	5 0
第 1 0 節	緊急輸送体制の整備	5 3
第 1 1 節	避難収容体制の整備	5 6
第 1 2 節	避難収容施設と指定避難道路	6 1
第 1 3 節	備蓄に対する基本的な考え方	6 3
第 1 4 節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	6 5
第 1 5 節	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	6 8
第 1 6 節	要配慮者等安全確保体制の整備	7 0
第 1 7 節	防災訓練の実施	7 5

第18節	災害復旧・復興への備え	77
	〈住民の防災活動の促進〉	
第19節	防災知識の普及	78
第20節	自主防災組織等の育成強化	81
第21節	ボランティアの環境整備	84
第22節	地区防災計画の策定	88
第23節	災害教訓の伝承	89

第3章 風水害応急対策

【防災関係機関等の役割分担表】	90	
第1節	災害発生直前の対応	104
第2節	活動体制の確立	110
第3節	水防計画	116
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	120
第5節	広域応援	132
第6節	救助・救急及び消火活動	143
第7節	医療救護活動	148
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	153
第9節	避難収容活動	162
第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	180
第11節	保健衛生、防疫、ごみ、がれき処理等に関する活動	186
第12節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	196
第13節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、 物価の安定等に関する活動	200
第14節	公共施設等の応急復旧活動	202
第15節	ライフライン施設の応急復旧	204
第16節	被災者への的確な情報伝達	208
第17節	ボランティア等自発的支援の受入れ	210
第18節	災害救助法の適用	214
第19節	文教対策	222
第20節	農林水産物応急対策計画	226
第21節	雪害対策計画	230

第4章 風水害復旧・復興対策

第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定	232
第2節	迅速な原状復旧の進め方	233
第3節	計画的復興の進め方	235
第4節	被災者の生活再建等の支援	237
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	248

第3編 震災対策編

第1章 地震の想定と震災対策

第1節	宮崎県をとりまく地震環境	255
第2節	想定地震と想定被害	267

第2章 震災予防対策

〈地震に強いまちづくり〉

第1節	地域防災構造の強化	284
第2節	建築物の安全化	288
第3節	地盤災害防止対策の推進	291
第4節	河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理	293
第5節	道路等交通関係施設の整備と管理	295
第6節	ライフライン施設の機能確保	296
第7節	危険物等施設の安全確保	297
第8節	防災基盤・施設等の緊急整備	299
第9節	地震災害に関する調査及び観測等の推進	300

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第10節	情報の収集・連絡体制の整備	302
第11節	活動体制の整備	303
第12節	救急・救助及び消火活動体制の整備	304
第13節	医療救護体制の整備	304
第14節	緊急輸送体制の整備	304
第15節	避難収容体制の整備	304
第16節	備蓄に対する基本的な考え方	304
第17節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	305
第18節	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	305
第19節	要配慮者等安全確保体制の整備	305
第20節	二次災害防止体制の整備	306
第21節	防災訓練の実施	308
第22節	災害復旧・復興への備え	308

〈住民の防災活動の促進〉

第23節	防災知識の普及	309
第24節	自主防災組織等の育成強化	309
第25節	ボランティアの環境整備	309
第26節	地区防災計画の策定	310
第27節	災害教訓の伝承	310

第 3 章 震災応急対策

第 1 節	活動体制の確立	3 1 1
第 2 節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	3 1 2
第 3 節	広域応援活動	3 1 3
第 4 節	救助・救急及び消火活動	3 1 3
第 5 節	医療救護活動	3 1 3
第 6 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3 1 3
第 7 節	避難収容活動	3 1 3
第 8 節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	3 1 4
第 9 節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	3 1 4
第 1 0 節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	3 1 4
第 1 1 節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価 の安定等に関する活動	3 1 5
第 1 2 節	公共施設等の応急復旧活動	3 1 5
第 1 3 節	ライフライン施設の応急復旧	3 1 5
第 1 4 節	被災者等への的確な情報伝達活動	3 1 5
第 1 5 節	二次災害の防止活動	3 1 6
第 1 6 節	ボランティア等自発的支援の受入れ	3 1 9
第 1 7 節	災害救助法の適用	3 1 9
第 1 8 節	文教対策	3 1 9
第 1 9 節	農林水産関係対策	3 1 9

第 4 章 震災復旧・復興対策

第 1 節	復旧・復興の基本的方向の決定	3 2 0
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	3 2 0
第 3 節	計画的復興の進め方	3 2 0
第 4 節	被災者の生活再建等の支援	3 2 0
第 5 節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	3 2 0

第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	3 2 1
第 2 節	関係者との連携協力の確保	3 2 2
第 3 節	避難及び救助対策	3 2 4
第 4 節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	3 2 8
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3 3 6
第 6 節	防災訓練計画	3 3 7
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3 3 8

第4編 航空災害対策編

第1章 航空災害予防対策

第1節	情報の収集・連絡体制の整備	340
第2節	活動体制の整備	342
第3節	救急・救助及び消火活動体制の整備	342
第4節	医療救護体制の整備	342
第5節	緊急輸送体制の整備	342
第6節	防災訓練の実施	343

第2章 航空災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	344
第2節	活動体制の確立	345
第3節	広域応援活動	345
第4節	捜索、救助・救急及び消火活動	345
第5節	医療救護活動	346
第6節	交通規制及び警戒区域の設定等	346
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	348

第5編 鉄道災害対策編

第1章 鉄道災害予防対策

第1節	情報の収集・連絡体制の整備	349
第2節	災害応急体制の整備	350
第3節	救急・救助及び消火活動体制の整備	351
第4節	医療救護体制の整備	351
第5節	緊急輸送体制の整備	351

第2章 鉄道災害応急対策

第1節	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	352
第2節	活動体制の確立	352
第3節	広域応援活動	353
第4節	捜索、救助・救急及び消火活動	353
第5節	医療救護活動	353

第6節	二次災害の防止活動	353
第7節	交通の確保・緊急輸送活動への協力	354
第8節	関係者等への的確な情報伝達活動	354

第3章 鉄道災害復旧・復興対策

第1節	応急資材の確保	356
第2節	災害復旧実施の基本方針	356
第3節	災害復旧計画及び実施	356

第6編 道路災害対策編

第1章 道路災害予防対策

第1節	道路交通の安全のための情報の充実	357
第2節	道路施設等の管理と整備	357
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	358
第4節	活動体制の整備	358
第5節	救急・救助及び消火活動体制の整備	359
第6節	医療救護体制の整備	359
第7節	緊急輸送体制の整備	360
第8節	訓練・研修等の実施	360
第9節	道路利用者に対する防災知識の普及	360

第2章 道路災害応急対策

第1節	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	361
第2節	活動体制の確立	362
第3節	広範な応援体制の確立	362
第4節	交通誘導及び緊急交通路の確保	362
第5節	救助・救急及び消火活動	363
第6節	医療救護活動	363
第7節	道路施設の応急復旧	364
第8節	関係者等への的確な情報伝達活動	364

第 7 編 危険物等災害対策編

第 1 章 危険物等災害予防対策

第 1 節	危険物等施設の安全確保	3 6 6
第 2 節	情報の収集・連絡体制の整備	3 6 9
第 3 節	活動体制の整備	3 6 9
第 4 節	消火体制の整備	3 7 0
第 5 節	医療救護体制の整備	3 7 1
第 6 節	緊急輸送体制の整備	3 7 1
第 7 節	避難収容体制の整備	3 7 1
第 8 節	防災訓練の実施	3 7 2
第 9 節	防災知識の普及	3 7 2

第 2 章 危険物等災害応急対策

第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	3 7 4
第 2 節	活動体制の確立	3 7 7
第 3 節	広域応援活動	3 7 7
第 4 節	災害の拡大防止活動	3 7 8
第 5 節	救助・救急及び消火活動	3 7 9
第 6 節	医療救護活動	3 7 9
第 7 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3 7 9
第 8 節	危険物等の大量流出の対する応急対策	3 8 0
第 9 節	避難収容活動	3 8 1
第 1 0 節	被災者等への的確な情報伝達活動	3 8 1

第 8 編 大規模な火災対策編

第 1 章 大規模な火災予防対策

第 1 節	大規模な火災に強いまちづくり	3 8 2
第 2 節	情報の収集・連絡体制の整備	3 8 5
第 3 節	活動体制の整備	3 8 5
第 4 節	消火体制の整備	3 8 6
第 5 節	医療救護体制の整備	3 8 8
第 6 節	緊急輸送体制の整備	3 8 8
第 7 節	避難収容体制の整備	3 8 8
第 8 節	防災訓練の実施	3 8 8

第9節	防災知識の普及、予防啓発活動	389
第10節	自主防災組織等の育成強化	390

第2章 大規模な火災応急対策

第1節	活動体制の確立	391
第2節	災害情報の収集・連絡	391
第3節	広域応援活動	395
第4節	救助・救急及び消火活動	395
第5節	医療救護活動	398
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	398
第7節	避難収容活動	398
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	399

第3章 大規模な火災復旧・復興対策

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	400
第2節	迅速な原状復旧の進め方	400
第3節	計画的な復興の進め方	400
第4節	被災者の生活再建等の支援	400
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	400

第9編 林野火災対策編

第1章 林野火災予防対策

第1節	林野火災に強いまちづくり	401
第2節	災害防止のための気象情報等の充実	403
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	404
第4節	活動体制の整備	405
第5節	消火体制の整備	406
第6節	防災知識の普及、予防啓発活動	407
第7節	防災訓練の実施	407

第2章 林野火災応急対策

第1節	活動体制の確立	408
第2節	災害情報の収集・連絡	410
第3節	広域応援活動	412
第4節	消火活動及び救急・救助活動	412

第5節	医療救護活動	4 1 6
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4 1 6
第7節	住民等の避難及び救助対策	4 1 7
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	4 1 7
第9節	二次災害の防止活動	4 1 8

第10編 土砂災害対策編

第1章 気象条件と土砂災害

第1節	異常気象と土砂災害	4 1 9
第2節	気象情報の種類と基準	4 2 3

第2章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

第1節	災害危険箇所（指定）	4 2 8
第2節	土砂災害に対する基本方針	4 3 0
第3節	土砂災害発生の予測現象	4 3 1
第4節	土砂災害警戒区域の要件	4 3 5
第5節	土砂災害特別警戒区域の要件	4 3 6

第3章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の安全対策

第1節	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の安全	4 3 7
-----	--------------------	-------

第4章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の避難対策

第1節	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の避難勧告・避難指示(緊急)等	4 3 8
第2節	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の避難体制と避難計画	4 4 0
第3節	災害時の措置及び行動フローチャート	4 4 1

第5章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の予防措置

第1節	特定開発業者に対する許可規制	4 4 3
第2節	建築物の構造の規制	4 4 3
第3節	建築物等の移転等の勧告及び支援措置	4 4 4
第4節	宅地建物取引における措置	4 4 5

第 1 1 編 火山災害対策編

第 1 章 火山噴火の状況

第 1 節	火山活動の概況	4 4 6
第 2 節	火山の噴火活動	4 4 8

第 2 章 火山災害予防対策

第 1 節	火山灰による災害の予防対策	4 4 9
第 2 節	災害予測と対策	4 5 3

第 3 章 火山災害応急対策

第 1 節	災害応急対策への備え	4 5 6
第 2 節	応急活動	4 5 6
第 3 節	災害対策本部の設置	4 5 7
第 4 節	火山灰の処理対策	4 5 9
第 5 節	一般住宅等の降灰対策	4 6 0
第 6 節	その他必要な	4 6 1

第 1 2 編 原子力災害対策編

第 1 章 基本的な考え方等

第 1 節	基本的な考え方	4 6 2
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	4 6 4

第 2 章 原子力災害予防計画

第 1 節	情報の収集・連絡体制の整備	4 6 5
第 2 節	災害予測と対策	4 6 5
第 3 節	住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	4 6 6
第 4 節	住民等への健康相談体制の整備	4 6 6
第 5 節	住民等への的確な情報伝達	4 6 6
第 6 節	住民等への知識の普及・啓発	4 6 8
第 7 節	防災訓練等の実施	4 6 8
第 8 節	民間企業等との連携	4 6 8

第 3 章 原子力災害応急対策計画

第 1 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	4 6 9
第 2 節	活動体制の確立	4 7 0
第 3 節	住民等への的確な情報伝達活動	4 7 1
第 4 節	屋内退避、一時的移転等の防護活動	4 7 3
第 5 節	緊急時モニタリングの実施	4 7 4
第 6 節	医療及び健康相談の実施	4 7 4
第 7 節	広域一時的滞在の受け入れ	4 7 4

第 4 章 原子力災害復旧・復興計画

第 1 節	放射性物質による環境汚染への対処	4 7 5
第 2 節	風評被害等の影響軽減	4 7 5
第 3 節	健康相談体制の整備	4 7 5

資 料 編

資料	1	三股町防災会議条例	1
資料	2	三股町災害対策本部条例	3
資料	3	三股町災害対策本部設置規程	4
資料	4	三股町災害対策本部運営要領	1 0
資料	5	三股町災害警戒室設置要綱	1 4
資料	6	三股町小災害り災者援護要綱	1 6
資料	7	三股町防災行政無線施設の管理に関する規則	1 7
資料	8	三股町消防団条例	3 0
資料	9	三股町消防団規則	3 9
資料	1 0	三股町水防協議会条例	4 2
資料	1 1	三股町自主防災組織規約	4 4
資料	1 2	宮崎県消防相互応援協定	4 9
資料	1 3	宮崎県市町村防災相互応援協定	5 1
資料	1 3－1	都城広域定住自立圏災害時相互応援協定	5 3
資料	1 4	応援協定書	5 6
資料	1 5	応援協定書	5 9
資料	1 6	災害時における応急生活物資等の供給協力に関する協定書	6 1
資料	1 7	災害時における燃料等の供給に関する協定書	6 4
資料	1 8	三股町とその他の事業所との応援協定	6 7
資料	1 9	宮崎県が締結している応援協定	7 0
資料	2 0	三股町内の危険物施設等	7 1
資料	2 1	宮崎県災害対策現地合同本部設置要綱	7 3
資料	2 2	被害状況調査員割付表(自治公民館別)	7 8
資料	2 3	都城市郡医師会災害医療計画	7 9
資料	2 4	三股町内・近隣の国公立医療機関及び都城市内の病院(一部)	8 1
資料	2 5	三股町内災害危険箇所(位置図)(データ管理)	8 2
資料	2 6	三股町内の指定避難所	8 3
資料	2 7	三股町内の災害時に使用するヘリポート (指定緊急避難場所)	8 4
資料	2 8	三股町災害危険箇所総括表(データ管理)	8 5
資料	2 9	三股町災害危険箇所・区域一覧表(データ管理)	8 6
資料	3 0	三股町 土砂災害警戒区域・特別警戒区域数	8 7
資料	3 1	指定避難路	9 7
資料	3 2	三股町災害対策(水防)本部事務区分表	1 0 3
資料	3 3	三股町土砂災害・洪水ハザードマップ	1 0 8

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、三股町防災会議が作成する計画であって、町、関係行政機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関係をもって、町域にかかる災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域の保全と住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、各種災害に因る被害を軽減することを目的とする。

国の防災基本計画の構成

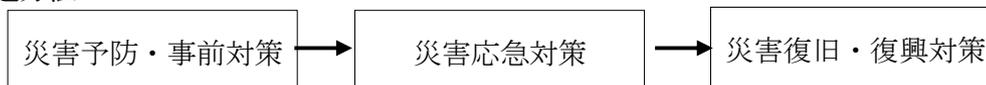
○ 自然災害

地震災害 対策	津波災害 対策	風水害 対策	火山災害 対策	雪害 対策
------------	------------	-----------	------------	----------

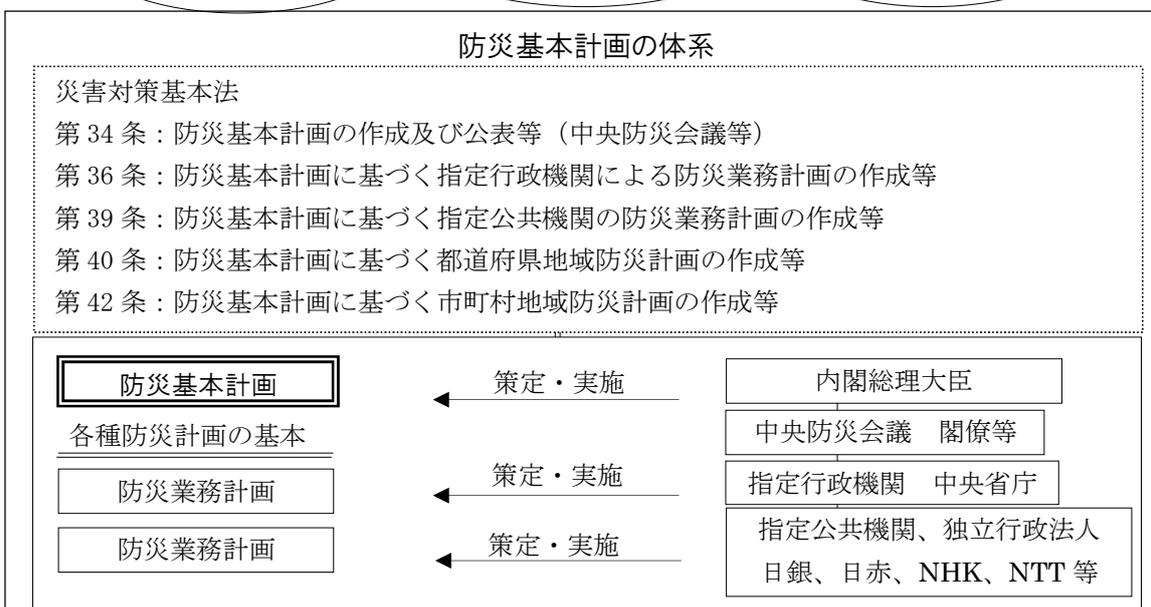
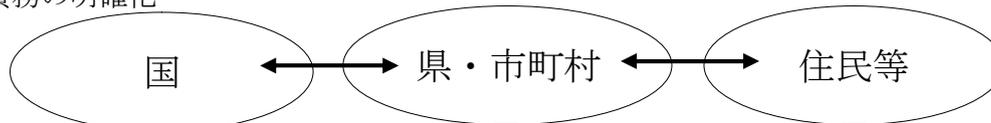
○ 事故災害

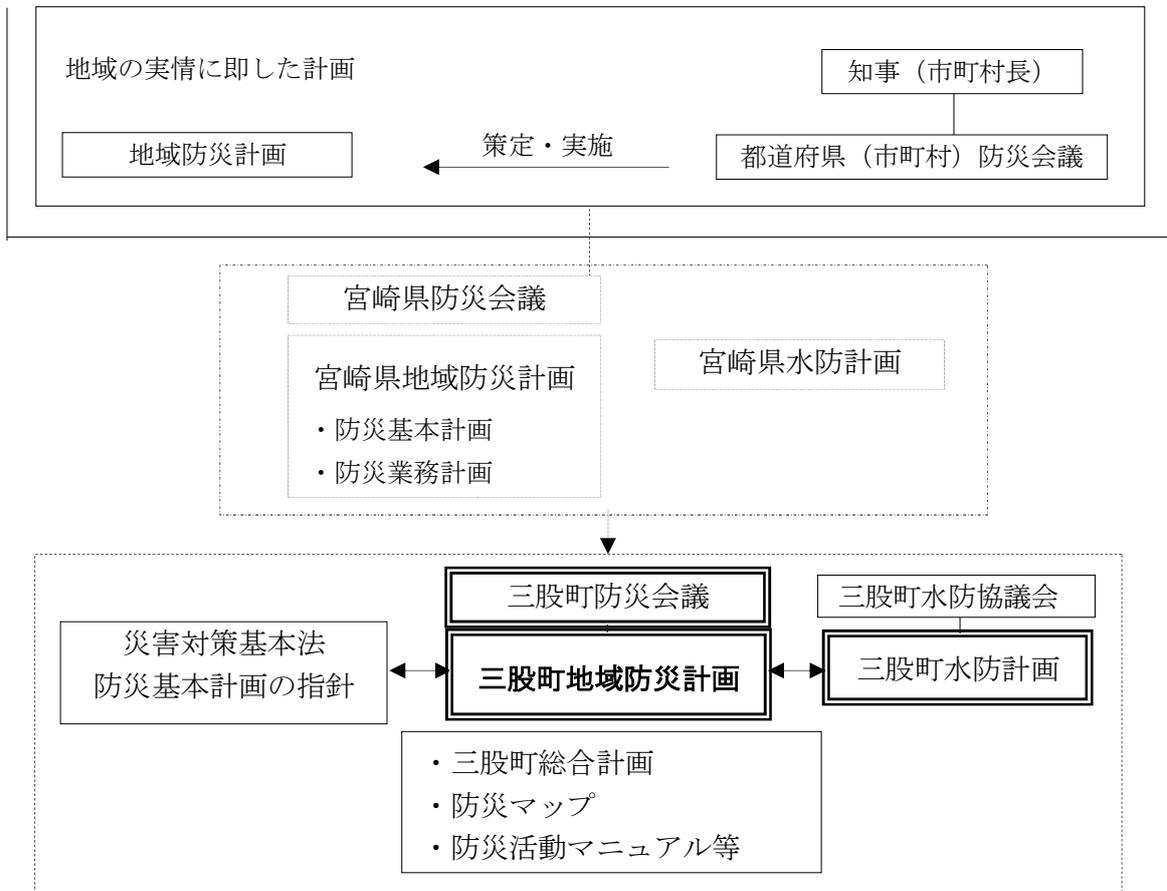
海上災害 対策	航空災害 対策	鉄道災害 対策	道路災害 対策	原子力災害 対策
危険物災害 対策	大規模な火事 災害対策	林野火災 対策	その他の災害に 共通する対策	

○ 記述方法



○ 責務の明確化





2 地域防災計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、各種災害に対する予防、応急、復旧・復興等の諸施策及び町・県・防災関係機関並びに住民等の行動・分担を示した。

三股町地域防災計画	第1編	総則
	第2編	風水害対策編
	第3編	震災対策編
	第4編	航空災害対策編
	第5編	鉄道災害対策編
	第6編	道路災害対策編
	第7編	危険物等災害対策編
	第8編	大規模な火災対策編
	第9編	林野火災対策編
	第10編	土砂災害対策編
	第11編	火山災害対策編
	第12編	原子力災害対策編

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

この計画は、町をはじめとする防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各消防関係機関相互が緊密に連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。さらに、この計画の地震対策編は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画も兼ねる。

防災計画の策定にあたっては、風水害、林野火災等については本町の地域はもとより広く全県の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際的な計画とするとともに、震災対策編については、宮崎県地震被害想定調査の結果を踏まえ実際的な計画とし、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる要配慮者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点に立って、住民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、三股町、宮崎県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域にかかる防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

(災害予防)

- (1) 防災会議にかかる事務に関する事
- (2) 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- (3) 防災施設の整備に関する事
- (4) 防災にかかる教育、訓練に関する事
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- (7) 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事
- (8) 給水体制の整備に関する事
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の指導育成に関する事
- (10) 危険個所の把握に関する事
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事
- (12) 防災知識の普及に関する事

(災害応急対策)

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- (15) 避難の指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関する事
- (17) 災害広報に関する事
- (18) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。
- (19) 復旧資機材の確保に関する事
- (20) 災害対策要員の確保、動員に関する事
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (23) 地域安全対策に関する事
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (26) 災害弔慰金、災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
- (27) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (28) 義援金品の受領・配分に関する事

2 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
都城市消防局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に対する予防、防御と拡大防災対策に関する事 (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関する事 (3) 災害時における人命救助対策に関する事 (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関する事

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 崎 県	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議にかかる事務に関する事 (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 (3) 防災施設の整備に関する事 (4) 防災に係る教育、訓練に関する事 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 (11) 防災知識の普及に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 (15) 災害救助法の適用に関する事 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事

宮 崎 県	<p>(19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する こと</p> <p>(20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する こと</p> <p>(21) 自衛隊の災害派遣要請に関する こと</p> <p>(22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する こと</p> <p>(23) 地域安全対策に関する こと</p> <p>(24) 災害廃棄物の処理に関する こと</p> <p>(災害復旧)</p> <p>(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災 害復旧に関する こと</p> <p>(26) 物価の安定に関する こと</p> <p>(27) 義援金品の受領、配分に関する こと</p> <p>(28) 災害復旧資材の確保に関する こと</p> <p>(29) 災害融資等に関する こと</p>
北 諸 県 農林振興局	<p>(1) 農地、農業用施設、農作物等の災害対策並びにこれらの指導 に関する こと</p> <p>(2) 林道、林産物及び治山施設等の災害対策並びにこれらの指導 に関する こと</p>
都城土木事務所	所管にかかる施設の災害予防、災害時における応急対策及び災害 復旧対策並びにこれらの指導に関する こと
都城保健所	<p>(1) 災害時における医療、助産及び救護の指導調整に関する こと</p> <p>(2) 災害時における防疫及び食品等の衛生保持並びに清掃の指導 に関する こと</p>
南部福祉 こどもセンター	<p>(1) 災害救助法の適用に関する指導に関する こと</p> <p>(2) 災害救助の連絡調整に関する こと</p>
都城警察署	<p>(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する こと</p> <p>(2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する こと</p>

4. 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
都城森林管理 支 署	<p>(1) 国有林等の森林治水事業の防災管理に関する こと</p> <p>(2) 災害応急用材の需給対策に関する こと</p>
九州農政局 宮崎県拠点	災害時における主要食料の需給対策に関する こと

宮崎地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所都城出張所及び同都城国道維持出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 直轄河川の水防に関すること (3) 直轄国道の維持改修に関すること (4) その他防災に関し国土交通省の掌握すべきこと
三股郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便輸送の確保、郵政業務の確保に関すること (2) 郵便貯金及び簡易保険事業の取り扱いに関する非常措置を行うこと

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊都城駐屯地（第43普通科連隊） 航空自衛隊新田原基地	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣計画の作成に関すること (2) 地域防災計画に係る訓練の参加に関すること (3) 災害派遣による県・町その他の防災機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT 西日本 (株) 宮崎支店 NTT ドコモビジネス株式会社、 株式会社NTT ドコモ（宮崎支店）、 KDDI 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧用通信設備に関すること (3) 津波警報、気象情報の伝達に関すること (4) 災害時における重要通信に関すること (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本赤十字社 宮崎県支部 都城分区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療助産の実施に関すること (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施に関すること (3) 義援、金品の募集及び配分に関すること
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

九州電力送配電 (株) 都城配電 事業所	(2) 災害時における電力供給確保に関すること (3) 停電時の復旧作業に関すること
日本放送協会 宮崎放送局 (NHK) 民間放送局各社	(1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (3) 気象予報等の放送周知に関すること (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること (6) 災害時における広報に関すること (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
都城トラック 団地協同組合	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること
宮崎交通(株) 都城営業所	(1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること (2) 災害により路線が普通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること
宮崎県LPガス 協会都城支部	(1) ガス供給施設の震災整備に関すること (2) 被災時における燃料供給の確保に関すること

7 その他の公的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
J Aみやざき 都城地区本部	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること (4) 被災農家に対する融資の斡旋に関すること
都城森林組合	(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋に関すること
三股町商工会	(1) 被災者に対する医療、食品の融資斡旋に関すること (2) 被災会員等に対する資金の融資斡旋に関すること
三 股 町 土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の整備に関すること (2) 農地湛水の防排除活動に関すること (3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること
三 股 町 社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施に関すること (3) 義援、物資等の受入及び配分に関すること

医療機関等 (医師会等)	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
三股町 建設業協会	(1) 災害防止に関する応急措置に関する事 (2) 災害復旧応援措置に関する事
水道事業者 及び三股町 管工事組合	(1) 水道施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における水の確保に関する事 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
三股町各自治公 民館(自主防災 組織)	(1) 危険個所の点検見回りに関する事 (2) 災害弱者等(自主避難のできない者)の把握に関する事 (3) 災害発生時の連絡及び自主避難に関する事
都城北諸地区 清掃公社等	(1) 処理施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における処理能力の確保に関する事 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
その他公共的団 体及び防災上重 要な施設の管理 者	それぞれの職務に関する防災管理、防災対策及び対策及び災害復 旧に関する事。

第4節 三股町の地勢と災害要因、災害記録

本節では町の地形・地質、また降水量など自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、さらに台風や集中豪雨等三股町の特徴的な災害履歴と災害特性を示す。

1 位置

本町は宮崎県の南西部に広がる、都城盆地の南東に位置し、東部は、鰐塚山系の分水界をもって西及び北部は都城市、南東部は日南市に隣接しており、東経 131 度 05 分～131 度 16 分、北緯 31 度 39 分～31 度 47 分に位置しています。

三股町の位置



2 自然的要因

(1) 地形・地質

本町の地形は、東西に 18.0 km 南北に 12.7 km のやや東西に細長い地形で総面積の約 73% が国有林を中心とする林野となっている。西に九州山地の高峰「高千穂の峰」を望み、東は鰐塚山系に囲まれた温暖な土地柄であり鰐塚山系に源を発する大淀川水系の沖水川が、本町の中央を西流し、その流域に扇状地を形成し水田が開けている。主な山岳としては、鰐塚山 (1,119 m) 雪ヶ峰 (853.1 m) 柳岳 (952.3 m) 東岳 (898 m) があり、主要河川としては、沖水川、高畑川、萩原川、年見川などがある。

地質は、第4紀新層及び火山灰第4紀古層からなり、特に火山灰第4紀古層が町域の77%を占めている。第4紀古層は洪積ともいわれ、一段高い位置にあって台地を形成している。このため、水利の便に乏しく、大部分は畑、又は原野である。第4紀新層は重要な農耕地であり、特に水利の便がよいので水田が多く、ほとんどは砂土、砂質土壌で土質は良好である。また南九州特有のシラス、ボラ、赤ホヤが広く分布した特殊土地帯でもある。

土地利用の状況

	合計	農用地	森林 原野	河川 水路	道路	住宅地	工業 用地	その他
面積 (k m ²)	110.02	13.4	78.68	2.41	<u>3.38</u>	<u>4.74</u>	<u>0.19</u>	<u>5.49</u>
構成比 (%)	100.0	12.2	71.5	2.2	<u>3.1</u>	<u>4.3</u>	<u>1.7</u>	<u>5.0</u>

(2) 気候

本町は、都城盆地の東部、鱈塚山系の麓に位置することから、内陸性の気候を示しており、夏と冬、昼と夜の寒暖差が大きい。年間の平均気温は17℃前後であるが、最高気温は概ね34℃以上、最低気温は概ね-4℃以下となっている。

年間降水量は、2,500ミリメートル以上で、年によっては約3,200ミリメートルを超えるなど変化が大きい。(都城特別地域気象観測所観測データ参考)

気象状況 (令和元年から令和5年) **【都城特別地域気象観測所】**

	降水量	気温(℃)			風速 (m/s)			日照時間 (h)
		平均	最高	最低	平均	最大	瞬間	
元	3021.0	17.5	35.3	-3.2	2.0	12.4	24.5	1845.3
2	3312.5	17.3	39.4	-4.5	2.0	15.9	29.4	2028.4
3	2799.0	17.2	35.6	-5.9	2.1	10.2	18.7	1987.5
4	3202.5	17.3	36.1	-3.7	2.0	18.1	34.6	1926.0
5	2705.5	17.5	35.1	-4.3	2.0	12.2	23.9	2027.9

3 社会的要因

(1) 人口及び世帯数の推移

本町の人口は、昭和30年から昭和50年にかけては減少傾向を示してきた。その後、隣接する都城市のベッドタウン化、企業誘致、大学の誘致(平成20年度南九州大学として再度開学する。)なども要因となって住宅団地やアパートの建設が進み、隣接市町からの流入やUターン者が増え、人口増加に転じた。なお、令和2年の人口は25,591人であり、平成22年からの10年間に780人(702世帯)の増加が見られる。しかしながら、近年、人口の増加率はやや落ち込む傾向にある。

一方、世帯数については人口の増加とともに核家族化等も相まって年々増加し、令和2年は10,203世帯となっている。なお、1世帯あたりの家族数については依然減少傾向にあり、令和2年には2.5人(-0.1人)となっている。

	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年
人口	16,158	14,803	15,789	18,832	22,941	24,544
世帯数	3,296	3,672	4,693	5,911	7,990	9,045
	平成22年	平成27年	令和2年			
人口	24,811	25,404	25,591			
世帯数	9,501	9,967	10,203			

(2) 産 業

本町の産業は、農畜産業を基幹産業として、工場誘致などを積極的に行うなどして発展を続けてきた。

農業は、畜産を中心に、水稻、露地野菜等を組み合わせた複合経営が大半を占めているが、近年、施設野菜や花き、工芸農作物を専業とする農家が増加しつつある。なお、農業構造、就業面については、兼業化が進行するとともに、担い手不足や高齢化などが見られる。

一方、畜産の経営についても、高齢化による農家戸数の減少、悪性伝染病の蔓延の

危険性の増大など、依然として厳しい経営が続いている。このような中、畜産の一大生産地としての地位を維持しつつ、経営の安定、向上、後継者の育成などゆとりある畜産経営の確立の施策の推進が必要と考えられる。

本町の林業面積は、令和5年度現在、7,866haであり、このうち国有林面積が2,719ha、森林面積(公有林を含む)が5,145haを占めている。また、民有林の人工林率は、70%と高いものになっている。

一方、町内の林道・作業路の延長は、令和5年現在、林道が27.7km、作業路66.0kmとなっており、植林、育林、伐採などに欠かすことのできない作業基盤となっている。今後も、森林の持つ公益的機能を守り活かしながら森林の保全活動とともに、山村地域の活性化を図ることが求められている。

工業形態は、古くから続く地場産業及び誘致企業が大半を占めており、また、ほとんどの企業は中小規模となっている。令和2年の経済構造実態調査によると、工業規模は、工場数38件、従業員数809人、製品出荷額がおよそ135億円となっている。なお、従業員数は、最も多かった平成3年の1,903人と比較すると1,094人の減少となっている。

商業規模は、令和3年の商業統計調査によると、商店数165店、従業員数1,202人、年間総販売額は約277億円となっている。平成26年と比較してみると、商店数では0.4%の増、年間販売額では2.6%の減収となっている。従業員数は3.0%の減である。

近年、本町及び近郊市町では大資本系列の中・大型店の活発な進出が見られ、既存の小規模店の経営を脅かす存在となっている。一方、都城市内への消費者の流出も続いている。本町はこれまで消費者の流出防止の一環として、商品券の発行などを実施してきたが、今後さらに町外への消費者流出防止に向けた施策を推進していくとともに、地場産業の振興、特に一次産品を活用した産業の発展を図る必要がある。

(3) 交通

本町には、公共交通機関として路線バスとJR日豊本線(三股駅・餅原駅)があるが、両交通機関とも利用者は年々減少している。なお、路線バスは現在2路線(廃止代替路線)を、県・町の負担によって運行し、路線維持に努めている。路線バスの補完的な役割を担うコミュニティバスについては、高齢者や交通弱者の足としてより利用しやすい運行となるよう、定期的に見直しを実施している。

利用者の増加対策や代替バスの運行など、今後の課題に取り組んでいく必要がある。

4 災害記録

本町の災害には、台風、大雨、洪水、火災等があり、被害の概要は次のとおりである。

(1) 台 風

過去に三股町に災害をもたらした主な台風

発 生 年 月	名 称	上陸した地点
平成 11 年 9 月	台 風 16 号	都井岬付近
平成 17 年 9 月	台 風 14 号	長崎県諫早市付近
平成 18 年 8 月	台 風 10 号	宮崎市付近
平成 18 年 9 月	台 風 13 号	長崎県佐世保市付近
平成 19 年 7 月	台 風 4 号	鹿児島県鹿屋市付近
平成 19 年 8 月	台 風 5 号	日向市付近
平成 20 年 9 月	台 風 13 号	上陸なし
平成 23 年 9 月	台 風 15 号	上陸なし
平成 25 年 9 月	台 風 17 号	鹿児島県指宿市付近
平成 28 年 9 月	台 風 16 号	鹿児島県大隅半島
平成 30 年 8 月	台 風 24 号	上陸なし
令和 2 年 9 月	台 風 10 号	上陸なし
令和 4 年 9 月	台 風 14 号	鹿児島県鹿児島市

(資料：宮崎地方气象台)

(2) 過去 7 年間における降水量 年間と 6～7 月の梅雨期 (都城特別地域気象観測所)

年	年 間 (mm)				6 月・7 月
	合計	最大			
		日	1 時間	10 分間	
平成 29 年	2568.5	158.0	46.0	15.5	869.0
平成 30 年	2943.0	247.0	50.0	15.5	1053.0
令和 元年	3021.0	372.0	48.5	16.0	1411.0
令和 2 年	3312.5	243.5	65.0	17.0	1639.0
令和 3 年	2799.0	171.0	58.5	19.5	652.5
令和 4 年	3202.5	538.5	68.5	16.5	1116.0
令和 5 年	2705.5	209.5	38.0	20.0	838

(資料：気象庁)

(3) 町内における過去5年間の火災発生状況

区分		年					
		2	3	4	5	6	
火災件数		11	7	4	11	8	
火災種別	火元全焼	1		2	1		
	火元半焼		1			1	
	火元部分焼	2				1	
	火元ぼや	3	2	1	2	3	
	建物	6	3	3	3	5	
	林野				1		
	車両	1			3	1	
	船舶						
	航空機						
	その他	4	4	1	4	2	
焼損棟数		11	3	8	3	5	
	建物 m ²	292	45	199	161	831	
	表面積 m ²	18		24			
	林野 a				5		
罹災世帯数	全損	2		2	1		
	半損		1	1			
	小損	6	1	4	2	1	
	計	8	2	7	3	1	
り災人員		17	8	13	7	4	
死傷者数	死者						
	負傷者	1		1		1	
損害額(千円)	建物	建物	5,826	2,559	19,362	13,456	11,790
		収容物	717	1,113	1,467	4,145	6,261
	小計		6,543	3,672	21,869	17,601	18,051
	林野					235	
	車両		950			2,231	370
	船舶						
	航空機						
	その他		7		15	2,698	
爆発							
合計		7,500	3,672	21,884	22,765	18,421	

第1章 災害の特性等

②〈1. 災害の特性〉第1節 風水害の概況

第1節 風水害の概況

本町は台風常襲地域に位置しており、過去の台風来襲の時は、災害の発生やその被害も多大なものでありました。このような大規模な風水害に対処するため総合的かつ計画的な防災対策を推進することが重要である。このため、まず、風水害の特性をとらえておく必要がある。

1 気象状況別被害発生状況

本県の気象状況により発生する被害（人的被害を除く）を年次別及び原因別に区分し、異常気象の件数とそれにより発生する被害（額）の発生状況を示す。（ ）：件数

過去5年分（平成29年～令和3年）の年次別・原因別被害額の一覧表

年	台風	低気圧	干害・凍霜結 長雨害	その他	計
27年	(台風2) 2,123,168	(低気圧 1、前線10) 1,323,539	(大雨3) 259,778	(地すべり2、長雨1、落 雷1) 3,280,033	(20) 6,986,518
28年	(台風3) 8,529,620	(前線4) 3,759,755	(大雨6) 187,742	(大雪1、強風1、地震1、 落雷4) 1,180,276	(20) 13,657,393
29年	(台風5) 6,771,006	(前線4) 272,496	(凍害1、大 雨3) 687,671	(地震1、落雷4、噴火1) 38,675	(19) 7,709,848
30年	(台風8) 2,123,168	(低気圧 1、前線10) 1,323,539	(大雨3) 259,778	(地すべり2、低温2、噴 火1、強風1、落雷2) 2,496,082	(22) 27,541,652
元年	(台風4) 2,938,651	(前線6) 2,795,005	(大雨6) 1,315,471	(噴火1、地震1、落雷4) 199,973	(22) 7,249,100
2年	(台風3) 4,212,214	(前線11) 8,264,957		(地すべり3、強風1、 低温1、落雷1) 668,128	(20) 13,145,299
3年	(台風1) 190,814	(前線19) 5,245,304		(地すべり3、ヒョウ3、 落雷1。地震1) 811,432	(20) 6,247,550

(注) 1 前表は宮崎県刊行の「宮崎県災異誌」に第57号（令和3年度版）による。

2 ()：台風数は、損害が生じた台風の数を示す。上陸した数とは合致しない。

2 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり、人、家畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その

被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある。

農作物の被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右すると言っても過言ではないほどである。

3 台風の特性

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間 1949 から 2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。）年平均 2.9 個となっており、毎年 2 個以上の台風から被害を受けている。

(2) 台風の襲来季節

本県に被害をもたらした台風の襲来状況は、過去の統計によると本県に被害をもたらした台風の襲来時期は 7 月上旬～10 月下旬が多い。また、主な台風による被害の発生状況は下表のとおりである。

	7 月	8 月	9 月	10 月
月上旬	5	7	10	11
月中旬	7	14	18	10
月下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

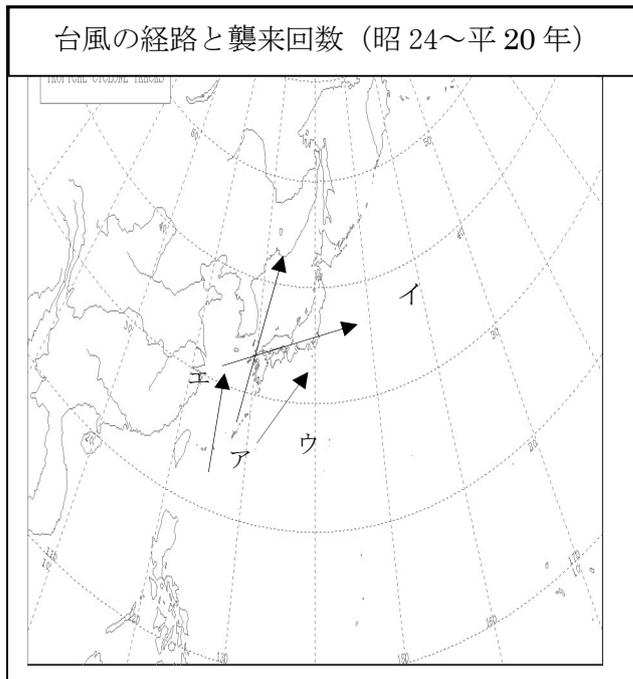
* 三股町に大きな被害が発生した台風は、2005. 9. 4 の台風 14 号で、死者 2 名を含む被害があった。

(注) この表の数値は、県水防計画から引用

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上を通過するものであるが、過去の資料（昭和 24 年～平成 20 年）で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個（被害総額 50 億円以上について調査した。）についての経路を見ると、右図のようになっている。

- ア 九州南部に上陸し、九州横断（13 回）
- イ 九州西部に上陸し、九州斜断（6 回）
- ウ 日向灘を北上（7 回）
- エ 九州西方海上を北上（12 回）
- オ その他（4 回）



(4) 本県における台風の強さ

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きている。降水量はややばらつきがあるが 6～10 月の間が多い。台風の被害額には風雨の強さが関係し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

また、台風の雨が降り始める時刻も、九州の他の地域に比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23 度から 25 度まで北上すると本県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。

その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに100～200ミリの降雨量に達することが多い。しかも台風による雨は、しゅう雨性のものが多く、局地的に異常な降雨になることがある。

雨の降り終わりは、台風の中心が宮崎から600kmの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

台風による被害額は、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが損害の増大に関係しておりこの傾向は本町にもすべて当てはまる。

(参考) 台風の大きさ

台風の強さ

階 級	風速 15m/s 以上の半径	階 級	中心の最大風速
《表現なし》	500km 未満	《表現なし》	17m/s 以上～33m/s 未満
大 型 (大きい)	500km 以上～800km 未満	強 い	33m/s 以上～44m/s 未満
超 大 型 (非常に大きい)	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
		猛 烈 な	54m/s 以上

4 台風情報

(1) 台風の進路予報

ア 台風の実況と1日(24時間)先までの12時間刻みの進路・強度予報は3時間毎に発表される。

イ 5日(120時間)先までの24時間刻みの進路・強度予報は6時間毎(3時、9時、15時、21時)に発表される。

ウ 台風が日本に接近し、影響する恐れがある場合、実況は毎時発表され、24時間先までは3時間刻みの進路・強度予報が3時間毎に発表される。

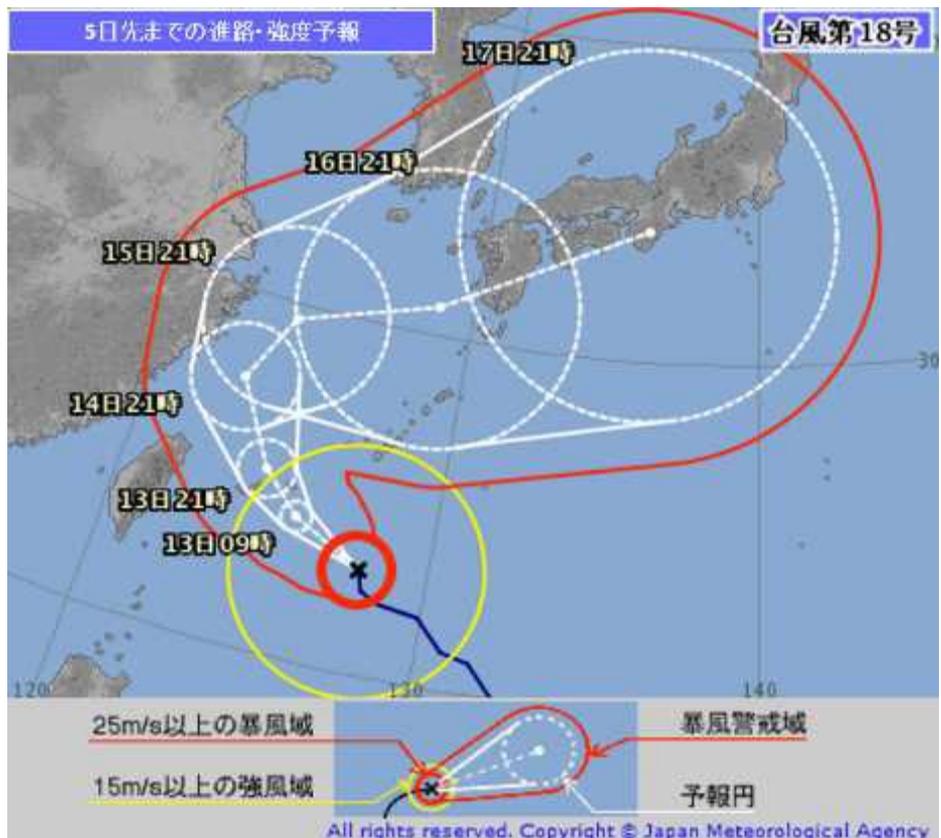
(2) 暴風警戒域

台風の中心付近で、風速25m/s以上の暴風が吹いている範囲を暴風域という。台風の中心が予報円内に入った場合暴風域内にはいるおそれがある範囲を暴風警戒域といい、予報円の半径に暴風域の半径を加えた大きな円で表している。暴風警戒域の全域が、実際に暴風域に入るわけではない。

※台風に関する情報：気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(3) 台風の進路の予測

【例】台風の予想進路図



(4) 気象庁が使用する時間を表す用語

開始時刻の表現	終了時刻の表現	ピーク時間の表現
未明から (0 時頃から)	未明まで (3 時頃まで)	未明 (0~3 時頃)
明け方から (3 時頃から)	明け方まで (6 時頃まで)	明け方 (3~6 時頃)
朝から (6 時頃から)	朝まで (9 時頃まで)	朝 (6~9 時頃)
昼前から (9 時頃から)	昼前まで (12 時頃まで)	昼前 (9~12 時頃)
昼過ぎから (12 時頃から)	昼過ぎまで (15 時頃まで)	昼過ぎ (12~15 時頃)
夕方から (15 時頃から)	夕方まで (18 時頃まで)	夕方 (15~18 時頃)
夜のはじめ頃から (18 時頃から)	夜のはじめ頃まで (21 時頃まで)	夜のはじめ頃 (18~21 時頃)
夜遅くから (21 時頃から)	夜遅くまで (24 時頃まで)	夜遅く (21~24 時頃)

(5) 台風接近時の風と雨の特性

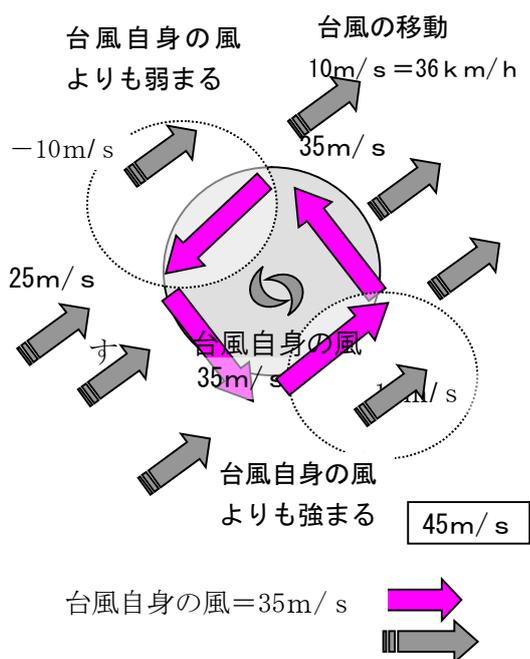
ア 台風の強さ

台風の進路方向の右側では、左側に比べて移動速度の2倍分だけ風が強く吹きます。

移動速度が速い台風では、特に右側で暴風に対する警戒が必要です。

なお、実際の吹き方は、地表面の摩擦の違いや地形の効果、周辺の気圧配置の影響も受けるため複雑になります。

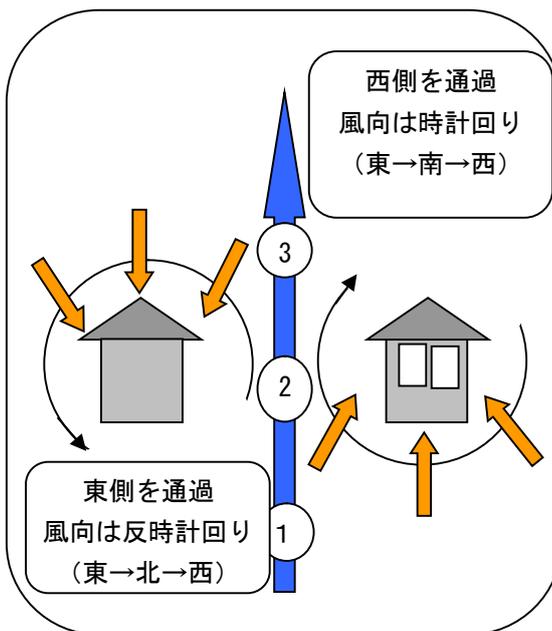
三股町では、日向灘を通過する台風は比較的台風の風を弱く感じ、西側の鹿児島県、東シナ海を通過する場合は強い風となります。



イ 台風が通過するときの風向の変化

台風が西又は北側を通過するときは、時計回り（東→南→西）に風向が変化し、東又は南側を通過するときは、反時計回り（東→北→西）に風向が変化する。

周りに建物があれば必ずしも風向きがこのようにはっきりと変化するとは限らないが、風向の変化は台風に備えて家の周りを補強する際の参考になる。



※ 台風の時に限らず、風の強さには注意をする必要があります。

気象情報の用語について、下記のような点に注意することが必要です。

- ① 気象庁が用いる「最大風速」とは、「10分間の平均風速の最大値」です。
- ② 陸上では、最大瞬間風速が最大風速の約1.5倍～3倍以上になることがあります。
- ③ 風速が2倍、3倍になると風圧は4倍、9倍と大きくなります。

ウ 台風による地形性的大雨

台風が九州の南海上から接近し九州の近くを北上するとき、九州山地には長い時間湿った東よりの風が吹きつけるため、九州山地の東側では特に雨量が多くなる。

平成17年台風14号では、1,000ミリを超える大雨が降りました。

エ 雨の強さと降り方

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上 ～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		道路が川のようになる
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなる、視界が悪くなる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上 ～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)				車の運転は危険
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

- (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

オ 風の強さと吹き方

風の強さ(予報用語)	平均風速(m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速(m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中は横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人もある。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	

				出る。る。 高所での作業はきわめて危険。				30
非常に強い風	20 以上 25 未満	~90km		何かにつかまってい ないと立っ ていら れない。 飛来物 によっ て負傷 するお それ がある。	細い木の 幹が折れ たり、根 の張って いない木 が倒れ始 める。 看板が落 下・飛散 する。 道路標識 が傾く。	通常 の速 度で運 転す るの が困 難に な る。	屋根瓦・屋根葺材が飛散する ものがある。 固定されていないプレハブ 小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム (被覆材) が広範囲に破れる。	40
	25 以上 30 未満	~110km						
猛烈な風	30 以上 35 未満	~125km	特急 電車	屋外での行動は極めて危険。 多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。		固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35 以上 40 未満	~140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	60
	40 以上	140km~					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	

(注 1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

5 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国又は県と気象台は共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており、これを指定河川洪水予報という。

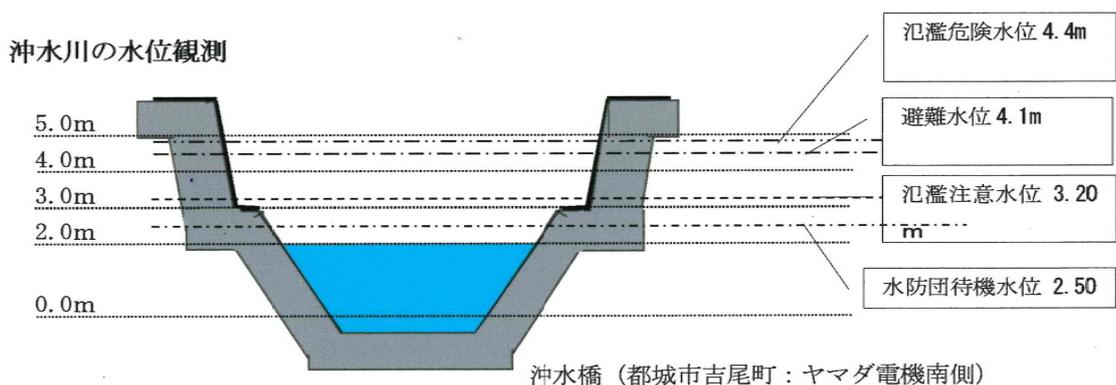
三股町を流れる沖水川が合流する大淀川上流部では、国(宮崎河川国道事務所)と気象台が共同して指定河川洪水予報を実施している。大淀川の状態は、沖水川をはじめ三股町内を流れる河川の水位に影響を及ぼすため注意する必要がある。

水位危険度レベル	種類	水位の名称	水位	求める行動の段階
レベル5	大雨特別警報 洪水警報	越水・破堤	越水・破堤	新たに氾濫が及ぶ区域の避難
レベル4		氾濫危険水位	洪水により破堤等の災害や浸水被害の恐れがあり、水防法第13条に規定する特別警戒水位	1 避難指示の発令 2 住民は、自発的に避難する際の目安
レベル3		避難判断水位	氾濫注意水位と氾濫危険水位の間	高齢者等避難開始の発令の目安
レベル2	洪水注意報	氾濫注意水位	水防活動の目安となる水位	警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視等の水防活動の実施
レベル1		水防団待機水位	氾濫注意水位には達していないが、注意を要する水位	水防団が、出動人員の配置や器材の準備

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
大淀川上流部	大淀川	岳下	都城市 都島町	N31° 43' 13" E131° 51' 09"	3.20	3.70	4.10	4.80	6.58
	大淀川	樋渡	都城市 高崎町	N31° 51' 35" E131° 06' 47"	5.40	6.00	8.30	9.20	10.10

(2) 水位周知河川

指定河川以外で水位情報を発表する河川を水位周知河川という。三股町では、沖水川が対象となり、沖水橋水位観測所の水位が、避難準備・高齢者等避難開始の発表の目安である避難判断水位に達した場合に「沖水川避難判断水位到達情報」が避難勧告発令の目安である氾濫危険水位に達した場合に「沖水川氾濫危険水位到達情報」が、都城土木事務所から発表され、三股町に通知される



6 重要水防箇所の指定と措置

【河川管理者の指定】

県知事が管理する河川（海岸）における重要水防箇所に沖水川三股橋南側付近の住宅地が、平成22年度の県水防計画において指定（要注意）される。

重要水防箇所一覧表（要注意）

都城土木事務所管内（抜粋）

番号	河川	場所	左岸・右岸	延長	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
No2	沖水川	樺山6084番地先	左岸	250m	内水	浸水	—	住宅地	—

【町の措置】

町は、県の重要水防箇所の指定を受けた地域の降雨量及び気象情報により判断し、河川の水位や当該場所付近の警戒活動を行う。

第2節 災害の想定

本計画策定にあたって、本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

宮崎県では、県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後、県域に起こると想定しており、本町でも同程度の風水害が起こると想定して対策を策定する。

代表的台風における被害

台風の種別	最大瞬間風速・風向 (宮崎地方気象台)	総降雨量	死傷者	被害
枕崎台風 (風が強く被害の大きかった代表的な台風) 昭和20年9月17日来襲	55.4m/s 南南東	550.4mm (神門)	6,208名	家屋全半壊 流出 33,944戸
台風12号 (降雨量の多い代表的な台風) 昭和29年9月13日来襲	38.6m/s 南東	1265.6mm (渡川)	129名	家屋全半壊 流出 2,430戸
台風13号 (風の強い代表的な台風) 平成5年9月2日来襲	57.9m/s 南東	404.0mm (えびの)	145名	家屋全半壊 流出 385戸 一部損壊 33,444戸
台風19号 (近年における降雨量の多い代表的な台風) 平成9年9月15日来襲	36.7m/s 南東	927.0mm (神門)	12名	家屋全半壊 流出 13戸 床上浸水 2,486戸
台風14号 (県内では甚大な浸水等で死者多数が発生) 平成17年9月4～7日	32.0m/s 南東(油津)	1,322mm (神門) 1,029mm (鰐塚)	26名 (うち 三股2名)	家屋全半壊 7,160棟 床上・下浸水 9,901棟 土砂災害 266箇所

第2章 風水害予防対策

風水害に強いまちづくり

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。

② <2. 予防> 第1節 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 風水害に強いまちづくりの推進

町は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

1 災害危険箇所対策の実施（都市整備課・総務課）

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進める。

災害危険箇所の対策は次による。

(1) 危険箇所の調査

町は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生する恐れのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

町内の災害危険箇所等は、第10編第2章第1節及び資料25、26、27、28に記載

(2) 危険箇所

ア 山地災害危険箇所等

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与える恐れのある山地災害危険箇所を調査・把握し、山地災害危険箇所の住民への周知を図る。

イ 土石流危険溪流等

町は、関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険溪流を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のための砂防施設を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

ウ 地すべり危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を調査・把握し、そのうち、地すべりを起こしている区域又は地すべりが起こる恐れのある極めて大きい区域、及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発する恐れのある極めて大きい地域について、地すべり防止区域としての指定推進に努める。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、関係機関と連携を図り、崖崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等調査・把握し、そのうち、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当

数の居住者、その他の者に危険が生ずる恐れがあるもの、及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域を、急傾斜地崩壊危険箇所区域としての指定推進に努める。

オ 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、崖地近接等危険住宅移転事業により、崖地に近接する既存の不適合住宅の移転を推進する。

カ 水防計画に基づく危険区域

水防管理者（町長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「三股町水防計画」に基づく危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための水防団（消防団）を配置する。

キ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者（町長）は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

ク その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民に周知するとともに、指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 災害危険箇所の内容を住民に十分に認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 独自に、新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべり等の危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（土砂災害ハザードマップ若しくは防災マップ）の作成・掲示・配布。

(ウ) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や自治公民館等の総会・会合等あらゆる機会手段を通じて周知を図る。

[県]

治山事業、治水事業、砂防事業及び地すべり対策事業については、令和6年度から10年度までとする「森林整備保全事業計画」等に基づき計画的に事業の推進を図るものとする。

また、急傾斜地については、国の計画策定に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施するものとする。

さらに、農地防災事業については、継続性のある事業推進を図るため、令和7年度中には、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）」を作成し、宮崎の特性を活かした農業の確立を図るとともに、潤いと活力ある農村づくりを推進していく。

2 建築物の安全性確保（都市整備課）

建築物の安全性の確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

ア 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として、耐風性のある建築を建設促進する。

イ 公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告は、建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 地すべり、崖崩れ等により身体、生命に危険を及ぼす恐れがあると町長が認める地域内の住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築又は建築基準法第9条又は第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転又は改築の命令の予告通知を受けたもの（第9条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する住宅の新築又は改良については、その経費について、住宅金融公庫の特別融資がなされるので、当事者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ 崖地近接等危険住宅移転事業は、崖地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を行う。

また、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、これを促進し住民の生命の安全を図る。

3 重要施設の安全性確保（都市整備課・教育委員会・町民保健課・福祉課・高齢者支援課）

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

1 町の道路状況 (都市整備課) (数字で見る三股町 令和7年3月刊行から)

(1) 国道の現況 (単位：m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
国道 222 号バイパス	3,782.1	3,782.1	100%	3,782.1	100%
国道 269 号	2,638.5	2,638.5	100%	2,638.5	100%
計 2 路線	6,420.6	6,420.6	100%	6,420.6	100%

(2) 県道の現況 (単位：m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
都城東環状線	9,899.7	9,899.7	100%	9,899.7	100%
都城・北郷線	17,978.5	17,978.5	100%	17,978.5	100%
三股・高城線	2,342.1	2,342.1	100%	2,342.1	100%
財部・庄内・安久線	4,433.0	4,291.9	96.8%	4,433.0	100%
鱒塚山・田野停車場線	105.5	0.0	0.0%	105.5	100%
三股停車場線	280.0	280.0	100%	280.0	100%
計 6 路線	35,041.1	34,794.5	99.3%	35,041.1	100%

(3) 町道の現況 (単位：m・%)

年次	実延長 m	改良済		舗装済	
		延長	率	延長	率
令和元年	415,523	261,442	62.91	324,426	78.07
2	415,814	262,482	63.10	325,421	78.30
3	417,045	263,692	63.20	327,050	78.40
4	416,603	265,141	63.60	328,517	78.90
5	420,087	268,619	63.90	335,496	79.90

<u>6</u>	<u>419,916</u>	<u>269,219</u>	<u>64.10</u>	<u>336,115</u>	<u>80.00</u>
----------	----------------	----------------	--------------	----------------	--------------

(4) 農道の現況 (単位：m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
農道 122 路線	41,240	14,434	35.0%	6,510	15.8%
計 122 路線	41,240	14,434	35.0%	6,510	15.8%

(5) 林道の現況 (単位：m・%)

路線名	道路延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
林道 18 路線	23,793	23,793	100.0%	0	0.0%
計 18 路線	23,793	23,793	100.0%	0	0.0%

*農道・林道の現況データは過年度分を記載

2 町道に架かる橋梁状況 令和7年4月1日 (単位：m・㎡)

年次	木橋		石橋		永久橋	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
令和元年	<u>0</u>	<u>0</u>	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,815.52</u>
<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,815.52</u>
<u>3</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,815.52</u>
<u>4</u>	0	0	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,818.07</u>
<u>5</u>	0	0	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,844.07</u>
<u>6</u>	0	0	2	59.71	<u>125</u>	<u>1,844.07</u>

町は、町道の舗装率を高めるとともに橋梁の耐震化等改良を進め、交通路機能の確保に努める。

3 道路施設の安全性の向上 (県・都市整備課)

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、及び橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防対策を実施する。

4 道路防災拠点施設の整備 (県)

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅」、一般国道 269 号及び県道都城北郷線等の整備を図る。

5 道路情報提供装置の整備 (県・都市整備課)

災害発生時において被害情報の伝達を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

第3節 ライフライン施設の機能確保

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設別に安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

1 上水道施設の整備 (環境水道課)

町及び水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するため、関係機関と連携し、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進する。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の安全性の向上
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

2 下水道施設等の整備 (環境水道課)

下水道・農業集落排水施設は、現在整備が進められている段階であるが、今後さらに事業推進を図っていく。その際は、施設の安全点検や安全性の確保には特に留意する。

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い対応を図る。

[県]

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- 1 広域相互応援体制の整備
- 2 供給拠点の設定
- 3 応援資機材等の情報収集

4 水質検査体制の整備

3 ガス施設 (総務課)

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

4 電力施設の整備 (総務課)

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力(株) (都城営業所) 等電気事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

[九州電力(株)等電気事業者]

災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、耐震性の向上に特に留意するものとする。

5 通信施設の整備 (総務課)

通信施設の災害予防措置については、NTT 西日本(株) (宮崎支店) の計画によるが、町もこれに協力する。

[NTT 西日本(株) (宮崎支店)]

- 1 中継センターの分散
- 2 中継伝送路の2ルート化 (ループ化)
- 3 防風対策等安全対策の推進

第4節 風水害に関する調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究、情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

1 調査・研究体制の整備（総務課）

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。

このため、これらの現象の分析、検討に努め、地域に応じた総合的な防災体制に役立てる。

また、災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備しておく。

2 調査、研究項目（総務課）

町は、町域内における危険地区の実態を把握するなどして、県が行う調査・研究に協力する。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

② < 2. 予防 > 第 5 節 災害発生直前における体制の整備

第 5 節 災害発生直前における体制の整備

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

1 警報等の伝達体制の整備（総務課）

町は、県及び宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にして、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、防災行政無線等で伝達する。

2 避難誘導體制の整備（総務課）

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておく。

避難誘導體制の整備については、本編第 2 章第 11 節によるほか、本節の定めるところによる。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

過去の風水害の履歴や災害危険区域等地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(2) 避難計画の作成

関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成しておく。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況。

イ 住民への情報伝達方法

町防災行政無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法。

ウ 避難所・避難経路

避難所・避難経路については、構造や立地条件等・安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青壮年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、支援者を定めておくなどの措置を講ずる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準の明確化

町長の避難措置は、原則として高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の3段階に分け実施するが、災害の種類や対象地区ごとにそれぞれの実施基準の明確化に努める。

[大雨警報及び宮崎県土砂災害警戒情報に基づく基準]

区分	状況	とるべき避難行動
高齢者等避難警戒レベル3	<p>●災害への警戒が必要なとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報(浸水害)が発令され、かつ、大雨警報(浸水害)の危険度分布で「大雨警報の表面雨量指数が警戒基準」に達するとき 2 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準」に到達するとき。又は、近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等)が発見されたとき 3 暴風警報が発令され、避難準備を要すると判断されたとき 4 河川が避難判断水位を突破し、なお水位が上昇すると判断されたとき 5 その他、諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき <p>☆要配慮者の避難開始</p>	<p>次に該当する方は、避難を開始してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方 2 ○川沿いにお住まいの方(※) なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。 それ以外については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 (※) 急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に記載

<p>避難指示 警戒レベル 4</p>	<p>●命に危険が及ぶ災害がいつ発生してもおかしくないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準」に到達するとき 2 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 3 河川の水位が氾濫危険水位に達するおそれが高く、洪水のおそれがあるとき 4 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき 5 土砂災害警戒情報が発表され、個別の溪流・斜面の状況や宮崎県河川砂防情報提供システムなどの気象情報により、総合的に判断して、土砂災害の危険性が著しく高くなったと判断されるとき、または近隣で前兆現象（湧水、地下水が濁る変化）が発見されたとき 6 その他、人命保護上避難を要すると認められるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに避難を開始して下さい。外が危険な場合は、部屋の高いところに避難して下さい。 2 土砂災害等警戒区域外の少しでも安全な場所へ避難して下さい。
<p>緊急安全 確保 警戒レベル 5</p>	<p>●命に危険が及ぶ災害が切迫。又は災害がすでに発生している可能性が高いとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通省宮崎河川国道事務所から、ホットラインにより助言があったとき 2 都城土木事務所から、ホットラインにより助言があったとき 3 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき。又は、土砂災害の前兆現象が発見されたり、地滑りにより危険が切迫しているとき 4 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき 5 前兆現象や、現地の切迫した状況から洪水のおそれがあるとき 6 河川の上流地域が水害を受け、又は河川砂防が決壊するなど下流の地域に危険が迫っているか、現に災害が発生しているとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 命の危険があります。ただちに身の安全確保をしてください。 2 外が危険な場合は、部屋の高いところに緊急に避難して下さい。

	7 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	
	8 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき	

(4) 地域特性及び前兆現象、気象情報等の発令基準の特例

避難勧告等の発令については、その地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合は、上記の避難基準に達していな場合においても、避難の勧告等を行うものとする。

(5) 避難指示の発令対象区域

過去の風水害の履歴や土砂災害警戒区域、災害危険区域等の地域の実情から判断して、台風や豪雨等による浸水や山・がけ崩れ等の危険が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域として指定し、区域ごとの避難場所を定めた避難計画を作成する。(第10編 土砂災害対策編にて、警戒区域及び特別警戒区域の避難計画参照)

(6) 避難所・避難路の安全確保

避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。(避難所・避難施設等については、本編第2章第12節参照) 避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

(7) 避難指示の伝達系統・伝達体制の整備

住民及び防災関係機関への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるようにあらかじめ、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

*避難指示の伝達先・伝達方法

伝 達 先		伝 達 方 法
(住民)		
◇住民 ◇公民館長 ◇学校、企業等 (◇自主防災組織)		<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系）*サイレン吹鳴（ただし、吹鳴は避難勧告以上とする。） ・町の広報車、消防車（団） ・町のホームページ ・テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等 ・電話
(要配慮者)		
◇要配慮者 ◇要配慮者施設 ◇町社会福祉協議会 ◇高齢者収容施設等・障害者施設 ◇保育所、幼稚園等 ◇病医院等		<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系） ・町の広報車、消防車（団） ・町のホームページ ・テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等 ・電話・FAX ・IP告知端末
(防災関係機関等)		

◇警察署、消防局、消防団 ◇県、県内市町村 ◇ライフライン事業所（九電、NTT等） ◇報道機関（TV、ラジオ、CATV） ◇公共交通機関（JR九州、他）	・防災行政無線（同報系） ・町の広報車、消防車（団） ・消防防災ネットワーク ・町のホームページ ・電話・FAX
--	--

(8) 自主避難体制の整備

住民、特に災害時に自力避難が困難な者（「要配慮者」という）が、気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等において早期の自主避難にできるように、町は広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じ、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう日常的に安全確保に関する意識の徹底を図る。

3 災害未然防止活動体制の整備（総務課、都市整備課、農業振興課）

- (1) 施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平常時より水防計画の作成をはじめ水防活動の体制整備を図っておく。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者※等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。（※土地改良区が該当する。）
- (3) 水防施設等の整備
 - ア 町は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておく。
 - イ 水防倉庫既設箇所及び水防資機材の状況は町水防計画で定める。

4 水防計画等の整備（総務課、都市整備課）

町は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか、次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者などの資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、ため池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退の指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

また、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。なお、水防計画の策定に当たっては、津波発生時等危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮しなければならない。

- (9) 水防機関の整備
- (10) 水防計画の策定

(11) 水防協議会の設立

(12) 水防訓練の実施（年1回以上）

ア 水防技能の習熟

イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

〔国及び県〕

水防管理団体の備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県においても水防資材並びに機材を備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用させるものとする。県水防緊急整備備蓄資機材状況一覧表は県水防計画書によるものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

1 通信施設の整備対策 (総務課)

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の整備が重要である。既に、屋外拡声方式及び移動系については整備済みであるが、災害発生の危険性の高い、次のような災害危険箇所のある区域では特に戸別受信方式設備の整備に努める。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- (2) 地すべり危険箇所のある地区
- (3) 土石流発生危険溪流のある地区
- (4) 水防計画に定められた河川等の危険区域のある地区
- (5) 山地災害危険区域のある地区
- (6) 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- (7) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (8) 主要交通途絶予想箇所のある地区
- (9) その他、災害危険箇所のある地区

2 情報の収集・連絡体制の整備 (総務課)

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。
- (3) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備を図る。
- (4) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の整備、活用を図る。
- (5) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。
- (6) 休日・夜間においては警備室より総務課長・担当者へ連絡できるように緊急連絡網を整備する。

3 情報の分析整理 (総務課)

平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の周知を図る。

4 データの共有 (総務課)

町は、県及び関係機関と連携し、気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータを

相互に送受信し、共有する体制の整備を図る。

[県]

- 1 県総合防災情報ネットワークの充実と維持管理に努めているが、信頼性の向上並びに機能強化を図るために、最新技術や宮崎情報ハイウェイを活用したシステムを整備している。
- 2 防災情報処理システムの機能充実を図り運用体制を確立するものとする。
- 3 画像伝送システム及び防災行政無線や災害応急復旧用無線電話等、非常通信体制の充実に努めるものとする。
- 4 休日・夜間における市町村、消防局等への情報の収集・伝達は、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達されるほか、職員自動参集システムによる市町村登録職員の携帯電話呼び出しが行われるとともに、音声・FAX応答装置にその内容が登録され確認できるようになっている。

第7節 活動体制の整備

1 組織体制の整備 (総務課)

町は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進するためには、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、三股町業務継続計画（BCP）を平成31年度に策定した。

2 初動体制確立への備え (総務課)

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等を作成し、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等について、事前に検討しておく。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話自動呼び出し設備等の導入を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

非常時における職員参集基準の周知状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練の実施に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等随意組合せを変えて行う。

ア 訓練の目的

- (ア) 人事異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- (イ) 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- (ウ) 災害警戒本部等実働部門の訓練
- (エ) 災害対策本部設置（機器の設置及び職員参集）訓練
- (オ) 救助関係機関合同訓練

イ 訓練の時期

- (ア) 平日の早朝
- (イ) 木曜・金曜の夜間
- (ウ) 休祭日の昼間
- (エ) 勤務時間内

ウ 訓練の内容

- (ア) 緊急動員訓練
- (イ) 緊急伝達訓練
- (ウ) 総合指揮本部・現地本部訓練
- (エ) 機器の設置訓練

- (オ) 機器取扱い習熟訓練
- (カ) 総合防災訓練
- (5) 災害対策本部設置規定等の整備
災害時に手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置規定の整備を行う。
- (6) 災害対策本部職員用物資の確保
災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努めるものとする。
- (7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底
災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから職員指導を徹底する。

3 災害対策中枢拠点施設の整備 (総務課)

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 広域応援体制等の整備充実 (総務課)

- (1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備
平常時から、宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。
- (2) 自衛隊との連携体制の整備
町は、自衛隊と防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう相互の情報連絡体制の充実に努める。

5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保 (総務課)

- (1) ヘリコプター離着陸場の選定 (地域防災拠点)
大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を2箇所以上選定しておく。その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を選定している。(緊急時ヘリポートについては第3章第8節を参照のこと。)
- (2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証
県あるいは自衛隊などヘリコプター保有機関が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

6 アクセス整備 (総務課)

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード・ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第 8 節 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1 出火防止体制の整備（総務課、消防機関）

町は、都城市消防局と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策を実施する。

(1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガス元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 出火防止対策及び火災発生時における消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

ア 多数の者が利用する学校、病院、店舗等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対し、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定による防火管理者の育成のため、講習会及び研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図り、防火対象物の管理体制の強化を図る。また、学校、事業所等防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基づき消防訓練を実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

町内の業態別防火対象物

消防法施行令別表第1 項目別			対象物数
区分	業態		
1項	イ	映画館、演芸場等	2
	ロ	公会堂、集会場	2
2項	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	0
	ロ	遊技場、ダンスホール	1
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗	0
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備	0
3項	イ	待合、料理店	0
	ロ	飲食店	8
4項		百貨店、マーケット	29
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	2
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	97
6項	イ	病院、診療所、助産所	21
	ロ	老人福祉施設、児童福祉施設	18
	ハ	保育園、盲学校、養護学校	38
	ニ	幼稚園	4
7項		小中学校、高等学校、大学、各種学校	31
8項		図書館、博物館、美術館	0
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場	0
	ロ	公衆浴場	0
10項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	0
11項		神社、寺院、教会	7
12項	イ	工場、作業場	75
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0
13項	イ	自動車車庫、駐車場	3
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	0
14項		倉庫	82
15項		前各項に該当しない事業場	124
16項	イ	複合用途防火対象物（1項～4項、5項イ、6項、9項イ）	23
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	7
16項の2		地下街	0
16項の3		準地下街	0
17項		重要文化財、重要有形民族文化財	0
18項		延長50m以上のアーケード	0
19項		市町村の指定する山林	0
20項		総務省令で定める船車	0
合計			574

※防火対象物は、消防法施行令別表第1の区分により集計

- (4) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導
消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。
- (5) 建築同意制度の活用
消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。
- (6) 防災物品の普及及び管理指導
消防法の規定に基づき、防災性能を有す物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。
- (7) 火災予防条例の活用
火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。
- (8) 火災予防運動の実施
毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、宮崎県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防意識の普及向上に努める。

2 消防力の充実強化（総務課）

- (1) 組織及び消防施設所在地等
組織及び消防施設所在地等の状況は、資料9に記載
- (2) 施設・設備の強化と保全
 - ア 初動及び活動体制を強化するため、消防詰所の安全性を確保し、消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の充実を図る。
 - イ 火災の場合の消防活動、その他災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の即応体制の確立を期する。
 - ウ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動機材の充実、強化を図る。
- (3) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進
 - ア 消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図るものとする。
 - イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。
- (4) 総合的な消防計画の策定
災害に対応した消防計画を策定し、必要に応じ修正する。
- (5) 消防団員の教育及び訓練
消防団員の知識及び技能の向上を図るため、各種訓練に必要に応じ派遣するほか町

独自の教育及び訓練の推進を図る。

3 消防水利の確保（総務課）

(1) 耐震性消防水利の充実

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールや企業の保有水の活用、河川、ため池等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

(2) 消防活動が困難な地域の消火体制の強化

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4 救急・救助体制の整備（総務課）

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送を行う体制を確立するため、都城市消防局が整備を強化推進すると考えられる下記の事業に託し、常備消防が行うべき事務を委託契約し事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急隊員の専任化の促進

エ 救急教育の早急かつ計画的な実施

オ 医療機関との連携強化

カ 全消防団員の普通救命講習受講の推進

キ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

ア 都城市消防局の救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウインチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備促進に期待するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

5 初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者等の把握（福祉課・高齢者支援課）

自治公民館や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など要配慮者等を把握しておく。とりわけ寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、防火及び避難等の指導を繰り返し行う。

(2) 初期消火力の向上（総務課）

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置きなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救出・応急手当能力の向上（総務課）

ア 救出資機材の整備

町は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の整備に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、自主防災組織等が行う地域の取組を支援する。

イ 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導助言にあたる。

ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所を把握するとともに、その設置場所の周知を検討する。

第9節 医療救護体制の整備

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが予想される。このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。災害発生時からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）、急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）、中長期（1か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

1 実施体制（町民保健課・総務課）

- (1) 被災者に対する医療救護は、県医師会が行う。なお、町限りで実施困難なときは県に対して救護班の派遣を要請し、隣接市町、その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮崎県支部が実施する。

2 医療体制の整備（町民保健課・総務課）

(1) 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護（救急薬品）用の資機材を備蓄する。
- ウ 医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 連絡体制の整備

町は、消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災救急ヘリ、県警察ヘリ及び自衛隊の航空機等による搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

(3) トリアージの訓練

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入・トリアージなどに係る研修・訓練を行う。

【注】トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を受傷した傷病程度に応じて治療優先順位を決定し表示すること。

3 後方輸送体制の整備 (福祉課・高齢者支援課)

(1) 負傷者の後方輸送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため町は、断水時における透析施設へ水の優先的供給、近隣市町村への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 災害情報の収集・広域的連絡体制の整備 (総務課)

町は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した救急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

[県]

1 災害拠点病院等の整備充実

県では、二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

2 医薬品等の備蓄体制及び輸血用血液製剤の確保体制の整備に努めるものとする。

3 災害時における医療情報の確保の重要性にかんがみ、医療機関、消防組織等のネットワークによる通常時の救急医療情報システムに国及び隣接県等を加えた「広域災害・救急医療情報システム」が有効であるので、「宮崎県総合防災情報ネットワーク」との連携に配慮しながら同システムの導入について検討を行い、段階的な整備を図るものとする。

[医療機関]

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努めるものとする。

基幹災害拠点病院

種 類	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部付属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩師財団宮崎県済生会日向病院 医療法人泉和会 千代田病院 医療法人誠和会 和田記念病院
	西都児湯郡	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院
	西諸	小林市立病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	日南串間	県立日南病院

DMAT・・・とは

Disaster (災害) Medical (医療) Assistance (支援) Team (チーム) の略称
 大規模災害(大地震、航空機や列車事故)が起こった時に、迅速に被災地へ駆けつけ、災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことを示す。この活動を担うべく、厚生労働省の主導により育成された専門的災害派遣医療チームが「日本DMAT」である。

第 10 節 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

1 交通確保体制の整備 (都市整備課)

交通規制の実施責任者及び整備方針

区分	実施責任者	範 囲	整 備 方 針
道路 管 理 者	町長 (町道) 知事 (指定区 間を除く国道 及び県道)	(道路法第 46 条) 1 道路の損壊、決壊その他 の事由に因り交通が危険 であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路、橋梁等交通施設の巡回・調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
公安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第 76 条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第 4 条、第 6 条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	1 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 2 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 3 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 4 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2 緊急通行車両の事前届出・確認 (総務課)

- (1) 緊急通行車両の事前届出
町が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。
- (2) 届出済証の受理と確認
 - ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
 - イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化 (総務課)

- (1) 道路輸送
道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。
無線機付き公用車の状況は、資料 7 別表 7-1 に記載
- (2) 空中輸送
地上輸送が不可能な場合、宮崎県警察本部及び宮崎県防災救急航空隊のヘリコプターの出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (3) 関係機関との協力関係の強化
災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

4 輸送施設・集積拠点等の指定 (総務課、都市整備課)

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、緊急輸送路線やヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を指定しておく。(緊急時ヘリポート及び物資の集積場所については第 3 章第 8 節を参照のこと。)

5 緊急輸送道路啓開体制の整備 (都市整備課)

- (1) 啓開道路の選定基準の設定
災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。
- (2) 道路啓開の作業体制の充実
町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。
- (3) 道路啓開用装備・資機材の整備
町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- (4) 関係団体等との協力関係の強化
町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

緊急輸送道路

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ緊急輸送道路を選定

緊急輸送道路ネットワーク計画図

第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心城市および重要港湾、空港等を連絡する道路

第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

【2次ネットワーク路線】

路線番号	路線名
1	一級国道307号
2	一級国道308号
3	一級国道309号
4	一級国道310号
5	一級国道311号
6	一級国道312号
7	一級国道313号
8	一級国道314号
9	一級国道315号
10	一級国道316号
11	一級国道317号
12	一級国道318号
13	一級国道319号
14	一級国道320号
15	一級国道321号
16	一級国道322号
17	一級国道323号
18	一級国道324号
19	一級国道325号
20	一級国道326号
21	一級国道327号
22	一級国道328号
23	一級国道329号
24	一級国道330号
25	一級国道331号
26	一級国道332号
27	一級国道333号
28	一級国道334号
29	一級国道335号
30	一級国道336号
31	一級国道337号
32	一級国道338号
33	一級国道339号
34	一級国道340号
35	一級国道341号
36	一級国道342号
37	一級国道343号
38	一級国道344号
39	一級国道345号
40	一級国道346号
41	一級国道347号
42	一級国道348号
43	一級国道349号
44	一級国道350号
45	一級国道351号
46	一級国道352号
47	一級国道353号
48	一級国道354号
49	一級国道355号
50	一級国道356号
51	一級国道357号
52	一級国道358号
53	一級国道359号
54	一級国道360号
55	一級国道361号
56	一級国道362号
57	一級国道363号
58	一級国道364号
59	一級国道365号
60	一級国道366号
61	一級国道367号
62	一級国道368号
63	一級国道369号
64	一級国道370号
65	一級国道371号
66	一級国道372号
67	一級国道373号
68	一級国道374号
69	一級国道375号
70	一級国道376号
71	一級国道377号
72	一級国道378号
73	一級国道379号
74	一級国道380号
75	一級国道381号
76	一級国道382号
77	一級国道383号
78	一級国道384号
79	一級国道385号
80	一級国道386号
81	一級国道387号
82	一級国道388号
83	一級国道389号
84	一級国道390号
85	一級国道391号
86	一級国道392号
87	一級国道393号
88	一級国道394号
89	一級国道395号
90	一級国道396号
91	一級国道397号
92	一級国道398号
93	一級国道399号
94	一級国道400号
95	一級国道401号
96	一級国道402号
97	一級国道403号
98	一級国道404号
99	一級国道405号
100	一級国道406号
101	一級国道407号
102	一級国道408号
103	一級国道409号
104	一級国道410号
105	一級国道411号
106	一級国道412号
107	一級国道413号
108	一級国道414号
109	一級国道415号
110	一級国道416号
111	一級国道417号
112	一級国道418号
113	一級国道419号
114	一級国道420号
115	一級国道421号
116	一級国道422号
117	一級国道423号
118	一級国道424号
119	一級国道425号
120	一級国道426号
121	一級国道427号
122	一級国道428号
123	一級国道429号
124	一級国道430号
125	一級国道431号
126	一級国道432号
127	一級国道433号
128	一級国道434号
129	一級国道435号
130	一級国道436号
131	一級国道437号
132	一級国道438号
133	一級国道439号
134	一級国道440号
135	一級国道441号
136	一級国道442号
137	一級国道443号
138	一級国道444号
139	一級国道445号
140	一級国道446号
141	一級国道447号
142	一級国道448号
143	一級国道449号
144	一級国道450号
145	一級国道451号
146	一級国道452号
147	一級国道453号
148	一級国道454号
149	一級国道455号
150	一級国道456号
151	一級国道457号
152	一級国道458号
153	一級国道459号
154	一級国道460号
155	一級国道461号
156	一級国道462号
157	一級国道463号
158	一級国道464号
159	一級国道465号
160	一級国道466号
161	一級国道467号
162	一級国道468号
163	一級国道469号
164	一級国道470号
165	一級国道471号
166	一級国道472号
167	一級国道473号
168	一級国道474号
169	一級国道475号
170	一級国道476号
171	一級国道477号
172	一級国道478号
173	一級国道479号
174	一級国道480号
175	一級国道481号
176	一級国道482号
177	一級国道483号
178	一級国道484号
179	一級国道485号
180	一級国道486号
181	一級国道487号
182	一級国道488号
183	一級国道489号
184	一級国道490号
185	一級国道491号
186	一級国道492号
187	一級国道493号
188	一級国道494号
189	一級国道495号
190	一級国道496号
191	一級国道497号
192	一級国道498号
193	一級国道499号
194	一級国道500号
195	一級国道501号
196	一級国道502号
197	一級国道503号
198	一級国道504号
199	一級国道505号
200	一級国道506号
201	一級国道507号
202	一級国道508号
203	一級国道509号
204	一級国道510号
205	一級国道511号
206	一級国道512号
207	一級国道513号
208	一級国道514号
209	一級国道515号
210	一級国道516号
211	一級国道517号
212	一級国道518号
213	一級国道519号
214	一級国道520号
215	一級国道521号
216	一級国道522号
217	一級国道523号
218	一級国道524号
219	一級国道525号
220	一級国道526号
221	一級国道527号
222	一級国道528号
223	一級国道529号
224	一級国道530号
225	一級国道531号
226	一級国道532号
227	一級国道533号
228	一級国道534号
229	一級国道535号
230	一級国道536号
231	一級国道537号
232	一級国道538号
233	一級国道539号
234	一級国道540号
235	一級国道541号
236	一級国道542号
237	一級国道543号
238	一級国道544号
239	一級国道545号
240	一級国道546号
241	一級国道547号
242	一級国道548号
243	一級国道549号
244	一級国道550号
245	一級国道551号
246	一級国道552号
247	一級国道553号
248	一級国道554号
249	一級国道555号
250	一級国道556号
251	一級国道557号
252	一級国道558号
253	一級国道559号
254	一級国道560号
255	一級国道561号
256	一級国道562号
257	一級国道563号
258	一級国道564号
259	一級国道565号
260	一級国道566号
261	一級国道567号
262	一級国道568号
263	一級国道569号
264	一級国道570号
265	一級国道571号
266	一級国道572号
267	一級国道573号
268	一級国道574号
269	一級国道575号
270	一級国道576号
271	一級国道577号
272	一級国道578号
273	一級国道579号
274	一級国道580号
275	一級国道581号
276	一級国道582号
277	一級国道583号
278	一級国道584号
279	一級国道585号
280	一級国道586号
281	一級国道587号
282	一級国道588号
283	一級国道589号
284	一級国道590号
285	一級国道591号
286	一級国道592号
287	一級国道593号
288	一級国道594号
289	一級国道595号
290	一級国道596号
291	一級国道597号
292	一級国道598号
293	一級国道599号
294	一級国道600号
295	一級国道601号
296	一級国道602号
297	一級国道603号
298	一級国道604号
299	一級国道605号
300	一級国道606号
301	一級国道607号
302	一級国道608号
303	一級国道609号
304	一級国道610号
305	一級国道611号
306	一級国道612号
307	一級国道613号
308	一級国道614号
309	一級国道615号
310	一級国道616号
311	一級国道617号
312	一級国道618号
313	一級国道619号
314	一級国道620号
315	一級国道621号
316	一級国道622号
317	一級国道623号
318	一級国道624号
319	一級国道625号
320	一級国道626号
321	一級国道627号
322	一級国道628号
323	一級国道629号
324	一級国道630号
325	一級国道631号
326	一級国道632号
327	一級国道633号
328	一級国道634号
329	一級国道635号
330	一級国道636号
331	一級国道637号
332	一級国道638号
333	一級国道639号
334	一級国道640号
335	一級国道641号
336	一級国道642号
337	一級国道643号
338	一級国道644号
339	一級国道645号
340	一級国道646号
341	一級国道647号
342	一級国道648号
343	一級国道649号
344	一級国道650号
345	一級国道651号
346	一級国道652号
347	一級国道653号
348	一級国道654号
349	一級国道655号
350	一級国道656号
351	一級国道657号
352	一級国道658号
353	一級国道659号
354	一級国道660号
355	一級国道661号
356	一級国道662号
357	一級国道663号
358	一級国道664号
359	一級国道665号
360	一級国道666号
361	一級国道667号
362	一級国道668号
363	一級国道669号
364	一級国道670号
365	一級国道671号
366	一級国道672号
367	一級国道673号
368	一級国道674号
369	一級国道675号
370	一級国道676号
371	一級国道677号
372	一級国道678号
373	一級国道679号
374	一級国道680号
375	一級国道681号
376	一級国道682号
377	一級国道683号
378	一級国道684号
379	一級国道685号
380	一級国道686号
381	一級国道687号
382	一級国道688号
383	一級国道689号
384	一級国道690号
385	一級国道691号
386	一級国道692号
387	一級国道693号
388	一級国道694号
389	一級国道695号
390	一級国道696号
391	一級国道697号
392	一級国道698号
393	一級国道699号
394	一級国道700号
395	一級国道701号
396	一級国道702号
397	一級国道703号
398	一級国道704号
399	一級国道705号
400	一級国道706号
401	一級国道707号
402	一級国道708号
403	一級国道709号
404	一級国道710号
405	一級国道711号
406	一級国道712号
407	一級国道713号
408	一級国道714号
409	一級国道715号
410	一級国道716号
411	一級国道717号
412	一級国道718号
413	一級国道719号
414	一級国道720号
415	一級国道721号
416	一級国道722号
417	一級国道723号
418	一級国道724号
419	一級国道725号
420	一級国道726号
421	一級国道727号
422	一級国道728号
423	一級国道729号
424	一級国道730号
425	一級国道731号
426	一級国道732号
427	一級国道733号
428	一級国道734号
429	一級国道735号
430	一級国道736号
431	一級国道737号
432	一級国道738号
433	一級国道739号
434	一級国道740号
435	一級国道741号
436	一級国道742号
437	一級国道743号
438	一級国道744号
439	一級国道745号
440	一級国道746号
441	一級国道747号
442	一級国道748号
443	一級国道749号
444	一級国道750号
445	一級国道751号
446	一級国道752号
447	一級国道753号
448	一級国道754号
449	一級国道755号
450	一級国道756号
451	一級国道757号
452	一級国道758号
453	一級国道759号
454	一級国道760号
455	一級国道761号
456	一級国道762号
457	一級国道763号
458	一級国道764号
459	一級国道765号
460	一級国道766号
461	一級国道767号
462	一級国道768号
463	一級国道769号
464	一級国道770号
465	一級国道771号
466	一級国道772号
467	一級国道773号
468	一級国道774号
469	一級国道775号
470	一級国道776号
471	一級国道777号
472	一級国道778号
473	一級国道779号
474	一級国道780号
475	一級国道781号
476	一級国道782号
477	一級国道783号
478	一級国道784号
479	

第 1 1 節 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、住民の避難に関する計画において、避難の手続き及び避難所に収容する手順又は避難収容後の措置、人員体制を整備する。

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定 (総務課)

(1) 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。なお、町は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

ア 避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む）、開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 飲料水の供給

(イ) 炊き出しその他による食品の供給

(ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与

(エ) 負傷者に対する応急救護

(オ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、河川・ため池等の破堤による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくこと。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮すること。

2 避難場所、避難所、避難路の確保 (総務課、教育課)

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

(2) 指定避難所

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難場所を指定する。

避難所については次の事項を考慮して指定する。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

オ 町内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ協定を締結するなどして次により避難所の確保を図る。

(ア) 隣接する市町村の公共施設の利用

(イ) 企業や個人が保有する施設等の利用

カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

キ 町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ク 町は、一般の避難所では、生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難用道路の確保 (県・都市整備課)

災害時、自宅又は被災地から避難場所に至る避難路(道路)を確保するため、道路整備の推進を図る。

また、道路幅員の有効性、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じ、災害時避難道路としての安全確実な避難路を確保する。

主要な避難路は、災害時避難道路として指定し、安全かつ有効に避難できるよう維持管理を行う。

※ 避難用道路は、避難収容施設に合わせて、指定避難道路として定める。(第12節避難収容施設・・・)

4 避難場所等の広報と周知 (総務課)

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

避難所等の指定を行った時点で、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民に分かりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難場所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難場所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難場所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得(特に、必要最低限の必需品の避難所への携行)
- ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする

(4) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計、その他監視施設の設置、危険箇所の巡回監視等に努める。

5 避難施設の安全性確保と設備の整備

(都市整備課・教育課・福祉課・総務課・高齢者支援課)

(1) 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。合わせて、天井等の非構造部材の脱落防止対策や家具の転倒防止対策等を推進していく。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるようあらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

6 応急仮設住宅の供与体制の整備 (総務課、都市整備課)

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておく。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の私有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の私有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地として立地条件の適した場所に建設する。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要により建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅が建設できるよう整備しておく。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等も検討しておく。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様な

タイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とする。

7 避難所におけるペット対策（総務課、環境水道課）

(1) 動物の保護

災害後に生じる飼い主不明の負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は獣医師会など関係団体をはじめ、動物愛護ボランティアと協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所におけるペット対策

町は、獣医師会など関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 避難所における飼育の原則

動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任をもって飼育することを原則とする。

イ ペットの把握

避難所の責任者は、飼育者や動物の種類・数などの把握に努める。

ウ 飼育場所の指定

町は、避難所におけるペットの飼育場所を指定するとともに、可能な限り、ペットと一緒に避難生活できるペット避難所の確保に努める。

エ 物資等の提供

町は、必要に応じて、動物用物資の配布、動物の病気に対する診断などの対応を図る。

オ 保護施設等への受入調整

町は、獣医師会など関係団体の協力のもと、必要に応じて、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を図る。

第 1 2 節 避難収容施設と指定避難道路

三股町で発生した災害による避難者を収容する施設及び指定避難道路は、公共施設又は災害時安全であると思われる建築物及び道路をあらかじめ指定し、町民に周知徹底を図る。

1 指定避難所・施設名及び指定避難道路

番号	対象	区分	名称	収容人数	管理責任者	指定した主要な避難道路
1	全地域	1次☆	中央公民館	560	教育課長	県道都城東環線
2		1次☆	元気の杜(福祉避難所)	670	福祉課長	県道都城東環状線～上米植木線
3		2次	町体育館	330	教育課長	県道都城東環状線
4		3次	文化会館	1,000	教育課長	県道都城東環状線～上米植木線
5	1区	1次☆	第1地区分館	220	教育課長	県道都城北郷線～山王原上米線
6		2次	三股小体育館	290	学校長	同上
7	2地区	1次☆	第2地区交流プラザ	490	福祉課長	県道都城東環状線～河辺田通り線
8		2次☆	第2地区分館	200	教育課長	同上
9	3地区	3次	三股中体育館	570	学校長	県道都城北郷線～病院通り線
10	3区	1次☆	第3地区分館	160	教育課長	県道都城東環状線
11		2次	宮村小体育館	170	学校長	県道都城東環状線～寺柱依徳線
12	4地区	1次☆	第4地区分館	130	教育課長	県道都城北郷線～梶山37号線
13		2次	梶山小体育館	170	学校長	県道都城北郷線～島津紅茶園切寄線
14		3次	梶山児童館	140	福祉課長	同上
15	5地区	1次☆	第5地区防災センター	52	総務課長	県道都城北郷線
16		1次☆	轟木集落センター	140	農振課長	県道都城北郷線
17		1次☆	大野集落センター	80	農振課長	県道都城北郷線
18		2次	長田小体育館	360	学校長	県道都城北郷線
19	6地区	1次☆	第6地区分館	450	教育課長	県道都城東環状線
20		2次	勝岡小体育館	210	学校長	県道都城東環状線～県道17号線
21		2次	蓼池児童館	110	福祉課長	県道都城東環状線～前目蓼池北2号線
22		3次☆	殿岡生活改善センター	110	農振課長	県道都城東環状線～島津紅茶園切寄線
23	7区	1次☆	第7地区分館	210	教育課長	県道都城東環状線～下新東原1号線
24		2次	三股西小体育館	440	学校長	県道財部庄内安久線～今市15号線
25	8区	1次☆	第8地区分館	180	教育課長	県道都城北郷線～東原15号線
26		2次	武道体育館	630	教育課長	県道都城東環状線
27	9地区	1次☆	第9地区分館	180	教育課長	県道都城北郷線～植木78号線
28		2次☆	西植木コミュニティセンター	110	教育課長	県道都城北郷線～植木78号線
29		2次	西部地区体育館	350	教育課長	県道都城北郷線～植木78号線

*1:職員の配置は、統括責任及び副責任者を配置する。必要により増員することができる。

*2:収容者の記録、緊急連絡等を行う。☆炊き出し可能な施設を有する。

2 避難所開設の時期

地震、台風、暴風雨等により、災害発生の危険があると予測される場合で、地域住民の生命、身体に被害が生ずると思われるとき、又は家屋等に全壊、全半壊、半壊、浸水等の被害が予想される場合で、次のようなときは速やかに避難所を開設し、関係者に通知し、職員を配置する。

(1) 一次避難所の開設

ア 収集する気象情報により災害発生の危険が著しいと判断されるとき。

イ 災害が発生した旨の通報・連絡を受け、住民の避難が必要と判断するとき。

ウ 災害発生の通報又は連絡を受信し、町民に被害が及ぶと予想されるとき。

(2) 二次・三次避難所の開設

ア 避難者が多数になり、一次避難所のみでは収容できない状況のとき。

イ 避難者が多数になると予測される時、及び避難者が多数になり地区内の避難所での収容が困難となり、開設が必要と判断される時。

3 避難者への食料の給与

避難所に収容した避難者の食事等の給与は、原則的には自己にて持参する事とするが、避難生活が複数日にわたり、給食用が必要となった場合は、配給するものとする。

配給食は、パン、菓子、即席めんなどとし、飯類等の炊き出しは、状況を判断して行うものとする。

4 炊き出しの可能な施設

避難所での炊き出しが必要となった場合に、炊き出しの対応が可能な避難所を示し、遅滞なく処置できるように配慮する。ただし、炊き出しを行う人員は、ボランティア又は避難者から協力者を募り措置する。町は、炊き出しの材料の支援のみを行う。

前1表を参照にして下さい。(☆印のもの)

5 指定避難路

避難所への避難経路について、主要な道路(県道、町道)をあらかじめ避難時の安全な道路として指定し、避難者は原則として当該道路を通行して避難するものとする。

避難路を指定することにより、二次災害等の危険を排除し、避難者の安全と支援者、救助者の連携を容易にする。(資料31 指定避難路)

第 13 節 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

計画推進にあたっては次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

1 備蓄方法 (総務課)

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定にあたっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、傷病者へ配慮された物資の供給に努める。

2 防災拠点以外での備蓄 (総務課)

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が各家庭や職場で、平時から 3 日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施、自治会(区)等を通じて啓発し、住民は、その備蓄に努める。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時 3 日分相当の備蓄を検討する。

3 県の食料・飲料水等及び防災資機材の備蓄

(1) 県の食料・飲料水等

ア 備蓄場所：日本赤十字社宮崎県支部・都城総合庁舎

イ 備蓄品目：アルファ米、おかゆ、パンの缶詰、ドライミルク

ウ 物資の輸送

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。その後は、町の処置となる。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(2) 県の救助備蓄品

ア 備蓄場所：日本赤十字社宮崎県支部・都城総合庁舎倉庫（都城市北原町 24 の 21）

イ 備蓄品目：毛布、コンパクト肌着、缶詰等

ウ 災害復旧資材（材木）の要請

町は、災害復旧資材（材木）を必要と認める場合は宮崎森林管理署都城支所を通じて九州森林管理局に要請する。

第 1 4 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備 (総務課・農業振興課)

ア 町は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努める。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保・高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

(ウ) 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね 3 日分に相当する量を目標として備蓄するよう指導する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備 (環境水道課・総務課)

ア 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫（水の缶詰・ペットボトル等）備蓄による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等・その供給体制の整備に努める。

イ 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

(ア) 初めの 3 日間 3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$

(イ) 7 日目まで 20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$

(ウ) 14 日目まで 100 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$

(エ) 15 日から 28 日目まで 250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$

(オ) 29 日目以降通常通水

ウ 各家庭及び住民に対して 10 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$ ~20 $\frac{\text{リットル}}{\text{人日}}$ 入りのポリ容器を常備しておくよう指導する。

利用可能水源地等

番号	水源名	施設種類	場所	水源	貯水能力等	
1	中央第1配水池	上水道	樺山後畑	地下水	1,130 m ³	(RC造)
2	中央第2配水池	〃	〃	〃	2,000 m ³	(RC造)
3	中央第3配水池	〃	〃	〃	1,000 m ³	(RC造)
4	中央高区配水池	〃	樺山射場迫	〃	400 m ³	(RC造)
5	長田地区配水池	〃	長田大八重	〃	243 m ³	(SUS造)

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備 (総務課)

(1) 供給体制の整備

町は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

(ア) 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

(イ) 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

(ウ) 肌着

男女下着、子供下着等

(エ) 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

(オ) 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

(カ) その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が日常生活に必要な前記(1)エに掲げる品目を備えるよう指導する。

[県]

県は、市町村の食料及び生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通在庫備蓄に努めるものとする。

3 備蓄推進のための取り組み

(1) 町民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

町は県及び防災関係機関と連携し、町民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 県との情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通物資の協定内容などの情報の共有に努める。

第 1 5 節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、町、県及び防災関係機関等の中で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

1 町防災行政無線等の整備の推進 (総務課)

町が整備する防災行政無線は、次の設備があり、有効活用を図る。

(1) 移動系無線

被害状況を把握するため災害現場へ移動し、町役場と災害現場との間で通信を行うシステムを運用している。

(2) 同報系無線

災害情報等を町役場から屋外拡声器や危険箇所等の住民に配備している戸別受信機により、住民に情報を周知する通信システムを運用している。

2 消防無線整備の推進 (総務課)

町は、都城市消防局及び関係市町と連携を図り、以下の消防無線の充実に努める。

(1) 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防局・本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

(2) 県域における各消防局・本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。

(3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

3 広報体制の整備 (総務課)

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、広報に当たっては、県、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

(1) 広報窓口の明確化

取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

(2) 放送要請の事前確認

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

4 被災者からの問合せに対する体制の整備 (総務課)

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整えておく必要がある。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第 16 節 要配慮者等安全確保体制の整備

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努める。

1 社会福祉施設等の防災体制の充実（福祉課・高齢者支援課）

町は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設等管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と防災関係機関、団体との連携について調整支援を行う。特に土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等に対する伝達体制を整備しておく必要がある。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受入等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

[社会福祉施設管理者]

施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、平常時から施設の安全性等の確保に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。また、避難訓練においては、消防機関、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努める。

(7) 町、県への協力

町又は県が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

町及び県は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

2 避難行動要支援者の救護体制の整備 (福祉課・高齢者支援課)

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

要配慮者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、あらかじめ次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 災害時避難行動要支援者プランの作成

町は、災害時における避難行動に、第三者の支援が必要となる者(以下「災害時避難行動要支援者名簿」という。)の名簿作成や、避難支援関係機関の具体的な役割等の要支援者の避難支援に関する全体的な考え方と、個別支援計画の作成の方法を示す「災害時避難行動要支援者プラン」(以下「避難支援プラン」という。)を作成する。

避難支援プランは、災配慮者支援対策に係る全体計画であるとともに、本計画の下位計画に位置づける。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

在宅の高齢者や障がい者等のうち、第三者による避難支援の対象となる者の情報を集約して名簿を作成し、災害時の支援及び安否確認に備える。

避難支援の対象となる者は、次に示す者であり、具体的には下表のとおりである。

- ア 自分に危険が迫っていることを覚知できない者
- イ 自分に危険が迫っていることを覚知できても、避難の判断ができない者
- ウ 避難の判断ができて、自分の力で避難することができない者
- エ 自分が危険な状態になっても、それを人に知らせることができない者

《名簿作成対象者》

- | |
|---|
| (ア) 65歳以上のひとり暮らし高齢者 |
| (イ) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者 |
| (ウ) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者 |
| (エ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障害を有する者 |
| (オ) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者 |
| (カ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 |
| (キ) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者 |
| (ク) 前各号に準じる状態にある者で、自ら要援護者であることを申し出た者 |

(3) 避難行動要支援者名簿の作成方法

町は、名簿を作成するにあたり、町の関係課等で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約する。また、町で把握していない情報が、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、県その他の関係機関に対して、情報提供を求める。

町は、避難行動要支援者の状況が、常に変化しうることから、毎年度及び必要に応じて、その名簿の情報を適正に更新するよう努める。

名簿に記載する事項は、次に示すほか避難支援プランによるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由

(4) 災害時避難行動要支援者名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、避難支援等の実施に携わるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、作成した名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供する避難支援等関係者については、別に定める。

イ 町は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認められる場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者等に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(5) 名簿情報を提供する場合における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求め、その他の当該名簿情報にかかる避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難準備情報等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておく。

(7) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、要支援者の近隣住民（自主防災組織）、要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(8) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(9) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要支援者を収容する福祉避難所は、生活に資する車椅

子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努める。

町が指定している福祉避難所

福祉避難所	三股町 元気の杜	災害時、短期宿泊可能な施設として指定（委託）する。
-------	----------	---------------------------

(10) 民間の福祉避難所の指定

町は要支援者を収容できる民間の施設を指定し、大規模災害時に使用できるよう連絡協定の締結に努める。

(11) 危険区域内にある要配慮者利用施設の指定

町は、水防法第 14 条の規定に基づく河川浸水想定区域内または土砂災害防止法第 8 条の規定に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で洪水又は土砂災害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設については、施設の名称、所在地を本計画に記載する。

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法施行規則第 16 条の規定に基づく避難確保計画または土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく避難確保計画を作成し、計画に基づく訓練を実施しなければならない。避難確保計画を作成し、または変更したときは遅滞なく町長に報告しなければならない。

町は、計画の作成、訓練の実施について、必要な措置を行う。

町が指定する要配慮者利用施設は、資料 30-4 のとおり。

3 外国人に対する防災対策の充実（町民保健課・総務課）

(1) 外国人の状況の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受け入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくり

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記を含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

エ 外国人への行政情報の提供

町は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を

利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

オ 語学ボランティアの確保

町は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

カ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町、県及び都城圏域国際交流協会は、外国人も日本の社会に溶け込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

第 17 節 防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

町は、関係機関と連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的・継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図る。

1 防災訓練の実施責務・協力 (総務課)

- (1) 町は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練には積極的に参加する。

町が実施する訓練

町は、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、下記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果的な方法で訓練を行う。また、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

2 防災訓練の種別

番号	訓練の種別	内 容	参 加 機 関
1	総合防災訓練	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練（医療、救護、給水、給食訓練も含む。）	防災関係機関 (住民を含む。)
2	広域消防訓練	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町村消防職 及び消防団員
3	通信連絡訓練	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達	県、県警、町、 自衛隊及び関係機関
4	非常参集訓練	災害関係課、災害担当者の非常招集	町
5	水防訓練	各種水防工法の実施訓練	町、水防団（消防団）
6	避難訓練	町防災計画、学校、病院等事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所、 自主防災組織

3 訓練の時期、場所等 (全課)

- (1) 訓練の種類により、最も訓練効果のある時期・場所を選んで実施する。なお、家屋

の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

- (2) 町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 防災訓練の検証（総務課）

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

5 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、店舗その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、町、公共機関及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び公共機関の指導のもと地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努める。

第 18 節 災害復旧・復興への備え

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

1 データの保存（全課）

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、あらかじめ重要な所管施設の構造図・基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

2 データのバックアップ（全課）

前 1 項で挙げたような重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、町において保管している公図等写しの被災回避のための手段を講ずる。

住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発・防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

② <2. 予防> 第19節 防災知識の普及

第19節 防災知識の普及

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発 (総務課)

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

- ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- イ テレビ・ラジオ等放送施設及びパソコン通信・町ホームページ上の防災・危機管理関係情報・インターネット等
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、出前講座、パネル展示会等の開催
- オ 映画、ビデオ、スライドの製作
- カ 火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動
- キ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者・障がい者、外国人等要配慮者、また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にどのように配慮するかを十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

- (ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること。
- (イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- a 災害に備えた最低3日分の食料、飲料水等の備蓄
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
- (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
- (エ) 避難場所での行動
- (オ) 災害時の家族内連絡体制の確保
- (カ) 災害危険箇所の周知
- (キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- (ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 農作物の災害予防事前措置
- (コ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清掃方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路、避難場所の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、町その他防災関係機関は、「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(4) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県との連携のもと防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発 (教育課)

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等その内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(1) 学校教育

小学校、中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や

道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 社会教育

また、青少年、婦人、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

3 職員への防災研修等の実施 (総務課)

町及び防災関係機関は、日ごろから各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、次の事項について講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各課において、所属職員に対し十分に周知する。また、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

4 観光客等への広報

町は、県との連携のもと現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

町及び県は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第20節 自主防災組織等の育成強化

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため町及び県は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、町民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、町民は防災活動の参加に努めるものとする。

1 組織カバー率の向上と活動支援（総務課）

(1) 組織カバー率の向上

ア 自主防災組織の整備

既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織（職場）等の結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織編成をする。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及・啓発活動の実施

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平常時

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

(イ) 発生時

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出しの配分や避難誘導に対する協力
- f 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。資機材の整備については、国のコミュニティ防災資機材等整備事業及び、防災基盤

整備事業並びに、県の防災施設等総合整備事業等の制度を活用し、住民が緊急時に対応できるように初期消火や、避難、及び救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置し、機動性を持たせるよう努める。消防団退職者等の組織加入を図る。

コミュニティ防災資機材等整備事業における資機材

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式小型動カポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、表旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
訓練用資機材	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火炎実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの養成

ア 町は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

イ 町は、防災士間の情報共有や、防災に関する技術の向上を目的とした三股町防災士連絡協議会を設置し、自主防災力の向上に努める。

※ 資料 別表 11-3 を参照

2 訓練の実施による災害対応力の強化 (総務課)

各自主防災組織等は、本章第 17 節「防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災体制の強化 (総務課)

町は事業所、学校及び医療機関等不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設等の管理者に対し、防災体制の整備等について徹底が図られるよう助言・指導に努める。

(1) 企業の防災力の向上にかかる支援

町は、企業の防災意識の高揚のため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2) 学校・診療機関・大規模店舗等

施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等に努めるものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第21節 ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

1 ボランティアの種類と活動内容（福祉課）

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平常時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

(1) 一般労力提供型ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- イ 避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助

(2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）

2 活動促進のための体制づくり（福祉課）

(1) ボランティアの総合窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。

(2) ボランティアの連絡会の設置

災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

(3) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

町社会福祉協議会は、ボランティアの受入窓口となる「ボランティアセンター」の体制整備を強化する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本町域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(4) コーディネートシステムの構築

町は、町社会福祉協議会と連携を図り、災害時におけるボランティアの受入、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者のニーズ調査

イ 被災者やボランティアからの相談受付

ウ 要配慮者への支援

(ア) ボランティア活動希望者の派遣

(イ) ボランティア活動プログラムの策定と提供

(ウ) ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ 被災者やボランティアに対する情報提供

オ 各関係機関・団体との連絡・調整

(5) ボランティアの養成・登録等（社会福祉協議会）

ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から町社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生委員・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部とも登録情報の共有化を図る。

(6) ボランティアの活動環境の整備（社会福祉協議会）

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

防災関係機関や日本赤十字社県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティ

ア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(7) 学校におけるボランティアの育成（教育課）

非常災害時の児童生徒の対応については、常日ごろから教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

【参考】

宮崎県 ボランティア 協会	所在地	宮崎市原町2-22	主な業務
	事務所	宮崎県福祉総合センター内	ボランティア
	Tel	0985-29-2949	に関する
	FAX	0985-29-3146	登録・受付・
	E-mail	miyakenvora@kind.ocn.ne.jp	保険の取扱

三股町 ボランティア 連絡協議会	所在地	三股町大字樺山3384-2	主な業務
	事務所	三股町社会福祉協議会『元気の杜』内	ボランティア
	Tel	0986-52-1246	の登録・受付・
	FAX	0986-52-8194	保険他
	E-mail	hp-mail@mimata-syakyou.or.jp	

3 赤十字防災ボランティア活動体制整備

[日本赤十字社宮崎県支部]

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア 赤十字奉仕団員

イ 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区区分において登録をした個人又は団体。

ウ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区区分において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

4 地域安全活動ボランティアの体制整備

[警察、県、市町村]

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあつては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体なって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第 2 2 節 地区防災計画の策定

地区防災計画は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

第23節 災害教訓の伝承

1. 町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
2. 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3章 風水害応急対策

② <3. 応急> 防災関係機関等の役割分担表

防災関係機関等の役割分担表

(注)・左欄の「施策項目」は、「宮崎県地域防災計画」を参考に作成した。

・右欄の「役割分担」中、三股町欄の「全課」とは、課・室、教育委員会、その他出先機関のすべてをいう。

◎各節における各課・関係機関の役割分担を次のとおり示す。

第1節 災害発生直前の対応

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 警報等の伝達	(1) 気象注意報、警報等の発表とその基準及び形式	総務課		危機管理課 河川課	宮崎地方気象台 九州整備局
	(2) 特別警報、警報、注意報の種類と概要			危機管理課	宮崎地方気象台
2. 避難誘導の実施	(1) 警戒活動の実施	総務課			河川管理者 水防団 (消防団)
	(2) 要避難状況の早期把握			危機管理課 河川課	
	(3) 避難対策の必要性の早期判断			砂防課 森林整備課 農村整備課	
	(4) 早期自主避難の実施		自主防災組織等		
3. 災害の未然防止等	(1) 河川堤防等の巡視	総務課 都市整備課 農業振興課		危機管理課 河川課	水防団 (消防団) 河川管理者
	(2) 水門等の適切な操作の徹底			砂防課 道路保全課	河川管理者
	(3) 道路パトロール、事前規制等の措置				
	(4) 異常現象の通報	総務課	住民	県警察本部	

第2節 活動体制の確立

施 策 項 目		役 割 分 担			
		三股町	住 民	県	関係機関等
1. 応急活動体制の確立	(1) 災害警戒室の設置	総 務 課		危機管理課 消防保安課	
	(2) 災害対策本部の設置				
	(3) 本部の組織				
2. 配備体制と職員の動員にかかる基本的事項	(1) 配備体制の概要	全 課		危機管理課 消防保安課	
	(2) 配備体制の設置基準				
	(3) 職員の配備				
	(4) 配備体制の伝達系統				
	(5) 職員の動員				
3. 解散（解除）基準	解散（解除）基準				
4. 意志決定者の職務代理（者）	意志決定者の職務代理（者）				

第3節 水防計画

1. 水防組織	水防組織	全 課		河 川 課		
2. 水防団（消防団）の出勤	(1) 出勤準備	総 務 課				
	(2) 出勤					
3. 水防巡視	水防区域の監視、警戒及び水防作業の実施	総 務 課 都市整備課				
4. 水防警報	水防警報の発令					
5. 水防信号	水防法第13条の規定に基づく水防信号による伝達、周知					

6. 水防解除	危険がなくなったときの住民への周知及び関係機関への通報				
7. 知事が管理する河川	知事が管理する河川における重要水防箇所				

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 災害情報の収集・連絡	(1) 被害状況の早期把握	総務課		危機管理課 県警察本部	
	(2) 第1次情報等の収集			危機管理課 消防保安課	
	(3) 被害情報、応急対策活動情報の連絡				
	(4) 被害状況等の集約				
	(5) 情報収集伝達の要領	総務課			
	(6) 被害状況判断基準				
	(7) 住民への広報			秘書広報課 県警察本部	報道機関
2. 通信手段の確保	(1) 専用通信設備の運用	企画商工課		消防保安課	
	(2) 代替通信機器の確保			消防保安課	N T T 西日本、NHK他 放送機関

第5節 広域応援活動

1. 広域的な応援体制	(1) 応援要請の実施	総務課		危機管理局 危機管理課 消防保安課 秘書広報課	消防機関
	(2) 応援受入態勢の確保				
	(3) 消防機関への応援要請				
2.	(1) 災害派遣要請への手続き				自衛隊

自衛隊災害派遣要請・受入態勢の確保	(2) 知事への災害派遣要請の依頼				
	(3) 災害派遣の活動範囲				
	(4) 自衛隊受入態勢の確立				
	(5) 派遣部隊等の撤収要請				
3. 宮崎県消防防災への運用	宮崎県消防防災への運用	総務課		危機管理局 危機管理課 消防保安課 秘書広報課	

第6節 救急救助及び消火活動

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 救急救助活動	(1) 情報収集・伝達	総務課 福祉課 町民保健課	住民自主防災組織	消防保安課 県警察本部	消防機関 消防団
	(2) 救急・救助要請への対応				
	(3) 救助資機材の調達		建設業者等	消防保安課	消防機関
	(4) 応急救護所の設置		住民自主防災組織	消防保安課	消防機関 消防団
	(5) 後方医療機関への搬送				
2. 消火活動	(1) 情報収集・伝達	総務課	住民自主防災組織	消防保安課 危機管理課 県警察本部	消防機関 消防団
	(2) 同時多発火災への対応				
	(3) 応援派遣要請				
	(4) 応援隊の派遣				
	(5) 応援隊との連携				
	(6) 消防用緊急車両の通行確保				

第7節 医療救護活動

1. 救護班の 編成	救護班の編成及び救護 活動の実施	町民保健課 福 祉 課	住 民 自 主 防 災 組 織	福祉保健課 医療薬務課 県立病院	県医師会・日 赤県支部・県 薬剤師会
2. 災害医療 の実施	災害医療班の要請				
3. 救護所の 設置	救護所の設置				
4. 医薬品の 調達	関係業者、県、近隣市町 への医薬品の調達斡旋 要請				
5. 搬送体制 の確保	傷病者の搬送	町民保健課 福 祉 課		福祉保健課 医療薬務課 県立病院	消防機関 自衛隊
	医療救護スタッフの搬送				
	医薬品等医療物資の搬送				
6. 医療情報 の確保	医療情報の確保				消防機関 医療機関
7. 医療機関 等の状況	診療可能な医療機関等 の把握			保健所	医療機関
8. 重大事故 突発的災 害発生時 の救急医 療対策	突発的災害発生時の救 急医療対策	総 務 課 町民保健課 福 祉 課		危機管理課 消防保安課 医療薬務課 県警察本部	施設管理者、 北 諸 農 林 振 興 局、 市 郡 ・ 県 医 師 会、保健所、 自衛隊 日赤県支部、 薬剤師会、国 立病院等

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 交通の確 保・緊急 輸送活動	(1) 輸送にあたっての 配慮事項	総 務 課 都市整備課		県警察本部 消防保安課	道路管理者
	(2) 災害発生後の各段 階において優先され るもの				
2. 陸上輸送 体制の確	(1) 交通規制				
	(2) 緊急交通確保のた めの交通規制				

立	(3) 緊急通行車両等の標章及び証明書	総務課	三股町	住民	県公安委員会 道路保全課	道路保全課
	(4) 交通規制の実施					
	(5) 自動車運転者の取るべき措置					
	(6) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧					
	(7) 車両等の確保					
	(8) 集積場所及び要員の確保					
3. 航空輸送体制の確立	(1) 緊急ヘリポートの確保	総務課	三股町	住民	危機管理課 消防保安課	宮崎陸運支局 自衛隊
	(2) 集積場所及び要員の確保					
4. 鉄道の急復旧	J Rが行う復旧作業への協力	総務課	三股町	住民	消防保安課 県警察本部	J R 九州
5. 燃料の確保	燃料の確保		三股町	住民	消防保安課	

第9節 避難収容活動

施策項目		役割分担					
		三股町	住民	県	関係機関等		
1. 避難誘導の実施	(1) 避難誘導の実施責任者	総務課	三股町	住民	危機管理課 県警察本部		
	(2) 避難勧告・避難指示（緊急）					水防管理者	
	(3) 避難実施の方法						
	(4) 学校・教育施設等における避難誘導	教育委員会					
	(5) 孤立地域対策	総務課				自主防災組織等	自衛隊
	(6) 警戒区域の設定						
	(7) 避難地への町職員等の配置						消防機関 消防団
	(8) 避難地における救護等						
	(9) 避難状況の報告						

2. 避難所の 設営、運 営	避難所の開設・運営	総務課		国保援護課 危機管理課	
3. 被災者の 把握	(1) 避難者・在宅被災者の把握				
	(2) 被災認定				
4. 避難生活 環境の確 保	(1) 避難所生活環境の整備	福祉課 町民保健課 高齢者支援課		福祉保健課 医療薬務課	県医師会
	(2) 健康管理			福祉保健課 医療薬務課 健康増進課	
5. 要配慮者 等への配 慮	(1) 要配慮者に配慮した応急対策の実施	町民保健課 福祉課 高齢者支援課	住民 (民生 児童委 員)	福祉保健課 長寿介護課 こども政策 課 障害福祉課 医療薬務課	
	(2) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策				
	(3) 避難行動要支援者に対する安全確保対策			福祉保健課 長寿介護課 こども政策 課 障害福祉課 医療薬務課	福祉団体 ボランティア 組織等
	(4) 外国人に対する安全確保対策			住民自 主防災 組織・語 学ボラ ンティ ア	福祉保健課 文化・文教 国際課
6. 応急住宅 の確保	(1) 応急仮設住宅の供与・管理	総務課 福祉課 都市整備課 高齢者支援課		建築住宅課 長寿介護課 福祉保健課	九州財務局宮 崎事務所・プ レハブ建築協 会・県建設業 協会

	(2) 被災住宅の応急修理				プレハブ建築協会・県建設業協会
	(3) 公的住宅の空き家の活用			建築住宅課	
7. 広域一時滞在	広域一時滞在				

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 食料の供給活動	(1) 食料の供給	福祉課			九州農政局宮崎県拠点
	(2) 食料の調達	総務課 農業振興課 福祉課	食料品販売店	福祉保健課 農産園芸課	九州農政局宮崎県拠点、北諸県農林振興局
	(3) 炊き出しその他による食料の給与		自主防災組織等		
	(4) 食料集積地の指定及び管理	福祉課			
	(5) 食料の配分及び配送				
2. 飲料水の供給及び給水の実施	(1) 飲料水の確保			衛生管理課	
	(2) 給水体制の確立	環境水道課		衛生管理課 保健所 県公衆衛生センター	自衛隊 近隣市町
	(3) 給水方法			衛生管理課	
3. 生活必需品の供給	(1) 生活必需品の給(貸)与				
	(2) 県、近隣市町への協力要請	福祉課		福祉保健課	
	(3) 救援物資の集積地及び管理・配送				

第11節 保健衛生、防疫、ごみ、がれき処理等に関する活動

1. 保健衛生	(1) 健康対策の実施	町民保健課 福祉課		健康増進課	
---------	-------------	--------------	--	-------	--

対策の実施	(2) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施			障害福祉課 就労支援・ 精神保健対 策室	精神医療機 関
2. 防疫、食 品衛生対 策・愛護 動物対策 の実施	(1) 防疫体制の実施	町民保健課	薬局 薬店	医療薬務課	
	(2) 食品衛生対策の実施		住 民	衛生管理課 保 健 所	
	(3) 愛護動物の救護の実施	環境水道課			
3. し尿、ご み、がれ きの処理	(1) し尿処理	環境水道課	住 民 自 主 防 災 組 織 ボ ラ ン テ ィ ア	環境管理課 循環社会推 進課	
	(2) ごみ処理				
	(3) がれきの処理				
4. 死亡獣畜 の処理	保健衛生に配慮した死亡獣畜の処理		所有者	畜産課 保健所 家畜保健衛 生所	

第12節 行方不明者の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

1. 行方不明 者及び遺 体の捜索	(1) 行方不明者の調査	町民保健課 総務課	住 民 自 主 防 災 組 織 ボ ラ ン テ ィ ア	県警察本部	消防機関 消防団 自衛隊 日赤奉仕団
	(2) 遺体の捜索	総務課			
	(3) 装備資機材				関係機関
	(4) 必要帳票等の整理	町民保健課 環境水道課 福祉課			
2. 遺体の収 容処置	遺体の収容処置	環境水道課 町民保健課		県警察本部 福祉保健課 衛生管理課	県医師会 県歯科医師会 日赤県支部
3. 遺体の埋 葬	(1) 対象者			福祉保健課 衛生管理課	
	(2) 埋葬の方法				
	(3) 必要帳簿等の整備				
4. 遺体の捜 索及び収 容埋葬の	(1) 捜索	福祉課		福祉保健課 衛生管理課	

ための費用及び期間	(2) 埋葬				
-----------	--------	--	--	--	--

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1. 被災地、 避難先及 びその周 辺の秩序 の維持	(1) 予想される混乱	総務課		県警察本部	
	(2) 警備活動の強化				
	(3) 保安対策				
2. 物価の安 定、物資 の安定供 給	(1) 物価の安定	総務課	流通業者	生活・協働・男女参画課 商工政策課	九州経済産業局
	(2) 物資の供給確保				
3. 帰宅困難者	帰宅困難者対策	総務課 福祉課 高齢者支援課			

第14節 公共施設等の応急復旧活動

1. 道路施設	緊急点検、応急復旧の実施及び交通の確保	農業振興課 都市整備課		道路保全課 県警察本部	九州地方整備局
2. 河川施設	危険個所の巡視及び水防活動の実施	都市整備課		河川課	消防団 水防団
3. 地すべり 応急対策	危険個所の巡視及び住民に対する避難措置並びに被害拡大の防止	都市整備課 総務課		砂防課 森林整備課 道路保全課	
4. 土石流 対策	危険個所の巡視及び住民に対する避難措置並びに被害拡大の防止				
5. 農地・農業施設等	農道・農業施設等の安全点検、応急復旧の実施及び管理施設・機器施設等の緊急整備	農業振興課		農村整備課 営農支援課	
6. 廃棄物処理施設	農業集落排水施設 公共下水道 し尿処理施設 最終処分場(埋め立て処分場)	環境水道課 都市整備課 農業振興課		環境管理課 環境対策室 都市計画課	

第15節 ライフライン施設の応急復旧

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 上下水道 施設	(1) 応急復旧体制の確立	環境水道課	水道事業者	都市計画課	
	(2) 応急対策要員の確保				
	(3) 応急対策用資機材の確保				
	(4) 応急措置				
	(5) 広報活動				
2. 電力施設	九州送配電(株)が行う応急対策への協力			衛生管理課 環境対策室 消防保安課	九州送配電(株)
3. ガス施設	県LPガス協会等が行う応急対策への協力	総務課 企画商工課		消防保安課	県LPガス協会
4. 電気通信 施設	NTT西日本等が行う応急対策への協力			消防保安課	NTT西日本

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者・ 住民への 的確な情 報伝達	(1) ニーズの把握	総務課 企画商工課	住民、民生委員、児童委員、ボランティア、ホームヘルパー、保健師	生活協働男女参画課 福祉保健課 長寿介護課 医療薬務課	
	(2) 生活情報の提供				
2. 相談窓口	(1) 相談窓口の設置	全課		秘書広報課 関係各課	

の設置	(2) 各種相談窓口の設置				関係団体 業界団体 ボランティア組織
3. 住民等からの被災者の安否確認	住民等からの被災者の安否確認	総務課 企画商工課 町民保健課			

第17節 ボランティア等自発的支援の受入

施策項目	役割分担			
	三股町	住民	県	関係機関等
1. ボランティア活動の受入	(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営	福祉課	みやざき文化振興課 福祉保健課 長寿介護課 消防保安課 砂防課 建築住宅課	社会福祉協議会 日赤県支部
	(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力		生活・協働・男女参画課 環境管理課	社会福祉協議会
2. 義援物資、義援金の受入	(1) 災害義援物資の受入		福祉保健課 国保援護課	社会福祉協議会
	(2) 義援金の受入	福祉課 会計課	福祉保健課 会計課	共同募金会 日赤県支部

第18節 災害救助法の適用

1. 実施責任者	実施責任者	全課	危機管理課 福祉保健課 その他の関係各課	
2. 被災認定	災害認定の基準			
3. 災害救助法の適用	災害救助法の適用基準			

4. 災害救助 法の手続 き	災害救助法の適用手 続き	総務課			
-------------------------	-----------------	-----	--	--	--

第19節 文教対策

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 学校教育 対策	(1) 応急教育	学 校 長 教育委員会 教 育 課		教育委員会 学校政策課 教職員課 総務課	
	(2) 就学援助に関する 措置			学校政策課 スポーツ振 興課	
	(3) 学校給食の応急措 置				
	(4) 災害時における環 境衛生の確保			スポーツ振 興課 保健所	
	(5) 災害時における心 の健康への支援			スポーツ振 興課 学校政策課	
	(6) 教育の再開			学校政策課	
2. 文化財保 護対策	(1) 予防対策の実施				
	(2) 被害状況の把握と 応急対策の実施			文化財課	

第20節 農林水産物応急対策計画

1. 農業用施 設	安全性の点検、応急復 旧の実施及び管理施設、 機器等の緊急整備	農業振興課		地域農業推 進課 営農支援課	
2. 農産物応 急対策	被災農家に対する事 前・事後措置の実施の指 導			営農支援課 農政企画課 農産園芸課	
3. 林産物応 急対策	被災林業家に対する 事前・事後措置の実施の 指導			森林整備課 山村木材振 興課	森林組合

4. 水産物応急対策	水産養殖種苗、資料等の確保及び病虫害等の防除指導			水産政策課 漁港漁場整備課	水産試験機器
5. 畜産応急対策	農家に対する応急技術対策の指導、家畜伝染病の防止及び死亡獣畜の処理			畜産課	

第21節 雪害対策計画

施策項目		役割分担			
		三股町	住民	県	関係機関等
1. 実施責任者	関係機関との連携による雪害対策措置の実施	総務課		消防保安課 道路保全課	
2. 道路交通の確保	除雪路線の決定	都市整備課 総務課			
3. 医薬品の確保及び医療措置	積雪における交通途絶時の医薬品等の輸送及び急病人の搬送等	総務課		福祉保健課 医療薬務課	
4. 主要食料等の確保	関係団体等との調整、協議による食料の補給体制の確立	総務課 農業振興課		農政企画課 営農支援課	
5. 農村対策	農林業者に対する事前・事後措置実施の指導	農業振興課		営農支援課 農政企画課 農産園芸課 畜産課 山村木材振興課	
6. 通学児童・生徒に対する措置	なだれ危険個所の周知徹底及びなだれ発生が予想される時期の登下校についての指導	教育長 教育委員会 教育課		学校政策課	

第 1 節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・大雨情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能である。したがって被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期する。

1 警報等の伝達（総務課）

町は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

(1) 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行う。

ア 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準一覧は、気象庁 HP 上の URL を参照する。<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/miyazaki.html>

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

1	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
2	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
3	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
4	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
5	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
6	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

1	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
2	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。高齢者等の避難の必要とされる警戒レベル 3 に相当。
3	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
4	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
5	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
6	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
7	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

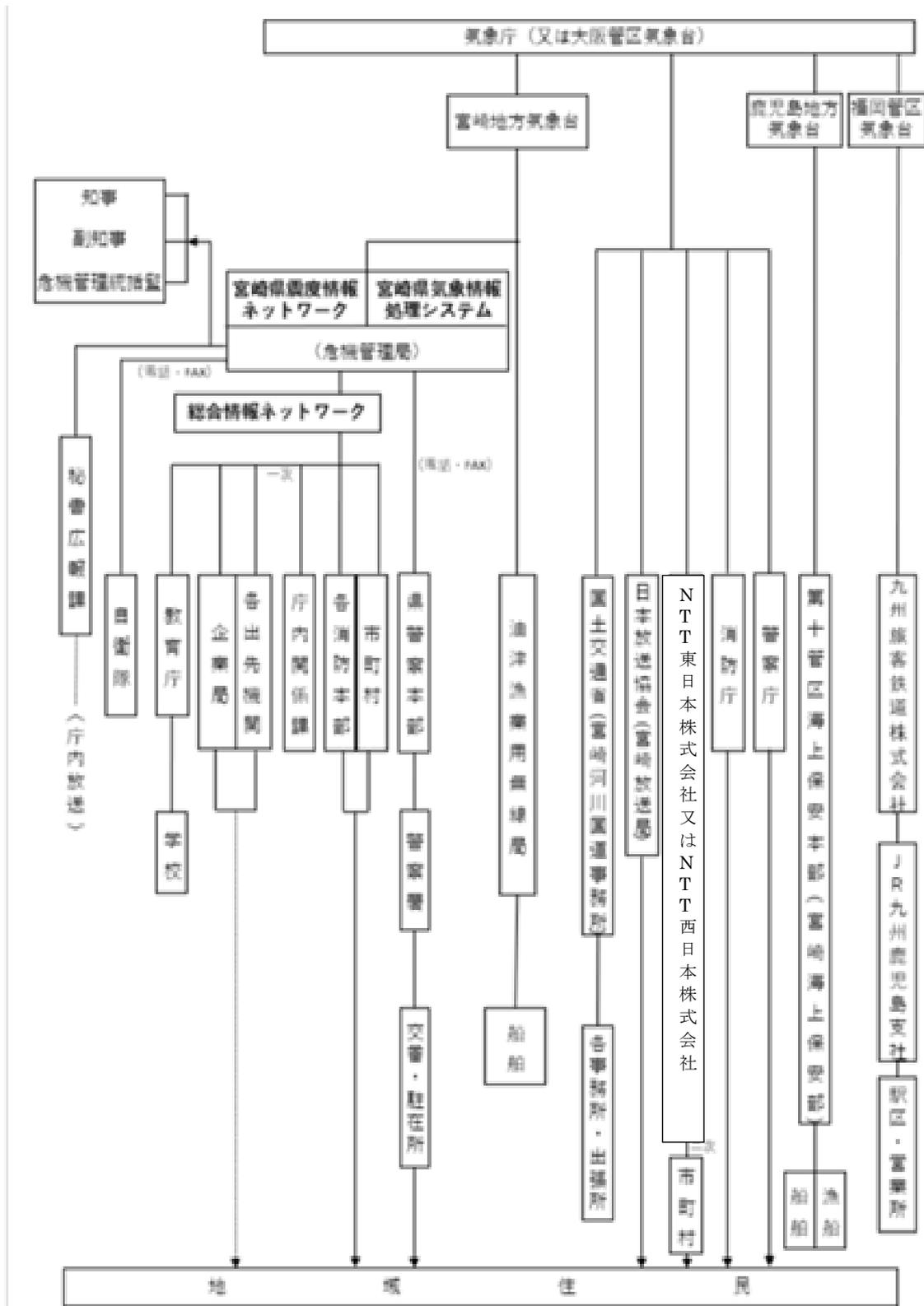
ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれのある場合に、その旨を注意して行う予報

1	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
2	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
3	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
4	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され

5	風雪注意報	たときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
6	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
7	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
8	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
9	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
10	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
11	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
12	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
13	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
14	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には浸水、土砂災害等の被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
15	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。
16	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温のため農作物に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(3) 伝達系統



2 避難誘導の実施（総務課）

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の高齢者等避難開始の発令や、避難指示の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備える。

(1) 警戒活動の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団（消防団）等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険個所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

(2) 避難状況の早期把握

町長は、災害の兆しがある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

ア 河川災害のおそれのある個所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、高齢者等避難、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれのある個所

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて、必要な対策を講ずる。

(4) 早期自主避難の実施

町は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある個所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 浸水危険区域

河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害発生の兆候

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- (イ) 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等がまざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- (カ) その他

(5) 安全確保措置の周知

町は、避難指示を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等地震が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(6) 高齢者等避難開始の発令時の対応

町は、災害のおそれのある場合には、必要に応じ、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

3 災害の未然防止対策（都市整備課・総務課・農業振興課）

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

本町の水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる個所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 水門等の適切な操作の徹底

町は、河川管理者に対し、洪水の発生が予想される場合の水門等の適切な操作について徹底する。また、住民に対する広報、周知を行う。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、所管の道路について、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した住民等は、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

[河川管理者等]

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作に当たり、危害を阻止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

第 2 節 活動体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、災害発生に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となる事も予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 応急活動体制の確立（総務課）

(1) 災害警戒室の設置

次の場合は、副町長を室長とする「災害警戒室」を設置する。

- ア 気象情報等により、被害の発生が予想されるも、事態の発生までに時間的余裕のある場合
- イ その他災害対策に関し特に必要があると認められるとき

(2) 災害対策本部の設置

次の場合は、町長を本部長とする「災害対策本部」を設置する。

- ア 非常災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合
- イ その他災害対策本部長が必要と認めたとき
- ウ 災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、本部による対策実施の必要がなくなったとき廃止する
- エ 本部を設置又は、廃止したときは県（北諸県地方支部）、関係機関、住民等に対し、次により通知公表する。

※ 県（北諸県地方支部）への報告は、災害報告要領——災害警戒体制等状況報告書【市町→地方支部】の総括表及び個別表並びに災害概況即報等により必要な書式にて報告する。

通知又は公表先	担 当 部 班	通 知 又 は 公 表 の 方 法
本 部 構 成 員	総務対策部 統括班	庁内放送、電話、その他迅速な方法 防災行政無線
関 係 機 関	総務対策部 統括班	電話その他迅速な方法
一 般 住 民	総務対策部 情報伝達班	電話及び広報車、町防災行政無線

(3) 本部の組織（全課）

- ア 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。ただし、本部長に事故あるときは副町長がその職務を代理し、本部長、副本部長共に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。
- イ 本部に別表に掲げる対策部及び対策部長を置く
- ウ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。
- エ 本部に本部連絡員を置く。
- オ 災害対策本部の部及び班の任務分担、分掌事務は資料 3 に記載

2 配備体制と職員の動員にかかる基本的事項（全課）

（1）配備体制の概要（総務課）

段階	内容	気象情報等の発表状況
第1配備 情報連絡室	情報連絡のため、消防担当、その他の職員による気象情報等の収集・連絡 今後の状況により関係各課が登庁参集連絡体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ●気象警報発表 (大雨警報・大雨情報) ●台風情報 (進路予測、風雨の予測) ★緊急地震速報(震度4)(他5弱以上)
第2配備 災害警戒室	◇副町長は、「災害警戒室」への移行を決定する。	
	<p>災害発生前の情報収集・分析・方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒室を設置する決断 ・都市整備、環境水道、農業振興課等が待機体制をとる。 ・消防団長に消防団員の詰め所での待機・出動準備体制を要請 <p>災害発生前の高齢者等避難開始を周知 (警戒レベル3相当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の自主避難を呼びかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●気象警報継続中 (洪水警報、暴風雨警報等が発表) <ul style="list-style-type: none"> ・台風の通過・降雨・災害予測 ■土砂災害関係 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒判定メッシュ情報 ・土砂災害警戒情報 ・避難準備情報 ▼水防関係 <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位又は水防団待機水位 ・避難判断水位の通知(県知事) ★緊急地震速報(震度5弱)(他5強)
第3配備 (通常) 災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難や避難指示を発するために、関係機関・関係課(福祉課等)と協議連携し、要配慮者などの早期避難を促す。 ・避難指示(時間・地域・避難の方法・場所など)を検討し、準備を始める。 	
	<p>「土砂災害警戒情報」等が発表 →町長＝「災害対策本部」に切り替える。</p> <p>災害発生前の警備・警戒体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害警戒情報・前兆現象の確認」 →避難指示を決断→町民へ周知・広報 ○災害対策本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務中→職員は通常勤務の体制で待機 ・勤務外→自宅待機(所在明確に) <p>避難指示発令時の体制 (警戒レベル4相当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険が著しいと判断される時避難指示を決断、周知する体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●気象警報継続中 (洪水警報、特別警報、暴風警報等が発表中) <ul style="list-style-type: none"> ・台風の直撃・災害発生前兆確認 ■土砂災害関係 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報→避難指示の決断 ▼水防関係 <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位又は水防団待機水位 ・避難判断水位の通知(県知事) ★緊急地震速報(震度5強)・(他6弱)

	○異常気象状況→災害発生の大危険→前兆現象確認→厳重警戒体制をとる。 ・職員の自主参集（勤務場所）・・・（若しくは災害対策職員を召集）
第4 配備 (非常) 災害 対策本部	(警戒レベル5) 災害発生時の緊急体制の確立 ・緊急安全確保の発令→「非常配備体制」 ・緊急安全確保の広報・警戒の実施（職員・消防団） ・町内に災害が発生し、人命救助や避難支援活動の実施
	●大雨特別警報 ・総合的な災害活動が必要 ■土砂災害 →土砂災害警戒情報続報 ▼水防関係 ・氾濫危険・越水確認の情報 ★緊急地震速報（震度6弱以上）・（他6強）
	○災害が発生（人命・財産・大規模な災害）など「非常配備体制」をとる。 ・災害発生を受け、災害対策本部の活動を実施するため、「全職員を召集」する。

* 配備体系の1~4は、順序ではなく、災害の状況により適切な位置から配備体制をとる。

* その他の災害時の配備体制は、当該基準を下に判断し、対策本部等を設置する。

(2) 配備体制の設置基準

第1 配備 情報連絡

体制	災害種別	設置基準	
情報 連絡室	風水害等	・大雨、洪水、暴風警報等が発せられたとき。 (災害予測：土砂災害、河川の洪水、氾濫など)	
	地震	町	・町内で震度4以上の地震が発生したとき。 (町内の被害発生状況調査を実施)
		町外	・近隣の县市町で震度5弱以上の地震のとき。

第2 配備 災害警戒室

体制	災害種別	設置基準	
災害 警戒室	風水害等	・積算雨量80mm以上かつ時間雨量20mm以上の時。 ・台風が県内に接近する恐れがあるとき。	
	地震	町	・町内で震度5弱以上が観測されたとき。 (町内の被害発生状況調査を実施)
		町外	・近隣の县市町で震度5強以上の地震があったとき。

第3 配備 災害対策室(災害発生前)

体制	災害種別	設置基準
(通常) 災害 対策本部	風水害等	・積算雨量200mm以上かつ時間雨量50mm以上の時。 ・台風が県内に上陸又は接近する恐れがあるとき。
	地震	・町内で震度5強以上の地震が発生したとき。 (被害状況の予測) 土砂崩れ、道路の寸断、停電などが発生し、家屋の崩壊、断水、停電など発生、負傷者等が発生していると予測

(※町のみの防災体制で、活動が足りる災害の場合)

第4配備 災害対策(災害発生時)

体制	災害種別	設置基準
(非常)災害対策本部	風水害等	・積算雨量 250mm以上かつ時間雨量 50mm以上の時。 ・台風が県内に上陸し接近する恐れがあるとき。
	地震	・町内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 (被害状況の予測) 土砂崩れ、道路の寸断、停電などが発生し、家屋の崩壊、断水、停電などの被害が発生し、負傷者等が多数発生していると予測

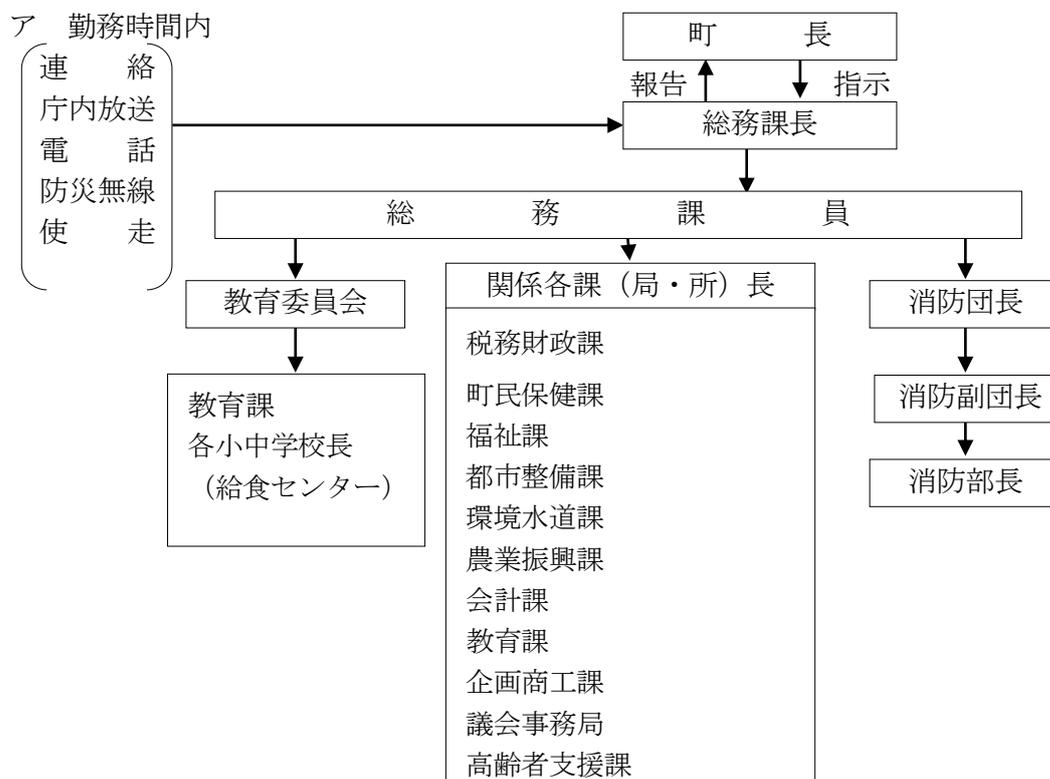
(※町の防災体制では対応が困難な災害で、発災により著しい被害が発生しており、初動から全庁体制の災害対策、又は自衛隊等の災害派遣を要請するような場合)

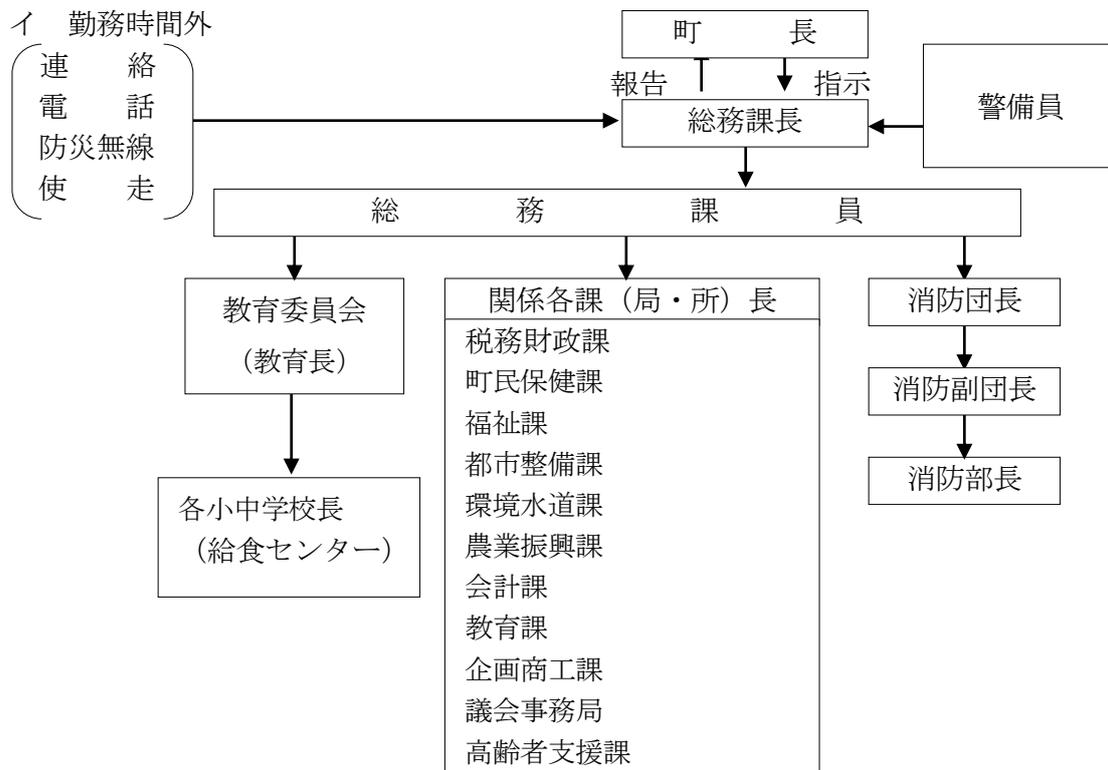
(3) 職員の配備

配備	職員の動員状況
第1配備	担当職員 (状況に応じて担当課の課長・補佐)
第2配備	第1配備に加えて、都市整備・環境水道・農業振興課の担当職員
第3配備	災害対策本部の配備職員 (状況に応じて、職員の召集を行う。)
第4配備	全職員 (緊急連絡網により全職員の召集を行う。)

(4) 配備体制の伝達系統

配備指令の伝達系統図





(5) 職員の動員

ア 町長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

イ 自主参集

(ア) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される各種情報により状況を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

災害の種別	自主参集の基準
地震災害	町域で震度5弱以上、又は近隣市町で震度5強以上のとき。
その他の災害	町域に災害発生の危険が著しいと予想される気象状況のとき 又は災害発生を聞知したとき。

(イ) その他の職員の参集

その他の職員にあつては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集して所属長にその旨報告した上で、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたる。

3 解散（解除）基準（全課）

災害対策本部等の解散（解除）は、次に基づき解散する。

体制	災害の種別	解散基準
情報連絡室 及び 災害警戒室	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 要件である災害の危険が解消したと認められたとき。 「情報連絡室」にあつては、災害警戒室が、「災害警戒室」にあつては「災害対策本部」が設置され、組織・業務を移行したとき。

体制	災害の種別	解散基準
災害対策本部	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> 要件である災害の危険が解消したと認められたとき。 災害応急対策等が一応終了し、災害対策本部を継続する必要がなくなったとき。 災害発生危険性が軽減したと認められ、災害警戒室又は情報連絡室に組織を移行させるとき。

4 意思決定権者の職務代理（者）（全課）

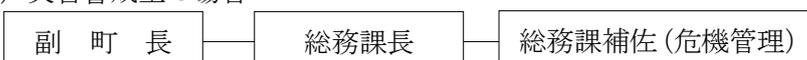
災害対策本部等の設置にあたって、意思決定権者（本部長：町長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思を決定する。

代理で意思を決定した者は、速やかに所定の決定権者に、これを報告しなければならない。

(1) 情報連絡室の場合



(2) 災害警戒室の場合



(3) 災害対策本部の場合



第3節 水 防 計 画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団を読み替えて運用を図る。以下同じ）等を出動させ、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織（全課）

水防団の組織及び事務分掌については、本章第2節「活動体制の確立」の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

2 水防団（消防団）の出動（町長、総務課）

水防管理者（町長）は、次に示す基準により水防計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせる。

(1) 出動準備

次の場合、水防管理者（町長）は、水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた警戒水位に達するおそれがあると予想される時。
- イ 豪雨等により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき、その他水防上必要と認められるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

(2) 出 動

次の場合、水防管理者（町長）は、水防団（消防団）を出動させる。

- ア 国土交通省九州地方整備局長若しくは、宮崎県知事から出動の旨の警告があった場合
- イ 水防計画に定められた警戒水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、及びため池用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- ウ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- エ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

3 水防巡視（町長、総務課、都市整備課）

- (1) 町長（水防管理者）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防部長）に対し、その警報を通知し、必要団員を招集し、河川及び池沼・ため池等の巡視を行うよう指示する。
- (2) 河川水位が警報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直に関係水防分団長（消防部長）に通知するとともに5に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。
- (3) 水防管理者（町長）は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害個所その他特に重要な個所を中心として、堤防の表側、天端、裏側を巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに都城

土木事務所又は北諸県農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

ア 居住地側堤防斜面の漏水または堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ

イ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または一部流出（崩壊）

ウ 堤防上端の亀裂または沈下

エ 堤防から水があふれている状況

オ 排水門の両袖または底部よりの漏水と扉の締り具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

キ ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、排水門の漏水による亀裂及び堤防斜面の崩れ等に注意するものとする。

- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（町長）、水防（消防）団長は直ちにその旨を都城土木事務所、北諸県農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

都城土木事務所又は北諸県農林振興局は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡する。また、決壊個所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

4 水防警報（町長、総務課、都市整備課）

- (1) 水防警報を行う河川

水防警報を行う河川は次のとおりである。

「重要水防河川 沖水川・萩原川・年見川・花木川（流域支川を含む）」

町消防団の水防受持区域

番号	河川名	区 域	担当部	責任者	集合場所
1	沖水川	第5地区公民館の範囲	5部	5部長	5部詰所
2	沖水川	第4地区公民館の範囲	4部	4部長	4部詰所
3	沖水川	第1地区公民館の範囲	1部	1部長	1部詰所
4	沖水川	第6地区公民館の範囲	6部	6部長	6部詰所
5	沖水川	第7地区公民館の範囲	7部	7部長	7部詰所
6	萩原川	都城市との境まで	3部	3部長	3部詰所
7	年見川	第2地区公民館の範囲	2部	2部長	2部詰所
8	年見川	第1・8・9地区公民館の範囲	1部	1部長	1部詰所
9	年見川バイパス	第7地区公民館の範囲	7部	7部長	7部詰所
10	花之木川	山之口町境から高城町境まで	6部	6部長	6部詰所

- (2) 水防警報を発する基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えるおそれがあるときであり、国土交通省九州地方整備局長若しくは宮崎県知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は町水防計画書に記載のとおりである。

イ 水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

- (ア) 待機： 水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき
- (イ) 準備： 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
- (ウ) 出動： 水防機関が出動する必要があるとき
- (エ) 警戒： 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
- (オ) 解除： 水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

(3) 水防警報の発報担当者及び受報者

国土交通省及び知事が水防警報を行う河川のうち、本町に係る河川の水防警報担当者、受報、連絡担当者及び連絡受理担当者は次のとおりである。

「本町関係知事発令」

水系名	河川名	水防警報発報担当者	受 報 者	水防管理者
大淀川	萩原川 沖水川	県都城土木事務所長	都城市長 三股町長	都城市長 三股町長

5 水防信号 (町長、総務課、都市整備課)

水防法第 20 条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号 (水防第 1 信号)

警戒水位に達したことを知らせるもので、水防 (消防) 団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号 (水防第 2 信号)

水防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号 (水防第 3 信号)

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号 (水防第 4 信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号	サイレン信号
(水防第 1 信号) 警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 ○ 休 止 ○ 休 止
(水防第 2 信号) 出 動 信 号	○○○ ○○○ ○○○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 ○ 休 止 ○ 休 止
(水防第 3 信号) 協 力 信 号	○○○○ ○○○○ ○○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 ○ 休 止 ○ 休 止
(水防第 4 信号) 避 難 信 号	乱 打	約 1 秒 約 5 秒 約 1 秒 約 5 秒 ○ 休 止 ○ 休 止

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続する。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
 - 3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

6 水防解除 (総務課、都市整備課)

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、これを一般住民に周知するとともに、都城土木事務所又はその他の事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた都城土木事務所は直ちに県水防本部に報告する。

[県]

知事は、宮崎地方気象台から気象状況の通知を受けた場合において、洪水等のおそれがあると認めるときは、そのときから洪水等に対する危険がなくなるまでの間、次の機構による宮崎県水防本部を県庁内（土木部河川課）に置き、水防業務の総括に当たるものとする。

なお、水災に関して宮崎県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環として、同時に水防本部が設置されたものとする。

7 知事が管理する河川及び海岸における重要水防箇所 (町長、総務課、都市整備課)

県水防計画：重要水防箇所一覧表

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況
2	大淀川	沖水川	三股町大字樺山 6084 番地先	左岸	250m	内水	浸水		住宅地

[水門、こう門等の管理者]

気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

水門、こう門等の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障ないよう点検整備をおこなわなければならない。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達・分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さなければならない。

1 災害情報の収集・連絡 (総務課)

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 被害状況の早期把握

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

(2) 第1次情報等の収集

災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は災害対策支援情報システム若しくは電話、FAX等により行う。

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部、アマチュア無線都城クラブ及び町内在住のアマチュア無線家の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

物流・宅配会社、タクシー会社、トラック会社、バス会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

オ 郵便局、森林管理署、森林組合、農業協同組合等の各団体の協力を得て情報を収集する。

カ インターネット利用者の協力による情報収集

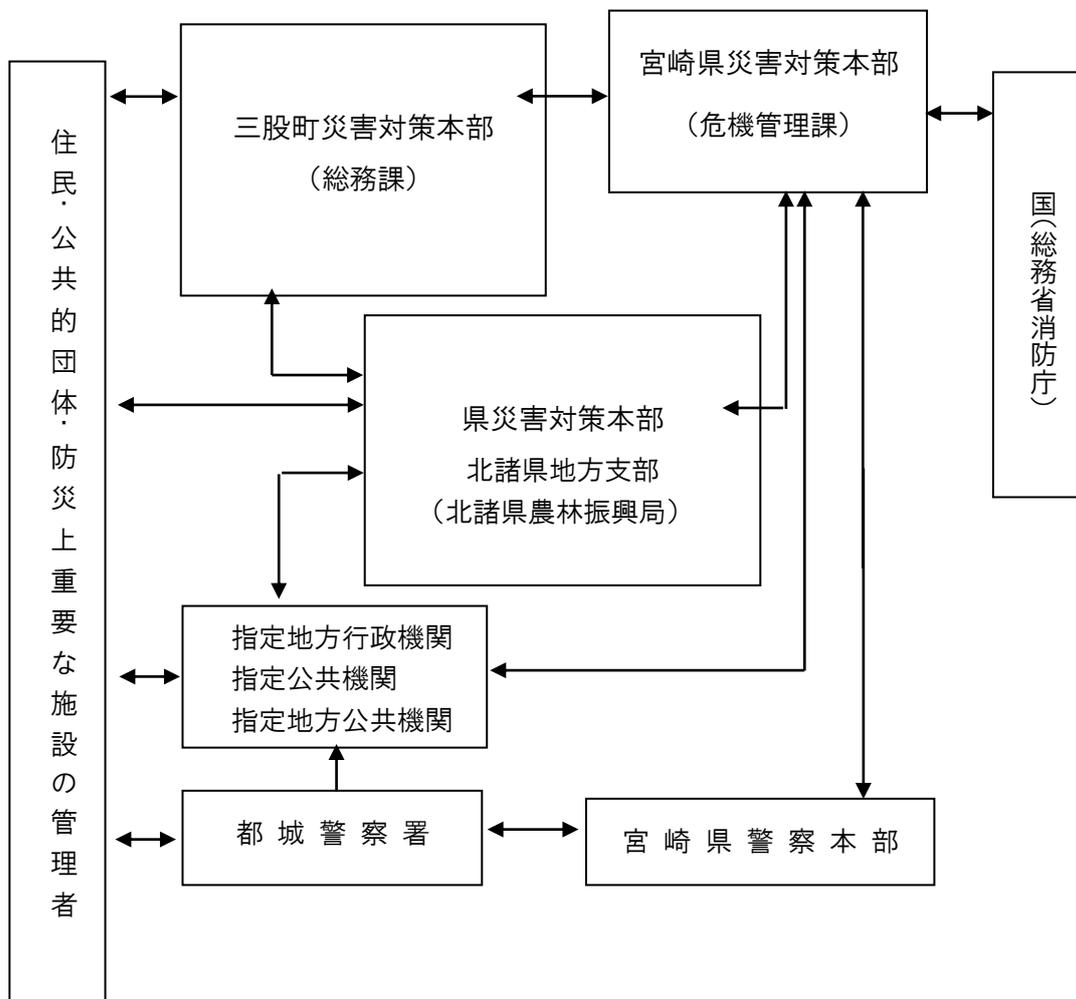
インターネット利用者の協力を得て情報を収集する。

(3) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

町は、被害状況、応急対策活動等の情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

ア 情報の流れ

(県に報告できないとき又は消防機関に 119 番通報が殺到した場合)



イ 被害情報等の伝達手段

町（災害対策本部）は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (ア) 被害状況等の報告は、有線又県防災電話・FAXのうち、最も迅速確実な手段を使う。
- (イ) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

ウ 情報収集・伝達活動

(ア) 町域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、災害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県（災害対策北諸県地方支部）、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 15 日以内に行う。

- a 町災害対策本部が設置されたとき。
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

(イ) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生ずるおそれがある場合には、県（災害対策本部）に直接連絡をとる。

なお、県（災害対策本部）に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

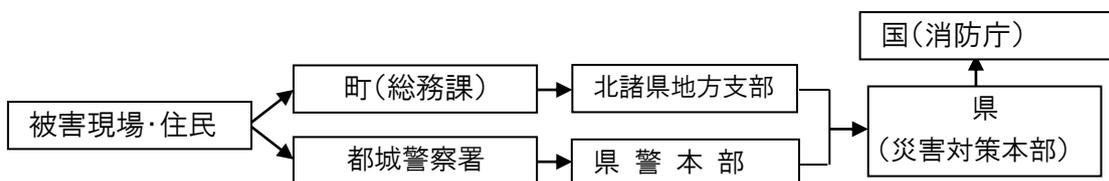
(ウ) 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県（災害対策本部）その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

(エ) 地域住民から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県（災害対策本部）及び国（総務省消防庁）へ同時に報告する。

エ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

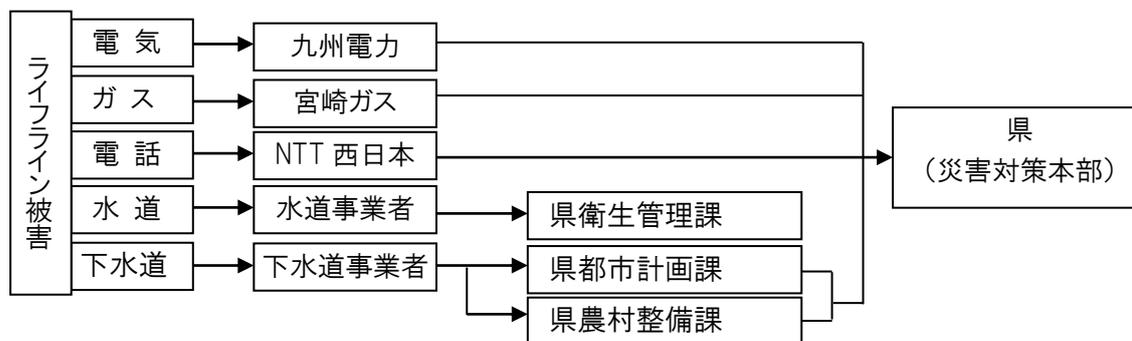
(ア) 情報収集・伝達系統 1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



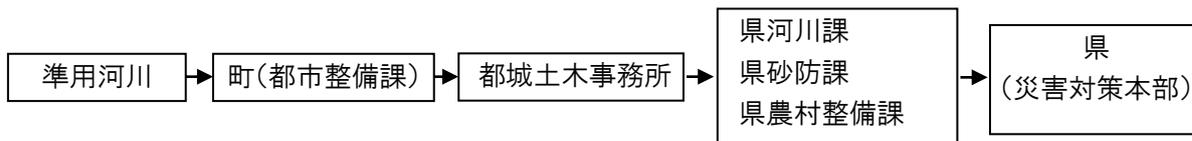
(イ) 情報収集・伝達系統 2（道路被害）



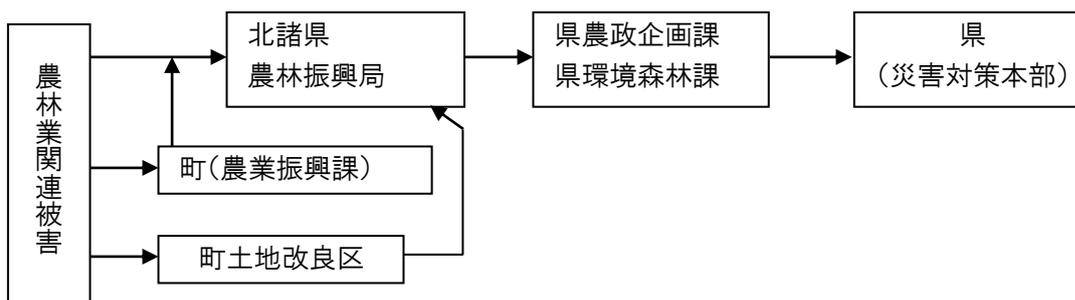
(ウ) 情報収集・伝達系統 3（ライフライン被害）



(エ) 情報収集・伝達系統 4 (河川、ダム)



(オ) 情報収集・伝達 5 (農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



(カ) 情報収集・伝達 6 (その他公共施設)



(4) 被害状況等の集約

町(災害対策本部)は、被害状況等の情報を集約し、とりまとめる。

被害状況等の調査責任機関

番号	調査事項	担当課	協力機関
1	概況速報	総務課	自治公民館
2	人的及び住家の被害状況報告	総務課	自治公民館・消防局
3	社会福祉施設の被害状況報告	福祉課 高齢者支援課	施設管理者
4	公共土木施設の被害状況報告	都市整備課	自治公民館
5	町有財産の被害状況報告	総務課	
6	清掃施設被害状況報告	環境水道課	
7	観光施設の被害状況	農業振興課	
8	農産・水産及び農業用施設被害状況報告	農業振興課	農協及び支所土地改良区
9	林業関係被害状況報告	農業振興課	森林組合
10	水道施設被害状況報告	環境水道課	自治公民館
11	都市施設被害状況報告	都市整備課	自治公民館
12	商工関係被害状況報告	農業振興課	商工会

13	感染症関係報告	福祉課 高齢者支援課	保健所
14	教育施設被害状況報告	教育課	各学校・自治会館
15	火災速報	総務課	都城市消防局
16	水害等速報	総務課	水防関係機関

(5) 情報収集伝達の要領（事務処理フロー）

ア 速報

災害発生後、速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を報告する。

イ 確定報

応急対策終了後、15日以内に報告する。

- (6) 災害により被害を受けた人的及び動物的被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次（項）の基準による。

被害状況判定基準

番号	被害区分	判定基準
1 人的被害	1 死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡した事が確実な者とする。
	2 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	3 重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	4 軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	1 住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	2 棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	3 世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。

	4	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。(H25.6 災害に係る住家の被害認定基準運用指針)
	5	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住することが困難なもの。具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。(H25.6 災害に係る住家の被害認定基準運用指針)
	6	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	7	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	8	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	9	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	3 非住家	1	非住家
2		公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
3		その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
4		非住宅被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 田畑の被害	1	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	2	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	3	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	1	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	2	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	3	通路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	4	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	5	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛する事を必要とする河岸とする。
	6	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	7	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	8	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	9	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する船以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	10	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	11	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	12	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

	13	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	14	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	15	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	16	被災者	被災世帯の構成員とする。
5 その他の被害	1	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	2	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	3	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	4	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	5	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、官庁、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	6	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	7	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	8	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	9	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	10	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	11	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(7) 住民への広報

ア 広報活動

(ア) 広報内容

a 被災地住民に対する広報内容

町は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に

帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- (a) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- (b) 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- (c) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (d) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (e) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (f) 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況
- (g) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (h) バスの被害状況、運行状況
- (i) 救護物資、食料、水の配付等の状況
- (j) し尿処理、衛生に関する情報
- (k) 被災者への相談サービスの開設状況
- (l) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (m) 臨時休校等の情報
- (n) ボランティア組織からの連絡
- (o) 全般的な被害状況
- (p) 防災関係機関が実施している対策の状況

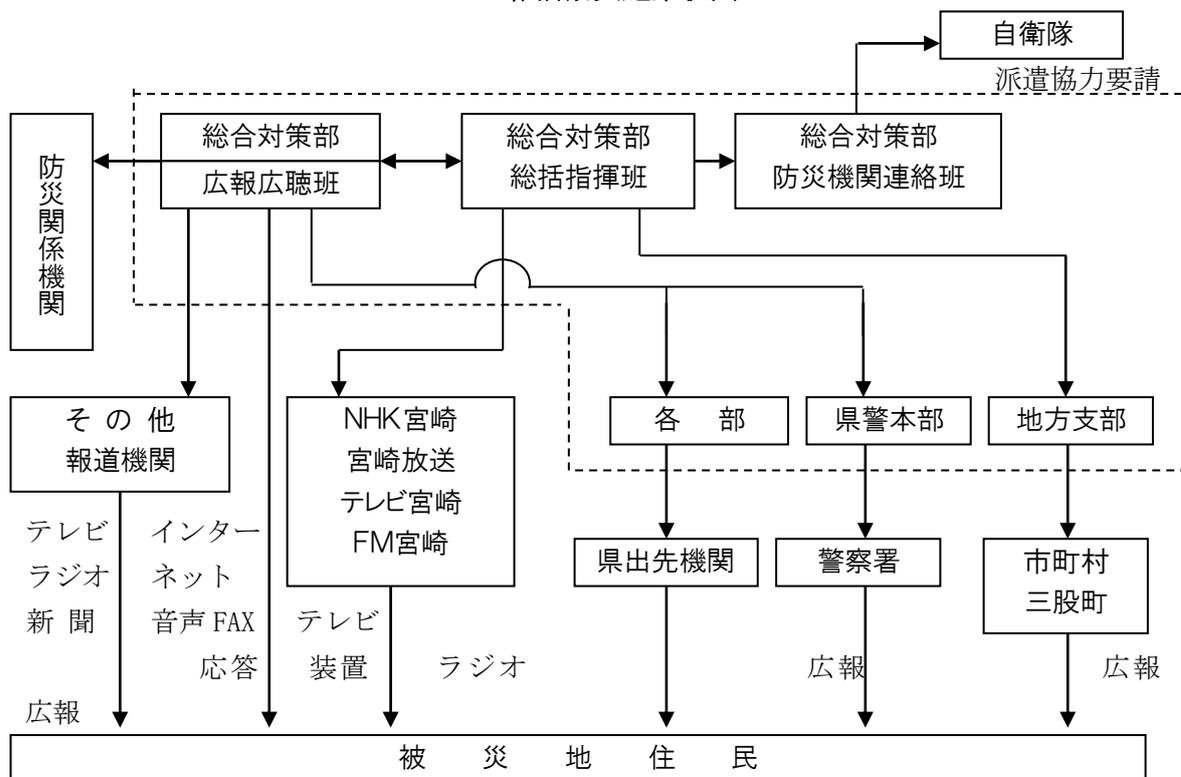
b 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (a) 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- (b) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (c) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (d) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報伝言の呼びかけ)
- (e) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (f) 全般的な被害状況
- (g) 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 広報手段

広報活動実施系統図



町が保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- a 防災行政無線（同報系、移動系）
- b 県防災救急ヘリ及び県警察ヘリによる呼びかけ
- c 広報車による呼びかけ
- d ハンドマイク等による呼びかけ
- e ビラの配布
- f インターネット
- g 立看板、掲示板
- h 緊急速報メール
- i Lアラート

イ 報道機関への対応

(ア) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組製作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

(イ) 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、町（災害対策本部長）が必要と認める情報について、速やかに実施する。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

2 通信手段の確保 (総務課・企画商工課)

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

(1) 専用通信設備の運用

ア 町防災行政無線を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。

イ 本町における防災行政無線は以下のとおりである。

(ア) 同報系設備

- a 基地局 11局
- b 屋外受信局 60局
- c 戸別受信機 土砂災害特別警戒区域内等

(イ) 移動系設備

- a 統制局 1局
- b 半固定局 5局
- c 携帯型移動局 40局 (MCA20、簡易20)
- d 車両型携帯局 30局 (MCA15、簡易15)

※設置場所については、資料7に記載

ウ 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、町、消防本部(局)及び日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生ずる場合は次のような代替手段を用いる。

ア NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容については、NTT西日本宮崎支店へ依頼する。現在本町には5回線設置されている。

イ 携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

ウ 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことが

できる。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

(ア) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

(ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

(エ) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順所で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a 宛先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する

エ 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 23 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

使用できる主な機関は次のとおりである。

通信設備が優先利（使）用できる機関名

番号	通信設備設置機関	申込み窓口
1	県総合情報ネットワーク	県危機管理局・各農林振興局・各土木事務所
2	県警察本部	県警察本部—通信指令室長 各警察署—署長
3	九州地方整備局	電気通信課長・河川国道事務所長等

4	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する
5	宮崎地方气象台	その都度依頼する
6	J R九州鹿児島支社	駅長・情報区長
7	九州電力株式会社	支社・営業所長
8	九州電力送配電株式会社	各支社・各部・配電事業所・建設所長
9	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する
10	陸上自衛隊	その都度依頼する
11	航空自衛隊	その都度依頼する

オ 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)FM宮崎、BTV(株)に要請する。なお、町長の放送要請は知事を通じて行う。

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

キ 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章第5節2「自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

ク アマチュア無線ボランティアの活用

(ア) 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は協議会を「受入窓口」としアマチュア無線ボランティアを確保する。

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

- a 非常通信
- b その他の情報収集活動

第5節 広域応援活動

町域内において災害が発生し、自力による応急対策等困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速、的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 広域的な応援体制 (総務課)

(1) 応援要請の実施

ア 他市町村への要請

町長は町の区域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (エ) 医療及び防疫に必要な資器材及び物資の提供
- (オ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (カ) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (キ) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (ク) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (ケ) その他応援のため必要な事項

イ 県への応援又は職員派遣の要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の要請を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- a 災害の状況
- b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- c 応援を必要とする期間
- d 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- e 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- f 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- g その他必要な事項

(イ) 職員派遣要請時に記載する事項

- a 派遣の要請を求める理由
- b 派遣の要請を求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣要請について必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 物資等の受入体制の確保

(ア) 連絡窓口の明確化

県及び関係市町村との連絡を速やかに行うための連絡窓口を総務課に置く。

(イ) 物資等の受入施設の整備

福祉課は、県及び関係市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。(受入施設については、本章第8節参照) また、防災ボランティア等の人的応援のための受入施設は、「ボランティアセンター(三股町社会福祉協議会内)」とする。

ウ 経費の負担

応援に要した経費は、原則として町の負担とする。

また、指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは事前に協議して定めた方法に従う。

(3) 消防機関への応援要請

町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

応援派遣要請を必要とする災害規模はつぎのとおりとする。

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

2 自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保 (総務課)

町内の人命又は財産の保護のため必要がある場合、町長は県(知事)に対し自衛隊の派遣要請依頼を行い、自衛隊による災害応急活動支援を求める。

(1) 災害派遣要請の手続き

ア 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第 83 条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

イ 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(2) 知事への災害派遣要請の依頼

ア 災害派遣要請の依頼者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長が（連絡窓口は総務課）が行う。

イ 派遣要請依頼の手続き

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。（様式 1）

ウ 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合は、その旨及び町に係る災害の状況を次に示す自衛隊に通知する。この際、町長は当該通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

番号	区 分	通 知 先	所 在 地
1	陸上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	都城市久保原町
2	航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田

(3) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

番号	項 目	内 容
1	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
2	避難の援助	避難指示が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
4	水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5	消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）を持って、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
7	応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
8	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10	救護物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(S. 33. 総理府令第 1 号) に基づき、被災者に対し救護物資を無償貸付けし又は譲与する。
11	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12	通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
13	広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
14	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊受入体制の確立

ア 受入体制

派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

(ア) 災害派遣部隊到着前

- a 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- b 事前に連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- c 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場(部隊の集結地)を選定し、指定する。

(イ) 災害派遣部隊到着後

- a 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- b 派遣部隊指揮官名、派遣部隊の名称、隊員数、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況その他参考となる事項等を知事に報告する。

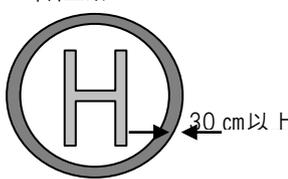
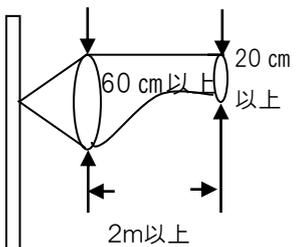
イ ヘリコプターの受入

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

緊急時ヘリポートの選定と準備については、次のとおりとする。

- (ア) 使用ヘリポート名(特別の場合を除き指定されているヘリポートを使用する)、着陸地点の風向及び及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(消防防災課)に連絡を行う。
- (イ) ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。
- (ウ) あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直系 10m以上の円を書き中央にHを記し、着陸中心を示す。

- (エ) 夜間は、ヘリポート（別に指定するものに限る）にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
- (オ) ヘリポートと町役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておく。
- (カ) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておく。
- (キ) 地面は堅固で傾斜 9 度以内とする。
- (ク) 四方に仰角 9 度以上の障害物がないこと。
- (ケ) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備する。
- (コ) 大型車両等が進入できること。
- (サ) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100 t 以上）を考慮する。
- (シ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

ヘリポートの表示要領	1 着陸点		<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径 10m 以上の円を描き、中央に H と記す。</p>
	2 風向指示器		<p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹流し、又は旗をたてる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速 25m/s に耐えられる強度</p>

(ス) 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

a 地上から航空機に対する信号の種類

(a) 旗による信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項	摘 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺 1 m の正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(セ) 着陸のための最小限所要地積

番号	機種	1機	4機	12機
1	OH-6	30m×30m	30m×120m	—
2	UH-1H AH-1S	36m×36m	50m×150m	150m×150m
3	V-107 UH-60J	45m×45m	75m×200m	150m×300m
4	CH-47	100m×100m	300m×300m	

ウ 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは町の負担とする。ただし、依頼者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- (ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (イ) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲取り料
- (ウ) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (オ) その他の必要な経費については、事前に協議しておく。
なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

(5) 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなると認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する。(様式2)

様式 1

文書番号

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

三股町長



印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

※この様式は、A4サイズとする。

様式 2

文書番号
年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

三股町長



印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。

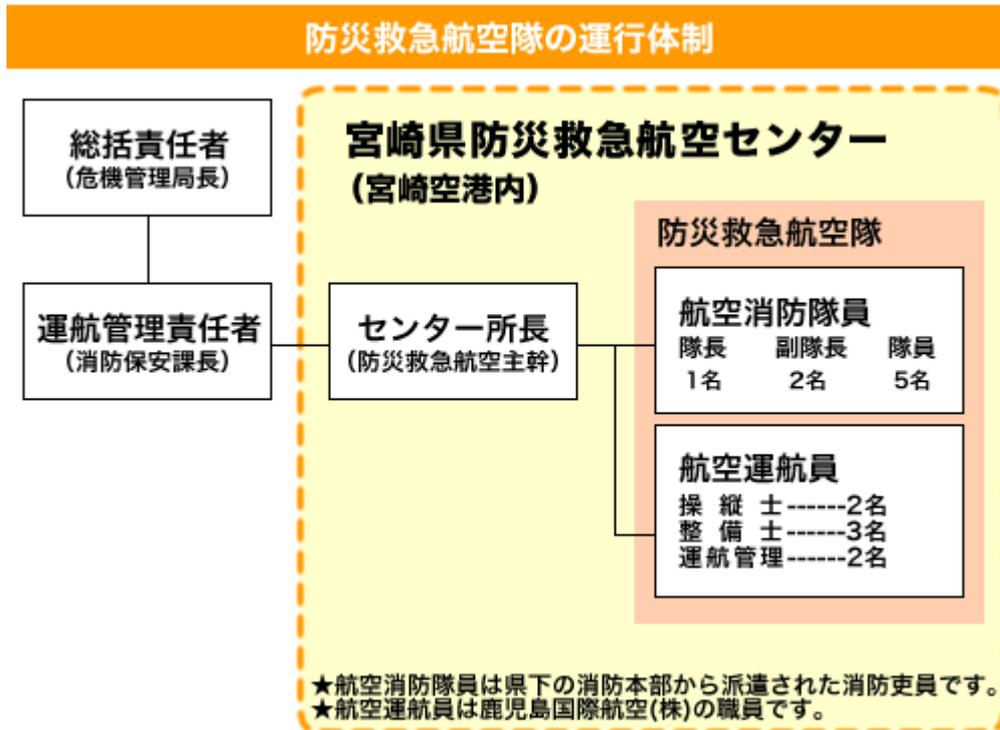
記

- 1 撤収開始日時
- 2 撤収の理由等

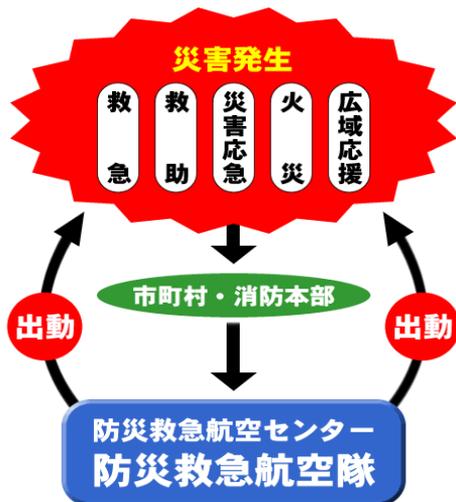
※この様式は、A4サイズとする。

3 宮崎県消防防災ヘリの運用

宮崎県消防防災救急航空隊



要請から出動までのフロー



県消防防災ヘリ「あおぞら」 → 「山岳救助訓練」



要請から出動所要時間



本町への「ヘリの到着所要時間」は、5～10分程度である。


宮崎県防災救急航空隊
 〒880-0912 宮崎市大字赤江(宮崎空港内)
 TEL 0985-56-0586
 FAX 0985-56-0597
 至急時優先番号 0985-56-0583

緊急時優先番号 0985-56-0583

第6節 救助・救急及び消火活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 救助・救急活動 (総務課・福祉課・町民保健課)

町は、消防機関と協力して次の活動を行う。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防局長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が発生し、同時に多数の救助、救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助、救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ(傷病の程度判定)、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害・ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

[住民、自主防災組織等]

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

- 1 自治公民館や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 3 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。

- 4 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救助を図る。
救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察等と連絡をとりその指導を受ける。

[県]

- 1 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、県職員の派遣による支援及び他市町村長への応援要請など、その状況に応じた措置を講ずるものとする。
- 2 救助活動を行うに当たり、関係機関の活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を招集し、調整を行うものとする。
- 3 災害救助法に基づく県の実施事項については、本章第 18 節「災害救助法の適用」による。
ただし、実施期間については、状況に応じ国と協議して延長するものとする。

[県警察本部]

- 1 災害警備先遣隊の派遣
災害警備先遣隊を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。
- 2 被災者の救出・搬送
県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施するものとする。
- 3 緊急交通路の確保、緊急車両の誘導
大規模災害が発生したときは直ちに被災地内外で交通規制を実施して緊急交通路を確保するものとする。
- 4 広域緊急援助隊の援助要請
広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、県公安委員会は他の都道府県警察に対し、援助要請を行うものとする。

[自衛隊]

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施するものとする。

- 1 **消火活動** (総務課)
消防団は、同時多発火災に対して都城市消防局等との協力のもとに、宮崎県市町村消防相互応援協定に基づき、効果的な消防活動を行う。
町は、消防機関と協力して次の活動を行う。
 - (1) 情報収集、伝達
 - ア 被害状況の把握
119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。
 - イ 被害状況の報告
消防局長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住居等密集地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般住居等密集地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等安全措置をとる。

(3) 応援派遣要請

町自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、都城市消防局と協議の上消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」（宮崎県消防長会）等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入は「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置を行うことができる。

[住民]

1 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにブ

ロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

2 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

[自主防災組織]

- 1 各家庭におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器バルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。
- 2 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。
- 3 消防隊が到着したときは消防隊の長の指揮に従う。

[県]

1 消防情勢の把握

県防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等を把握するものとする。

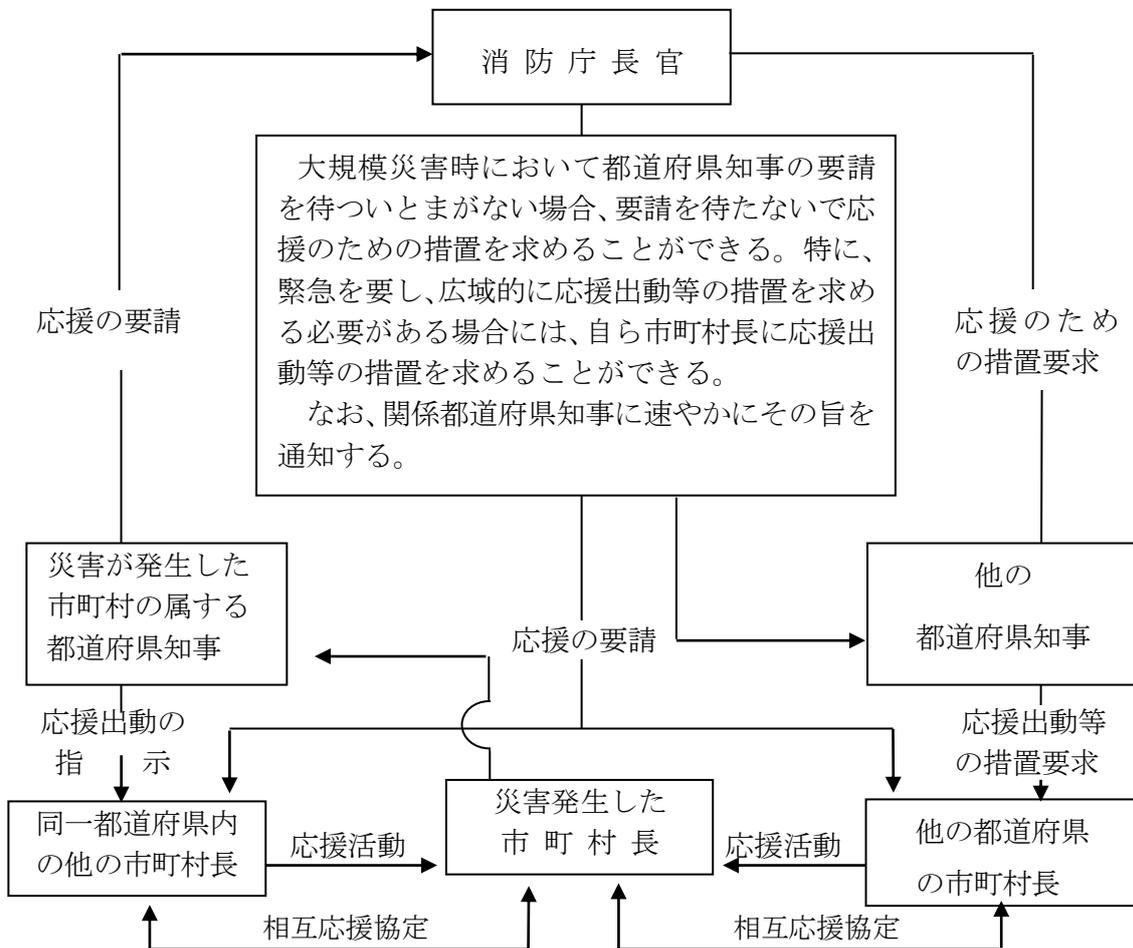
2 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置を講ずるものとする。

3 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、必要な措置を講ずるものとする。

大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー
(消防組織法第44条の関係)



[事業所]

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇薬等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。

(2) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報するものとする。

(3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずるものとする。

第 7 節 医 療 救 護 活 動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期する。

1 救護班の編成 (町民保健課)

(1) 町は、職員で看護師等の有資格者で救護班を編成し、災害現場及び避難所等で避難所の救護活動や健康相談等の救護活動を行う。

ア 町が編成する救護班は、次のとおりとする。

班 名	班 長	班 員			計
		保健師	看護師	事務員	
第 1 班	1	1	2	1	5
第 2 班	1	1	2	1	5

* 保健師・看護師は有資格者とする。

イ 救護班は、その使用する救急医薬品及び衛生材料等を携行する。

ウ 町の救護班で不足する場合は、日赤に救護班の応援を要請し、相互に協力して救護活動を行う。

2 初動期の医療救護班 (被災地域)

[都城市北諸県郡医師会 (現地医療班)・町長・町民保健課]

町長は、災害現場での医療を行うために、都城市北諸県郡医師会に医療救護班の派遣を要請し、災害医療が円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

(1) 医療救護班の活動内容

ア トリアージの実施

(ア) 災害現場での応急措置は、傷病者の数や傷病の程度を考慮しながら、原則として必要最小限の治療にとどめる

(イ) 重傷者等がいる場合には、できるだけ速やかに体制の整っている後方医療機関 (非被災地域) への搬送を要請する。

イ 応急処置の実施

(ア) 災害現場での応急処置は、傷病者の数や傷病の程度を考慮しながら、原則として必要最小限の治療にとどめる。

(イ) 重症者等がいる場合には、できるだけ速やかに体制や設備の整っている後方医療機関 (非被災地域) への搬送を要請する。

ウ 重症患者の搬送

(ア) トリアージの結果により、最優先の治療が必要となる患者から、順次、最寄りの災害拠点病院やその他の診療可能な医療機関、さらには非被災地域の後方医療機関への搬送を依頼する。

(イ) 医療救護班の班長は、医療救護班の負担軽減を図り、傷病者の搬送活動を円滑に機能させるため、医療救護班が活動する病院等で独自に搬送手段を確保するこ

とができない場合には、町災害対策本部又は都城市消防局に速やかに連絡し、搬送手段の確保、各医療機関への振り分けの調整等を要請する。

エ カルテの作成

医療救護班の医師は、多数の負傷者が殺到するなど、カルテを作成する余裕がない場合には、トリアージタグに必要事項を記載する。

オ 医薬品等の補給の要請と受入

(ア) 医療救護班の班長は、医薬品、医療資器材、血液等の過不足を確認し、不足している場合には、町に直接、又は都城市郡医師会を通じて補給を要請する（様式第6号のとおり。）とともに、その受け入れ準備を行う。

(イ) また、受け入れた他の応援救護班、ボランティア等との連携を図りながら、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

カ 遺体の安置・検案場所への搬送

(ア) 医療救護班の班長は、トリアージ後、死亡と判断された患者を、安置場所、検案場所への搬送を要請する。その際、家族知人等が付き添っている場合には、ともに移動させる。

(イ) また、死者の発生を町災害対策本部に直接、又は都城市郡医師会を通じて報告し、遺体の検案、移送を依頼する死者の氏名、年齢、住所、職業、安置場所、搬送先等を、可能な範囲で記録する。

3 救護所の設置 (町民保健課・高齢者支援課)

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置する。

救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力 (人)	施設状況	電話番号
健康管理センター	三股町大字樺山 3902-2	100	良	52-8481

※ 災害の状況により、指定避難所の設置と合わせて指定することができる。

4 医薬品等の調達 (町民保健課)

(1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する

(2) 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は近隣市町長に対し、調達斡旋を要請する。

5 搬送体制の確保 (福祉課、町民保健課)

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフ搬送、医薬品等の医療用物資輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

(1) 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、医療機関所有の自家用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊関係機関と連携を図る。その際、使用病院の明記及び病院付近へ緊急時ヘリコプターのヘリポート等の確保が必要となる。なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

(2) 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属病院の救急車で対応するが、災害発生直後の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県、県警、自衛隊等関係機関と連携を図る。

(3) 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県、県警、自衛隊等関係機関と連携を図る。

6 医療情報の確保 (町民保健課)

町は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

7 医療機関等の状況 (町民保健課・福祉課)

町内の医療機関及び助産所の状況は、資料 24 に記載

なお、町長は、災害時において町内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握しておく。

8 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策 (町長、総務課・町民保健課・福祉課)

多数の死傷者を伴う航空災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次による。

(1) 災害発生時の迅速な通報連絡

ア 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

ウ 通報を受けた町長は、その旨を北諸県農林振興局長等（地方支部長）及び市郡医師会へ通報連絡する。

エ 通報連絡を受けた北諸県農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局）は、自衛隊、DMAT 指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。

オ 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。

カ 通報の内容は次のとおりとする。

(ア) 事故等発生（発見）の日時

(イ) 事故等発生（発見）の場所

(ウ) 事故等発生（発見）の状況

(エ) その他参考事項

(2) 医師等医療機関関係者の出動

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、分区長及び都城市北諸県郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、医療救護班を補助的に支援する救護班を派遣する。

要請を受けた日赤地区長、分区長及び都城市北諸県郡医師会長はただちに医療班を派遣するものとする。

(3) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置を含む。

(4) 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日赤県支部、都城市北諸県郡医師会、薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

(5) 対策本部の設置

町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、都城市北諸県郡医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。対策本部の総括責任者は町長とする。但し、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

(6) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が地域防災計画に基づいて行う。

(7) 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、地区分館等収容施設可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日赤宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び都城市北諸県郡医師会長に医師及び看護師の派遣等の協力要請を行う。

(8) 費用の範囲と負担区分

ア 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

イ 費用の負担区分

(ア) 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企业体が負担するものとする。

(イ) 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。

(ウ) 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定める所により、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

ウ 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

(9) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

[県]

- 1 県医師会、日赤県支部及び医療関係機関等と連携を図り、災害拠点病院等において医療救護活動を行うものとする。地域災害医療センター及び基幹災害医療センターについては、本編第2章第9節「医療救護体制の整備」参照のこと。
- 2 災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じて必要な医療救護班を現地に派遣するものとする。

関係機関の医療救護班

番号	機 関 名	名 称	電話番号
1	県立病院	県立病院医療救護班	0985-26-0743
2	市町村	市町村医療救護班（三股町）	0986-52-1111
3	日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班	0985-50-1800
4	医師会	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	0986-36-8300
5	歯科医師会	歯科医療救護班	0986-24-2218
6	薬剤師会	薬剤師医療救護班	0986-24-2218
7	国立病院等	都城病院災害協力医療救護班	0986-23-4111
8	保健所	保健所医療救護班	0986-23-4504

医療救護班は被災者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行う。

- 3 県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するものとする。さらに、必要に応じて九州各県の血液センターに要請し、円滑な供給に努めるものとする。

第 8 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保、緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は県及び関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を要請するなど、輸送体制に万全を期する。

1 交通の確保・緊急輸送活動 (総務課・都市整備課)

(1) 輸送に当たっての配慮事項

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。

イ 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

(ア) 人命の救助、安全の確保

(イ) 被害の拡大防止

(ウ) 災害応急対策の円滑な実施

ウ 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第 1 段階 (災害発生直後の初動期)

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材

(ウ) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(エ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

(オ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

(カ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(キ) ヘリコプター等の燃料

イ 第 2 段階 (応急対策活動期)

(ア) 前記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第 3 段階 (復旧活動期)

(ア) 前記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員、物資

(ウ) 生活用品

(エ) 郵便物

(オ) 廃棄物の搬出

2 陸上輸送体制の確立（総務課・都市整備課）

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

(1) 交通規制

災害により道路損壊等が発生した場合及び災害の発生が予想される場合、被災地における災害応急活動の円滑な推進を図るため、道路管理者、所轄警察署長と協議のうえ速やかに車両等の通行禁止、制限及びう回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 町長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定する。

イ 町長は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

ウ 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

(3) 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図る。

(ア) 事前届済証の交付を受けている車両の確認

a 出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両の確認

a 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する場合は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請する。

b 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付する。

標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の見やすい個所に掲示する。

登録（車両）番号

緊
急

有効期限

年

月

日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色にする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 大きさ、縦 15cm 横 21cm

（４）交通規制の実施

ア 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施（発災直後）

交通調査結果の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

- （ア）家屋等の崩壊、火災による危険防止
- （イ）道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- （ウ）人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- （エ）避難路の確保
- （オ）交通渋滞緩和のための措置

a 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、災害警備本部長（警察）の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定する。

b 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施する。

c 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しない。また、危険防止上必要と認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。

d う回路対策

交通規制の実施に伴い、う回路も併せて設定し、整理誘導を行う。

なお、う回路の設定に当たっては、災害警備本部及び隣接警察署と連携を密にする。

e 放置車両の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制の実施(発災直後から4,5日ないし1週間程度)
住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

(ア) 緊急交通路の指定

緊急交通路は災害警備本部長が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに、交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り替える。(規制表示の変更)

(イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させる。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

(ウ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害用交通規制表示を掲示して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とする。ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。

(エ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。

(オ) う回路対策

災害警備本部長の緊急交通路の指定に併せてう回路の指定もされるため、当該う回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

(カ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人力的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。

また、警備業者による交通整理員(交通整理ボランティア)の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

(キ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。

(ク) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助活動に資する。

(ケ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。この場合、当該措置をした警察官は、速やかに当該措置をした場所を管轄する所属長に報告し、報告を受けた所属長は当該措置に伴って車両その

(5) 自動車運転者のとるべき措置

災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき。

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている町域（これに隣接し又は近接する市町村を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止の区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命ずることができる。運転者などが指示された措置をとらないで、現場にいないために措置をとることを命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損する事がある。又、これら警察官の指示等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防団員が代行して行うことができる。

(6) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 被害状況の把握

町は、所管する緊急輸送ルートを被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告しなければならない。

イ 緊急輸送ルート啓開の実施

町域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに都城土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

ウ 障害物の除去（都市整備課）

町は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

オ 啓開資機材等の調達

町は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

緊急輸送道路

番号	区分	道路種別	路線名	延長 (km)	代替路線の状況
1	第1次	一般国道 (指定区間外)	国道 269 号	3.3	九州縦貫自動車道
2	第2次	主要地方道	都城北郷線	18.0	梶山轟木 1 号線
3			都城東環状線	9.9	三股駅小鷺巣線
4			三股高城線	2.3	櫛田・山田・田上線
5		一般県道	財部・庄内・安久線	4.5	都城東環状線
6			三股停車場線	0.3	三股駅小鷺巣線

交通途絶予想箇所

番号	路線名	予想される実態	延長 (km)	代替路線名
1	都城北郷線	落石・土石流及び全壊	13	梶山轟木 1 号線
2	表川内線	落石及び全壊	2	無
3	内ノ木場線	落石・土石流及び全壊	1	無

(7) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者 (以下「車両等」という。) の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

- (ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両等
- (ウ) 自衛隊の車両等
- (エ) 営業用の車両等 (トラック協会等)
- (オ) 自家用の車両等

イ 町で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図る。

(8) 集積場所及び要員の確保

ア 物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

集積場所 (地域防災拠点施設)

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。

施設名	所在地	電話番号
三股町多目的スポーツセンター	三股町五本松 8-2	0986-52-1111

3 航空輸送体制の確立 (総務課)

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障・遅滞があるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどを使っての航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等をあらかじめ確認しておく必要がある。

(1) 緊急時ヘリポートの確保等

- ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- イ 地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県（災害対策本部）に報告する。
- ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

緊急時ヘリポート（地域防災拠点）

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	面積	
1	旭ヶ丘運動公園	三股町大字蓼池 5044-1	三股町	0986-52-1111	20,900 m ²	指
2	三股中学校グラウンド	三股町大字樺山 3548	三股町	0986-52-1111	13,500 m ²	指
3	ふれあい中央広場 (元気の杜南側)	三股町大字樺山 3362-1	三股町	0986-52-1111	14,028 m ²	○

* 指：指定ヘリポート、○：設置可能な広場

(2) 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに必要に応じ県職員が連絡調整に当たる。

4 鉄道の応急復旧（総務課）

災害が発生した際、鉄道施設は避難及び緊急物資等の輸送手段となることから、町はJRが行う応急復旧作業に積極的に協力する。

5 燃料の確保（総務課）

輸送業者による輸送あるいは借上車両等の燃料の確保に努める。

[県]

1 緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施するものとする。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行うものとする。この場合2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交叉ができる待避所を設けるものとする。

2 緊急輸送は、国（自衛隊）、県（消防防災救急ヘリ）及び日本赤十字社（宮崎県支部）等の協力を得て次のヘリコプターにより行う。

- (1) 県消防防災救急ヘリコプター
- (2) 自衛隊のヘリコプター
- (3) 県警察のヘリコプター
- (4) 日本赤十字社及び民間のヘリコプター

[九州運輸局宮崎陸運支局]

九州運輸局（陸上輸送に関すること）は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎陸運支局を通じて関係協会及び当陸運支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行うものとする。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。

第9節 避難収容活動

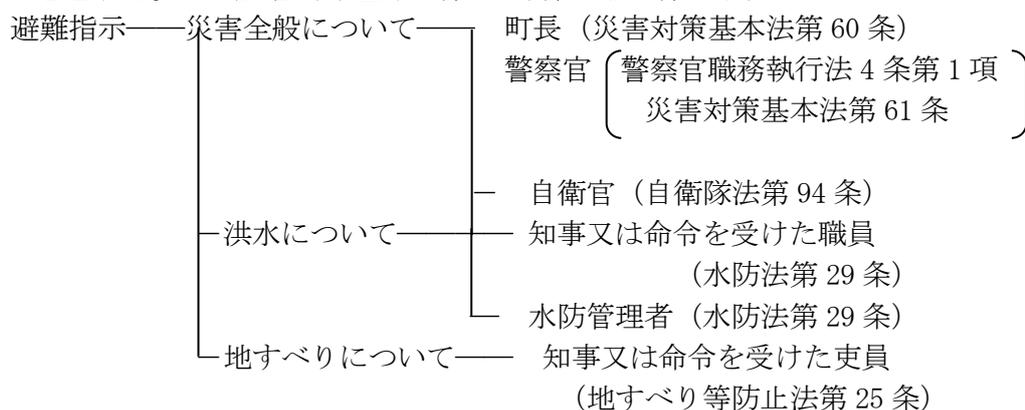
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・避難指示（緊急）を行い、また安全に誘導して未然に被害を防止する。

1 避難誘導の実施（総務課）

(1) 避難対策の実施責任者

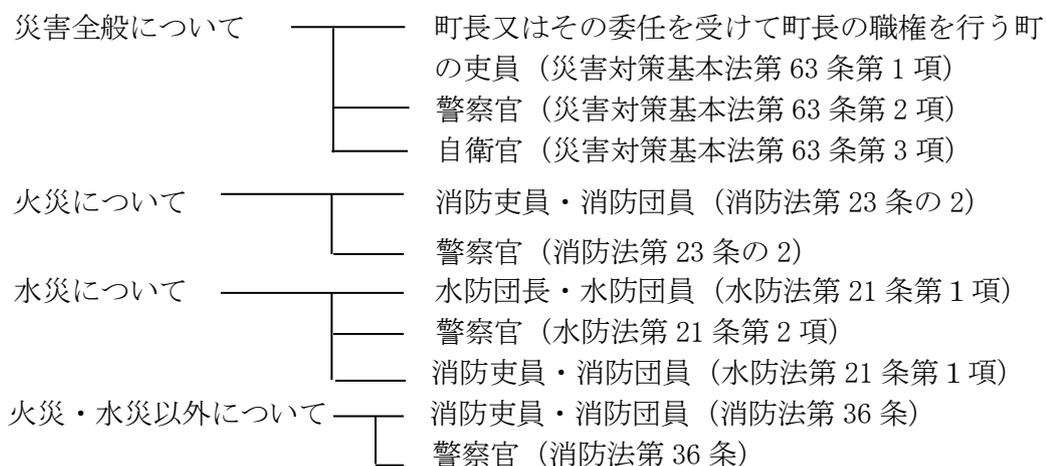
ア 避難指示

避難指示の実施責任機関は次のとおりとする。知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項～第7項）



イ 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）



ウ 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難指示発令者が行い、避難所の開設、収容保護は、町が行う。両者は緊密な連絡を保って実施する。

(2) 避難指示

ア 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

(ア) 土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）

(イ) 延焼火災

(ウ) 危険物漏えい（劇毒物、爆発物）

(エ) 水害（河川、ため池等）

(オ) 建物倒壊

(カ) その他

イ 避難指示

町長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、土石流、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの避難指示を行う。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。

ウ 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 発令者

(イ) 差し迫っている具体的な危険予想

(ウ) 避難対象地区及び範囲

(エ) 避難日時、避難先及び避難経路

(オ) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

(カ) 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

エ 避難措置の周知

(ア) 町長以外の者が避難指示を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知する。

(イ) 町長は自ら避難指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の報告を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

a 関係機関への連絡

町長は、避難指示を発令した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

b 住民への周知徹底

町長は、避難指示を発令した状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

(a) 直接的な周知として、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）サイレン、警鐘、防災無線、拡声器、口頭等を用い又は併用し、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底する。

(b) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータル

ルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

(3) 避難実施の方法

町長及び避難指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

ア 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。

また、避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。

(ア) 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者、傷病者等要配慮者

(イ) 防災に従事する者以外の者

イ 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 避難に当たっては、町、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資器材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。

(イ) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。

(ウ) 地域の実情に応じ避難路を選定するが、主な避難路は、国道 269 号、県道都城・北郷線、県道前目安久線、県道 47 号線（三股・高城線）とする。

(エ) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。

(オ) 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめる。

(4) 学校・教育施設等における避難誘導（教育委員会）

ア 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示の伝達

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定

(エ) 児童生徒の携行品を指示

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（ガケ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

オ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(5) 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域を念頭に置き避難対策を実施する。

ア 孤立実態の把握対策

(ア) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を整備して、孤立状況の確認を行う。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

孤立予想地域

(令和6年4月1日現在)

番号	地区名	種別	世帯数	人数(人員)
1	大八重地区	崖崩れ・地滑り・土石流	9	13
2	大野地区	崖崩れ・地滑り・土石流	75	123
3	仮屋・内木場地区	崖崩れ・地滑り・土石流	87	165

イ 救助・救出対策

(ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に即報する。

(イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

(エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて、県又は近接他市町村の応援を得て、救出を推進する。

ウ 通信手段の確保

職員の派遣、地域防災無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

エ 食料品等の生活必需物資の搬送

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

オ 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(6) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官は、町長(権限の委託を受けた町職員を含む。)が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに、警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

(ウ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設置した旨を町長へ通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁

止の措置を講じる。

(イ) 町長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(7) 指定避難所への職員等の配置

町が設定した指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）、警察官を配置する。

(8) 指定避難所における救護等

ア 指定避難所に配置された町職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 洪水・火災等の危険の状況確認、及び避難した者への情報伝達

(イ) 避難した者の掌握

(ウ) 必要な応急の救護

(エ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への収容

イ 町が設定した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

(9) 避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は都城警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

(ア) 避難の経過に関する報告——危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記事態に対し、応急的にとられた措置

c 町等に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告——避難完了後、速やかに行う。

a 指定避難所名

b 避難者数・避難世帯数

c 必要な救助・保護の内容

d 町に対する要請事項

イ 町は、避難状況について、県へ報告する。

[住民]

1 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

2 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

3 農道、林道等の使用可能な回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

[警察官]

警察官は、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき、直ちに住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を町長に通知するものとする。また、避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危

険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができるものとする。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

[自衛官]

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させるものとする。

[知事又はその委任を受けた職員]

- 1 知事は、災害発生により町がその全部又は大部分の事務をおこなうことができなくなったとき、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退き勧告又は指示を行う。
- 2 地すべり等防止法第 25 条に基づき知事又はその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

[病院・社会福祉施設等]

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施するものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や証明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施するものとする。

2 避難所の開設、運営 (総務課・全課)

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

災害時に町が開設する避難所の運営については、下記に掲げる事項によるほか、「避難所運営マニュアル」を作成し、運営にあたる。

(1) 避難所の開設、運営

ア 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、住居の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む）
- c 災害によって、被害を受けるおそれのある者
 - (a) 町長の避難指示を受けた者
 - (b) 町長の避難指示は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。
- b 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の

同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

c 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設する。

d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

(ウ) 設置期間

a 避難所は、必要最低限の期間設置し、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小する。

b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。

d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大7日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため県と協議する。

(エ) 県への報告

町は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

a 避難所の開設の日時及び場所

b 開設数及び収容人員

c 開設見込み期間

(オ) 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資機材が不足する場合など避難所の開設に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資機材の調達に関する支援を県に要請する。

イ 避難所の運営

町は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当たる。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(ア) 管理責任者の配置

各避難所に、原則として町職員の管理責任者に男女両方を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

(イ) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- a 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を作成する。
- b 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- c 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町と連絡を行う。
また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- d ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

(ウ) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

- a 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- b 感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講ずるとともに、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、簡易ベット等の活用、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、食料の確保、配食、ごみ処理等、生活環境の改善対策を順次講ずる。

(設備、備品の例示)

- (a) 畳、マット、カーペット
 - (b) 間仕切り用パーテーション
 - (c) 冷暖房機器
 - (d) 仮設風呂・シャワー
 - (e) 洗濯機・乾燥機
 - (f) 仮設トイレ
 - (g) その他必要な設備・備品
- c 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努める。
なお、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
 - d 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。
 - e 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
 - f 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。
- (a) 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置

- (b) 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
- (c) 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
- (d) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- (e) 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること。
- (f) 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

- (g) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

(エ) 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

(オ) 指定避難所以外の被災者への支援

地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

[県]

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い町の対応を支援するものとする。

3 被災者の把握 (総務課)

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていく。

(1) 避難者、在宅被災者の把握

ア 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(ア) 登録事項

- a 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- b 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- c 親族の連絡先
- d 住家被害の状況や人的被害の状況
- e 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- f 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- g 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- h その他、必要とする項目

(イ) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

(ウ) 登録結果の活用

登録された情報は、避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

(エ) 登録結果の報告

登録結果は、日々、町に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

イ 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める

こと。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられずに孤立することのないよう留意する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2) 被災認定

町は被災認定を、本章第 18 節「災害救助法の適用」の基準により行う。

[県]

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応するものとする。

4 避難生活環境の確保 (福祉課、町民保健課・高齢者支援課)

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミー症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増加、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努める。

(1) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸、うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

(2) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

(ア) 町は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

(イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

(ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

(ア) 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的、精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

(イ) 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 継続的要援助者のリストアップ

町は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

町は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

オ 避難所外避難者の健康状態の把握

在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

5 要配慮者等への配慮 (福祉課・高齢者支援課)

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進する。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行う。

(1) 要配慮者に配慮した応急対策の実施

ア 災害発生直後に必要な対策

- (ア) 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- (イ) 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

イ 早期に必要なとなる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

(ア) 一般の避難所での対策

- a 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- b 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。
- c 食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利にならないように配慮する。食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。また、配布の際にも配布場所、時間を分ける等の配慮をする。
- d 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利にならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。
- e 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。
- f 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行

を図る。

(イ) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(ア) の対応とともに、次の事項に留意する。

- a 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。
- b 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、提供されるホームヘルパーの派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- c 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

(2) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

町は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

(3) 避難行動要支援者に対する安全確保対策

ア 要員の確保

避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

イ 安否確認、救助活動

避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者の名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

ウ 搬送体制の確保

町は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

エ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員・ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

カ 保健、福祉巡回サービス

医師・民生委員・児童委員・保健師などにより住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

キ 保健・福祉相談窓口の開設

災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

ク 避難所における要配慮者に対する支援対策

(ア) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、

障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(イ) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための窓口を設置する。

(ウ) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- a 必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- b 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する場合は、町と当該施設管理者との間で十分協議し福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。
- c 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅への入居又は社会福祉施設への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

(4) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

語学ボランティア等の協力を得て、広報車などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

ウ 情報の提供

(ア) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(イ) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

[県]

- 1 要配慮者の被災状況、避難の状況等市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局及び関係機関とも連携・調整し、市町村を支援する。
- 2 県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

[県警察本部]

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、社会的弱者の把握に努めるとともに、特に自救力のない社会的弱者について、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、各交番・駐在所単位の支援協力者ネットワークを構築する等して、安否確認や救助活動を推進するものとする。

[社会福祉施設管理者]

- 1 各防災計画(自衛消防計画)に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。
- 2 災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行う。
また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。
- 3 入所者等の食料、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請するものとする。
- 4 入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請するものとする。
- 5 町が実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力するものとする。
- 6 厚生省からの防災関係の各通知等により、対応するものとする。

[各ライフライン事業者]

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。

6 応急住宅の確保 (総務課、福祉課、都市整備課)

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、町は①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用
の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

(1) 応急仮設住宅の供与・管理

ア 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

イ 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

ウ 設置場所の提供等

(ア) 設置場所は、原則として町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

(イ) 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておく。

エ 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。
なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

オ 入居者の選定等

町は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入所者を決定する。なお、町は、入所の選定に当たって総務課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住

宅を確保できない者

- a 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- c 前各号に準ずる者

カ 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置する。

キ 応急仮設住宅の管理

- (ア) 応急仮設住宅を設置したときは、その維持管理に努めなければならない。
- (イ) 常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。
- (ウ) 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置する。
- (エ) 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成し、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載する。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意する。
- (オ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

ク 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておく。

ケ 地域社会づくり

- (ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- (イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進める。
- (ウ) 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- (エ) 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- (オ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治公民館を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制による見守り活動が行われるよう配慮する。

コ 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
- (イ) 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (オ) その他、住宅等に関する情報の提供

(2) 被災住宅の応急修理

ア 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から三か月以内に完了する。

イ 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

ウ 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

エ 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。なお、町は、対象世帯の選定に当たって、総務課、福祉課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

基準・・・半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のためさし当たっての日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

オ 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

町長は、この事務について、町職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(3) 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

また、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について県へ要請する。

[県]

- 1 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないように広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行うものとする。なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。
- 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。
- 3 必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請するものとする。

7 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照ら

し緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 町は、指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることのできる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

8 広域一時滞在 (総務課、福祉課、都市整備課)

被災町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、町への受入については当該町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食料・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、備蓄等から食料・飲料水及び生活必需品を供給する。

食料・飲料水及び生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、必要に応じ県の支援及び総合調整を要請する。

1 食料の供給活動（福祉課、農業振興課、総務課）

(1) 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、町が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づきこれを行う。

ア 供給の対象

(ア) 被災者・・・炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合

(イ) 応急供給受給者・・・災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(ウ) 災害救助従事者・・・災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

イ 供給食料

米穀（米飯を含む）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。

ウ 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

1人当たりの供給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200g以内
	応急供給受給者 1人1日当たり精米 400g以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300g以内
乾パン	1食当たり 1包(100g入り)
食パン	1食当たり 185g以内
粉ミルク	乳児1日当たり 200g以内

(2) 食料の調達

ア 調達方法

(ア) 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として町内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、北諸県農林振興局を通じて知事に要請する。

(イ) 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが、町内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、県にその斡旋を依頼する。

イ 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には直接農林水産省に対し災害救助用の米穀の引渡しの要請を行う。

(3) 炊き出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、町は炊き出しや公的備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

ア 対象者

避難所に收容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

イ 給与の内容

(ア) 食料の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

(イ) 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

(ウ) 食料の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

(エ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること

ウ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

炊き出し施設及び器材等の状況

番号	施設名	区域	炊き出し能力	器材等の整備状況	備考
1	学校給食センター	町内全域	3,500食	大釜、食器一切	
2	中央公民館	町内全域	800食	大釜、食器一切	
3	健康管理センター	町内全域	200食	大釜、食器一切	
4	各地区分館等（10ヶ所）	各地区	各200食	大釜、食器一切	
5	各児童館（5ヶ所）	各地区	各100食	大釜、食器一切	

エ 供給の方法

(ア) 町長は県を通じて、災害時における災害救助用米穀の引渡について、農林水産省に要請する。

(イ) 交通通信の途絶のため応急供給に関し、知事の指示を受けることができない場合は、町長の責任において応急供給を実施し、知事は、事後の報告に基づいて措

置する。

(4) 物資輸送拠点の指定及び管理

ア 物資輸送拠点の指定

町はあらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

イ 集積地の管理

食料などの物資の集積を行う場合は、町は県と連携を密にして物資輸送拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期する。

2 飲料水の供給及び給水の実施 (環境水道課)

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とする。

(1) 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を確保することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

ア 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。利用可能な水源地については、本章第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」を参照のこと。

イ 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を行い、応急水源の保全に努める。なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のとき、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

ウ 水の缶詰、ペットボトル等の提供を、あらかじめ製造、流通業者に依頼し、供給体制を整備しておく。

(2) 給水体制の確立

ア 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況

(ウ) 通水状況

(エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、北諸県農林振興局及び保健所に協力を求める。

ウ 給水場所、給水方法、給水時間等について広報車等を用いてきめ細かく住民に広報する。

エ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を構成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

オ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連

携を可能な限り図る。

カ 被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3ℓ等)

キ 激甚災害等のため町だけで実施困難の場合には、県、隣接町及び自衛隊へ応援要請する。

(3) 給水方法

ア 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

(ア) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(消防タンク車等)に補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(イ) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

イ 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

ウ ポリ容器等による給水

(ア) 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

(イ) 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

(ウ) 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

(エ) 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

3 生活必需品の供給 (福祉課)

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には町が行うことを原則とする。

(1) 生活必需品の給(貸)与

町は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給(貸)与する。

ア 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者。

イ 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

ウ 給（貸）与の方法

- (ア) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券ではなく現物を給（貸）与する。
- (イ) 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。
- (ウ) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

エ 物資の調達先

生活必需品の給（貸）与は、各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

オ 品目の例示

- (ア) 寝具(毛布等)
 - (イ) 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
 - (ウ) 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
 - (エ) 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
 - (オ) 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
 - (カ) 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等 付属器具、卓上ガスコンロ等)
 - (キ) 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
 - (ク) 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
 - (ケ) その他(ビニールシート等)
- (2) 県、近隣市町への協力要請
- 町が多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。
- (3) 救援物資の集積地及び管理・配送
- 県及び近隣市町からの救援物資の集積・配分等については、本節「1 食料の供給活動」(4)・(5)に準じて行う。

[県]

- 1 県においては、町から緊急食料の供給の要請があった場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、町に対し、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行うものとする。
- 2 県は、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 緊急物資保有者からの調達
 - (2) 広域応援協定に基づく近隣県への供給要請
 - (3) 国への調達又は斡旋の要請

3 緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況により知事が必要と認めた場合は、町に対し、公的備蓄及び流通在庫備蓄を有効活用し、生活必需品の供給を行う。

[日本赤十字社宮崎県支部]

備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、町を通じ速やかに被災者に分配する。

第 1 1 節 保健衛生、防疫、ごみ、がれき処理等に関する活動

大規模災害による上下水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 保健衛生対策の実施（町民保健課・福祉課・高齢者支援課）

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、町は被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

(1) 健康対策の実施

ア 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーテーションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ 巡回健康相談の実施

(ア) 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

(イ) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(ウ) 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

ウ 巡回栄養相談の実施

(ア) 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(イ) 避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相

談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(2) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

ア 精神科救急医療の確保

[県]

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から症状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保するものとする。また、必要に応じてDPAT派遣の要請を行い、DPATは精神科医療機関の機能の補完を行う。

こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行うものとする。その際においても、DPATは病床確保・調整等において必要に応じて支援する。

イ メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県との協力のもとに保健所に心の相談窓口を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談窓口所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(ア) 第一段階

- a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動
- b DPAT活動拠点本部を通じた保健所とDPAT先遣隊・DPATとの連携

(イ) 第二段階

- a DPATによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

- a 心の救護所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動
- b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発
- c DPAT活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

2 防疫・食品衛生対策・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、応急

措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

(1) 防疫対策の実施（町民保健課）

ア 防疫班の設置

感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、町災害対策本部を設置した場合は、防疫班も併せて設置する。

イ 情報の収集

(ア) 被災地の状況把握

(イ) 資器材、薬剤等の確保及び施設の整備

ウ 防疫活動に必要な資器材・薬剤の確保

(ア) 資機材

町が保有している消毒用噴霧器を利用し、防疫活動を行うが、資機材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

防疫活動に必要な資機材の在庫場所

資 機 材 名	数 量	在 庫 場 所
肩 掛 ミ ス ト 機	2	三 股 町 役 場

(イ) 薬剤

町で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県、薬店等から調達する。

エ 健康調査及び健康診断

(ア) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、少なくとも1日1回以上行う。

(イ) 健康調査の結果、疑うに足るときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防医療法」という。）第17条による健康診断を実施する。

オ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予防接種を実施する。

カ 消毒

町長は、感染症予防医療法第27条、28条及び29条の規定に基づく知事の指示があったときは、次の要領により消毒活動を行う。

(ア) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒

(イ) 避難場所のトイレの消毒

(ウ) 井戸の消毒

キ 飲料水の消毒及び衛生指導

ク 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

ケ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

番号	浸水程度	クレゾール (家庭配付用室内)	生石灰 (家庭配付用便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
1	床上浸水	一戸当たり 200 g	一戸当たり 6 kg	一個当たり 20kg
2	床下浸水	一戸当たり 100 g	一戸当たり 6 kg	

コ 患者に対する措置

災害地に感染症患者が発生し又は保菌者が発見されたときは、速やかに感染症新法に基づき感染症類型に応じた指定医療機関又は一般の医療機関に入院を促す。医療機関に入院することが困難な場合、町長は都城保健所長と協議し、適当な場所に臨時の医療施設を設けて収容する。

指定医療機関

番号	名称	所在地	病床数	開設者	
1	第 二 種 感 染 症 指 定 病 院	県立宮崎病院	宮崎市北高松町 5-30	6	宮崎県知事
2		県立延岡病院	延岡市新小路 2-1-10	4	
3		県立日南病院	日南市木山 1-9-5	4	
4		小林市立病院	小林市大字細野 2235-3	4	小林市長
5		都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北 5202	4	都農町長
6		宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町 4-128	4	宮崎県済生会
7		都城市郡医師会病院	都城市太郎坊 1364-1	4	
8		(独法) 国立病院機構 宮崎東病院	宮崎市大字田吉 4374-1	16	(結核病棟を 併設)
9		竹内病院	宮崎市霧島 2-260	17	(結核病棟を 併設)

*病床数は、災害時等の緊急な収容に確保しているベット数

感染症類型と医療体系

番号	感染症類型	主な対応	医療体制	医療費負担
1	新感染症	入院・宿泊・ 自宅療養	第1種協定指定医療機関 (都道府県知事が指定医療機関と協 定を締結)(令和6年4月施行)	全額公費(医療 保険の適用な し)
			第2種協定指定医療機関 (都道府県知事が指定医療機関と協 定を締結外来医療等を担当)(令和6 年4月施行)	
			特定感染症指定医療機関 (国が指定、全国に数か所)	
2	一類感染症 (ペスト、エボラ出 血熱等)	入院	第1種感染症指定医療機関 (都道府県知事が指定、各都道 府県に1か所)	医療保険適用 残額は公費で 負担(入院につ

3	二類感染症 (コレラ、細菌性赤痢等)		第2種感染症指定医療機関 都道府県知事が指定 (都道府県知事が指定、第2次医療圏に1か所)	いて)
4	三類感染症 (腸管出血性大腸菌感染症)	特定業務への就業制限	一般の医療機関	医療保険適用 (自己負担あり)
5	新四類感染症 (日本脳炎、マラリア等)	消毒等の対物措置		
6	新五類感染症 (アメーバ赤痢、インフルエンザ等)	発生動向の把握・提供		
7	新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19を除く))	入院、宿泊、自宅療養	特定感染症指定医療機関・第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関、第1種協定指定医療機関、第2種協定指定医療機関	医療保険適用 残額は公費で負担

※ 一～三類感染症以外で緊急の対応の必要が生じた感染症についても、「指定感染症」として政令で指定し、1年限りで一～三類の感染症に準じた対応を行う。

サ 避難所の防疫措置

町長は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

シ 記録等

防疫のため、予防接種を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (ア) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (イ) 健康調査及び健康診断状況記録簿
- (ウ) 清掃及び消毒状況記録簿
- (エ) 臨時予防接種状況記録簿
- (オ) 防疫薬品資材受払簿
- (カ) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- (キ) 防疫関係機械器具修繕支払簿

(2) 食品衛生対策の実施(町民保健課)

町は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため知事の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理を行う。

ア 避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

- (ア) 手洗消毒の励行
- (イ) 食器、器具の洗浄、消毒
- (ウ) 給食従事者の健康診断

(エ) 原材料、食品の検査

イ 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。

(ア) 滞水期間中営業の自粛

(イ) 浸水を受けた施設の清掃、消毒

(ウ) 使用水の衛生管理

(エ) 汚水により汚染された食品の廃棄

(オ) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

ウ 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止について次の事項について指導を行う。

(ア) 手洗いの励行

(イ) 食器類の消毒使用

(ウ) 食品の衛生保持

(エ) 台所、冷蔵庫の清潔

エ その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

(3) 愛護動物の救護の実施（環境水道課）

ア 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める

イ 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

(ア) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

(イ) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

(ウ) 飼養困難な愛護動物の一時保管

(エ) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

(オ) 愛護動物に関する相談の実施等

[住民]

- 1 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は努めて衛生的に処理する。
- 2 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

[県]

市町村の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、県の指示により市町村が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、感染症予防医療法第 27 条又は予防接種法第 25 条の規定により代執行を行うものとする。

[都城保健所]

被災地における感染症の予防について、次の業務を行うものとする。

- 1 災害の状況により健康調査の実施
- 2 健康調査の結果に基づく感染症予防医療法の規定による健康診断、予防接種の実施
- 3 避難所及び避難者に対する防疫活動の実施指導
- 4 被災地域の消毒及び清掃の実施指導
- 5 隣接市町村保健衛生施設の利用についての協力要請

3 し尿、ごみ、がれきの処理（環境水道課）

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ゴミ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていく。

(1) し尿処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

(ア) 町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

(イ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設（簡易）トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(ウ) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

a し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

b 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

ウ 処理の実施

(ア) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(イ) 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、その活用を図る。

(ウ) 仮設（簡易）トイレの設置

必要に応じて、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

エ 住民及び自主防災組織の行動

自主防災組織が中心となり、仮設（簡易）トイレの設置及び管理を行う。

し尿処理施設等の設置状況と処理能力

番号	設置主体名	処理能力	処理方法	所在地	電話番号
1	三股町 (公共下水道)	2,100 m ³ /日	OD法	大字蓼池 503-5	(0986) 52-1111
2	三股町 (衛生センター)	110kl/日 40,150kl/年	標準脱窒素処理方式	大字蓼池 744	(0986) 52-2259
3	三股町 (梶山地区農業集落排水)	313.5 m ³ /日	流量調整槽前置型嫌気性ろ床槽併用ばっ気方式	大字長田 1209-3	(0986) 52-1111
4	三股町 (宮村南部地区農業集落排水)	357.0 m ³ /日		大字宮村 505-1	(0986) 52-1111

(2) ごみ処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

(ア) 災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。

(イ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(ウ) ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、清掃計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時の雇上げによる処理体制を確立する。

(イ) 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ゴミについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

(イ) ごみの一時保管場所の確保

ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、一時保管場所にて保管し、近隣の市町村のごみ焼却施設等で適正に処理する。町長はあらかじめ、一時保管場所の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設の利用について協議しておく。また、ごみの処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て、露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行う。なお、可能な限り分別に努める。

(ウ) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理する。

(エ) 住民への広報

可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

ごみ処理施設の設置状況

設置主体名	処理能力	処理方法	所在地	電話番号
都城市クリーンセンター	230 t /日	全連続燃焼式ストーカ炉	都城市山田町山田7599-5	0986-45-6677

(3) がれきの処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡する。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(イ) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残がい物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、金属、ビン、木材やコンクリート等のリサイクルを行い、最終処分量の削減を図る。

町内の処理施設

番号	処理の内容	施設名	備考
1	一時保管場所	クリーンヒルみまた支援地	
2	一時保管場所	三股中央浄化センター	
3	一時保管場所	三股町墓苑高才原	
4	中間処理施設	三股町リサイクルセンター	
5	最終処分場	クリーンヒルみまた	

4 死亡獣畜の処理（環境水道課）

(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるときは、町長が実施する。

(2) 都城保健所長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、化製場にて処理する。

化 製 場

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	南国興産（株）	高城町大字有水 1941	53-1041
2	都城化製	都城市高野町 1237-89	33-2203

[住民]

- 1 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置き場へ搬出する。
- 2 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

[県]

- 1 し尿処理
 - (1) 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
 - (2) 市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
 - (3) 被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請するものとする。
 - (4) 大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設（簡易）トイレの斡旋を行うものとする。
- 2 ごみ処理
 - (1) 市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
 - (2) 被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、応援を要請するものとする。
- 3 がれき処理
 - (1) 必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
 - (2) 市町村から要請があった場合は職員を派遣して、被害状況の情報収集、調整等を実施し、必要に応じて近隣市町村へ応援

第 1 2 節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

また、遺体の確認、家族への迅速な引渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・近親者の感情に十分配慮した対応を行う。

1 行方不明者及び遺体の搜索（環境水道課、町民保健課）

(1) 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、町が消防団及び警察機関と協力して行う。

(2) 遺体の搜索

ア 搜索活動の実施主体

行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県、県警察本部及び消防団、日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

イ 搜索活動の実施

災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元ボランティア等と搜索する。

ウ 搜索の方法

番号	搜索範囲等	搜 策 の 方 法
1	搜索の範囲が広い場合	(ア) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける (イ) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。
2	搜索範囲が比較的に狭い場合	(ア) 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。
3	搜索場所が河川、湖沼の場合	(ア) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

エ 広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資機材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資機材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳簿等の整備

町は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索関係支出証拠書類

[県]

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊に対し応援の要請を行うものとする。

[県警察本部]

町及び県と協力し、相談所を開設し、町が行う捜索活動に協力するものとする。また、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなど遺体身分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な遺体身分、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に努めるものとする。

2 遺体の収容処理（環境水道課、町民保健課）

(1) 収容の方法

消防機関、警察官及び地域住民等の協力を得て行い、棺等必要器材を確保したうえ、町内の寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、収容する。

(2) 処理の方法

収容した遺体は速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

- ア 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。
- イ 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び一時的な安置をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

(3) 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(4) 身元不明者については、(3)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認の手配を行い、埋葬を実施する。

(5) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、一体ごとに棺に表示する。

(6) 縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡

すものとする。

(7) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は3日程度とする。

(8) 変死体については、警察署へ届け出る。

災害時遺体収容所

設置主体名	収容能力	所在地
三股町体育館	100体	三股町五本松7番地1

3 遺体の埋葬（環境水道課、町民保健課）

(1) 対象者

災害時の混乱の際死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族等のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

町長は、遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては火葬とする。

ウ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取り扱いとする。

(3) 必要帳簿等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

火 葬 場

名称	所在地	処理能力(体/1日)
都城市斎場	都城市下長飯町5453番地	16

埋 葬 場 所

番号	名称	所在地	箇所数	埋葬可能数(体)
1	中央霊堂	三股町大字樺山	1	10
2	下新慈光堂	三股町大字樺山	2	20
3	三股町墓苑高才原	三股町大字蓼池64番地1	1	50

4 遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間は次のとおりである。

(1) 捜 索

ア 捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、当該

地域における通常の実費とする。

イ 期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 埋 葬

ア 次の範囲内において原則として現物を持って実際に埋葬を実施するものに支給する。

(ア) 棺

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。

ウ 期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、 物価の安定等に関する活動

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、町は、関係機関等との緊密な連携のもとに、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関と共有するほか、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持（総務課）

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- ア 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- イ 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- ウ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- エ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- オ 真偽不明情報の流言による混乱
- カ 被災地や避難所等での住民の混乱
- キ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 警備活動の強化

町は、関係機関の公安警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(3) 保安対策

町は、関係機関の保安対策に協力し住民の安全を守る。

2 物価の安定、物資の安定供給（総務課）

(1) 物価の安定

- ア 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格受給動向について調査、監視を行う。
- イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(2) 物資の供給確保

町は、管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

[住民]

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

[県]

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置についてテレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行うものとする。

[県警察本部]

- 1 災害に際して、町及び関係機関と協力し、住民の生命身体及び財産を保護し又は被災地の治安を維持するものとする。
- 2 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動を実施する。
実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。
- 3 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- 4 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。
- 5 商品の不当な買占め、高値販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

[企業等]

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

3 帰宅困難者対策（総務課、福祉課、高齢者支援課）

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる。

(1) 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、バス等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第 1 4 節 公共施設等の応急復旧活動

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1 道路施設（都市整備課・農業振興課）

(1) 緊急点検

町及び道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握、情報の収集に努める。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

町及び道路管理者は、道路が被災した場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。また、町が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を都城土木事務所に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ 迂回道路の有無

(3) 二次災害の防止対策

町及び道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 町及び道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(5) 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

町及び道路管理者は、災害等の発生により道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 河川施設（都市整備課）

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 被災箇所が、背後地に甚大な被害を与えるため緊急に施工しなければならない仮締め切り工事、又は破壊箇所が次期出水により被害が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

- (4) 風水害による被害箇所を早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

3 地すべり応急対策（都市整備課・総務課）

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

4 土石流対策（都市整備課・総務課）

- (1) 必要に応じて、避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については緊急に土砂対策工事を実施する。

5 農地・農業用施設（ため池含む）・農業集落排水施設（農業振興課）

農地・農業用施設・農業集落排水施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 災害により農地・農業用施設・農業集落排水施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

6 廃棄物処理施設（環境水道課・都市整備課・農業振興課）

一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の支援を受けながら速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

第 15 節 ライフライン施設の応急復旧

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、町及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、早期復旧を目指して応急体制を整備する。

1 上水道施設（環境水道課）

(1) 応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第 10 節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」による。

(2) 応急対策要員の確保

町及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、三股町管工事協同組合等に協力を求めて確保する。

(3) 応急対策用資機材の確保

町及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

(4) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水地からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄消毒の後給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。

(5) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 電力施設（総務課・企画商工課）

（1）広報活動

町は、九州電力送配電（株）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- ア 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。
- イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（2）応急対策

町は、九州電力（株）が行う次の対策に協力する。

[九州電力送配電（株）]

- 1 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行うものとする。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。
- 2 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備えるものとする。また、防災体制が発令された場合、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動するものとする。
- 3 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。
また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・舟艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行うものとする。
- 4 電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。
- 5 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の復旧を優先的に進めるものとする。

3 ガス施設（総務課・企画商工課）

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、宮崎県LPガス協会に対する協力体制を確立する。

4 電気通信施設（総務課・企画商工課）

（1）町通信施設の応急活動

- ア 通信施設が被災した場合には、職員とNTT西日本宮崎支店等保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- イ 停電が発生し、通信施設への復電までに長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- ウ 孤立防止用無線など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- エ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

（2）応急対策

町は、NTT西日本が行う、次の対策に協力する。

[NTT西日本宮崎支店]

1 警察消防回線（110・119）被害時の措置

110・119番通話は、NTT西日本の専用回線を介して、警察・消防本部司令台へダイレクト接続となっており、故障等により専用回線が不通になった場合、公衆回線に切り替え110・119番通話の確保を図るものとする。

2 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

- （1）特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域又は、これに準じた災害が発生した場合設置するものとする。
- （2）臨時公衆電話とは、災害時の通話を確保するために、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、必要に応じて設置する臨時の公衆電話（有料）である。

（3）街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できるものとする。

3 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話が、ある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行うものとする。

4 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図るものとする。

5 広報活動

以下の事項について広報を行い、通信の確保に努めるものとする。

- （1）ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外は暫く控えること。
- （2）災害等受話器が外れたままになっていると、交換機がまひ状態になり、せっかくかかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をする

こと。

- (3) 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- (4) 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ簡潔に済ませる。

第 1 6 節 被災者への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 被災者・住民への的確な情報伝達（総務課、企画商工課）

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (ア) 家族、縁故者等の安否
- (イ) 不足している生活物資の補給
- (ウ) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- (エ) メンタルケア
- (オ) 介護サービス
- (カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努める。

- (ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話し相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡
- (カ) 母国との連絡

(2) 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

イ インターネット等の活用

インターネットサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関との連携を保つ

ウ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT西日本、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

2 相談窓口の設置（総務課）

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

(1) 総合窓口の設置

町は、次に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、町、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

相談窓口の例は、次のとおりとする。

住宅、医療、衛生、福祉、雇用、労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

3 住民等からの被災者の安否確認について（総務課、企画商工課、町民保健課）

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 17 節 ボランティア等自発的支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町では、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

1 ボランティア活動の受入（福祉課、社会福祉協議会）

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については町（災害対策本部）内にボランティア対策班を編成し、ボランティアの総合調整を図る。

ア 受入体制の確保

災害発生後直ちに、ボランティア現地本部を設置しボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、町（災害対策本部）のみでは対応できないと判断される場合は、県社会福祉協議会に支援を要請する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティア受入・派遣体制を早急に要請するなど支援体制の確立を図る。

イ「受入窓口」の運営

(ア) ボランティア現地本部の活動内容

- a 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- b ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- c 活動中のボランティアへの支援
- d ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- e 被災者やボランティアに対する情報提供
- f ボランティア連絡会議の開催
- g ボランティア活動のための地図及び要配慮者のデータ作成・提供
- h 町（災害対策本部）との連絡調整
- i ボランティア・コーディネーターの受入
- j その他被災者の生活支援に必要な活動

(イ) 他市町村社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめる。

(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

ア ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動を行う。

イ ボランティアに協力依頼する活動内容

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (イ) 避難生活者の支援（給水、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介

護等)

(ウ) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

(エ) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）

(オ) その他被災者の生活支援に必要な活動

ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

オ ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

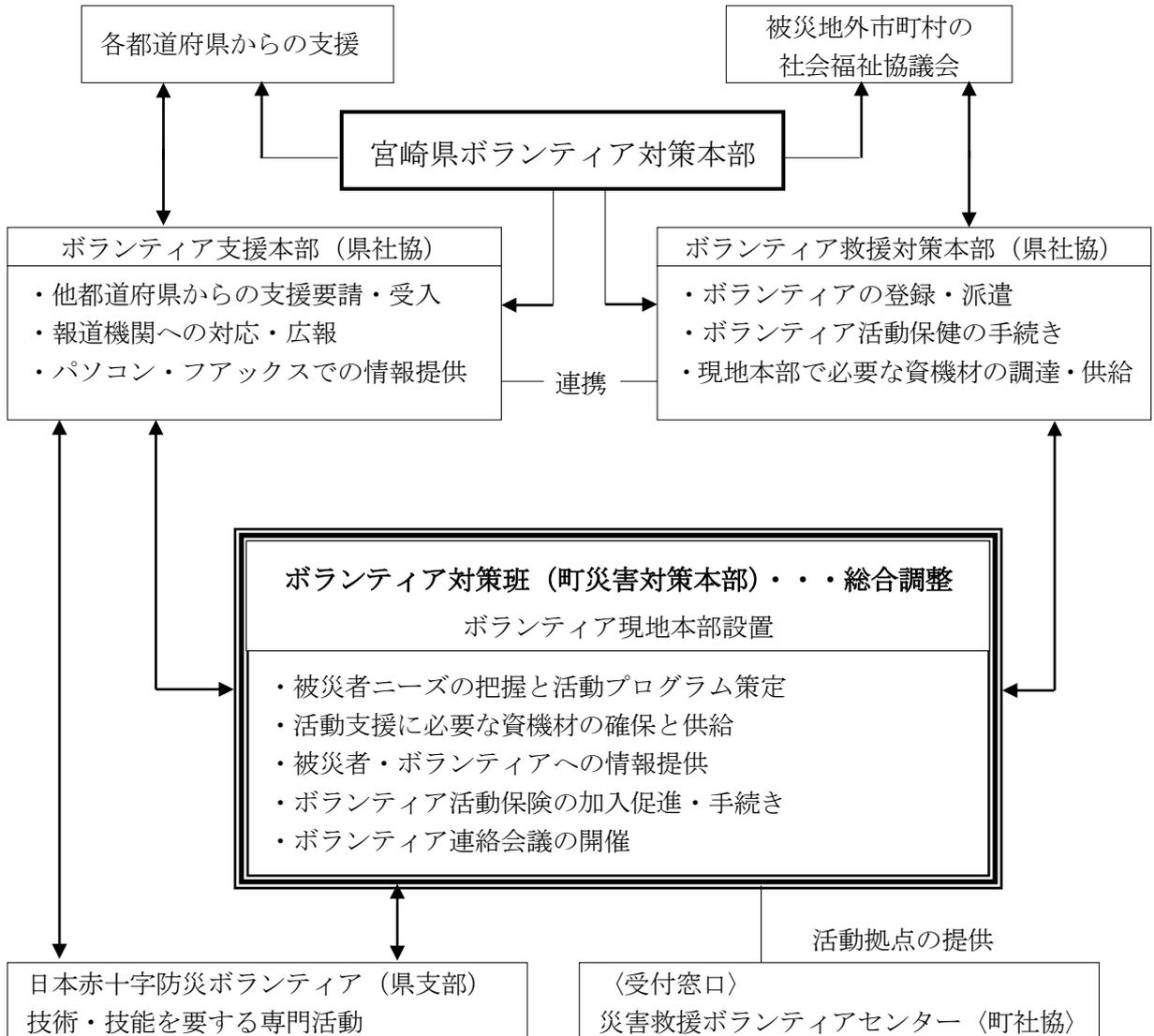
(ア) 被災地では基本的に2人以上で行動する。

(イ) 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。

(ウ) 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。

(エ) 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

(3) ボランティアの受入体制



地域活動…… 災害・安否・生活等の情報提供、避難生活者の支援、在宅者の支援、
配送拠点での物資搬入から配布まで

2 義援物資、義援金の受入

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、町は、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

(1) 災害義援物資の受入 (福祉課)

ア 募集

災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次

のことを周知することも考慮する。

- (ア) 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとする。
- (イ) 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示する。
- (ウ) 物資は、新品が望ましい。
- (エ) 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請する。
- (オ) 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達とし、個人からの小口の義援物資については、原則としては、受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求める。

イ 輸送

集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

ウ 配分

物資の配分を受けた際は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分する。なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、計画的に配分する。

(2) 義援金の受入（福祉課、税務財政課）

ア 募集

災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

イ 配分

募集を行った際は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第3者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

[県]

災害発生時には市町村等と密接な連絡をとり、ボランティアの派遣を希望する場所、人員、職種等の把握に努め、この情報について日本赤十字社宮崎県支部及び災害救援ボランティアセンターに速やかに連絡するとともに、併せて被災地の宿泊所の有無、現地までの交通手段等についても情報提供を行うものとする。

[日本赤十字社宮崎県支部]

災害発生時には、さまざまな救援活動が展開され、これらにボランティアの協力を要請することやボランティアからの協力申込みが予想される。

このボランティアの受付け窓口を支部に設置することとし、希望する活動内容、得意とする技能等を重点とした受付を行い、活動中の諸注意や安全への配慮等についての短時間の研修を実施し、赤十字防災ボランティア保険への加入の勧誘を行うものとする。

第 18 節 災 害 救 助 法 の 適 用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用規準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のうち、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去、ただし、(1) (応急仮設住宅を除く)、(2)、(5)、(7)～(10)の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ町長に委任されている。

しかし、状況により知事が救助を実施することを妨げるものではなく、また、同法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により町長に委任することができる。

2 被災認定の基準

災害救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の規準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯を持って被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上

に達した程度のももの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のももの、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取り扱う。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町内における住家の被害が次に掲げる人口に応じた滅失世帯数に達し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに町が行う。

- (1) 本町内における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯数に達したとき。

番号	市町村の人口	被災世帯数
1	5,000人未満	30世帯
2	5,000人以上～15,000人未満	40世帯
3	15,000人以上～30,000人未満	50世帯
4	30,000人以上～50,000人未満	60世帯
5	50,000人以上～100,000人未満	80世帯
6	100,000人以上～300,000人未満	100世帯
7	300,000人以上	150世帯

本町の総人口は、25,186人(世帯数：10,416世帯)(令和6年10月1日現在)であり表中「3」に該当し、対応する被災世帯数は50世帯となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が1,500世帯以上であって、本町内の被災世帯数が表の被災世帯数50世帯の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 災害が発生する恐れがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めるとき。

ア 国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部、(以下政府本部)が設置されたとき。

イ 政府本部の所管区域として本県が告示されたとき。

ウ 当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

(5) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等被害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 災害救助法の適用手続き（総務課）

(1) 災害に対し、本町における被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受ける。

[県]

1 市町村長からの申請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、各市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生大臣に報告するものとする。

2 災害救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

別表

災害救助法による救助の程度と期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
1 避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを収容する。	(基本額) 避難所設置額 1人1日当たり 350円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算、高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内
2 応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	【建設型応急住宅】 1戸当たり平均 6,883,000円内 【賃貸型応急住宅】 地域の実情に応じた額	最長2年
3 炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内 ※1人平均かつ3食	災害発生の日から7日以内

4 飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																						
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、全島避難等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<p>1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害の発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p>	災害発生の日から10日以内																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上1人 増すごとに 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流 失</td> <td>夏</td> <td>19,300</td> <td>25,400</td> <td>37,700</td> <td>45,000</td> <td>57,000</td> <td>8,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>32,800</td> <td>42,400</td> <td>59,000</td> <td>69,000</td> <td>87,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半鐘 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,500</td> <td>8,700</td> <td>13,000</td> <td>15,900</td> <td>20,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,400</td> <td>13,600</td> <td>19,400</td> <td>23,300</td> <td>29,000</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに 加算	全壊全焼 流 失	夏	19,300	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	半壊半鐘 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	冬	10,400	13,600	19,400	23,300	29,000	3,800
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに 加算																																		
全壊全焼 流 失	夏	19,300	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300																																		
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000																																		
半壊半鐘 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800																																		
	冬	10,400	13,600	19,400	23,300	29,000	3,800																																		

6 医療	医療の途を失った者	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内
7 助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内	分娩した日から 7 日以内
8 被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるものを捜索し、又は救出するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日 (72 時間) 以内
9 住宅の応急修理 (緊急修理)	災害にため住宅が半壊 (焼) 又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある場合	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1 世帯当たり 51,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内

10 住宅の 応急修理 (半壊以上)	災害のため住家が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な 最小限度の部分に対して 1世帯当たり 717,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了 ※国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了
11 住宅の 応急修理 (準半壊)	災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な 最小限度の部分に対して 1世帯当たり 348,000円以内	災害発生の日から3か月以内に完了 ※国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了
12 学用品 の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書、正規の教材 実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額 以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内
13 埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円 小人(12歳未満) 180,800円	災害発生の日から10日以内
14 死体の 搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索する	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内

15 死体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり 3,600 円以内 (死体の一次保存) 死体の一次収容施設利用時、通常の実費 上記が利用できない場合は、1体あたり、5,700 円以内 (検案) 救護班以外は、慣行料金	災害発生の日から 10 日以内
16 障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害を除去できない者	1世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内

(県地域防災計画から抜粋)

- ★ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。内閣府政策統括官(防災担当)

第 19 節 文 教 対 策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施する。

また、文化財の被害からの保護を図るため、町教育委員会は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

1 学校教育対策（教育課、学校長）

(1) 応急教育

ア 実施責任者

町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し実施する。

イ 応急教育計画の作成とその実施

町教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

ウ 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成し、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 町教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、学校施設の整備を行い、被災状況を調査し、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処理する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

エ 施設の応急整備

災害により被害を受けた町立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

(ア) 町立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、町において応急復旧工事を実施する。

(イ) 災害時における代替校舎の確保

町立学校校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合の応急教育施設は各学校の体育館とするが、確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に要請して調整を依頼する。

応急教育施設

番号	学 校 名	体 育 館 名
1	三 股 小 学 校	三 股 小 学 校 体 育 館
2	勝 岡 小 学 校	勝 岡 小 学 校 体 育 館
3	梶 山 小 学 校	梶 山 小 学 校 体 育 館
4	宮 村 小 学 校	宮 村 小 学 校 体 育 館
5	長 田 小 学 校	長 田 小 学 校 体 育 館
6	三 股 西 小 学 校	三 股 西 小 学 校 体 育 館
7	三 股 中 学 校	三 股 中 学 校 体 育 館

オ 教職員補充措置

災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

(2) 就学援助に関する措置

被災により就学困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町及び県は、次により援助支援を行う。

ア 被災により就学困難となった町立小中学校児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。

イ 被災家庭の特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

ウ 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、町及び県は、その供給を支援する。

(3) 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- ア 学校給食センターの所長は、センターの施設、設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会に報告し、協議のうえ給食実施の可否について決定する。
 - イ 給食用製パン工場、製粉工場、給食用ご飯の炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、被災状況を速やかに町教育委員会に報告し、対応について協議する。
- (4) 災害時における環境衛生の確保
- ア 事前準備
 - (ア) 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
 - (イ) 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
 - イ 災害時の措置
 - 災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。
- (5) 災害時における心の健康への支援
- 被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康維持、保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。
- ア 事前準備
 - (ア) 「生命尊重」、「思いやりのこころ」を育て、ボランティア活動への参加を積極的にすすめる。
 - (イ) 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。
 - イ 災害時の措置
 - 災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康保持に関する支援をする。
- (6) 教育の再開
- 避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。
- ア 臨時のカリキュラムでの対応
 - (ア) 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替として学習の場の確保についてその可能性を検討する。
 - (イ) 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地へのボランティア活動に取り組みせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。
 - イ 公共施設の利用
 - 道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館や図書館等の公共施設を活用して授業を再開する。
 - ウ 民間施設の活用
 - エ プレハブ教室の早期設置
 - オ 訪問教育の実施等
 - (ア) 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
 - (イ) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2 文化財保護対策（教育課）

（1）予防対策の実施

- ア 警察及び消防機関と常時連携を密にして町内文化財の災害予防の確立を期する。
- イ 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整備、整とんを図るよう奨励する。
- ウ 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- エ 文化財専門委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し県との連携を図って災害の防止に努める。
- オ 町は、文化財担当職員講習会を開催して、文化庁文化財保護部発行（昭和45年3月）「文化財防火、防犯の手引き」により防災措置について文化財の所有者等に指導する。
- カ 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

（2）被害状況の把握と応急対策の実施

情報収集に努め、被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

町内の文化財状況

番号	指定区分	種 別	名 称	指定年月日
1	町	史跡（有形文化財）	都城島津三代北郷忠通の墓	平成元年11月3日
2	町	史跡（有形文化財）	権 山 ど ん の 墓	平成元年11月3日
3	町	史跡（有形文化財）	蓼池隠れ念仏洞	平成元年11月3日
4	町	記 念 物	日州梶山番所（関所）跡	平成2年4月1日
5	町	記 念 物	日州寺柱番所（関所）跡	平成2年4月1日

第 20 節 農林水産物応急対策計画

風水害等により、農業生産基盤、林道、治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 農業用施設（農業振興課）

農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地、農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物の応急対策（農業振興課）

(1) 事前・事後措置の指導

災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物に事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

(2) 一般災害対策

一般災害対策については、県との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

ア 水稲対策

(ア) 応急措置

- a 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架干しするか脱穀して通風乾燥機で乾燥する。
- b 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、丁寧に引き起こして 4~5 株を緩く結束する。結束が終わったら地割れ等で漏水がある場合は早急に修復し、たん水し、できるだけ水をためる。
- c 冠浸水した水田は早急に排水し、用水路を整備し、清水を入れる。
- d 植付け初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水する。
- e 地割れにより、干害のおそれの出た時点で漏水箇所の早急な修復と計画配水法を徹底する。
- f 用水源の実情を確認し、ボーリング工事を急ぎ用水の確保に努める。
- g 降水を十分活用できるように注意する。

h 計画的にかん水する場合でもほ場全体に水が行き渡るように工夫する。

(イ) 事後措置

- a 災害で水路が決壊、埋没した場合直ちに補修する。
- b 植付け直後のもので枯死が予想される場合、稲の流失、埋没した水田では早めに整地し、予備苗を植付ける。

イ 野菜対策

(ア) 応急措置

- a 施設ハウスは、杭の補強とハウスバンドの締め直しを行い、ビニールの破れた箇所を補修し、ハウス全体をしっかりと固定する。
- b 滞水、冠水した場合は早急に排水し、泥を洗い落とす。
- c 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- d 収穫見込みのあるものは収穫する。
- e 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

(イ) 事後措置

- a 泥のついたものは水洗いする。
- b 倒れた作物は原形に復帰する。
- c 収穫直前のものは若どりする。
- d 欠株は補植する。

ウ 果樹対策

(ア) 応急措置

- a 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- b 枝を折り、裂けた場合は切り返し、切り口に「保護剤」を塗る。
- c 滞水、冠水した場合は極力排水を図る。
- d 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。

エ 花木対策

(ア) 応急措置

- a 倒伏したものは土寄せや起こして直す。
- b 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
- c 花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
- d 冠水したものは早急に排水を行い、泥のついたものは茎葉の水洗いを行う。
- e 根が露出したものは土寄せを行う。
- f 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- g 球根類の腐敗したものは、直ちに取り除く。

(イ) 事後措置

- a 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- b 代作苗の植付けや種子のまき直しをする。
- c 排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
- d 中耕、土寄せ、追肥をする。
- e 根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

(3) 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

ア 指導の徹底

病虫害防除対策については、県との緊密な連携のもとに行う。

イ 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

ウ 防除機具の利用

関係団体と連携を密にし、保有する既設防除機具について県の指導を受け、それらを有効かつ適切に使用する。

エ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も実施する。

3 林産物応急対策（農業振興課）

町は、災害による林産物の被害の拡大を防止するために、被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、被災林業家等に対して応急措置・事後措置の実施の指導に当たる。

4 水産物応急対策（農業振興課）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要性を生じた場合は、その生産を確保するためのあっせんの措置を県に要請する。

(2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又は、その発まんえんを見たときは県に指導を求める。県は水産試験機関に対し防除対策についての指導を指示する。

5 畜産応急対策（農業振興課）

(1) 応急技術対策

ア 水害

(ア) 家畜の待避、畜舎内外の水洗・消毒と飼料確保を指導する。

(イ) 被害家畜の健康検査を実施する。

(ウ) 飼料作物の早期収穫を指導する。

イ 干害

(ア) 飼料作物及び牧草地の灌水実施の指導を行う。

(イ) 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。

(ウ) 従長した牧草類の早期刈りを指導する。

ウ 冷害

(ア) 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。

(イ) 家畜の日光浴の励行を指導する。

エ 雪害

(ア) 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指揮する。

(イ) 家畜施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

オ 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

カ 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

(2) 家畜伝染病の防止

ア 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

イ 家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

(ア) 患畜又は類似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

(イ) 殺処分又は死体の焼却、埋却

(ウ) 汚染物品の焼却又は畜舎等の消毒

(3) 死亡獣畜の処理

具体的な処理方法については、本章第11章節「保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動」を参照のこと。

[県]

- 1 町及び林業・水産業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。
- 2 必要に応じて町及び林業・水産業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。
- 3 家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対し市町村及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎防疫班及び家畜衛生班を組織し、必要な防疫を行うものとする。
- 4 市町村長の要請に基づき、政府保有の飼料用穀類の放出を要請するほか、農業団体等に必要数量の確保及び供給について斡旋を行うものとする。
- 5 水産試験機関に対し防除対策についての指導を指示するものとする。
- 6 被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとるものとする。

第 2 1 節 雪 害 対 策 計 画

降雪に際し、住民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、主要道路の交通の確保を図り、併せて、雪害の拡大を防止するための対策は次に定めるとおりとする。

1 実施責任者（総務課）

町及び県は、指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連携を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずる。

2 道路交通の確保（都市整備課）

町内の主要道路を主体として、近隣市町村との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上に重要な路線について、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して決定する。

3 医療品の確保及び医療措置（総務課）

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、宮崎県救急防災ヘリ及び、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置する。

4 主要食料等の確保（農業振興課・総務課）

（1）米 穀

長期降雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行う。

（2）生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速な補給体制を確立しておく。

5 農林対策（農業振興課）

（1）農作物対策

ア 茶樹

（ア）秋芽の充実を図るために、秋の管理（深耕、施肥）を適期にかつ十分に実施し、秋の施肥は窒素の割合を減らす。

（イ）秋の整枝を避けて春に整枝を行う。

（ウ）被害がでた場合は、被害部を剪除する。

（エ）被害園は、春肥、芽出し肥の量を増して樹勢の回復を図る。

（オ）暴風垣などによる強風防止を図る。

（カ）敷草などによる土壌被覆で地温の低下防止、蒸散の抑制を行う。

（キ）蒸散抑制剤の散布により被害防止に努める。

イ 果樹

枝折れ、枝裂け等の被害を防止するための指導を事前に実施する。

ウ 園芸

施設ハウスやビニールトンネル施設は、積雪の被害を受けやすいので、積雪地帯においては積雪に耐える施設としての構造、資材や補強等について指導を行う。

(2) 畜産対策

家畜ふん尿の処理等畜舎衛生の保全に努めるとともに、飼料などを事前に十分確保しておくよう、飼養者を指導する。

(3) 林産対策

ア 造林地、苗畑

造林地、苗畑の被害復旧には、倒木起し等手入りに多くの縄、支柱等の資材が必要なので、森林組合、農業協同組合等と十分連絡をとり、これらの確保を図る。

イ しいたけ栽培地

(ア) 人工ほだ場の天井笠木棚が破損した場合、早急に復旧するよう指導する。

(イ) 伏込地の原木及びほだ木が倒伏した場合は、長く放置せず組み直すよう指導する。

6 通学児童・生徒に対する措置（教育課）

町教育委員会は、児童・生徒に対し、なだれの発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、なだれ発生が予想される時期の登下校には集団、あるいは保護者、教員の引率又は危険箇所をう回するよう指導する。

[県]

降雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるものとする。

なお、被害の発生が特定地域に限られ、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部とを設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

第4章 風水害復旧・復興

②< 4..復旧・復興> 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向（全課）

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 災害が甚大な場合の基本的方向（全課）

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進するものとする。この場合、被災地である町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

災害復旧に当たっては、各施設の原状復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、災害の程度を検討して計画する。

また、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

1 公共施設災害復旧事業計画（全課）

（1）事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度、検討作成する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - （ア）道路施設災害復旧事業計画
 - （イ）河川施設災害復旧事業計画
 - （ウ）砂防設備災害復旧事業計画
 - （エ）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - （オ）下水道施設災害復旧事業計画
 - （カ）地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - （キ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画

- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

被災し、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

2 激甚災害の指定（総務課）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の2通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

(2) 災害調査

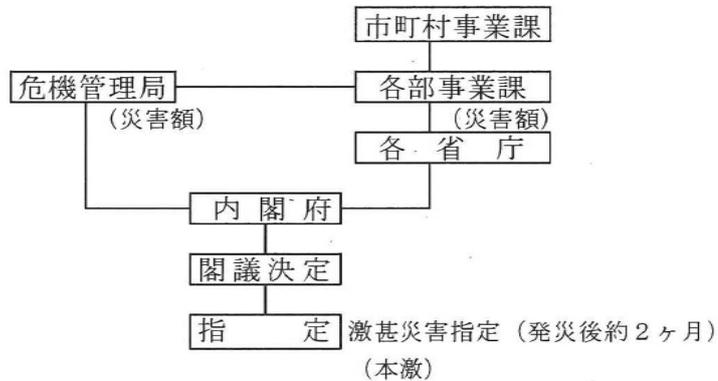
町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

[県]

知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

<激甚災害指定フロー図>



②< 4.復旧・復興> 第3節 計画的復興の進め方

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地の復興にあたっては、町をはじめ関係機関が連携し、計画的な事業を推進していく。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

1 災害復興対策本部の設置（全課）

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画策定（全課）

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行い、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施（全課）

（1）市街地復興事業のための行政手続きの実施

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

（2）災害復興事業の実施

ア 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

イ 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

[県]

- 1 県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置するものとする。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣するものとする。

災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣するものとする。

- 2 複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定するものとする。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方および市町村支援等について県の役割を示すものとする。
- 3 上記1により災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。
- 4 被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行うものとする。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いに応えるため、被災者の相談にのるとともに相談窓口の設置、資金の貸付など各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

1 被災者への広報及び相談窓口の設置（総務課）

（1）総合相談窓口の設置

町は、（2）に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、国、県、市町村、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

県の総合窓口は、災害対策本部総合対策部総括班で対応する

（2）各種相談窓口の設置

国、県、市町村は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置するとともに、連携しながら被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動をおこなう。

これらの相談窓口は専門的な内容も多いため関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

【相談窓口の例】

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

2 生活確保資金の融資等（福祉課）

県及び関係町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び関係町は、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

（1）災害弔慰金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号、改正平成3年9月26日 第88号）に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金等一覧

1 災害弔慰金	1 対象災害	自然災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
	2 支給額		① 生計維持者	500万円
		遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる）
2 災害障害見舞金	2 対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ	
	3 支給額		① 生計維持者	250万円
			② その他の者	125万円
	4 障害の程度		ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ 両上肢を肘関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢を膝関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

※ 災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので町は所用の措置を講ずること。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生

活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

(根拠法令：被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号・改正H19.11.16 114号))

区分	支給の内容等					
実施主体	都道府県(被災者生活再建支援基金に支給事務を委託)					
1. 制度の対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)					
2. 制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯 <div style="text-align: right;">(中規模半壊世帯)</div>					
3. 支給限度額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)					
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)					
	被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	中規模半壊 (2. ⑤該当)
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)		
	支給額 全壊・解体・長期避難・大規模半壊・ 2 ①～④に該当	200万円	100万円	50万円		

	中規模半壊 2. ⑤に該当	100万円	50万円	25万円
	※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円			
4. 支援金の支給申請	(申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) (申請期間)	①基礎支援金： 災証明書、住民票 等 ②加算支援金： 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内 ②加算支援金： 災害発生日から37月以内		
5. 基金と国の補助	○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円） ○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。			

◇被災者生活再建支援制度の拡充

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高100万円の支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援基金への拠出金の運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援するものである。また、平成16年度から制度を拡充する形で、住宅再建などに要する経費について最高200万円を支給する「居住安定支援制度」が創設された。

(3) 災害援護資金の貸付

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、国が2/3、県が1/3を町に対し無利子で貸し付けることとなっている。

災害援護資金	対象災害	自然災害—— 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	ア 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
		イ 家財の1/3以上の損害	150万円	
		ウ 住居の半壊	170万円 (250)	
		エ 住居の全壊	250万円 (350)	
オ 住居の全体が滅失もしくは流失	350万円			
		特別の事情がある場合は、()内の額重複する場合は50万円を調整する。		
条貸条件付	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)	
		1人	220万円未満	
		2人	430万円未満	

		3人	620万円未満
		4人	730万円未満
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満)ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。
	利率	年3% (据置期間は無利子)	
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)	
	償還期限	10年 (据置期間を含む)	
	償還方法	年賦又は半年賦	

(4) 生活福祉資金 (福祉資金・福祉費) の災害臨時経費の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金 (福祉資金・福祉費) の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

番号	資金名	生活福祉資金 (福祉資金・福祉費) の「災害臨時経費」、「住宅資金」
1	実施主体	県社会福祉協議会 (窓口は、町社会福祉協議会)
2	災害対象	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
3	対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
4	貸付限度額	○災害臨時経費150万円以内 ○住宅資金 250万円以内
5	貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
6	措置期間	6ヶ月以内
7	償還期限	7年以内
8	返還方法	月賦

(5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、町及び福祉事務所が窓口となり母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

番号	資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
1	実施主体	県 (窓口は、県南部福祉子どもセンター、県子ども家庭課)
2	貸付対象者	母子家庭の母または父子家庭の父もしくは寡婦
3	貸付限度額	200万円以内

4	貸付利率	保証人「有」の場合は、無利子。 「無」の場合は年 1.0% ただし、措置期間中は無利子
5	措置期間	貸付の日から 6 か月
6	償還期限	措置期間経過後 7 年以内
7	償還方法	年賦、半年賦、月賦

(6) 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

【県、市町村】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

ア 対象となる自然災害

(2) と同じ

イ 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

(4) と同じ

(7) 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と町が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

ア 基金の額

6 億円(平成 19 年度から県、市町村が 1 億円ずつ 3 年間積み立て)

イ 基金の設置場所

財団法人宮崎県市町村振興協会

ウ 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊(床上浸水を含む)の住家被害があった市町村(1 世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村)

エ 支援金の額

1 世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

(ア) 全 壊 20 万円

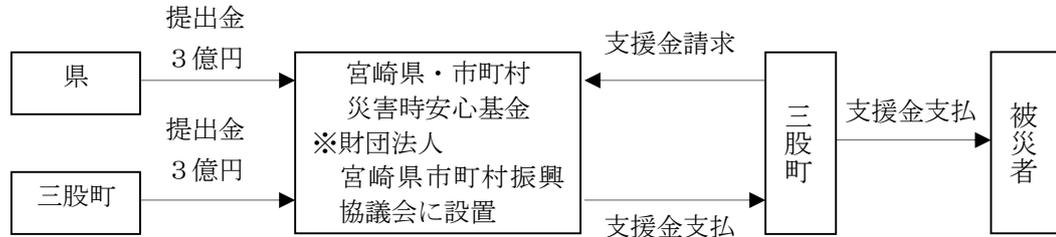
(イ) 大規模半壊 15 万円

(ウ) 中規模半壊又は半壊 10 万円

オ 支援金交付先

被災町（被災者へは被災市町村が支給）

カ 支給の仕組み



(8) り災証明の交付

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や町税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、基本法第 90 条の 2 に基づく事務として、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として、町長が確認できる程度の彼我について証明する。

ア 被害状況調査の準備（都市整備課）

被害状況の速報を基に、建築班は、次の準備作業を実施する。

(ア) 町職員を中心とした調査員を確保する。なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、被災市区町村応援職員確保システムによる全国からの職員の派遣、近隣市町及び宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進旧議会（平成 30 年 3 月）に示す「都城地区建設コンサルタント境界」へ協力を要請する。

(イ) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(ウ) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両の手配を行う。

イ 被害状況の調査

(ア) 実施者（全課）

「調査班」と「建築班」は共同して、救助法の適用のための調査を行う。公共施設等に関する被害調査は、所管の部署が行う。

(イ) 調査の目的

被害調査は、災害による「被害の認定」を目的とする。

(ウ) 調査の対象（都市整備課）

被害状況の調査の対象は、災害により被害を受けた民間の住家及び非住家の建物とする。

(エ) 調査体制（都市整備課）

公正な調査とするため「調査班」は 2 名以上で構成することとし、建築に関する専門知識を持ったものを含む。

(オ) 実施における留意事項

被害認定は、様々な被災者への支援の有無を決める重要なものであることを十分に理解し公正な判定ができるよう丁寧な調査を行う。

ウ 調査要領（都市整備課）

(ア) 第 1 次判定の実施

a 災害発生直後に、被害の概況を把握するために実施する。

b 調査の対象に、特に建築の専門的な知識を必要としない。

- c 一目で判定できる倒壊家屋だけを「全壊」とし、被害の全体像を把握する。
- d 浸水被害の場合は、床上浸水かどうかを絞って、被害の全体像を把握する。

(イ) 第2次判定の実施

- a 災害発生後概ね1か月以内に実施する。
- b 第1次判定で全壊と判定されなかった物件について行う。
- c 建築の専門的な知識を有する者を含む体制により、詳細な調査を行う。
- d 概観の目視により、建築の傾斜の程度や部位別の損傷状況を調査し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損傷」を判定する。床上浸水かどうかを絞って、被害の全体像を把握する。
- e 浸水被害のあった場合は、床上浸水のあった住家、及び第1次判定の結果に対して再調査の申し出のあった住家を対象とし、建物の外側と内側から詳細に調査を行う。
- f 浸水被害の場合は、建物自体に物理的被害がなくても、内装や設備に大きな被害を受けている場合があるので注意する。

(ウ) 第3次判定の実施

- a 第2次判定の結果に対して再調査の申し出があった場合に実施する。
- b 外観調査に加えて内部の立入調査を行い、壁や天井のほか、台所、トイレ、浴槽等の設備についても被害の調査を行う。

エ リ災台帳の作成

被害調査の結果は、次のことに留意して台帳に整理する。

- (ア) 固定資産の課税台帳や住民基本台帳と照合して正確に記録する。
- (イ) 建物の所有者と居住者の関係を把握する。
- (ウ) 被災者支援対策を担当する部署と連携して、必要事項を整理する。

オ 被害家屋の認定基準（都市整備課）

- (ア) 被害程度の判断は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日総審第115号）で統一された「被害の認定基準のほか、次の通知等に基づいて実施する。
 - a 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）
 - b 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月改定）
 - c 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成16年4月1日付府政防第361号）

カ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、リ災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3か月以内であれば再調査を申し出ることができる。「本部班」は、再調査の申し出があった家屋に対し迅速に「調査班」による再調査を実施し、認定結果を被災者に連絡するとともに、必要に応じてリ災台帳を修正し、リ災証明書を発行する。

なお、認定の困難なものについては、必要に応じて「認定委員会」を設置し、意見を聞いて町長が判定する。

キ リ災証明の対象

基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について全壊、大規模半壊、半壊、一部損傷の証明を行う。

ク リ災証明の実施者

り災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に対して、被害認定の結果に基づき「本部班」及び「総務班」で発行事務を行う。

ケ り災証明書の発行事務（総務課）

り災証明書は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に対して、被害認定の結果に基づき総務班（危機管理係）が行うものとする。

コ り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに広報紙により被災者への周知を図る。

3 雇用の確保（農業振興課）

町は、公共職業安定所の長と協力して、災害により離職を余儀なくされた住民等の再就職等を促進する。

4 税対策等による被災者の負担の軽減（税務財政課）

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

- (1) 地方税法第 15 条に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により 1 年以内の範囲で町税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

5 住宅確保の支援（都市整備課）

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

(1) 災害公営住宅の建設

ア 災害公営住宅は、次の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。

(ア) 暴風雨、洪水、地震、その他の異常な天然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
- b 本町の区域内の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき
- c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の 1 割以上のとき

(イ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- a 被災地域の滅失戸数が 200 戸（激甚災害は 100 戸）以上のとき
- b 滅失戸数が本町区域内住宅戸数の 1 割以上のとき

イ 災害公営住宅は原則として町が建設し管理する。

ウ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数はおおむね次による。

(ア) 入居者資格

次の（老人等にあつては、a、b、c、及びd）条件を具備する者

- a 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- b 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- c その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(イ) 建設戸数

建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(2) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町及び県は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

イ 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者（り災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、町及び県は、り災に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また町は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

6 災害復興基金の設立（税務財政課）

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

[県]

- 1 災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。
- 2 県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び宮崎県税条例の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずるものとする。

[公共職業安定所]

1 職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

2 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号) が適用されたときは、同法第 25 条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、町は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業の復興支援（農業振興課）

復興対策として災害の早期復旧に必要な資金の融通として、おおむね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

(1) 県の中小企業融通制度

- ア 中小企業設備近代化資金（県直貸）
- イ 中小企業高度化資金（県直貸）
- ウ 中小企業設備貸与（中小企業振興公社貸与）
- エ 中小企業振興資金〔一般分、災害対策資金〕（融資）
- オ 小規模企業資金（融資）
- カ 同和地区小規模企業資金（融資）

(2) 政府系金融機関等融資制度

- ア 中小企業金融公庫資金
- イ 国民金融公庫資金
- ウ 商工組合中央金庫資金
- エ 環境衛生金融公庫資金

* 緊急事態発生後の支援制度（発生直後）

（平成 24 年 3 月現在）

No.	制度名	概要	実施者	受付	条件
1	小規模企業共済災害時貸付	・小規模企業共済加入者が災害により被害を受けた際に貸付 ・積立金の範囲内で上限 1,000 万円 ・即日融資	中小企業基盤整備機構	商工組合中央金庫各支店	小規模企業共済へ加入して 1 年を超える事業者
2	特別相談窓口	・都道府県, 政府系金融機関, 信用保証協会等 内容 ①中小企業の復興支援 ②中小企業向け融資 ③雇用対策関係など	(左同じ)	単独:各支店 共同:商工会等	特になし
3	既往債務の返済条の緩和	・国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫からの既往債務に対する返済条件の緩和措置	中小企業庁経営安定対策室が左記 3 に機関に指示	各支店等	債務のある中小企業

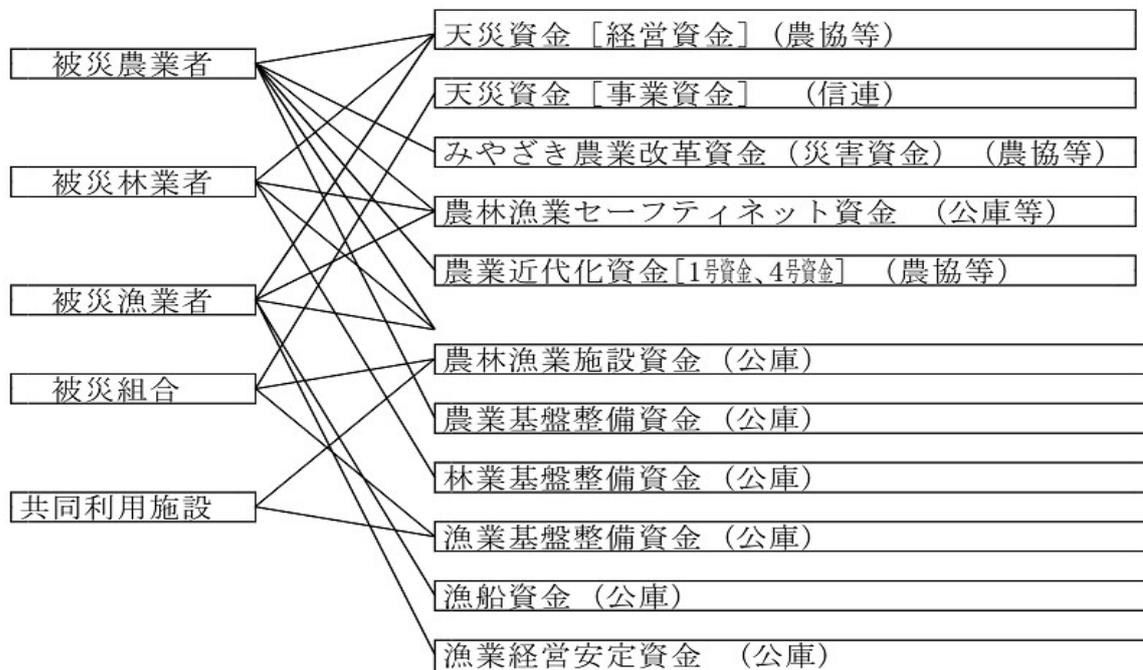
○中小企業に対する公的支援制度は、上記のほかに平常時の事前対策支援制度もある。

* 中小企業 B C P 策定運用指針（第 2 版）から抜粋（中小企業庁）

2 農林水産業の復興支援（農業振興課）

(1) 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
公庫＝株式会社日本政策金融公庫

(2) 町は、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め、県が行う以下の融資制度等が受けられるよう支援する。

ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対して次の資金を融資する。

(ア) 被災農林事業者の経営安定に必要な資金

(イ) 被災農林業組合の事業運営資金

イ 農林漁業金融公庫資金

「農林漁業金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対し、次の資金を融資する。

(ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金

(イ) 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金

(ウ) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金

(エ) 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金

(オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

3 農林漁業関係融資制度一覧

(1) 農林漁業

資金名	融資対象	資金 使途	融資限 度額	利率	据置 期間	償還 期間	償還 方法	貸付 原 資負 担	備 考
1 スーパーL 資金 (農業経 営基盤強 化資金)	認定の業者 (経営改善計 画を作成して 市町村長の認 定を受けた個 人・法人)	農業 経営 改善 計画 達成	個人 3億円 (特認6億 円) 法人 10億円 (特認20億 円)	一般:0.30 ~0.80% 特例:0% (貸付実 行日から 5年後の 応当日の 前日まで)	10年 以内	25年 以内			
2 農林漁業セ ーフティネ ット資金 【農畜産 業】 (日本政策 金融公庫)	災害(台風、冷 害、干ばつ、 地震等)によ り被害を受け た 【行政指導】 BSEや鳥イン フルエンザ等の 発生に伴う家 畜の殺処分や 畜産物の移動 制限を受けた。	社 会 的 又 是 経 済 的 環 境 の 変 化 に よ る 経 営 状 態 の 悪 化	一般 600万円 特認 年間経営費 等の3/12 以内(簿記 記帳を行っ ており、特 に必要と認 められる場 合)	0.30 ~ 0.55%	3年以 内	10年 以内	年賦 年賦	公庫 10 / 10	(公庫) 農林水産 事業部 農業経済 課
3 農林漁業セ ーフティネ ット資金 【林業】 (日本政策 金融公庫)	農林業者の方 が不慮の事故 や社会的・経 済的な環境の 変化等によっ て売り上げが 減少し、資金 繰りに支障う をきたしてい る場合に経営 の維持安定に 必要な長期運 転資金を融資	社 会 的 又 是 経 済 的 環 境 の 変 化 に よ る 経 営 状 態 の 悪 化	一般 600万円 特認 年間経営費 等の3/12 以内(簿記 記帳を行っ ており、特 に必要と認 められる場 合)	0.30 ~ 0.55%	3年以 内	10年 以内			

(H26.12.18現在 日本政策金融公庫)

(2) 農業

資金名	融資対象	資金 使途	融資限度額	利率	据置 期間	償還 期間	償還 方法	貸付原 資負担	備 考
1 農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設) (公庫)	災害により農 舎等の被害を 受けた農家が 施設等を復旧 する場合	施設 等復 旧	負担する額の 80%	0.5～ 1.0%	3～ 10年 以内	15～ 25年 以内	年賦	公庫 10/10	農業経済 課
2 農業近代 化資金に おける県 の貸付利 率の特例 【施設災 害復旧対 策】	・県が指定し た災害により 被害を受け、 その被害が、 損失額または 損失面積が 30%以上の次 の者 ・認定農業者 ・認定農業者 以外の次の対 象者(但し、 復旧に必要な 資金を除く) ①農業を営む 個人 ②農業を営む 法人 ③農業を営む 個人で構成さ れる任意団体	施設 等 の 復旧	農業近代化資 金 個人： 1,800万円 法人： 3,600万円	0%(5 年以 内)	2～7 年以 内	7～15 年以 内	元金 均等 償還	農協・市 中銀行 等 10/10	農業経済 課
3 天災資金 (天災融資 法が発動 された場	農業を営む個 人及び法人 で、政令で指 令された天災 による農産物	経営 資金 簿	個人 一般 200万円 果樹等 500万円	災害 の都 度、政 令で 指定	なし	3～6 年以 内 (特 別被	原則 とし て、 元金 均等	農協・市 中銀行 等 10/10	農業経済 課 ※「特別被 害農業者」 とは、天災

合に限る)	の減収量が平均収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平均農業総収入の10%以上のもの		法人 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	(特別被害農業者は3.0%以内)		害農業者は3.0%以内)	償還		による農産物の減収による損失額が平均農業総収入額の50%以上の者又は果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
4 みやざき農業振興資金 (災害資金)	県が指定した災害による農畜物の減収見込み量が過去3か年の平均収量30%以上かつ、減収見込み額が過去3か年の平均農業主入学の10%以上であることを町長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定	3年以内	7年以内(利子補給期間は5年間)	元金均等償還、	農協・市中銀等 10/10	農業経済課

(3) 林業

資金名	融資対象	資金 使途	融資限度額	利率	据置 期間	償還 期間	償還 方法	貸付原 資負担	備 考
1 林業基盤整 備資金 (造林資 金)	復旧造林(激 甚法に関する 法律施行令で 告示された市 町村の区域内 で行う造林で あり、かつ、森 林災害復旧事 業事務取扱要 綱に基づく事 業であるも の)	造林 資金	森林組合、森 林組合連合 会、林業者等 (借入者の負 担する額の 80%に相当す る額)	0.6～ 1.4%	20年 以内	補 助： 30年 以内	元利 均等 償 還、 元金 均等 償 還、 元金 不均 等償 還の いず れか 最も 適当 と認 めら れる 方法	公庫 10/10	林業経済 課
						非補 助： 35年 以内			
						改善 計画 認定 者 25年 以内			
2 林業基盤整 備資金 (樹苗養成 資金)	樹苗養成施設 の復旧	樹苗 養成 資金	樹苗養成の事 業を営む者 (借入者の負 担する額の 80%に相当す る額)		5年 以内	15年 以内			
3 林業基盤整 備資金 (林道資 金)	林道の復旧	林道 資金	森林組合、森 林組合連合 会、林業者等 (借入者の負 担する額の 80%に相当す る額)		3年 以内	20年 以内			
4 農林漁業施 設資金 (共同利用 施設のうち 林業施設資 金)	特用林産物等 の生産施設の 復旧	林業 施設 資金	森林組合等 (借入者の負 担する額の 80%に相当す る額)						

5 農林漁業施設資金 (主務大臣施設のうち 林業施設資金)	特用林産物等の生産施設、 森林レクリエーション施設 等の復旧		林業を営む者 (1施設当たり) 一般 600万円 特認 600万円			15年 以内			
--	--------------------------------------	--	--	--	--	-----------	--	--	--

(4) 漁業・水産業

資金名	融資対象	資金 使途	融資限度額	利率	据置 期間	償還 期間	償還 方法	貸付原 資負担	備 考
1 漁業災害対策資金 (新みやざき漁業推進 資金)	災害を受けた 施設等の復旧 を行う漁業 者、漁協等	施設 等復 旧	個人等 9,000～ 3,6000万 円 組合等 12億円	1.5% 但し 基準 金利 3.0% まで	2～3 年以 内	5～20 年以 内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	漁政課
2 農林漁業施設資金 (共同利用 施設)	災害を受けた 共同利用施設 の復旧を行う 漁業者、漁協 等	施設 復旧	借入者負担の 80%	0.5～ 1.0%	3年 以内	20年 以内		公庫 10/10	
3 農林漁業施設資金 (主務大臣 指定施設)		施設 等復 旧	漁船 1,000万円 その他 200万円					15年 以内	
4 天災資金 (天災融資 法が発動さ れた場合に 限る)	天災により被 害を受けた漁 業者が経営資 金を必要とす る場合	経営 資金	※融資限度額、利率、措置期間、償還 期間については、その都度政令で定め られる。					漁協・市 中銀行 等 10/10	

第1章 地震の想定と震災対策

③<1.地震想定> 第1節 宮崎県を取り巻く地震環境

第1節 宮崎県をとりまく地震環境

本計画の策定にあたって、本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

1 地震被害想定調査

宮崎県においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年12月～平成9年3月にかけて「宮崎県地震被害想定調査」を実施した。この中で宮崎県に起こり得る大地震について最近の科学的知見をもとに検討し、地震発生時の人的・物的被害を想定している。これを踏まえて、平成18年度に、再度、日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。その後、平成23年3月に東日本大震災が発生したため、平成24年8月に国は南海トラフ巨大地震の想定を公表した。これに伴い、県独自に平成25年10月に南海トラフ巨大地震により生じる被害想定を行った。

以上のことから、県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本としている。

本町においても、これらの被害想定調査の結果をもとに今後の地震防災対策の推進に役立てていくこととする。

2 宮崎県を取り巻く地震環境

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM（マグニチュード）7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震（M7.2）や1968年の地震（M7.5）では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。

一方、1931年の地震（M7.1）及び1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。

また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震（M7.0）では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ（100～150kmほど）フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震（M6.7、深さ約150km）や1899年の宮崎県南部の深い地震（M6.4、深さ約100km）では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震（M7.6、深さ約150km）では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家

屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面して宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があって、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地（海成段丘）が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県の活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によっては、局所的に大きな被害を受ける場合がある。例えば、被害が大きかった、1968年のえびの地震（M6.1）であり、この地震では、えびの市（当時えびの町）を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山（がけ）崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生した形跡がある。

宮崎県は、南海トラフ沿いの巨大地震が発生し、四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による大きな被害を受けると予測されている。

過去には・・1707年の宝永地震（M8.4）で延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震（M8.0）では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

宮崎県の主な被害地震一覧

発 生 年 月 日	震央地名	規模	被 害 概 要
1662. 10. 31	日向灘 (外所地震)	M7.6	死者多数、流家3,800戸
1769. 8. 29	豊後水道	M7.7	高鍋城、佐土原城損壊 寺社町家破損多
1899. 11. 25	日向灘	M7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂
1903. 10. 11 (明治36)	日向灘	M6.2	灯台破損
1913. 4. 13 (大正2)	日向灘	M6.8	壁の亀裂等
1929. 5. 22 (昭和4)	日向灘	M6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
1931. 11. 2 (昭和6)	日向灘	M7.1 5	死者1人、負傷者29人、全壊4戸 半壊10戸、一部破損多数
1939. 3. 20 (昭和14)	日向灘	M6.5	死者1人、負傷者1人、全壊1戸 一部破損多
1941. 11. 19 (昭和16)	日向灘	M7.2 5	負傷者5人、全壊1戸 一部破損多数

1946. 12. 21 (昭和 21)	紀伊半島沖 (昭和南海地震)	M8. 0	負傷者 5 人、半壊 3 戸 家屋浸水 1, 165 戸
1948. 5. 9 (昭和 23)	日向灘	M6. 5	壁土落下等
1960. 5. 24 (昭和 35)	チリ地震 (津波被害)	M8. 5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、船舶被害 32 隻
1961. 2. 27 (昭和 36)	日向灘	M7. 0	死者 1 人、負傷者 4 人、全壊 1 戸 半壊 4 戸、一部破損 104 戸
1968. 2. 21 (昭和 43)	鹿児島県 薩摩地方 (えびの地震)	M6. 1 6	負傷者 35 人、全壊 451 戸 半壊 896 戸、一部破損 3, 597 戸
1968. 4. 1 (昭和 43)	日向灘	M7. 5	負傷者 15 人、半壊 1 戸 一部破損 9 戸
1969. 4. 21 (昭和 44)	日向灘	M6. 5	負傷者 2 人
1970. 7. 26 (昭和 45)	日向灘	M6. 7	負傷者 13 人、道路決壊 2 戸 山崩れ 4 ケ所
1984. 8. 7 (昭和 59)	日向灘	M7. 1	負傷者 9 人、一部損壊 319 戸
1987. 3. 18 (昭和 62)	日向灘	M6. 6 5	死者 1 人、負傷者 6 人、一部損壊 432 戸 道路損壊、山崩れ、ガケ崩れ等
1996. 10. 19 (平成 8)	日向灘	M6. 6 5 弱	日南市飫肥城で瓦落下 宮崎市南部で住宅瓦落下
2019. 5. 10 (令和 1 年)	日向灘	M6. 3 5 弱	負傷者 2 人 えびの市で 1 5 0 戸停電
2022. 1. 22 (令和 4 年)	日向灘	M6. 6	軽傷 3 一部損壊 1 1 4 戸 道路損壊 3 河川損壊 1
2024. 8. 8 (令和 6 年)	日向灘	M7. 1 6 弱	重症 2 軽傷 8 一部損壊 7 5 戸

日本における近年の主な被害地震（1896年以降）

年月日	名称	M	津波襲来の時間	津波の高さ	死者不明者	負傷者
1896. 6. 15	三陸地震津波	8. 5	約 35 分	岩手県吉浜 24. 4m	27, 122	4, 403
1923. 9. 1	関東大震災	7. 9	約 5 分	熱海 12m、鎌倉 6m	142, 807	52, 074
1933. 3. 3	三陸地震津波	8. 1	約 30 分	岩手県綾里 25. 0m	3, 008	1, 152
1940. 8. 2	積丹半島	7. 5	—	利尻、礼文、苫前 3m	10	
1944. 12. 7	東南海地震	7. 9	約 10 分	熊野灘沿岸 8~10m	998	2, 135
1946. 12. 21	南海地震	8. 0	約 6 分	高知、三重、徳島 4~6m	1, 423	不明
1948. 6. 28	福井地震	7. 1	—	—	3, 769	22, 203
1949. 12. 26	今市地震	6. 4	—	—	10	162
1952. 3. 4	十勝沖地震	8. 2	—	—	33	287
1952. 3. 7	大聖寺地震	6. 5	—	—	7	8
1952. 7. 18	吉野地震	6. 7	—	—	9	139
1960. 5. 24	チリ地震津波	8. 5	約 22 時間	三陸沿岸 5~6m 北海道南岸 3~4m	139	872
1961. 2. 2	長岡地震	5. 2	—	—	5	30
1961. 2. 27	日向灘地震	7. 0	約 1 分	油津 0. 34m 土佐清水 0. 5m	2	7
1964. 6. 16	新潟地震	7. 5	—	—	26	30
1968. 2. 21	えびの地震	6. 1	—	—	3	44
1968. 4. 1	日向灘地震	7. 5	—	—	0	15
1968. 5. 16	十勝沖地震	7. 9	—	—	52	329
1974. 5. 9	伊豆半島地震	6. 9	—	—	30	102
1978. 1. 14	伊豆大島近海地震	7. 0	—	—	25	139
1978. 6. 12	宮城県沖地震	7. 4	—	—	28	1, 325
1983. 5. 26	日本海中部地震	7. 7	約 7 分	秋田、青森、沿岸 6m以上	100	163
1984. 9. 14	長野県西武地震	6. 8	—	—	29	10
1993. 1. 15	釧路沖地震	7. 5	—	—	2	967
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	7. 8	約 5 分	奥尻島 30. 5m	238	236
1994. 10. 4	北海道東方沖地震	8. 2	約 35 分	花咲 1. 73m	0	180
1994. 12. 28	三陸はるか沖地震	7. 6	—	宮子 0. 55m	3	784
1995. 1. 17	兵庫県南部地震	7. 3	—	—	*5, 501	*36, 938
2000. 10. 6	鳥取県西部地震	7. 3	—	—	0	182
2001. 3. 24	芸予地震	6. 7	—	—	2	288
2003. 5. 26	宮城県沖地震	7. 1	—	—	0	174
2003. 7. 26	宮城県北部地震	6. 4	—	—	0	675
2003. 9. 26	十勝沖地震	8. 0	—	十勝港 2. 5m	2	849
2004. 10. 23	新潟県中部地震	6. 8	—	—	68	4, 805
2005. 3. 20	福岡県西方沖地震	7. 0	—	—	1	1, 204
2005. 8. 16	宮城県沖地震	7. 2	—	—	0	100
2007. 3. 25	能登半島地震	6. 9	—	—	1	356

2007. 7. 16	新潟県中越沖地震	6. 8	—	—	15	2, 346
2008. 6. 14	岩手・宮城内陸地震	7. 2	—	—	23	451
2008. 7. 24	岩手県沿岸北部地震	6. 8	—	—	1	211
2009. 8. 11	駿河湾地震	6. 5	—	御前崎 36cm	1	319
2011. 3. 11	東北地方太平洋沖地震	9. 0	—	福島県相馬 9. 3m以上	21, 839	6, 218
2011. 3. 12	長野県北部地震	6. 7	—	—	3	57
2011. 4. 7	宮城県沖地震	7. 2	—	—	4	296
2011. 4. 11	福島県浜通り	7. 0	—	—	4	10
2011. 6. 30	長野県中部	5. 4	—	—	1	17
2012. 3. 14	千葉県東方沖	6. 1	—	—	1	1
2012. 12. 7	三陸沖	7. 3	—	石巻市鮎川 98cm	1	15
2013. 2. 2	十勝地方南部	6. 5	—	—	0	14
2013. 4. 13	淡路島付近	6. 3	—	—	0	35
2013. 4. 17	三宅島近海	6. 2	—	—	0	1
2013. 4. 17	宮城県沖	5. 9	—	—	0	2
2013. 8. 4	宮城県沖	6. 0	—	—	0	4
2013. 9. 20	福島県浜通り	5. 9	—	—	0	2
2013. 10. 26	福島県沖	7. 1	—	石巻市鮎川 36cm	0	1
2014. 3. 14	伊予灘	6. 2	—	—	0	21
2014. 5. 5	伊豆大島近海	6. 0	—	—	0	15
2014. 7. 5	岩手県沖	5. 9	—	—	0	1
2014. 7. 8	胆振地方中東部	5. 6	—	—	0	3
2014. 7. 12	福島県沖	7. 0	—	石巻市鮎川 17cm	0	1
2014. 9. 16	茨城県南部	5. 6	—	—	0	10
2014. 11. 22	長野県北部	6. 7	—	—	0	46
2015. 5. 25	埼玉県北部	5. 5	—	—	0	3
2015. 5. 30	小笠原諸島西方沖	8. 1	—	—	0	8
2015. 7. 10	岩手県内陸北部	5. 7	—	—	0	2
2015. 7. 13	大分県南部	5. 7	—	—	0	3
2015. 9. 12	東京湾	5. 2	—	—	0	11
2016. 1. 14	浦河沖	6. 7	—	—	0	2
2016. 4. 14	熊本県熊本地方 「平成 28 年(2016 年) 熊本地震」	7. 3 ※1	—	—	273※2	2809
2016. 5. 16	茨城県南部	5. 5	—	—	0	1
2016. 6. 16	内浦湾	5. 3	—	—	0	1
2016. 10. 21	島根県中部	6. 6	—	—	0	32
2016. 11. 22	福島県沖	7. 4	—	仙台港 144cm	0	21
2016. 12. 28	茨城県北部	6. 3	—	—	0	2
2017. 6. 25	長野県南部	5. 6	—	—	0	2

2017. 7. 1	胆振地方中東部	5. 1	-		0	1
2017. 7. 11	鹿児島沖	5. 3	-		0	1
2017. 10. 6	福島県沖	5. 9	-		0	1
2018. 4. 9	島根県西部	6. 1	—		0	9
2018. 6. 18	大阪府北部	6. 1	—		6	462
2018. 9. 6	胆振地方中東部 「平成30年北海道胆振東部地震」	6. 7	—		43	782
2019. 1. 3	熊本県熊本地方	5. 1	—		0	4
2019. 2. 21	胆振地方中東部	5. 8	—		0	6
2019. 5. 10	日向灘	6. 3	—		0	2
2019. 5. 25	千葉県北東部	5. 1	—		0	1
2019. 6. 18	山形県沖	6. 7		鶴岡市鼠ヶ関 11cm	0	41
2019. 8. 4	福島県沖	6. 4	—		0	1
2020. 3. 13	石川県能登地方	5. 5	—		0	2
2020. 6. 25	千葉県東方沖	6. 1	—		0	2
2020. 9. 4	福井県嶺北	5. 0	—		0	13
2020. 12. 21	青森県東方沖	6. 5	—		0	1
2021. 2. 13	福島県沖	7. 3	—	相馬市 22 cm	1	187
2021. 3. 20	宮城県沖	6. 9	—		0	11
2021. 5. 1	宮城県沖	6. 8	—		0	4
2021. 10. 6	岩手県沖	5. 9	—		0	3
2021. 10. 7	千葉県北西部	5. 9	—		0	49
2021. 12. 3	紀伊水道	5. 4	—		0	5
2022. 1. 22	日向灘	6. 6	—		0	13
2022. 3. 16	福島県沖	7. 4	—	相馬市 20 cm	4	247
2022. 6. 19	石川県能登地方	5. 4	—		0	7
2023. 5. 5	能登半島沖	6. 5	—		1.	52
2023. 5. 11	千葉県南部	5. 2	—		0	8
2024. 1. 1	石川県能登地方	7. 6	1分	80 cm	592	1395
2024. 3. 15	福島県沖	5. 8	—		0	4
2024. 4. 2	岩手県沿岸北部	6. 0	—		0	2
2024. 4. 17	豊後水道	6. 6	—		0	14
2024. 8. 8	日向灘	7. 1	—	51 cm	0	14
2024. 8. 9	神奈川県西部	5. 3	—		0	3
2025. 1. 13	日向灘	6. 6		23 cm	0	4

※1 2016.4.14からの熊本県熊本地方における最大規模の地震（4月16日1時25分）を記載している。

※2 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したと認められた死者及び6月19日から25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者を含む。

火山の爆発の記録 (被害の生じたもの)

発 生 年 月 日	火山名	規模	被 害 概 要
2011. 1.25(平成 23 年)	新燃岳	—	降灰による農作物の被害 (都城市避難準備情報発令あり)

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線を通じて住民に伝達される。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、**震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず**、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

とるべき行動の具体例

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 〈注意〉 ・あわてて外へ飛び出さない ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 〈注意〉 ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左に停止させる。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
地震速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を即報。
震源に関	震度 3 以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動が

する情報	(津波警報または津波注意報を公表した場合は発表しない)	あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を公表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)を公表時 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地域名と市町村名を公表。</p> <p>震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を公表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することもある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても発表。※1</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半から2時間程度で発表</p>
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・宮崎県に津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く) ・宮崎県内において震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・宮崎県に津波警報等発表時 ・宮崎県内において震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、三月の宮崎県及び九州・山口地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口地方の地震活動の状況などを取りまとめた資料。

4 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観

測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

- (1) 南海トラフに関連する情報
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
(第3編第5章第4節1参照)

第2節 想定地震と想定被害

本県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国では、2011年東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9クラス）の想定を行った。

そこで、本町では、県計画に合わせ、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の町の対策の基礎とする。

1 日向灘地震の特徴と被害想定概要

(1) 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.6前後
10年以内の発生確率	5%程度	30～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80～90%

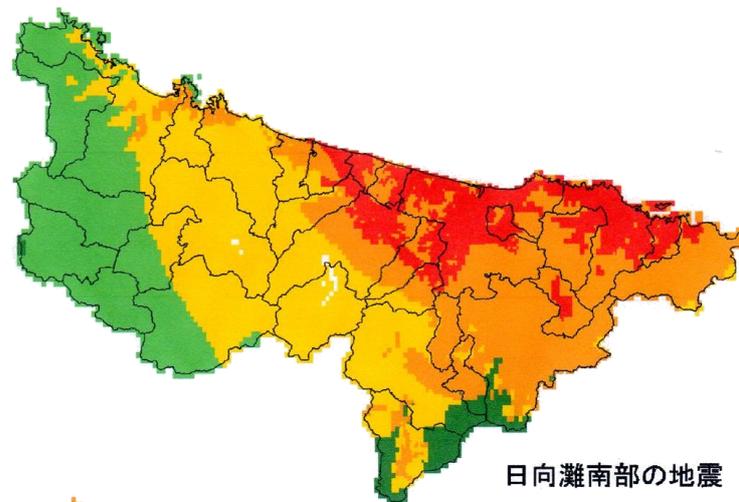
資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（2021年）

(2) 被害の想定

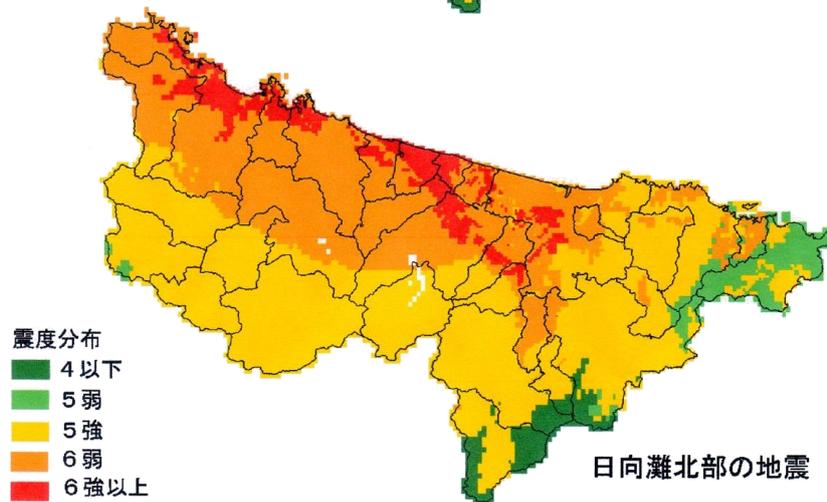
日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6として想定する。

また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用している。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。



日向灘南部の地震



日向灘北部の地震

震度分布図

	日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度	震度 6 強	震度 6 強
津波の高さ	約 6m	約 6m
建物被害 (全壊棟数)	約 13,000 棟	約 16,000 棟
人的被害 (死者数)	約 1,700 人	約 990 人

資料：宮崎県「令和2年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による

日向灘地震により発生した津波による被害が最も懸念される。特に、日向灘北部地震が発生すると県北、県央を中心に死者が約 1,700 人、全壊する建物が約 13,000 棟に及ぶと想定される。

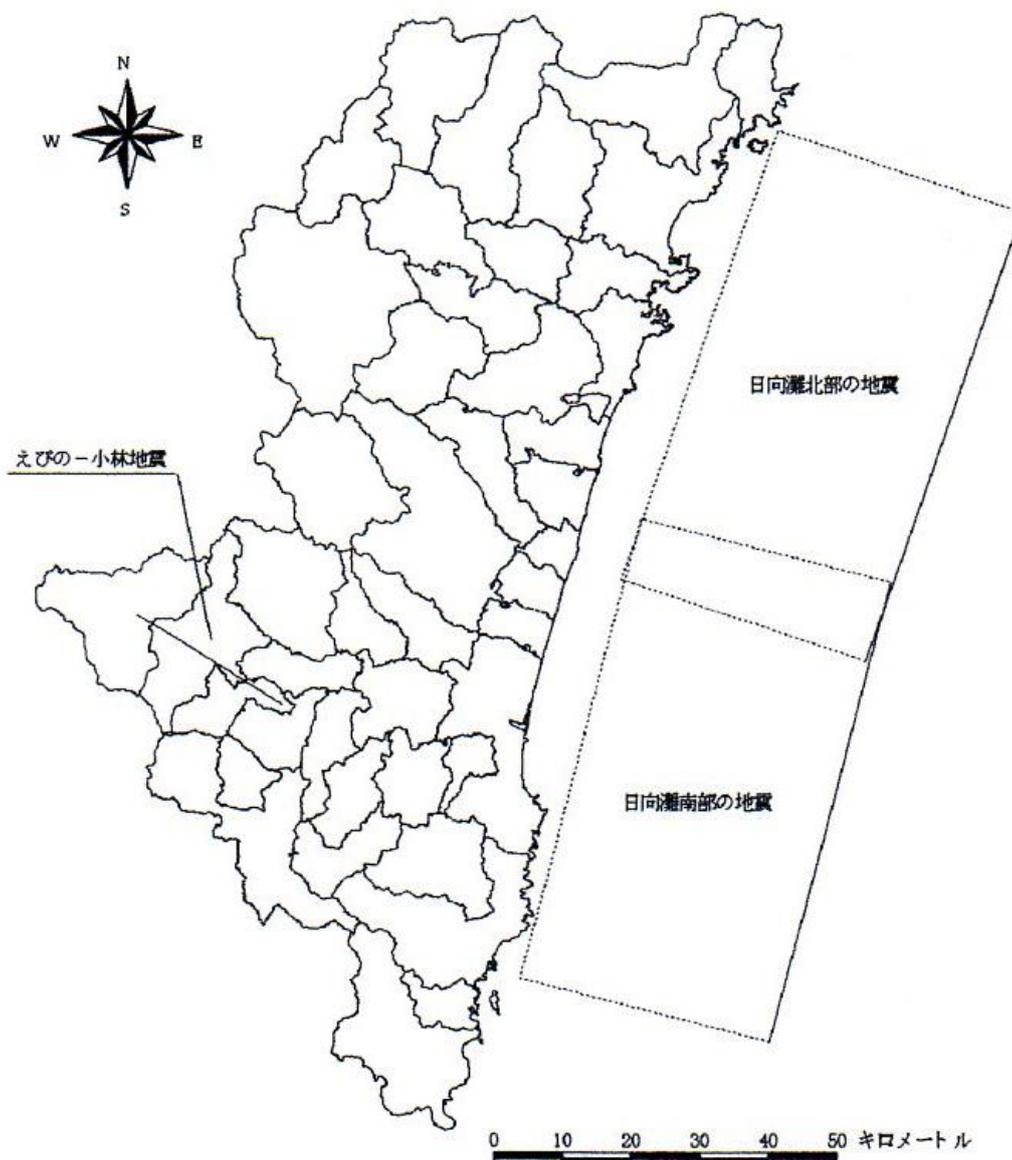
また、津波の高さは南海トラフ地震によるものより低くなるものの、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで 12 分）で到達するおそれがある。

2 えびの・小林地震の特徴と被害想定の概要

(1) 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

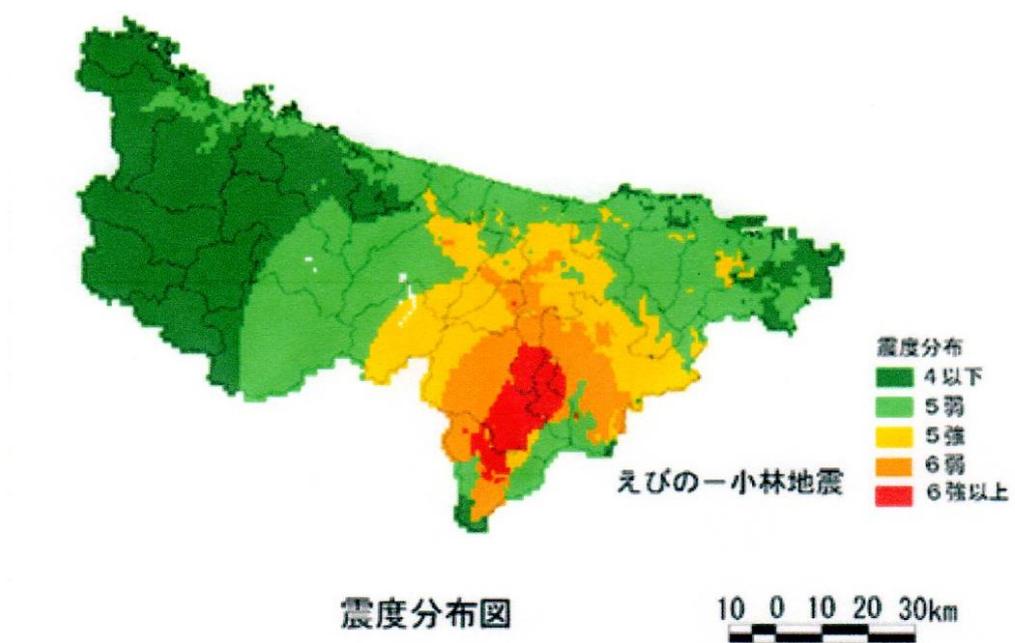
えびの・小林地震は、津波の心配はないが、強い揺れや山崩れ等の土砂災害により大きな被害が発生する可能性がある。



(2) 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



最大震度			震度6強
津波の高さ			—
人的被害	死者数	揺れによるもの	約110名
		津波によるもの	—
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約4,400棟
		津波によるもの	—

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

えびの・小林地震が発生すると、震源から近い西諸県、県央地区に被害が集中し、死者約110名、全壊する建物は約4,400棟に及ぶと想定される。

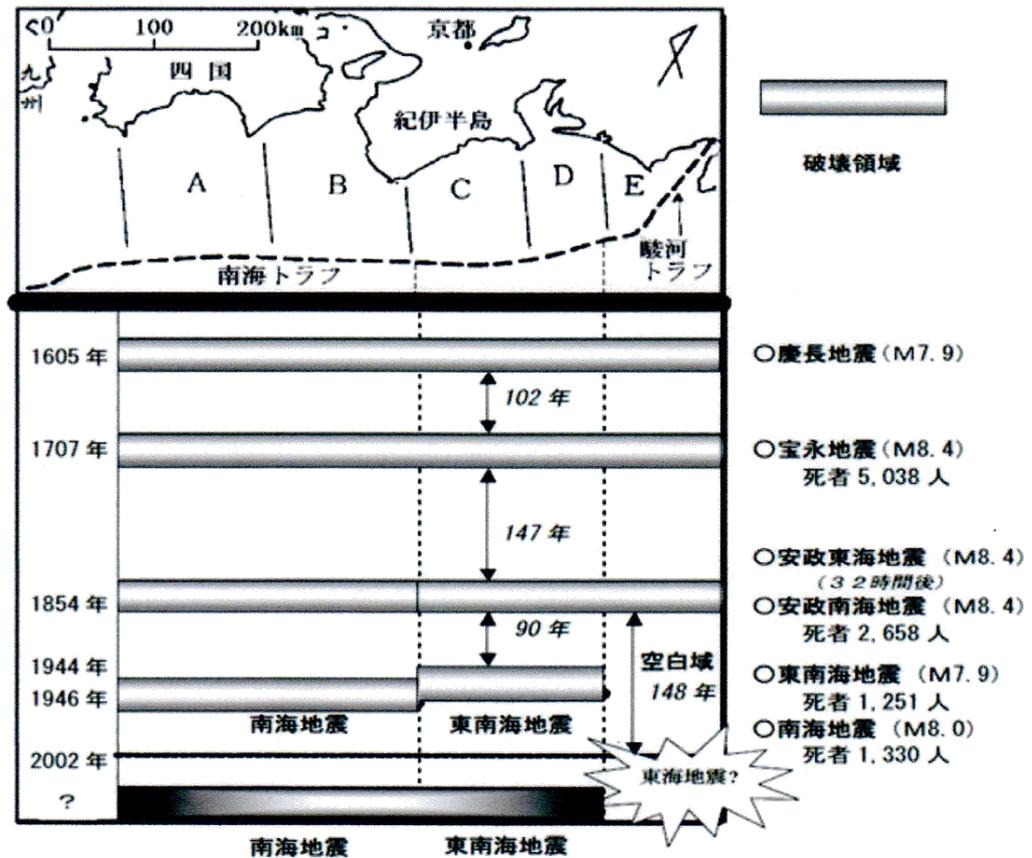
山間部では、強い揺れにより山崩れなどの土砂災害が多数発生する恐れがある。

3 東南海・南海地震の特徴と被害想定の概要

(1) 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去 100～150 年間隔で発生している。直近では昭和 19 年に東南海地震、昭和 21 年に南海地震が発生しており、マグニチュード 8 クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

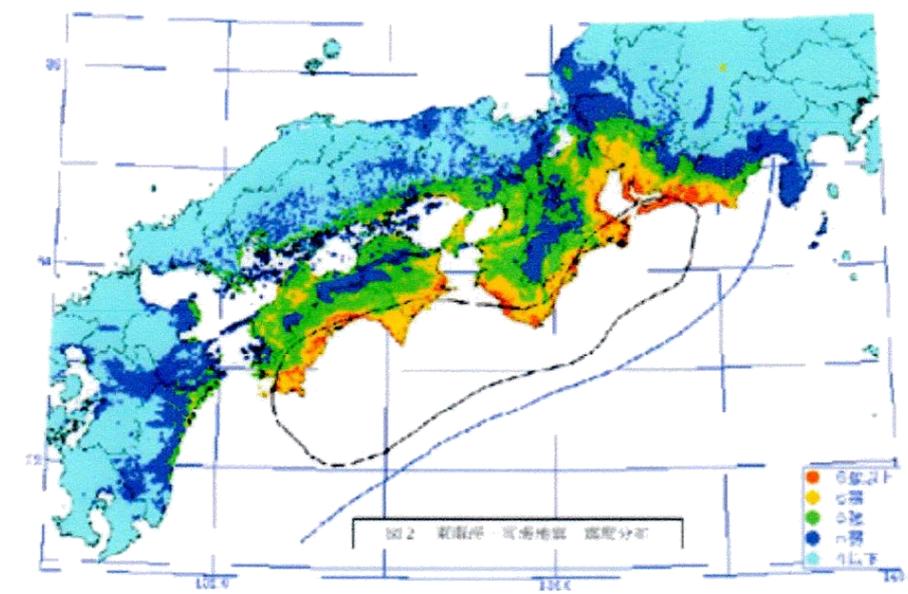


資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

(2) 被害想定の概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。



出典：中央防災会議「東南海・南海地震等に専門調査会」

最大震度		震度6弱	
津波の高さ		約6m	
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。
 ※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。

東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来する恐れがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

4 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

(1) 地震の特徴

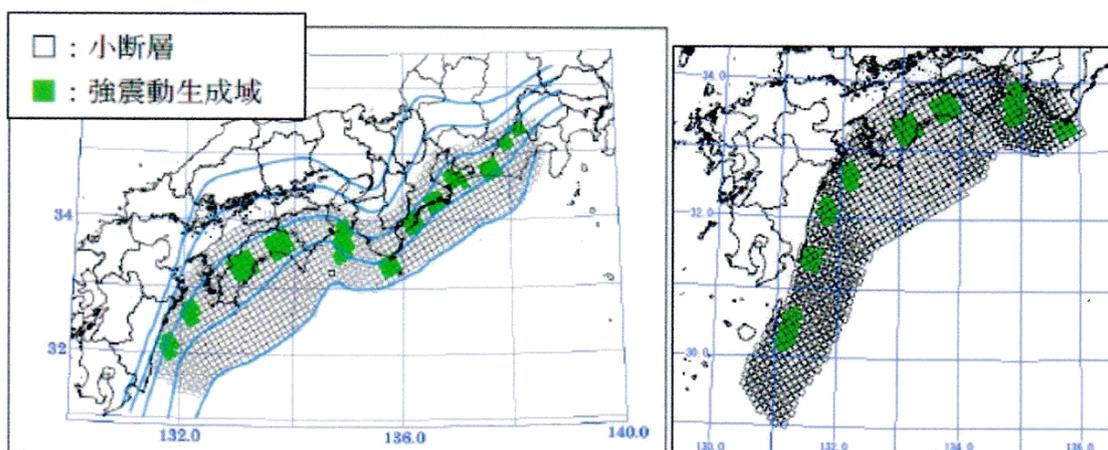
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

本県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った

ア 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。



強震断層モデル (左) 内閣府モデル (M9.0)

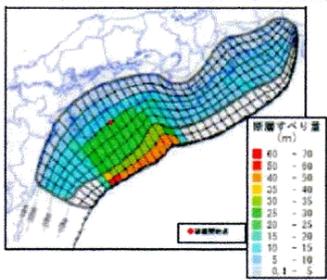
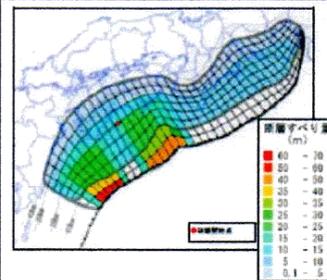
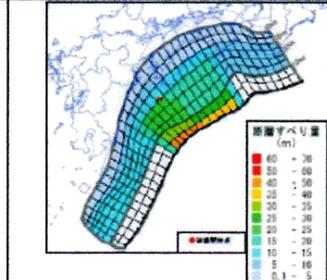
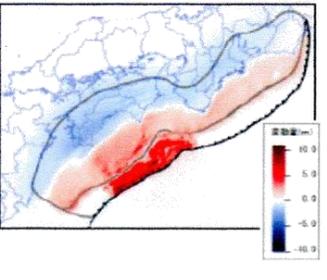
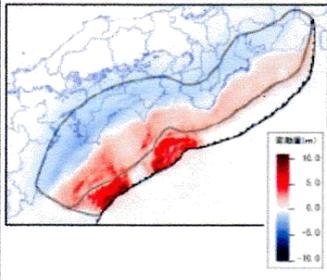
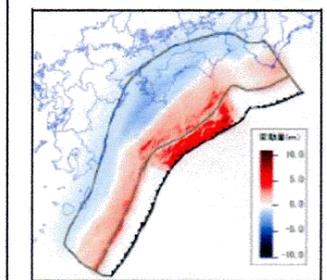
(右) 宮崎県独自モデル (M8.9)

※強震動生成域：強い地震を発生させるところ

イ 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

		南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）		
対象 津波	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表（H24.8.29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波	
	（ケース④）		（ケース⑪）	
マグニ チュード	Mw = 9.1		Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告） モデル （以下、内閣府モデル）		宮崎県独自モデル	
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

津波断層モデル

(2) 被害想定概要

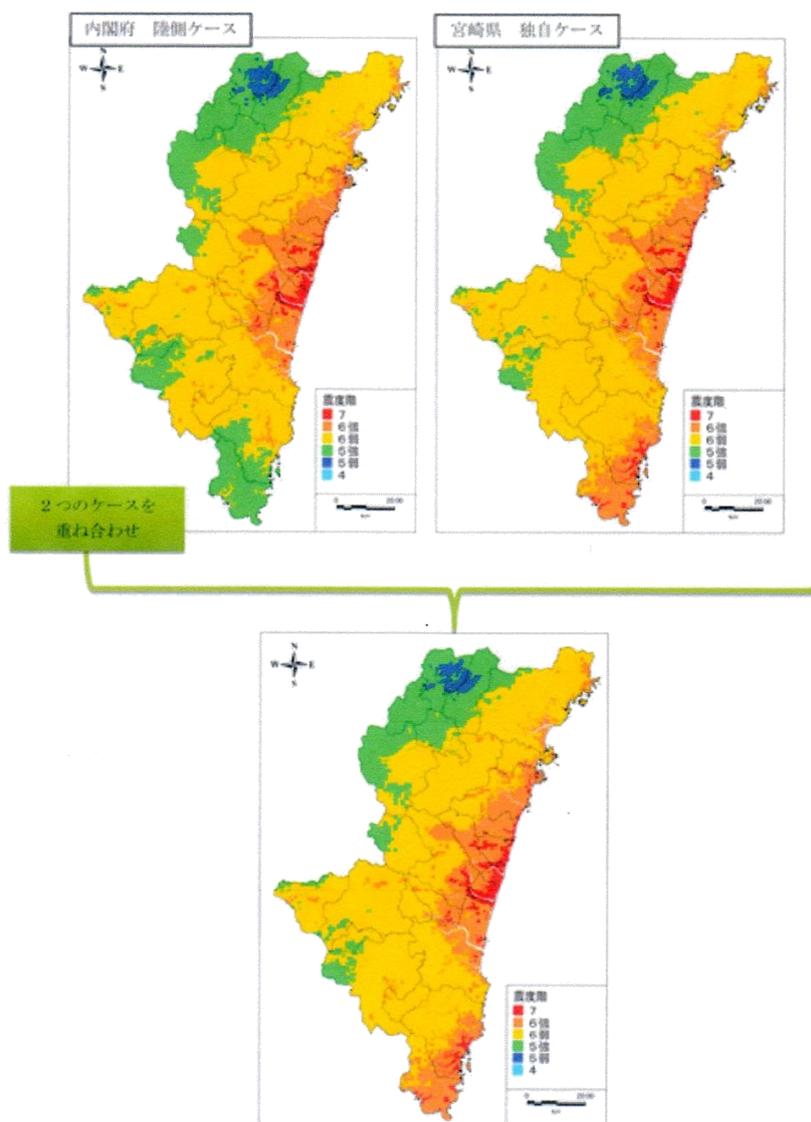
ア 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会「公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域(SMGA※)を新たに配置したモデルを想定した。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

予測される震度分布は、以下のとおり。



震度分布

本町における、最大震度想定は、以下のとおりである。

内閣府 陸側ケース	宮崎県 独自ケース	宮崎県（H25.9） 最大値	内閣府（H24.8） 最大値（参考）
震度7	震度7	震度7	震度6強

イ 被害想定について

県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース①）を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度	最大津波高
震度7	17m

（被害想定）

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害（全壊被害）	約83,000棟	約80,000棟	約78,000棟
人的被害（死者数）	約42,000人	約15,000人	約14,000人

・ライフライン被害

表―想定ケース①によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1か月後	対象数
上水道(断水人口)	約103万人	約68万人	約24万人	約107万人
下水道(支障人口)	約67万人	約35万人	約32万人	約71万人
電力(停電件数)	約58万件	約5.9万件		約64万件
通信(固定電話不通回線数)	約31万回線	約4.7万回線	約2.3万回線	約34万回線
都市ガス(供給停止戸数)	約3.4万戸	約2.2万戸	—	約8.1万戸

注)一:わずか

表―想定ケース②によるライフライン被害結果

項目	直後	1週間後	1か月後	対象数
上水道(断水人口)	約103万人	約69万人	約23万人	約107万人
下水道(支障人口)	約67万人	約25万人	約21万人	約71万人
電力(停電件数)	約59万件	約4.7万件		約64万件
通信(固定電話不通回線数)	約31万回線	約3.8万回線	約1.8万回線	約34万回線
都市ガス(供給停止戸数)	約3.9万戸	約2.6万戸	—	約8.1万戸

注)一:わずか

・交通施設被害

表―想定ケース①による交通施設被害結果

項目	被害	対象数
① 道路施設	約1,500箇所	約15,000km
② 鉄道施設	約660箇所	約320km
③ 港湾施設	岸壁	約33箇所 62箇所
	その他係留施設	約110箇所 226箇所
④ 漁港施設	岸壁	約38箇所 71箇所
	その他係留施設	約107箇所 214箇所

表―想定ケース②による交通施設被害結果

項目	被害	対象数
⑤ 道路施設	約1,500箇所	約15,000km
⑥ 鉄道施設	約720箇所	約320km
⑦ 港湾施設	岸壁	約44箇所 62箇所
	その他係留施設	約173箇所 226箇所
⑧ 漁港施設	岸壁	約53箇所 71箇所
	その他係留施設	約164箇所 214箇所

・その他の被害

表一 想定ケース①によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1か月後	対象数
① 避難所	約31万人	約37万人	約36万人	約110万人
② 避難所の要配慮者	約4.3万人	約5.2万人	約2.4万人	約28万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③ 災害廃棄物等	約1,200万トン	約330万トン	約1,500万トン	
項目	可能性のある集落		対象数	
④ 孤立集落	71箇所		577箇所	

表一 想定ケース②によるその他の被害結果

項目	1日後	1週間後	1か月後	対象数
① 避難所	約30万人	約37万人	約36万人	約110万人
② 避難所の要配慮者	約4.3万人	約5.1万人	約2.4万人	約28万人
項目	災害廃棄物	津波堆積物	合計	
③ 災害廃棄物等	約1,100万トン	約360万トン	約1,500万トン	
項目	可能性のある集落		対象数	
④ 孤立集落	91箇所		577箇所	

・経済被害

表一 想定ケース①による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約5.0兆円
生産・サービス低下による影響	約0.9兆円
交通寸断による影響	約0.9兆円

表一 想定ケース②による経済被害結果

項目	被害
資産などの被害額	約4.9兆円
生産・サービス低下による影響	約0.8兆円
交通寸断による影響	約0.9兆円

ウ 本町における被害想定について

ここでは、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」平成25年10月を基に、本町における被害想定を以下にまとめる。

①建物被害：全半壊棟数

	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
ケース① 冬18時	約30	約260	約150	約980	約10	約10	約10	約190	約 1,300
ケース② 冬18時	約30	約260	約120	約910	約10	約10	約10	約170	約 1,200

②人的被害その1：死傷者数 冬深夜 現状の津波避難ビル有

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀		合計	
	死者 (人)	家具 (人)	負傷者 (人)	家具 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
ケース①	約10	-	約150	約10	-	-	-	-	-	-	約10	約150
ケース②	約10	-	約140	約10	-	-	-	-	-	-	約10	約140

※「-」：わずか

③人的被害その2：要救助者数（自力脱出困難者数）

	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数 (人)
(ケース① 冬深夜)	約40
(ケース① 夏12時)	約20
(ケース① 冬18時)	約30
(ケース② 冬深夜)	約30
(ケース② 夏12時)	約20
(ケース② 冬18時)	約20

④ライフライン被害

津波被害に特化せず、地震災害による被害想定結果を以下にまとめる。

・上水道

	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
想定ケース①	約25,000	約24,000	96%	約19,000	77%	約11,000	44%	約1,700	7%
想定ケース②	約25,000	約24,000	95%	約19,000	73%	約10,000	40%	約1,500	6%

・下水道

	処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)	支障人口 (人)	機能支障率 (%)
想定ケース①	約12,000	約11,000	89%	約4,600	38%	約90	1%	-	0%
想定ケース②	約12,000	約10,000	88%	約4,400	37%	約80	1%	-	0%

・電力

	電灯軒数 (棟)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)	停電棟数 (棟)	停電率 (%)
想定ケース①	約13,000	約11,000	89%	約4,800	38%	約560	4%	約40	0%
想定ケース②	約13,000	約11,000	88%	約4,600	36%	約530	4%	約40	0%

・通信 固定電話

	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		普通回 線数 (回線)	不通 回線率 (%)	普通回 線数 (回線)	不通 回線率 (%)	普通回 線数 (回線)	不通 回線率 (%)	普通回 線数 (回線)	不通 回線率 (%)
想定 ケース ①	約 6,400	約 5,700	89%	約 2,400	38%	約20	0%	-	0%
想定 ケース ②	約 6,400	約 5,600	88%	約 2,300	36%	約20	0%	-	0%

※「-」：わずか

・通信 携帯電話

	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週後	
	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク	停派基 地局率 (%)	不通 ランク
想定 ケース ①	13%	A	49%	C	17%	-	13%	-
想定 ケース ②	13%	A	49%	A	17%	-	13%	-

※「-」：わずか

※携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい

⑤交通施設被害

・道路

	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計 (箇所)
想定ケース①		約20	約20
想定ケース②		約20	約20

※「-」：わずか

・鉄道（日豊本線：餅原駅、三股駅）

	津波浸水域被害 (箇所)	津波浸水域外被害 (箇所)	計 (箇所)
想定ケース①	約100	約270	約370
想定ケース②	約90	約280	約370

⑥生活への影響

・被災者

	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者 (人)	避難者		避難者 (人)	避難者		避難者 (人)	避難者	
		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
想定 ケース①	約 880	約 5,300	約 350	約 3,600	約 1,800	約 1,800	約 2,400	約 710	約 1,700
想定 ケース②	約 790	約 480	約 320	約 3,400	約 1,700	約 1,700	約 2,200	約 650	約 1,500

・帰宅困難者

	就業者・通学者数 (人)	帰宅困難者 (人)
想定ケース①	約8,900	約940
想定ケース②	約8,900	約940

⑦要配慮者

	被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
	避難者 (人)	避難所	避難所 外	避難者 (人)	避難 所	避難所 外	避難者 (人)	避難 所	避難所 外
想定 ケース ①	約210	約130	約80	約860	約430	約430	約570	約170	約400
想定 ケース ②	約190	約110	約80	約790	約400	約400	約520	約160	約360

⑧孤立集落（孤立可能性のある集落）

	総数 (箇所)	農業集落 (箇所)	漁業集落 (箇所)	計 (箇所)
想定ケース①	6	0	0	0
想定ケース②	6	0	0	0

第2章 地震災害の予防

地震に強いまちづくり

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる等、地震に強いまちづくりを推進する。

③<2.予防> 第1節 地域防災構造の強化

第1節 地域防災構造の強化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、特に人口の集中した地域の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災都市づくり計画を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していく。

1 防災都市づくり計画の策定（全課）

地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、以下の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定するものとする。

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題
- (3) 防災都市づくりの基本方針
- (4) 防災都市づくりの具体的施策

上記方針に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

特に建築物の不燃化、耐震化の促進を図るとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の各種防災施策と連携し効果的な整備を促進する。

2 防災空間の確保（総務課、都市整備課）

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- (1) 緑地保全地区の指定

地域における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形

態を有する緑地等については、都市緑地保全法に基づき緑地保全地区を指定し、保全に努める。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、地域の不燃化構造の推進等を図る。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備

防災拠点や避難地となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能一層の充実を図る。

(5) 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な地域においては火災発生危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

3 地域の再開発等の推進（総務課、都市整備課、農業振興課）

(1) 市街地開発事業

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図る。

イ 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図る。

ウ 密集住宅市街地整備促進事業の推進

防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図る。

(2) 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して事業推進を図る。

4 指定緊急避難場所、避難路の確保等（総務課、都市整備課）

(1) 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備を図る。

(2) 指定緊急避難場所の指定

延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って指定緊急避難場所の指定を行う。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること

(イ) 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

指定緊急避難場所

番号	名 称	番号	名 称
1	旭ヶ丘運動公園	1 2	三股中学校
2	上米公園	1 3	三股小学校
3	ふれあい中央広場	1 4	勝岡小学校
4	エコフィールド	1 5	梶山小学校
5	墓苑高才原	1 6	長田小学校
6	椎八重公園	1 7	宮村小学校
7	植木公園	1 8	三股西小学校
8	早馬公園	1 9	殿岡農村広場
9	一町田公園	2 0	蓼池公園
1 0	ひえだ公園	2 1	仮屋農村広場
1 1	新馬場公園		

(※ 指定避難所は、第 2 編第 12 節第 1 項 参照)

(3) 広域避難場所の整備

密集市街地等においては、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、次の設置基準に従って広域避難場所の整備を行う。

ア 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とす

る。

有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難場所は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

ウ 広域避難場所は、大規模なガケ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は、町丁目単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

(4) 避難路の整備

地域の状況に応じ原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

・避難路は概ね15m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(5) 避難路の確保

町職員のほか、避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

第2節 建築物の安全化

県の地震災害の被害想定においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じるという想定である。これを軽減するためには、建築物の耐震化、不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していく。

1 建築物の耐震性の強化（都市整備課）

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会の開催を進める。これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ 住宅地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難地等に重点を置く。

ウ ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣等を奨励する。

エ ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(3) 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め対策等についても必要な助言を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2 建築物の液状化対策（都市整備課）

県の地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害も想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）

本章第3節「地盤災害防止対策の推進」中「5 液状化対策の推進」を参照のこと。

(2) 液状化現象の発生を前提として構造的な対策

ア 木造建築物

(ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法

(イ) アンカーボルトの適正施工

(ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる。

(エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける。

(オ) 屋根等の重量を軽くする。

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

(ア) 支持杭基礎工法

(イ) 地階を設ける方法

(ウ) 面的に広がりのある建築計画とする。

(エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。

ウ コンクリートブロック塀

(ア) 法令等の技術基準を正しく履行する。

(イ) 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする。

3 建築物の不燃化の促進（都市整備課）

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、当該地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

(2) 町が管理する施設及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町が管理する施設及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

(3) 不特定多数のものが利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

町は、不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所

有者に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるとともに、特定建築物の耐震診断及び耐震改修についても必要な指導及び助言を行う。

4 重要施設等の耐震性強化（都市整備課）

(1) 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【町、防災上重要な施設の管理者】

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

【町及び民間建築物の所有者等】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

【町及び民間建築物の所有者等】

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県との連携のもと、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

5 建築物耐震改修促進計画等の整備と推進（都市整備課）

建築物の耐震性の強化・安全化を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等の指針に基づき、本町でも「三股町建築物耐震改修促進計画」を策定し、加えて当促進計画の実効性を高めるため、「三股町建築物耐震改修促進にかかる助成制度」を新設し、建築物の耐震性・安全性を推進する。

第3節 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。地形、地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受けやすい本町では、災害危険度の高い場所についての的確な予防対策を実施して、住民の生命・財産の保全に努める。

1 地盤情報の把握と周知（都市整備課）

(1) 地盤情報のデータベース化

町域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 土砂災害警戒区域等の調査・周知

町は、土砂災害警戒区域等について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を県と協力して実施し、これらの土砂災害警戒区域等について町地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努める。

2 土地利用の適正誘導（総務課）

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの警戒区域等の周知を基に、災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

3 土砂災害防止対策の推進（都市整備課）

(1) 土砂災害警戒区域等における対策工事の推進

土砂災害警戒区域等の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

(2) 警戒体制の確立

的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備につとめる。

4 造成地災害防止対策の推進（都市整備課）

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

イ 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

エ 液状化対策

宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

5 液状化対策の推進（都市整備課）

(1) 液状化現象の調査研究

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していく。

(2) 地盤改良工法等の普及

液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。災害予防対策としてこれらの工法の普及に努める。

それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア 地盤改良工法

(ア) 粒径にばらつきのある土地砂と入れ替える置替工法

(イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂利杭を形成し地盤を締め固める工法

(ウ) 押さえ盛土による盛土工法

(エ) 地盤凝固剤を注入する固化工法

(オ) 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させるグラベルドレーン工法等

イ 構造物で対処する工法（道路施設、河川施設等）

(ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

(イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す工法等

第4節 河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

県の被害想定調査においては、河川・ため池等施設の堤防決壊による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

1 河川施設・ため池・ダムの整備と管理（都市整備課、農業振興課）

(1) 河川施設

ア 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋梁・排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制の整備
災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

(2) ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震対策を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成も進めていくものとする。

(3) ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令などに準拠しており、また、兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においてもダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されており、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。ダム管理の観点から、主要なダムについて地震家を設置し、情報集の迅速化と正確性を進め、的確なダム管理に努める。

なお、地震発生後のダムの臨時点検及び情報伝達については、「地震後のダム臨時点検要領」に基づいて、迅速かつ的確に実施されるよう徹底を図る。

参考

宮崎県水防計画 第9章水防活動 第6節 監視及び警戒及び三股町水防計画（案）
第9章 水防活動 第5節 監視及び警戒活動・・・規定に準じて水防活動を実施する。

2 治山・砂防施設の整備と管理（都市整備課、農業振興課）

（1）治山施設

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定の規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

（2）砂防施設

ア 砂防設備の整備

（ア）緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

（イ）砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

（ア）緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努め、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進める。

（イ）地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

（ア）危険箇所が多い河川から、重点的な施設整備を促進する。

（イ）急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の監視を強化するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

[県]

国庫補助制度を最大限に活用し、計画的に点検・整備が実施できるよう支援を行うものとする。

第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

震災時における道路等交通関係施設の整備と管理については、風水害対策編第2章第2節に準ずる。ただし、道路及び橋梁等については、耐震性の向上に努める。

第6節 ライフライン施設の機能確保

震災時におけるライフライン施設の機能確保については、風水害対策編第2章第3節に準ずる。ただし、基幹的水道施設等については、特に耐震性確保に努める。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第7節 危険物等施設の安全確保

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害マニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化（総務課）

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づき規則の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行により、防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(3) 町内の危険物貯蔵施設

町内の危険物貯蔵施設等については 資料 20 に記載

[危険物施設の管理者等]

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるものとする。

町内の危険物施設

ア 危険物施設

番号	区 分	数	計	備 考
1	屋内貯蔵所	2	34	町内の危険物の 許可施設数
2	屋外タンク貯蔵所	0		
3	屋内タンク貯蔵所	0		
4	地下タンク貯蔵所	6		
5	移動タンク貯蔵所	3		
6	屋外貯蔵所	0		
7	一般取扱所	5		
8	給油取扱所(一般8、セルフ1、自家用9)	18		

イ 給油取扱所

番号	施設名	給油取扱所名称	製造所等の別	その他危険物施設		
1	給油取 扱所 8	田尻石油店	給油取扱所			
2		野口石油店	給油取扱所			
3		山元石油店(宮村)	給油取扱所			
4		山元石油店(東原)	給油取扱所	一般取扱所	移動タンク	地下タンク
5		東亜石油(東亜プラスチック)	給油取扱所			
6		MR石油三股店	給油取扱所			
7		JAみやざき三股給油所	給油取扱所			
8		DrDriveセルフ三股西店	給油取扱所			

ウ 高圧ガス(液化石油ガス：LPG)充填所

施設名	施設名	品名	備考
ガス充填所(NXエネルギー九州)	1	プロパンガス	ただし、販売所除く

第8節 防災基盤・施設等の緊急整備

県の地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

1 緊急防災基盤整備事業の推進（総務課）

- (1) 大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう、緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化及び防災基盤の整備などを推進する。

ア 公共施設等の耐震改修

(ア) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設

(イ) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋、信号等の交通安全施設等を含む）等

(ウ) 災害時に災害対策の拠点となる防災施設、公共施設、公用施設（庁舎を含む）

イ 今後、地域防災計画に基づき重点的に推進すべき防災基盤整備

(ア) 災害危険箇所等の整備

(イ) 避難経路等（表示板・案内板等を含む）の整備

(ウ) 広報施設（防災行政無線を含む）の整備

(エ) 防災資機材の整備防災対策の拠点となる施設

(オ) 耐震性防火水槽の計画的整備

第9節 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであり、災害要因も一層多様化しているため、本町においても科学的な調査研究結果を元に総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところであるが、本町としてもこれらの最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した研究を検討する必要がある。

1 県内の活断層等の調査（都市整備課）

国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

2 震災対策に関する調査研究（総務課、都市整備課）

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 地盤の液状化に関する調査研究
- (4) 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- (5) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (6) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (7) 避難に関する調査研究
- (8) 防災情報システムに関する調査研究
- (9) 地震時における交通確保に関する研究
- (10) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (11) 広域応援・受援に関する研究

[県]

1 災害予測システムの構築

地震被害想定をコンピュータシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる地震後の早期地震被害予測への活用を図る。

2 地震観測施設等の整備

地震発生時に被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内各市町村に計測震度計を配置し、県庁内の震度情報処理装置及び消防庁を結んだ震度情報ネットワークシステム（注）を整備している。

今後は、震災時の早期被害予測システム等の構築を目指し、防災対策のより一層の推進を図る。

【注】情報ネットワーク(伝達系統)は、第2編第1節「災害発生直前の対応」=1警報等の伝達を参照する。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

震災に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

③< 2. 予防> 第10節 情報の収集・連絡体制の整備

第10節 情報の収集・連絡体制の整備

震災時における情報の収集・連絡体制の整備については、風水害等対策編第2章第6節に準ずる。また、総合防災情報ネットワークは通信経路が多重化され、災害に強いネットワークになっているが、これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要なことから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステムを整備しており、今後は震災時においてもその機能が十分発揮できるように、耐震性の強化に努める。

第11節 活動体制の整備

震災時における活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。
ただし、地震災害については以下の広域応援体制等の整備充実に努める。

1 市町村間の相互協力体制の整備

「宮崎県市町村相互応援協定」、「宮崎県消防相互応援協定覚書」及び「宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定」に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。また、「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」において、災害発生時における相互協力体制を構築し、各種施策に関する取り組みを一丸となって推進する。

さらに町は県と協力して、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

2 県、町と自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

3 その他防災関係機関との連携性の整備

町は、その他防災関係機関に対し、防災対策活動を円滑に行うための各種施設の整備はもとより、各機関の連携をもって行動するための共通地図の作成や防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面に渡る相互連携に努めるものとする。

③< 2. 予防> 第12節 救急・救助及び消火体制の整備

第12節 救急・救助及び消火活動体制の整備

震災時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

③< 2. 予防> 第13節 医療救護体制の整備

第13節 医療救護体制の整備

震災時における医療救護体制については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。
なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

③< 2. 予防> 第14節 緊急輸送体制の整備

第14節 緊急輸送体制の整備

震災時における緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第10節に準ずる。
なお、町及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。

③< 2. 予防> 第15節 避難収容体制の整備

第15節 避難収容体制の整備

震災時における避難収容体制の整備については、風水害等対策編第2章第11節に準ずる。
ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震性及び耐火性に留意した施設の指定に努める。

③< 2. 予防> 第16節 備蓄に対する基本的な考え方

第16節 備蓄に対する基本的な考え方

震災時における備蓄に対する基本的な考え方については、風水害等対策編第2章第13節に準ずる。

なお、備蓄倉庫の耐震性強化に努める。

③< 2. 予防> 第 1 7 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達供給体制の整備

第 1 7 節 食糧・飲料水及び生活必需品等の 調達、供給体制の整備

震災時における食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備については、風水害等対策編第 2 章第 14 節に準ずる。

③< 2. 予防> 第 1 8 節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第 1 8 節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

震災時における被災者等への的確な情報伝達体制の整備については、風水害等対策編第 2 章第 15 節に準ずる。

③< 2. 予防> 第 1 9 節 要配慮者等安全確保体制の整備

第 1 9 節 要配慮者等安全確保体制の整備

震災時における要配慮者等安全確保体制の整備については、風水害等対策編第 2 章第 16 節に準ずる。

第20節 二次災害防止体制の整備

県の地震被害想定調査によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

1 土砂災害防止体制の整備（総務課、都市整備課、農業振興課）

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべりおよび溪流における土石流の発生などの危険性が特に指摘されている。二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

[県]

- 1 土砂災害警戒区域等の把握
- 2 深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）の把握
- 3 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

2 建築物災害防止体制の整備（都市整備課）

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受け入れ体制等の震前判定計画を作成するものとする。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3 危険物等災害防止体制の整備（総務課）

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導

[危険物取扱事業所]

- 1 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

- 2 危険物施設の耐震性の向上
- 3 防災応急対策用資機材等の整備
- 4 自衛消防組織の強化促進
- 5 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[県]

- 1 危険物災害防止体制の整備
 - (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
 - (2) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

第 2 1 節 防災訓練の実施

震災時における防災訓練の実施については、風水害等対策編第 2 章第 17 節に準ずる。

第 2 2 節 災害復旧・復興への備え

震災時における災害復旧・復興への備えについては、風水害等対策編第 2 章第 18 節に準ずる

住民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

③< 2. 予防> 第 2 3 節 防災知識の普及

第 2 3 節 防災知識の普及

震災時における防災知識の普及については、風水害等対策編第 2 章第 19 節に準ずる。

③< 2. 予防> 第 2 4 節 自主防災組織等の育成強化

第 2 4 節 自主防災組織等の育成強化

震災時における自主防災組織等の育成強化については、風水害等対策編第 2 章第 20 節に準ずる。なお、ガケ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町及び警察に通報するとともに、二次災害に十分注意して救助活動に努める等留意を促す。

ただし、地震災害については以下の事項に努める。

1 地震防災に関する対策計画の策定

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定が行われた際は、その地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対し、対策計画の策定を促進する。

③< 2. 予防> 第 2 5 節 ボランティアの環境整備

第 2 5 節 ボランティアの環境整備

震災時におけるボランティアの環境整備については、風水害等対策編第 2 章第 21 節に準ずる。

第26節 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定については、風水害対策編第2章22節に準ずる。

第27節 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承については、風水害対策編2章23節に準ずる。

第 3 章 震災応急対策

③< 3. 応急 > 第 1 節 活動体制の確立

第 1 節 活動体制の確立

地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 災害対策本部（総務課）

町災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、風水害等対策編第 3 章第 2 節「活動体制の確立」に準ずる。

ただし、災害の規模及び被害の程度等に応じて配備体制を 3 段階に区分する。

動員基準表

配 備 区 分	第 1 配 備 (情報連絡体制) 情報連絡室	第 2 配 備 (警戒体制) 災害警戒室	第 3・4 配備 (通常・非常体制) 災害対策本部
動員の時期	1 震度 4 以上の地震が発生したとき。 2 近隣の県・市町に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。	1 震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 2 近隣の県・市町に震度 5 強以上の地震が発生したとき。	1 震度 5 強以上の地震が発生したとき。
動員の内容	1 防災関係課の少人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 2 第 2 配備体制に移行できる体制とする。	1 災害応急対策に係る課の所要人員で情報収集、情報活動及び応急措置を実施する。 2 状況によって、第 3 配備体制に直ちに切り替えできる体制とする。	1 災害応急対策の万全を期すため、職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点をおいて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。収集した被害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

1 地震情報等の収集・連絡（総務課）

- (1) 気象庁から発せられた地震情報を収集・伝達し、選択した上で最終的に住民に伝える。

地震情報の種類と内容は第3編第1章第1節3（2）参照

- (2) 地震情報の伝達

ア 役場内に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

イ 情報の受領に当たっては、関係課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

ウ 情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体等に周知徹底させる。

伝達系統については、風水害等対策編第3章第1節参照。

第3節 広域応援活動

震災時における広域応援活動については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 救助・救急及び消火活動

震災時における救助・救急及び消火活動については、風水害等対策編第3章第6節に準ずる。

ただし、余震等による二次災害には十分留意する。

第5節 医療救護活動

震災時における医療救護活動については、風水害等対策編第3章第7節に準ずる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

震災時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、風水害等対策編第3章第8節に準ずる。

第7節 避難収容活動

震災時における避難収容活動については、風水害等対策編第3章第9節に準ずる。

③<3. 応急> 第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

震災時における食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動については、風水害等対策編第3章第10節に準ずる。

③<3. 応急> 第9節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

第9節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

震災時における保健衛生、防疫、ごみ、がれき処理等に関する活動については、風水害等対策編第3章第11節に準ずる。

③<3. 応急> 第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

震災時における行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動については、風水害等対策編第3章第12節に準ずる。

③<3. 応急>第11節被災地避難先及びその周辺の秩序の維持物価の安定等に関する活動

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

震災時における被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動については、風水害等対策編第3章第13節に準ずる。

③< 3. 応急> 第 1 2 節 公共施設等の応急復旧活動

第 1 2 節 公共施設等の応急復旧活動

震災時における公共施設等の応急復旧活動については、風水害等対策編第 3 章第 14 節に準ずる。

③< 3. 応急> 第 1 3 節 ライフライン施設の応急復旧

第 1 3 節 ライフライン施設の応急復旧

震災時におけるライフライン施設の応急復旧については、風水害等対策編第 3 章第 15 節に準ずる。

③< 3. 応急> 第 1 4 節 被災者等への的確な情報伝達活動

第 1 4 節 被災者等への的確な情報伝達活動

震災時における被災者等への的確な情報伝達活動については、風水害等対策編第 3 章第 16 節に準ずる。

第15節 二次災害の防止活動

地震発生により河川やダム、ため池、斜面等に支障が生じ、出水等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、また、被災した建築物の倒壊や危険物等の災害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

1 水害、土砂災害対策（総務課、都市整備課、農業振興課）

(1) 水害防止対策

ア 地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は町長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

イ 町単独で実施困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。

(2) 土砂災害防止対策

ア 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、土砂災害の危険箇所について巡視等により状況把握に努める。

イ 応急措置

ガケ崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

(ア) 避難勧告

(イ) 立入り規制

(ウ) クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置

(エ) 観測機器の設置、観測

ウ 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

エ 情報の連絡・広報

土砂災害警戒区域等についての情報を関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

2 建築物等の倒壊対策（総務課、都市整備課）

(1) 建築物応急危険度判定

ア 判定士派遣要請・派遣

余震等による二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 応急危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、町が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 判定士の派遣計画や判定の後方支援を県に要請する。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」、に区分し、表示を行う。
- d 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- e 判定は、原則として「目視」により行う。
- f 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(2) 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立入り制限等の措置を行う。

3 爆発及び有害物質による二次災害防止対策（総務課）

(1) 危険物等流失対策

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(2) 石油類危険物施設の安全確保

町は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

[県]

1 県は、地震による洪水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、水防管理者又は市町村長から要請があり、又は災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 3 町から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施するものとする。

災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

[水防施設管理者]

- 1 応急措置

ダム、ため池、堤防、水門等の管理者は、地震（ダムは震度 4、その他の施設は震度 5 弱以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずるものとする。

- 2 情報の広報（水防警報）

建設省及び県は、ダム等が決壊し又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

[危険物等施設の管理者]

- 1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町、警察等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

- 2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

- 3 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

第16節 ボランティア等自発的支援の受入れ

震災時におけるボランティア等の自発的支援の受入れについては、風水害等対策編第3章第17節に準ずる。

第17節 災害救助法の適用

震災時における災害救助法の適用については、風水害等対策編第3章第18節に準ずる。

第18節 文教対策

震災時における文教対策については、風水害等対策編第3章第19節に準ずる。

第19節 農林水産関係対策

震災時における農林水産関係に関する対策については、風水害等対策編第3章第20節に準ずる。

第4章 震災復旧・復興

③< 4. 復旧・復興> 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

震災時における復旧・復興計画の基本的方向の決定については、風水害等対策編第4章第1節に準ずる。

③< 4. 復旧・復興> 第2節 迅速な現状復旧の進め方

第2節 迅速な原状復旧の進め方

震災時における迅速な原状復旧の進め方については、風水害等対策編第4章第2節に準ずる。

③< 4. 復旧・復興> 第3節 計画的な復興の進め方

第3節 計画的復興の進め方

震災時における計画的復興の進め方については、風水害等対策編第4章第3節に準ずる。

③< 4. 復旧・復興> 第4節 被災者の生活再建等の支援

第4節 被災者の生活再建等の支援

震災時における被災者の生活再建等の支援については、風水害等対策編第4章第4節に準ずる。

③< 4. 復旧・復興> 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

震災時における被災中小企業の復興、その他経済復興の支援については、風水害等対策編第4章第5節に準ずる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

③<5. 南海トラフ地震防災対策推進計画>

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策計画の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項2の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は、業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は、業務の大綱は、第1編第3節（防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱）に定めるところによる。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配（全課）

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

イ 町は、県に対し地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(ア) 医療及び防疫に必要な資機材

(イ) 食料品・飲料水・生活必需品

(ウ) その他災害応急措置に必要な資機材

※ 第2編第2章第13節（備蓄に対する基本的な考え方）に準ずる。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 町は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 発災後、各担当班は、速やかに必要な資機材の準備を行う。

※ 第2編第3章第2節（活動体制の確立）に準ずる。

2 他機関に対する応援要請（全課）

(1) 町が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおり。

ア 宮崎県消防相互応援協定（平成18年7月20日締結）

イ 宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日締結）

ウ 環霧島会議防災相互応援協定（平成21年5月19日締結）

エ 宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会（平成27年2月設立）

(2) 町は、必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

※ 第2編第4章第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定に準ずる。

3 帰宅困難者への対応（全課）

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本的原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

※ 第2編第3章第13節 被災地・避難先及び園周辺の秩序の維持、物価の安定等に

関する活動に準ずる。

第3節 避難及び救助対策

1 避難指示等の発令基準

(1) 地域住民に対する避難指示又は緊急安全確保の発令基準は原則として次のとおり。

区分及び警戒レベル	事 項
避難指示 (警戒レベル4)	1 町域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表されたとき 2 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき 3 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき 4 その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 状況が更に悪化し 命の危険が切迫したとき 2 すでに災害が発生し、命の危険があるとき 3 その他安全な避難が難しいと認められるとき

※ 第2編第3章第2節活動体制の確立に準ずる。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

※ 2編2章第11節避難収容体制の整備に準ずる。

- (2) 町は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等を整備し円滑な避難の実施に努める。
- (3) 町は、避難所を開設した場合に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう準備しておく。
- (4) 自主防災組織及び自治公民館又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を行うものとする。
- (5) 他人の介護等を必要とする者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- イ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち町が管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (6) 外国人、出張者等に対する避難誘導等については、消防団員（消防職員）、警察官、事業所等の自衛消防組織、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。
- (7) 避難所における救護上の留意事項

ア 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- (ウ) その他必要品

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 県に対し都府県及び他の市（町村）が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

3 消防機関等の活動（総務課）

- (1) 消防機関は、南海トラフ地震による火災や延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。
- (2) 消防対策部は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の捜索等を実施する。

※ 第2編第3章第9節避難収容活動に準ずる。

4 水道、電気、ガス、通信放送関係

- (1) 水道（環境水道課）

地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させる。

- (2) 電気

ア 電気事業者は、円滑な避難を確保するため、夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

イ 指定公共機関九州電力送配電都城配電事業所が行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

- (3) ガス

ア ガス事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次被害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関〇〇ガスが行う措置は、次のとおり。

- (4) 通信

指定公共機関〇〇株式会社等が行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

- (5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会〇〇支局が行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

イ 指定公共機関〇〇放送〇〇テレビが行う措置は、次のとおり。

次のとおり一略

※ 第2編第3章第15節 ライフライン施設の応急復旧に準ずる。

5 道路（都市整備課）

本項目については、第2編第3章第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に準ずる。

6 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策（全課）

（1）不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- （ア）入場者等の安全確保のための退避等の措置
- （イ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- （ウ）出火防止措置
- （エ）水、食料等の備蓄
- （オ）消火用設備の点検、整備
- （カ）非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- （ア）病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- （イ）学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
- （ウ）社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は、各施設が定める。）

（2）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町は、災害対策本部の設置場所においては（1）のアに掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- （ア）自家発電装置、可変式発電機等の整備による非常用電源の確保
- （イ）無線通信機等通信手段の確保
- （ウ）災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者はアの（ア）又はアの（イ）に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

（3）工事中の建築等に対する措置（都市整備課）

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

7 迅速な救助（総務課）

第2編第2章第8節 救急・救助及び消火活動体制の整備

第2編第2章第9節 医療・救護体制の整備 に準ずる

（1）消防機関等による被災者の救助・救出活動の実施体制

町は、平常時から、消防詰所等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努め、震災の際は、広範囲の被害が予想される被災現場において、円

滑かつ効率的な救助・救急活動を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図り、震災の際は円滑効率的な消防活動が行えるよう努める。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震に関する情報

ア「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。
 イ「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿い地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合は除く）

イ「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で
 情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～ 30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(注1) でマグニチュード6.8以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^(注4) と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(注4) が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(注5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

※ 第2編第3章第1節(伝達系統)及び第2節(活動体制の確立)に準ずる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等(全課)

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

(ア) 町の情報の収集・伝達に係る関係者の役割

※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。

(イ) 国、県、関係機関との連絡体制

※ 第2編第3章第1節(伝達系統)及び第2節(活動体制の確立)に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に

係る措置

※ 第2編第3章第2節 活動体制の確立に準ずる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等（総務課・全課）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は次のとおり

(ア) 情報の収集・伝達における町、関係者の役割

※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。

(イ) 国、県、関係機関との連絡体制

※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

(ウ) 災害対策本部の設置運営方法その他の事項については次のとおり。

※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知（全課）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

(ア) 情報の収集・伝達における町、関係機関の役割

※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。

(イ) 国、県、関係機関、との連絡体制

※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

(ウ) 地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口を設置する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等（全課）

ア 町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は以下のとおり。

※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。

イ 町は、災害対策本部等からの指示事項の伝達を次のとおり行うものとする。

※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

(4) 災害応急対策を取るべき期間等（全課）

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等（全課）

ア 事前避難検討の呼びかけ

建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力避難が困難な者等南海トラフ地震に対して不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。また、南海トラフ地震が発生した場合には、町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害警戒区域内

の住民に対しても同様に事前避難の検討を促す。

イ 備えに対する呼びかけ

- ・冷静な行動を促すとともに日ごろからの備えの確認
- ・可能な範囲でより安全な行動を選択するよう周知

臨時情報発表時の防災対応（呼びかけ）

巨大地震警戒		事前避難 建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力避難が困難な者等南海トラフ地震に対して不安のある者		
	巨大地震注意	特別な備え ・すぐに逃げられる態勢の維持 ・非常持ち出し品の常時携帯	更に1週間実施	
		日ごろからの地震への備え ・避難場所、経路の確認 ・家族との連絡手段の確認 ・家具等の固定 ・備蓄の確認	引き続き実施	

地震発生 → 1週間 → 1週間 → 2週間

ウ 避難所の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）等を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを原則とし、これが難しい住民が避難する場所は、必要に応じ町が設置を検討する。なお、事前避難は災害後の避難とは異なり、ライフラインは通常通り稼働しており、商業施設も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備し、避難所開設時の運営も避難者自ら行うことを基本とする。

エ 町における、避難後の救護の内容については、次のとおり。

※ 第2編第3章第9節 避難収容活動に準ずる。

(6) 消防機関等の活動

ア 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等に努める。

イ 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

※ 第2編第3章第6節 救急・救助及び消火活動に準ずる。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におい

て、犯罪及び混乱の防止に関して次の事項を重点として、対策をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

ア 水道（環境水道課）

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電気

(ア) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(イ) 指定公共機関九州電力都城配電事業所がとる体制は、事業者の計画による。
震災時における防災訓練の実施については、第2編第2章第17節に準ずる。

ウ ガス

(ア) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(イ) ガス事業者がとる体制は、事業者の計画による。

(ウ) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通信

指定公共機関〇〇株式会社がとる体制及び行う措置は、事業者計画による。

町もこれに協力する。

オ 放送

(ア) 指定公共機関〇〇放送協会〇〇支局がとる体制は、事業者計画による。
計画一略

(イ) 指定地方公共機関〇〇放送〇〇テレビがとる体制は、事業者計画による。
計画一略

(9) 金融

指定公共機関〇〇銀行〇〇支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置等事前の準備措置としてとるべき内容は事業者計画による。

計画一略

(10) 交通

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容については次のとおり。

次のとおり一略

(イ) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については次のとおり。

- ※ 第2編第3章第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に準ずる。
- (ウ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法の内容は次のとおり。

※ 第2編第3章第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に準ずる。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するための必要な対応については次のとおり。

次のとおり一略

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(11) 町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策（全課）

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動を取り得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するような事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器を整備

h 各施設における緊急点検、巡視

上記事項の a～h における実施体制（h においては実施必要箇所を含む）は次のとおり。

次のとおり一略

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- d 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法（具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。）

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は、その支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は、施設について安全確保上実施すべき措置を講じる。

(12) 滞留旅客等に対する措置（全課）

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

※ 第2編第3章第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定に関する活動に準ずる。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（全課）

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

※ 第2編第3章第13節（被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定に関する活動）に準ずる。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置（全課）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- (ア) 町の情報の収集・伝達における町、関係機関の役割
 - ※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。
- (イ) 国、県、関係機関との連絡体制
 - ※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。
- (ウ) 災害に関する会議の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。
 - ※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知（全課）
ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、
ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事
項についても周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のと
おり。

(ア) 町の情報の収集・伝達における町、関係機関の役割

※ 第2編第3章第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保に準ずる。

(イ) 国、県、関係機関との連絡体制

※ 第2編第3章第1節（伝達系統）及び第2節（活動体制の確立）に準ずる。

- (3) 災害応急対策をとるべき期間等（全課）

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (4) 町のとるべき措置（全課）

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

呼びかけの内容及び期間は、第5章第4節3（5）イの「臨時情報発表時の防災対応（呼びかけ）」による。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意する。)

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

※ 第3編第2章第2節 建築物の安全化に準ずる。

2 避難場所の整備

※ 第2編第2章第11節 避難収容体制の整備に準ずる。

3 避難経路の整備

町は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良又は新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防推理の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

4 土砂災害防止施設

※ 第10編 土砂災害対策編に準ずる。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

6 緊急輸送を確保するために必要な道路整備

※ 第2編第2章第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

※ 資料31 指定避難路一覧 に準ずる。

7 通信施設の整備

(1) 町防災行政無線

(2) その他の防災機関等の無線

※ 第2編第2章第6節 情報の収集・連絡体制の整備

※ 資料7 三股町防災行政無線施設の管理に関する規則に準ずる。

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練計画（総務課）

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進経計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 防災訓練は、地震発生の避難のための災害応急対策を中心に南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するよう努める。

3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

（1）要員参集訓練及び本部運営訓練

（2）要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

（3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

（4）災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人員等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

※ 第2編第2章第17節 防災訓練の実施に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育（総務課・全課）

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育（全課）

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を行うものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - ※ 第2編第2章第19節 防災知識の普及に準ずる。

3 相談窓口の設置（全課）

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第1章 航空災害予防対策

④<1. 予防> 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、町は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

1 情報収集体制の整備（総務課）

町は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

2 通信手段の整備（総務課）

情報の提供及び住民への広報のため、通信手段の整備を図る。

[県、宮崎空港事務所、関係機関]

1 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備するものとする。

(ア) 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行うものとする。

(イ) 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておくものとする。

2 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておくものとする。

3 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては、県及び県警ヘリコプター）及び災害調査チームの出動体制の整備をしておくものとする。

4 デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努めるものとする。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進めるものとする。

5 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進めるものとする。

また、航空災害が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ等の最新情報通信機器の整備を図るものとする。

第2節 活動体制の整備

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害をともなう。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、町、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害応急体制の整備（総務課）

航空災害対策の一環として、町は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

2 防災関係機関相互の連携体制の強化（総務課）

航空災害対策に関係する各機関との連携を強化するため、体制の整備を図る。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

航空災害時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第4節 医療救護体制の整備

航空災害時における医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第5節 緊急輸送体制の整備

航空災害時における緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第10節に準ずる。

第6節 防災訓練の実施

航空災害時を想定しての防災訓練に関しては、宮崎空港事務所等の参加を得て、風水害等対策編第2章第17節で実施する訓練と併せて実施する。

[宮崎空港事務所、関係機関]

宮崎空港事務所及び防災関係機関は、宮崎空港及び隣接区域での航空災害を想定した実践的な防災訓練を定期的の実施するものとする。

第2章 航空災害応急対策

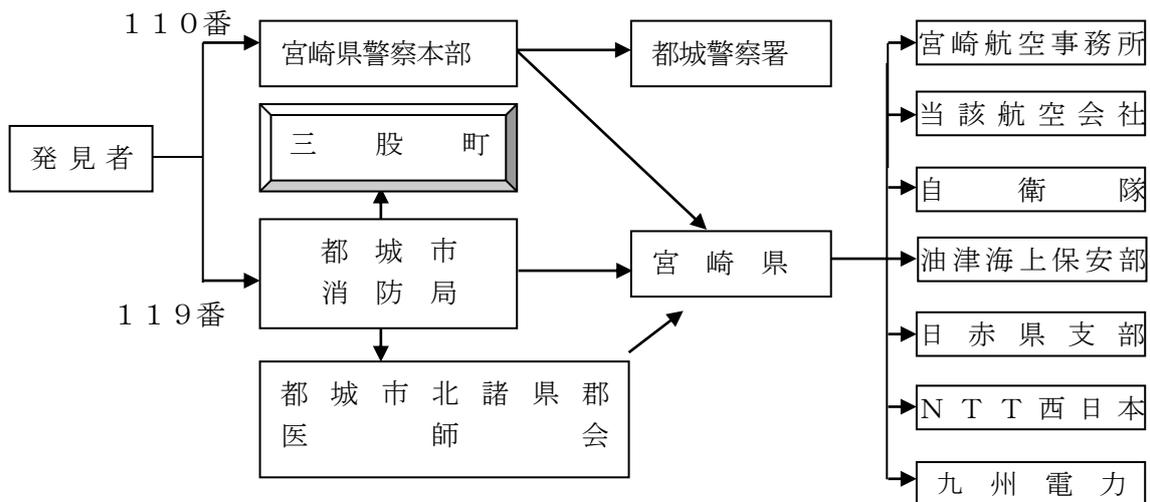
④<2.応急> 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るために人員を差し向けることが第一となる。場所によっては、県を経由してヘリコプターを手配し、利用することが得策と考えられる。現地から第一報を送る手段として、移動系の防災行政無線を活用する。

1 航空災害情報の収集・連絡（総務課）

(1) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

2 通信手段の確保（総務課）

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

第2節 活動体制の確立

本町の区域内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときには、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施していかなければならない。そのためには、災害対策本部を早期に設置し、国、県との有機的な連携体制をとる必要がある。

町は、「町災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

[県]

災害の規模が拡大し、広範囲又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

また、現地災害対策本部を設置するとともに、必要を認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置する。

第3節 広域応援活動

航空災害による広域的な応援体制については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

航空機の墜落現場には、時には多数の乗客・乗員が搜索・救助を待っている。現場に消防団員や警察官等が到着した時から救助・救急活動が始まることから、ヘリコプター等による空中からの搜索・消火活動とは別に、地上班による有効な対応と情報伝達の意義は大きい。

1 搜索活動（総務課）

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合は、消防職員、消防団員等を動員するとともに、場合によっては、地形に精通した山林労働者及び猟友会等の活用を図り搜索活動に当たる。

2 消火救難活動（総務課）

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、町長の委任を受けた吏員及び消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (2) 災害の規模等が大きく、本町の消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求める。この場合、化学消防車、化学消化薬剤を主力とする応援体制を要望する。

3 救急・救助活動（総務課）

町は、消防機関の行う迅速な救急・救助活動に協力する。必要な場合は近隣市町村及び消防機関へ応援を要請する。

④< 2. 応急 > 第5節 医療救護活動

第5節 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動に関しては、風水害等対策編第3章第7節に準ずる。ただし、消防機関は高規格救急車及び救助工作車等を運用し、迅速な救急救助活動を行う。

④< 2. 応急 > 第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

第6節 交通規制及び警戒区域の設定等

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険がつきまとう。時には、積荷の化学薬品、劇物等が漏出するおそれも伴う。住民や旅行者、さらには乗客・乗員の救出や消火活動の従事者を二次災害に巻きこむことを避ける上で、必要に応じて、現場周辺での交通規制を実施するほか、警戒区域あるいは立入禁止区域の設定、さらには住民等の退去も行う場合がある。

1 交通規制（総務課）

迅速な救助活動のために町は県及び警察と連携し、周辺道路の交通規制の実施に協力する。

また、住民への交通規制の周知を図る。

2 警戒区域の設定等（総務課）

航空事務所及び警察と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速

かつ的確に行う。

[県警察本部]

航空災害が発生した場合、県警察本部は災害周辺道路について必要な交通規制を行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

航空機墜落等によって被災した乗客・乗員の家族らは、町の災害対策本部や現地対策本部へ、さらには災害現場に直接駆けつける。そうした場で起こりうることは、情報の錯そう及び混乱のなかで家族らに伝えられる情報の少ないこと、飲食物やトイレの不備、暑さ・寒さに対する待機場所の不備等に対する不満といらだち等が考えられる。家族や友人の安否を気遣う人たちの心情に配慮し、全員が疲労しているなかでもなお、誠実で適切な対応が求められる。

1 被災者及びその家族への対応（総務課）

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等に万全を期する。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、対応させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関との連携のもと役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意を持って適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び県などと連携を密にし、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

2 広報活動（総務課）

町、航空会社及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 乗客及び乗務員の住所、氏名
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

第1章 鉄道災害予防対策

⑤<1.予防> 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町内において、鉄道事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、町は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

1 情報収集体制の整備（総務課）

町は、九州旅客鉄道（株）と協力し、鉄道災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

[九州旅客鉄道（株）]

- 1 气象台との連絡を緊密に行い、相互間の連絡等に必要な設備等を整備しておくものとする。
- 2 災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するための方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、必要な措置等を定めておくものとする。
- 3 大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、無線系通信設備を配備しておくものとする。

整理番号	踏切名称	踏切道長	踏切車道幅員	踏切幅員	位置(起点 * _□ 程)	路線名	備考
1	餅原上踏切	8.56	7.9	6.9	382.845km	餅原線	餅原駅～三股駅
2	慰霊碑踏切	6.07	5.7	4.7	382.250km	餅原・蓼池線	餅原駅構内
3	餅原下踏切	6.39	6	5	381.981km	田上4号線	餅原駅構内
4	塚原踏切	6.07	7.88	6	384.597km	下新・山王原 3号線	餅原駅～三股駅
5	新馬場下踏切	6.06	3	2	385.991km	下新・稗田 1号線	三股駅～都城駅
6	中原踏切	7.06	8	7	386.280km	下新・稗田 2号線	三股駅～都城駅
小計		40.21					

三股町の跨線橋

橋番号	橋の名称	橋長	橋梁幅員	建設年次	位置(起点* 程)	耐荷重量	路線名	備考
701	塚原跨線橋	11.35	10.05	昭39	384.707km	T-20 t	山王原早水線	

※塚原跨線橋は、JRでは「山王原跨線橋」と呼称されている。

⑤< 1. 予防> 第2節 災害応急体制の整備

第2節 災害応急体制の整備

鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には被害を最小限にとどめるために迅速かつ的確な応急対策を実施し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

1 職員の招集・参集体制の整備（総務課）

町は鉄道災害発生に備え、職員の招集・参集体制の整備を図る。

2 関係機関相互の連携体制の整備（総務課）

町は関係機関相互の連絡体制を整備し、発災時における連携体制の確立に努める。

【県、警察、九州旅客鉄道（株）、関係機関】

- 1 県及び九州旅客鉄道（株）は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。
- 2 県及び九州旅客鉄道（株）は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、関係機関と連絡調整を行い、相互の連携体制の確立に努めるものとする。
- 3 警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における九州旅客鉄道（株）への連絡体制を図るものとする。
- 4 九州旅客鉄道（株）は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。
- 5 九州旅客鉄道（株）は、大規模な事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

⑤< 1. 予防> 第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

第3節 救急・救助及び消火活動体制の整備

鉄道災害時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

⑤< 1. 予防> 第4節 医療救護体制の整備

第4節 医療救護体制の整備

鉄道災害時における医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

⑤< 1. 予防> 第5節 緊急輸送体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備

鉄道災害時における緊急輸送体制の整備については、風水害等対策編第2章第10節に準ずる。

第2章 鉄道災害応急対策

⑤<2. 応急> 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害時における鉄道施設の応急対策については、九州旅客鉄道（株）の計画により実施されるが、鉄道は災害応急物資等の輸送手段としても重要であるため町内における応急復旧が円滑に行われるよう災害情報収集・連絡等積極的に協力する。

1 災害情報収集・連絡（総務課）

町は関係機関と連携を図り、事故災害に関する状況の把握に努めるとともに、九州旅客鉄道（株）が行う通信手段の確保等について協力する。

[九州旅客鉄道（株）]

- 1 自己の管理する鉄道上での事故災害発生 of 通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- 2 必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。
また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講ずるものとする。

⑤<2. 応急> 第2節 活動体制の確立

第2節 活動体制の確立

町は、町域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び町地域防災計画の定めるところにより、町事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに町域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

活動体制の確立手段については、風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

第3節 広域応援活動

鉄道災害による広域的な応援活動については、風水害対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

町は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、町消防団員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行う。(風水害対策編第3章第6節参照)

[県警察本部]

大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

[九州旅客鉄道(株)]

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第5節 医療救護活動

鉄道災害による医療救護活動に関しては、風水害対策編第3章第7節に準ずる。

第6節 二次災害の防止活動

町は警察と連携を図り、脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(震災対策編第3章第15節参照)

[九州旅客鉄道（株）、県警察本部]

九州旅客鉄道（株）は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

⑤<2.応急> 第7節 交通の確保・緊急輸送活動への協力

第7節 交通の確保・緊急輸送活動への協力

町は、九州旅客鉄道（株）が行う交通の確保及び緊急輸送活動について、必要に応じて協力する。

- 1 事故災害が発生した場合は、他の路線への振替へ輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- 2 警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資機材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

⑤<2.応急> 第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

鉄道災害によって被災した乗客・乗員の家族らは、町の災害対策本部や現地対策本部へ、さらには災害現場に直接駆けつける。災害現場での情報の錯そう及び混乱の中で家族や友人の安否を気遣う人たちの心情に配慮し、全員が疲労しているなかでもなお、誠実で適切な対応が求められる。

1 被災者及びその家族への対応（総務課）

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等に万全を期する。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関との連携のもと役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意を持って適切な措置と対応に努める。また、被災者及びその家族に対する説明は、九州旅客鉄道（株）総括者が行うことを原則とする。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

九州旅客鉄道（株）及び県などと連携を密にし、被災者及びその家族に対し鉄道災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、町、関係各機関との互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報（総務課）

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地在主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織機関と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合わせに基づいて一元的に実施するよう努める。

第3章 鉄道災害復旧・復興

⑤<3.復旧・復興> 第1節 応急資材の確保

第1節 応急資材の確保

町は、九州旅客鉄道（株）が行う応急資材の確保について、必要に応じて協力する。

[九州旅客鉄道（株）]

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

⑤<3.復旧・復興> 第2節 災害復旧実施の基本方針

第2節 災害復旧実施の基本方針

町は、九州旅客鉄道（株）及び関係行政機関が行う復旧事業に関して協力する。

[九州旅客鉄道（株）、関係機関]

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

⑤<3.復旧・復興> 第3節 災害復旧計画及び実施

第3節 災害復旧計画及び実施

町は、九州旅客鉄道（株）が行う復旧計画の実施に当たり、必要に応じて協力する。

[九州旅客鉄道（株）]

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第1章 道路災害予防対策

⑥<1.予防> 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

町及び道路管理者は、災害時における迅速な対応を図るための情報の収集・連絡体制の整備に努め、被害の軽減のための体制を確立する。

1 気象情報の活用（総務課）

気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備（総務課、都市整備課）

- (1) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

⑥<1.予防> 第2節 道路施設等の管理と整備

第2節 道路施設等の管理と整備

災害発生に伴う救助・救出作業や大規模な輸送作業を円滑に進める上で、道路交通の安全性を確保することは、重要な課題である。道路施設等の異状を早期に発見するために巡回・点検等を励行し、情報収集等、有効な体制を確立する。

1 管理する施設の巡回及び点検（都市整備課）

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。
特に、山（がけ）崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- (2) 大規模な地震、山崩れ、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施（都市整備課）

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

災害発生時においては、正確な情報の収集と関係機関への迅速な伝達が被害の拡大を防ぐ。このため、町は、関係機関と日ごろから連携を図り、緊急時の連絡体制の整備に努める。

1 情報収集体制の整備（都市整備課）

(1) 災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

道路管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の中で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

(2) 緊急時の通信体制の整備

大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては県及び県警ヘリコプター）等を手配する連絡体制を確立し、災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

第4節 活動体制の整備

町内及び近隣の道路において、相当の人的・物的被害が生ずるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、町は、県及び道路管理者等と連携を図り活動体制の整備に努める。

1 担当職員の招集・参集体制の整備（総務課）

(1) 参集範囲の明確化

大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めて

おく。

(風水害対策編第2章第7節参照)

(2) 招集連絡手段の整備

職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2 関係機関との協力体制の整備 (都市整備課)

大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、あらかじめ県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄 (都市整備課)

大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4 コンサルタント、関係業界との協力体制の確立 (総務課、都市整備課)

大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

5 研究機関等との連携 (総務課、都市整備課)

必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

⑥<1.予防> 第5節 救急・救助及び消火活動体制の整備

第5節 救急・救助及び消火活動体制の整備

道路災害時に備えた救急・救助及び消火活動体制の整備については、風水害対策編第2章第8節に準ずる。

⑥<1.予防> 第6節 医療救護体制の整備

第6節 医療救護体制の整備

道路災害時に備えた医療救護体制の整備については、風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

第7節 緊急輸送体制の整備

道路災害時に備えた緊急輸送体制の整備については、風水害対策編第2章第10節に準ずる。

第8節 訓練、研修等の実施

道路災害の拡大防止に備えた訓練、研修等の実施については、風水害対策編第2章第17節に準ずる。ただし、情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練等については、特に関係機関との連携を密にし、大規模な道路災害への対応能力向上に努める。

第9節 道路利用者に対する防災知識の普及

道路利用者に対する防災知識の普及については、風水害対策編第2章第19節に準ずる。

第2章 道路災害応急対策

⑥<2.応急> 第1節 発災直後の情報の収集・道路及び通信の確保

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模な道路災害が発生した場合は、災害の情報、被害状況を収集し、県をはじめ各防災関係機関に速やかに連絡する。また、道路交通の安全性の確保及び被害拡大を防ぐための対策を講じ、速やかに実施する。

1 災害情報の収集・連絡（総務課）

(1) 事故災害等状況の把握と確認

町及び道路管理者は、管理する道路での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

(2) 通行の禁止又は制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。

この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を宮崎県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、ラジオ・テレビ局等マスコミの協力も得ておく。

2 通信手段の確保（総務課）

(1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備するための手配を県等へ要請し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTT西日本に要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の情報入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣するための手配を、県等へ要請し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。

また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

ヘリコプターテレビジョンシステム（県にあっては、県及び県警ヘリコプター）により、事故災害等状況の把握が行えるよう関係機関に要請する。

また、必要に応じて国土交通省等の他機関にヘリコプターの派遣を県を通じて要請する。

⑥< 2.応急> 第2節 活動体制の確立

第2節 活動体制の確立

本町の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町に事故対策本部を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

活動体制の確立手順については、風水害対策編第3章第2節に準ずる。

[県]

県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行うものとする。

⑥< 2.応急> 第3節 広範な応援体制の確立

第3節 広範な応援体制の確立

大規模な道路、トンネル火災等が発生した場合、本町だけでは応急措置を行えないことも考えられる。このため町は、広範な応援体制の確立を実施する。

道路災害における広域応援体制については、風水害対策編第3章第5節に準ずる。

ただし、必要に応じて大学、研究機関、コンサルタント等関係業者への調査依頼等、県を通じて要請する。

⑥< 2.応急> 第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止や、迂回路への誘導などの交通規制を直ちに実施する。

1 一般住民への情報提供（総務課、都市整備課）

道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを通じて、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への迅速な進入路の確保に努める。

2 迂回路の確保（都市整備課）

道路の通行禁止の措置を講じた場合は、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業（総務課、都市整備課）

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業（都市整備課）

業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策（総務課、都市整備課）

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6 二次災害の防止（都市整備課）

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（がけ）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行う。

⑥< 2.応急> 第5節 救助・救急及び消火活動

第5節 救助・救急及び消火活動

道路災害発生時における被災者の救助・救急及び消火活動については、風水害対策編第3章第6節に準ずる。

⑥< 2.応急> 第6節 医療救護活動

第6節 医療救護活動

道路災害発生時における医療救護活動については、風水害対策編第3章第7節に準ずる。

第7節 道路施設の応急復旧

道路災害発生時における道路施設の応急復旧については、道路災害対策編第2章第7節に準ずる。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

1 被災者及びその家族への対応（総務課、福祉課）

- (1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。
- (2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化
被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。
なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意を持って適切な措置と対応に努める。
- (3) 被災者及びその家族への情報の提供
被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。
被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。
なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。
- (4) 現地合同調整本部との連携
県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報（企画商工課）

- (1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化
事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地在主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬等をきたさないため、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努める。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合わせに基づいて一元的に実施するよう努める。

第1章 危険物等災害予防対策

⑦<1.予防> 第1節 危険物等施設の安全性確保

第1節 危険物等施設の安全性確保

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ）による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性向上の確立を図る。

1 危険物施設の安全化（総務課）

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

[県]

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

[危険物施設の管理者]

- 1 消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努めるものとする。
- 2 危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に

見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

2 高圧ガス大量貯蔵所等の安全化（総務課）

町は、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者と連携して、次に掲げる安全対策の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

ア 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

エ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(ウ) 保安検査を実施する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町へ通報するよう指導する。

3 毒劇物取扱施設の安全化（総務課）

町は、県が行う毒劇物取扱施設の安全化対策に協力する。

〔県〕

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

危険物施設等に災害が発生した場合に備えた情報の収集、関係機関等への連絡体制の整備については、風水害対策編第2章第6節に準ずる。

第3節 活動体制の整備

危険物等による災害の発生に際しては、時間との戦いといえる対応を余儀なくされる。迅速かつ的確な対策を実施できるような事前の備えと柔軟な組織づくりが求められる。

1 町の活動体制の整備（総務課）

町は、危険物災害発生時の職員非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

具体的な参集体制については、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

2 危険物等災害用資機材の整備（総務課）

危険物等災害に備え、次の資機材の整備充実に努める。

- (1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- (2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

第4節 消火体制の整備

危険物等災害による出火に備えるため、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所がある地域については消防計画を作成し、消火体制の整備を図る。

1 出火防止体制の整備（総務課）

(1) 事業所等に対する指導

化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(2) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

2 消防力の充実強化（総務課）

消防力の充実強化については、震災対策編第2章第8節によるほか、都城市消防局における化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実を努める。

3 消防水利の確保

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第5節 医療救護体制の整備

危険物等災害発生に備えた医療急護体制の整備については、風水害対策編第2章第9節に準ずる。

第6節 緊急輸送体制の整備

危険物等災害発生に備えた緊急輸送体制の整備については、風水害対策編第2章第10節に準ずる。

第7節 避難収容体制の整備

危険物等災害発生に備えた避難収容体制の整備については、風水害対策編第2章第11節に準ずる。

第8節 防災訓練の実施

町及び各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑化を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

1 訓練の方法（総務課）

町及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施する。

2 訓練の種別（総務課）

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次の訓練を実施する。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- (5) 総合訓練
- (6) その他

第9節 防災知識の普及

危険物等災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員及び危険物施設の管理者、従業員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、あらゆる機会をとらえて、防災知識の普及を推進する。

1 防災教育（総務課）

特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、都城市消防局等関係機関と連携をとりながら、実効ある教育を実施する。

2 教育の種別

- (1) 消防法関係
危険物取扱者保安講習、防火管理者講習
- (2) 高圧ガス関係
関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。
- (3) 労働安全衛生関係

- ア 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育
- イ 職長等の教育
- ウ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育
- エ 特殊科学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第2章 危険物等災害応急対策

⑦<2.応急> 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集（総務課）

- (1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

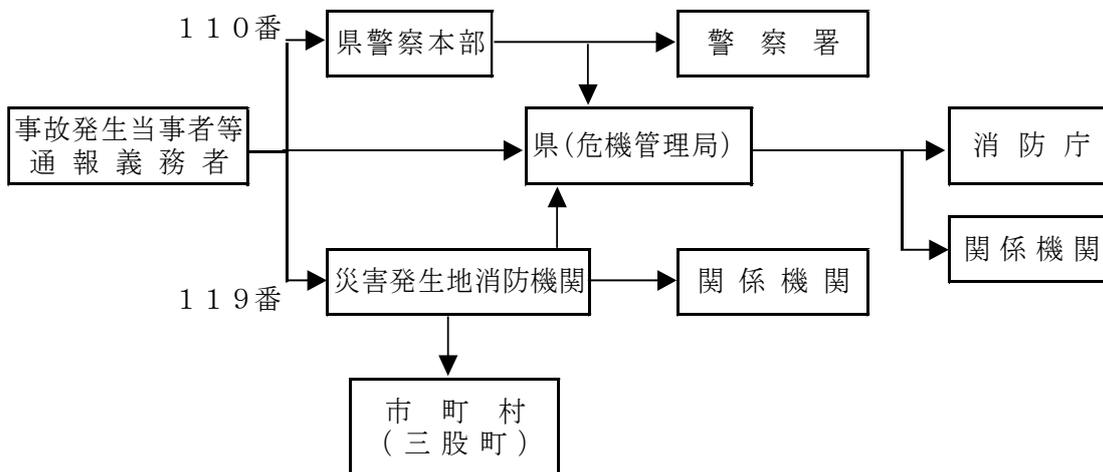
報告に当たっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。

- (2) 必要に応じ画像情報の利用により被害規模の把握を行う。

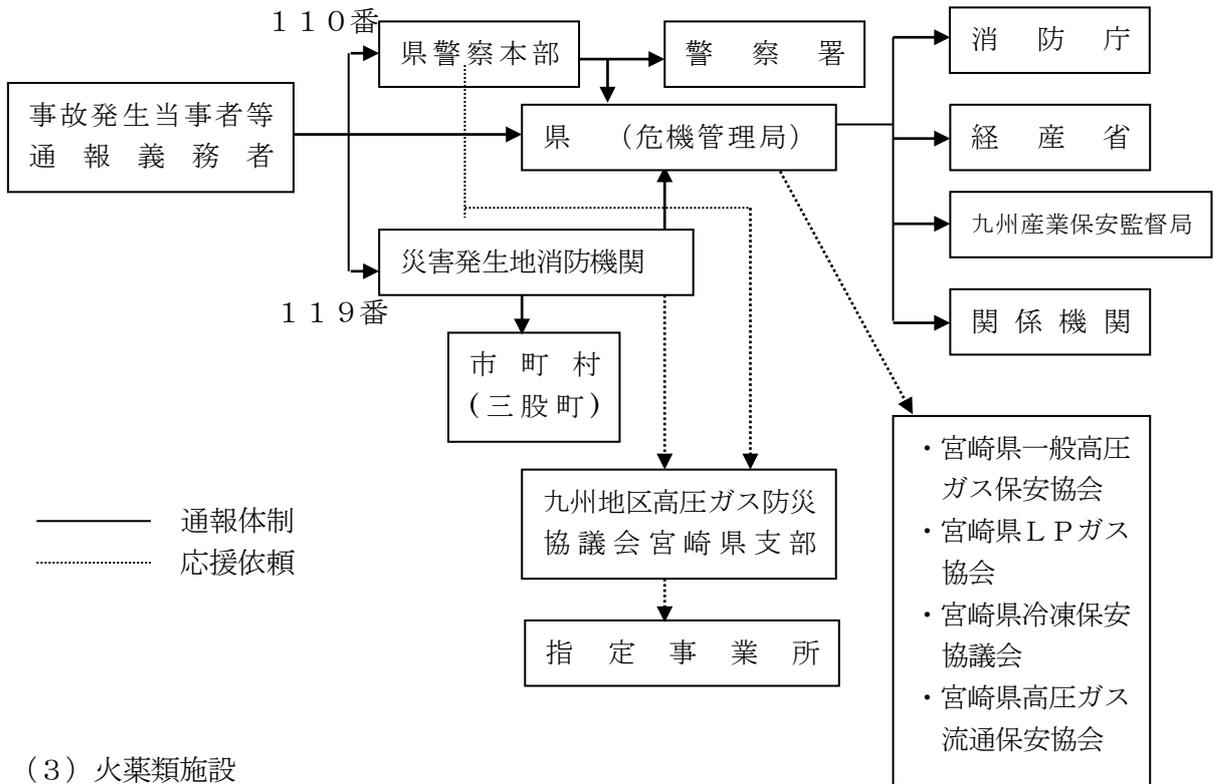
2 通報連絡系統

危険物災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

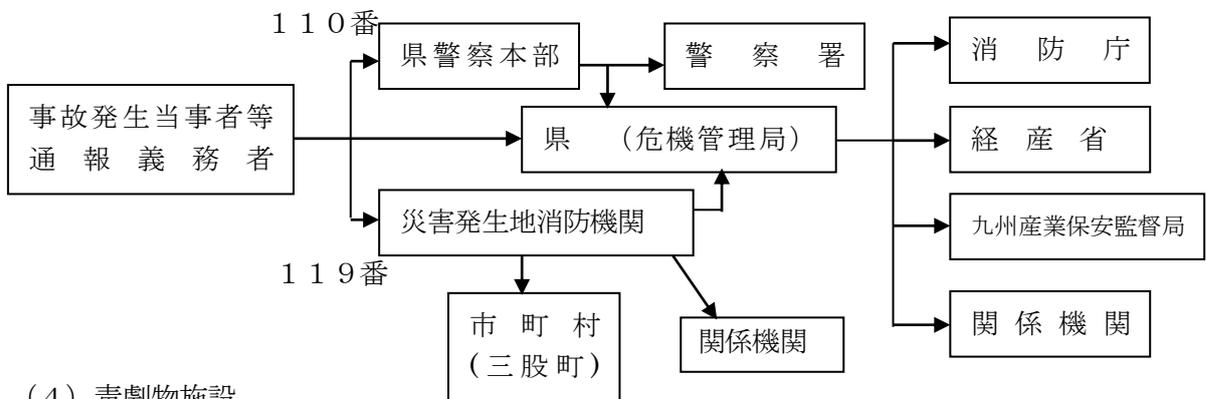
(1) 危険物施設



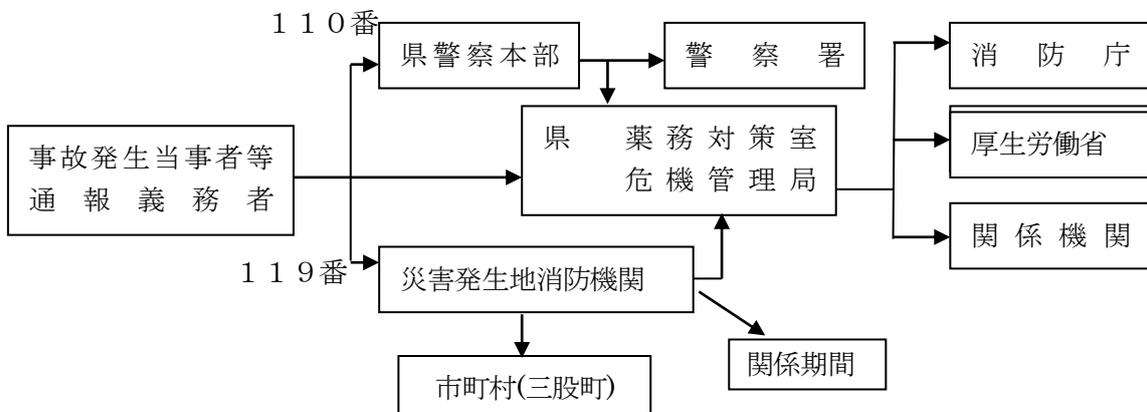
(2) 高压ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

ア 危険物施設の事故

イ 無許可施設の事故

ウ 危険物運搬中の事故

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者を生じたもの

(イ) 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの

(ウ) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの

(エ) 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いとみとめられるもの

[県]

1 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するものとする。

2 県防災救急ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、その他の自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するものとする。

[危険物等施設管理者]

自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

第2節 活動体制の確立

町の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、風水害対策編第3章第2節に準ずる。

[県]

県内で危険物等災害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行うものとする。

[危険物等取扱事業者]

- 1 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第3節 広域応援活動

危険物等災害発生時において被害の拡大を防ぐための広域応援活動の実施については、風水害対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

1 災害拡大防止措置（総務課）

町及び消防機関は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡を取り、災害の拡大を防ぐため必要な措置をとる。

2 立入禁止区域の設定（総務課）

危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、警察及び消防機関と連携し、直に立入禁止区域を設定して、被害拡大防止に努める。

〔危険物等取扱施設管理者〕

高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

- 1 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。
- 2 警察、最寄りの防災関係機関に可能な手段により直ちに通報するものとする。
- 3 立入禁止等の必要な防災措置を講ずるものとする。

第5節 救急・救助及び消火活動

危険物等災害発生時における救助・救急及び消火活動については、風水害対策編第3章第6節によるほか、以下によるものとする。

1 消火活動（総務課）

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努める。

2 救助・救急活動

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

[事業所]

- 1 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。
- 2 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

第6節 医療救護活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、風水害対策編第3章第7節に準ずる。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、風水害対策編第3章第8節に準ずる。

第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量に流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため町は、県及び県警機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

1 河川等への流出の場合の対策（総務課・環境水道課）

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる大淀川水質汚濁防止連絡協議会等を有効に活用し、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

2 交通規制等の実施（総務課）

危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

第9節 避難収容活動

避難収容活動については、風水害対策編第3章第9節によるほか、以下のとおりとする。
危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

1 避難誘導（総務課）

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢や流出が激しく、延焼・飛散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災行政無線

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせ、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県及び警察本部等のヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、風水害対策編第3章第16節に準ずる。

第1章 大規模な火災予防対策

⑧<1.予防> 第1節 大規模な火災に強いまちづくり

第1節 大規模な火災に強いまちづくり

大規模な火災に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

また、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

1 大規模な火災に強いまちの形成（総務課・都市整備課）

(1) 防災空間の確保

ア 緑地保全地区の指定

人家密集地における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等について、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区に指定し、保全に努める。

イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の促進

大規模な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、人家密集地の不燃化構造の推進等を図る。

ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、町の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

エ 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園防災機能一層の充実を図る。

オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災発生の危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(2) 市街地の再開発等の推進

ア 市街地開発事業

町は、市街地の火災に大規模な火災に対処するため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

イ 河川施設の整備

町は、県及び関係機関に対し、避難活動に有効な河川敷等の河川施設の整備を要請する。

(3) 避難地、避難路の整備

ア 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

イ 避難地の整備

延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

(ア) 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(イ) 避難地は、広域避難地までの中継点として位置づけ、誘致距離は 500m以内、規模は1～2 ha 程度とする。

ウ 広域避難地の整備

人家等密集地については延焼火災の発生が予想されるため、前記イで指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

(ア) 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

(イ) 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。

(ウ) 広域避難地は、大規模なガケ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(エ) 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

(オ) 地区分けをする際は、町丁目単位とするが主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は 2 km以内とする。

エ 避難路の確保

広域避難地の指定後は速やかに、道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないことを原則とした避難路（おおむね 15m以上の幅員）を選定し、整備する。

町職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努める。

2 火災に対する建築物の安全化（都市整備課）

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、市街地防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、ま

た用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行う。

[県]

- 1 九州地方建設局と連携を図り、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を進めるものとする。
- 2 市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行うものとする。
- 3 市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておくものとする。
- 4 市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行うものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火災発生時における迅速な対策を講ずるための情報の収集・連絡体制の整備については、風水害対策編第2章第6節に準ずる。

第3節 活動体制の整備

大規模な火災発生時において迅速かつ円滑な対策を実施するための活動体制の整備については、風水害対策編第2章第7節に準ずる。

第4節 消火体制の整備

各種火災に対処するため、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

1 消防計画の作成（総務課）

町は、次の項目について計画を作成し、その推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を検討の上、必要に応じ消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災警報等計画
- (4) 消防団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) 重要建物、施設の計画
 - (エ) その他
 - イ 急傾斜地域の計画
 - ウ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
林野火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 飛火警戒訓練
 - オ 通信連絡訓練
 - カ 林野火災防御訓練
 - キ 危険物火災等特殊火災防御訓練
 - ク 水防訓練

- ケ 災害応急対策訓練
- コ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

2 出火防止体制の整備（総務課）

町は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- (1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- (2) 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- (3) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガス元栓の閉止等の指導徹底
- (4) 火を使う場所での不燃化、整理整頓
- (5) カーテン等防災物品および望遠製品の普及
- (6) 発災時の出火防止の徹底

3 消防力の充実強化（総務課）

消防力の充実強化については、風水害等対策編第2章第8節に準ずるほか、特に消防団員の教育訓練について消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

4 消防水利の確保（総務課）

消防水利の確保については、風水害対策編第2章第8節に準ずる。

5 地域の初期消火力の向上（総務課）

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるところに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

[県]

- 1 消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事又は整備に関する講習を実施するものとする。
- 2 消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。
- 3 県消防学校での消防団員に対する教育訓練
 - (1) 普通科
 - (2) 特別教育（指導員科及び訓練指導科）
 - (3) 幹部教育（幹部科及び上級幹部科）

(4) 現地教育（町の要請により教育訓練を行う。）

⑧<1.予防> 第5節 医療救護体制の整備

第5節 医療救護体制の整備

大規模な火災に備えた医療救護体制の整備については、風水害対策編第2章第9節に準ずる。

⑧<1.予防> 第6節 緊急輸送体制の整備

第6節 緊急輸送体制の整備

大規模な火災に備えた緊急輸送体制の整備については、風水害対策編第2章第10節に準ずる。

⑧<1.予防> 第7節 避難収容体制の整備

第7節 避難収容体制の整備

大規模な火災に備えた避難収容体制の整備については、風水害対策編第2章第11節に準ずる。

⑧<1.予防> 第8節 防災訓練の実施

第8節 防災訓練の実施

大規模な火災に備えた防災訓練の実施については、風水害対策編第2章第17節に準ずる。

第9節 防災知識の普及、予防啓発活動

大規模な火災に備えた防災知識の普及、予防啓発活動については、風水害対策編第2章第19節によるほか次のとおりとする。

1 火災予防運動の推進（総務課）

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本町においても町が中心となって、関係者の協力のもと住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防への努力を続ける。

火災予防運動の重点目標は、次のとおりとする。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- (4) 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- (5) 乾燥及び強風等の火災発生防止対策の推進

2 民間防火組織の育成・強化（総務課）

火災予防に対する意識の高揚を図るため、年少のころから火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得することが望まれる。

また、家庭における火気を取扱う機会の多い女性を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

3 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人的原因、すなわち不注意により発生し、設備の不備等のため拡大するに至っている経緯を見るとき、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日ごろの防火管理いかんによって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面を以下に充実してもそれを活用する人的裏付けと日ごろの維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。

消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。

今後とも防火管理者資格認定講習会への参加広報等により、防火管理者制度の充実強化に努める。

第10節 自主防災組織等の育成強化

大規模な火災に備えた自主防災組織等の育成強化については、風水害対策編第2章第20節に準ずる。

第2章 大規模な火災応急対策

⑧<2.応急> 第1節 活動体制の確立

第1節 活動体制の確立

本町の区域に大規模な火災による災害が発生した場合の活動体制の確立については、風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

⑧<2.応急> 第2節 災害情報の収集・連絡

第2節 災害情報の収集・連絡

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、町は、宮崎県地方気象台及び県との連絡を密にし、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。また、火災が発生した場合の迅速な対策を実施するための情報の収集・連絡を行う。

1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置（総務課）

(1) 火災気象通報及び火災警報の発表基準

ア 火災気象通報

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときにその状況を直ちに知事に通報するものである。

知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

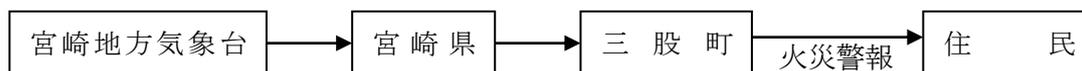
宮崎地方気象台の基準は、次のとおりである。

乾燥注意報あるいは強風注意報を発表した場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

イ 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示

イ 警報信号の使用

ウ 主要地域における吹流しの掲揚

エ 防災行政無線による放送

オ その他広報車による巡回広報

(4) 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町は、住民に対して火元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

2 災害情報の収集・連絡（総務課）

(1) 大規模な火災発生直後の被害情報等の収集

ア 町は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

イ 消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

(2) 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

(ア) 死者が3人以上生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故については前記アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ次に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ア) 火災

a 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）

(c) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災

(d) 損害額1億円以上と推定される火災

b 林野火災

(a) 焼損面積10ha以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請したもの

(c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

c 交通機関の火災

航空機、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの

d その他

以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

ウ 社会的影響基準

前項のア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられるなどの社会的影響が高いと認められる場合には報告する。

[県]

宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促すものとする。また、情報収集に努めると同時に必要に応じて県防災救急ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

火 災 即 報

報告日時	平成 年 月 日
都道府県	宮崎県
市 町 村	三股町
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所	宮崎県北諸県郡三股町					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者	重傷 人 中等症 人 軽症 人				
焼 損 程 度	焼 損 棟 数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
り災世帯数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助 活動状況						
その他参考事項						

第3節 広域応援活動

大規模な火災の発生時における広域応援活動については、風水害対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 救助・救急及び消火活動

大規模な火災の発生時における救助・救急活動については、風水害対策編第3章第6節に準ずる。なお、消火活動については次のとおりとする。

1 大規模な火災への対応（総務課）

火災の発生状況に応じて、町は、消防機関と協力して次の原則にのっとり、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

(3) 市街地火災消火活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 異常時の消防活動

平均風速が 10m を超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢状況の把握に努め、主流に対して側面挟撃を持って防圧に当たり、風下方面は事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機させる。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊を持って増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

[県]

1 消防情勢の把握

県防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動等の消防情勢を把握するものとする。

2 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御に必要な措置を講ずるものとする。

3 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

なお、消防庁長官は特に緊急を要すると認める場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができるものとする。

(2) 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

第5節 医療救護活動

大規模な火災発生時における医療救護活動については、風水害対策編第3章第7節に準ずる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

大規模な火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動については、風水害対策編第3章第8節に準ずる。

第7節 避難収容活動

大規模な火災発生時における避難収容活動については、風水害対策編第3章第9節によるほか、次のとおりとする。

1 避難誘導（総務課）

大規模な火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕を持って避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災行政無線

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカー、携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせ、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県防災救急ヘリコプター又は県警察本部のヘリコプター等による上空からの避難誘導を要請する。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

大規模な火災発生時における被災者等への的確な情報伝達活動については、風水害対策編第3章第16節による。

第3章 大規模な火災復旧・復興対策

⑧<3.復旧・復興> 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

大規模な火災発生時における復旧・復興の基本的方向の決定については、風水害対策編第4章第1節に準ずる。

⑧<3.復旧・復興> 第2節 迅速な現状復旧の進め方

第2節 迅速な原状復旧の進め方

大規模な火災発生時における迅速な原状復旧の進め方については、風水害対策編第4章第2節に準ずる。

⑧<3.復旧・復興> 第3節 計画的復興の進め方

第3節 計画的な復興の進め方

大規模な火災発生時における計画的な復興の進め方については、風水害対策編第4章第3節に準ずる。

⑧<3.復旧・復興> 第4節 被災者の生活再建の支援

第4節 被災者の生活再建等の支援

大規模な火災発生時における被災者の生活再建等の支援については、風水害対策編第4章第4節に準ずる。

⑧<3.復旧・復興> 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

大規模な火災発生時における被災中小企業の復興及びその他経済復興の支援活動については、風水害対策編第4章第5節に準ずる。

第1章 林野火災予防対策

⑨<1.予防> 第1節 林野火災に強いまちづくり

第1節 林野火災に強いまちづくり

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進（総務課・農業振興課）

町は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進する。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画する。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

2 防火機能を有する林道、森林の整備（農業振興課）

町は、国及び県との連携を密にし、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入促進を図り、防火森林の整備に努める。

3 監視体制の強化（総務課・農業振興課）

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 火災警報の発令等
気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。
- (2) 火災警報の周知徹底
火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。
- (3) 火入れの対応
火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく町長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。
- (4) 火の使用制限
気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等

特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

4 林野所有（管理）者への指導（農業振興課）

町は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（11月～3月）における見回りの強化
- (6) 林野火災消火用緒資機材の整備

5 林野火災特別地域対策事業の推進（農業振興課）

本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、本町も本事業の推進に努める。

[県]

森林保全巡視員を配置し、保安林地域、森林レクリエーション地域及び林野火災多発地域を対象にパトロールを行い、林野火災発生の監視や連絡通報等の職務に当たらせ、林野火災の予防を強化するものとする。

[林野庁 九州森林管理局 宮崎森林管理署（都城支署）]

国有林野事業実施中における失火や一般入山者によるたばこの不始末などによる火災を防止するため、監視を強化するものとする。

第2節 災害防止のための気象情報等の充実

町は、林野火災防止のため、宮崎地方気象台との連絡を密にして気象の実況の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

1 乾燥注意報の発表（宮崎地方気象台）

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想される時は、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表するものとする。

発表の基準は、最小湿度40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合である。

2 乾燥注意報の広報（総務課）

宮崎地方気象台から乾燥注意報が発表され、必要と認めた場合には、住民に広報し注意を喚起する。

3 火災気象通報（総務課）

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県（危機管理局）に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

乾燥注意報あるいは強風注意報を発表した場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

4 火災警報発令時の周知（総務課）

町長が火災警報を発令する場合は、防災行政無線あるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合は被害拡大防止のために、一刻も早い正確な災害情報の収集と、それをもとにした各防災関係機関相互の連携が必要となる。このため町は情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

1 多様な情報収集手段の活用（総務課）

町は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備を進めるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のために、職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化する。

2 通信手段の確保（総務課）

町は、住民に対する災害情報等を広報するため、町防災行政無線の整備を推進する。
また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。

また、災害時の情報通信手段については、平素時よりその習熟に努める。

第4節 活動体制の整備

1 活動体制の整備（全課）

町は、林野火災発生時の職員非常参集体制の整備を図る。

参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法的習熟、関係機関との連携について徹底を図る。

具体的な参集体制については、風水害等対策編第3章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

2 緊急時ヘリポートの整備（総務課）

町は、緊急時ヘリポート及び補給基地の整備、維持管理に努める。

ヘリポートについては風水害等対策編第3章第5節「広域応援活動」2（4）を参照のこと。

[県]

1 関係機関との連携

県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年1回以上開催し、連携を強化するものとする。

2 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行うものとする。

3 緊急時ヘリポートの把握と整備

林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリポートを把握し、台帳を整備するものとする。

第5節 消火体制の整備

林野火災は、町境を越えて広域化するおそれがあるため、町においては日ごろから消防機関等防災関係機関との協力・連携による消火体制の確立を図る。

1 消防体制の整備（総務課）

町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

2 消防施設・設備の整備（総務課、農業振興課）

町は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

消火資機材等は、次に記すリストを目安に地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに消火体制の確立を図る。

区分	チェーンソー	ノコギリ	草刈機	造林鎌カマ	ナタ	ジェットシューター	可搬式ポンプ	消火器	車載・携帯無線	メガホン	発電機	照明機	組立水槽	その他
数量	10	10	5	30	30	36	4	5	35	2	11	17	3	

3 林野火災対策用資機材の整備（総務課、農業振興課）

町は、林野火災対策用資機材の整備と備蓄並びに管理に努める。

[県]

- 1 県防災救急ヘリコプターの配備及びその管理。
- 2 空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努めるものとする。
- 3 予防資機材（予防立て看板、のぼり旗等）及び初期消火資機材（背負式消火器等）の配備を行うものとする。

第6節 防災知識の普及、予防啓発活動

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。特に町は、火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進（総務課、農業振興課）

町は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

2 防火パレードの実施（総務課、農業振興課）

町は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

3 広報等の実施（総務課、農業振興課）

町は、県と協力して林野火災に対する喚起を促すため、ヘリコプターや新聞広告等による広報宣伝に努める。

4 その他各種広報の実施（総務課、農業振興課）

町は、あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

第7節 防災訓練の実施

町は、自衛隊や県警察本部、NTT西日本、トラック協会等防災関係機関の参加を得て林野火災対策のための訓練を行う。

なお、具体的な防災訓練の実施計画については、風水害等対策編第2章第17節に準ずる。

第2章 林野火災応急対策

⑨<2.応急> 第1節 活動体制の確立

第1節 活動体制の確立

町は、町域内において林野火災が発生したときは、被害の拡大防止・応急対策を速やかに実施するとともに、県危機管理局をはじめ防災関係機関に連絡通報し、初動体制の確立を急ぐ。

1 迅速な連絡と出動体制（全課）

町は、林野火災の通報を受けたら、直ちに県をはじめ関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。

林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第一であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

職員の招集・動員及び災害対策本部の設置については、風水害等対策編第3章第2節「活動体制の確立」に準ずる。

2 現地指揮本部の設置（全課）

消火活動に当たっては、町が現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たる。状況把握を的確に行い、隣接町等への応援出動要請の準備を行う。

3 災害対策本部の設置（全課）

火災が拡大し、町単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- (2) 空中消火の要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

[県]

林野火災が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、町等が処理する消火活動、被害予防・応急対策の実施を支援するため、県防災救急ヘリコプターを出動させ、消火活動等の実施並びに市町村と総合調整を行う。

また、災害の規模に対応して情報連絡本部、災害警戒本部、災害対策本部、及び現地災害対策本部、現地合同調整本部を設置するものとする。

[県警察本部]

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空から

の状況把握を行うものとする。

[林野庁 九州森林管理局（宮崎森林管理署 都城支署）]

- 1 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行うものとする。
- 2 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動するものとする。

[自衛隊]

- 1 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣するものとする。
- 2 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施するものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡

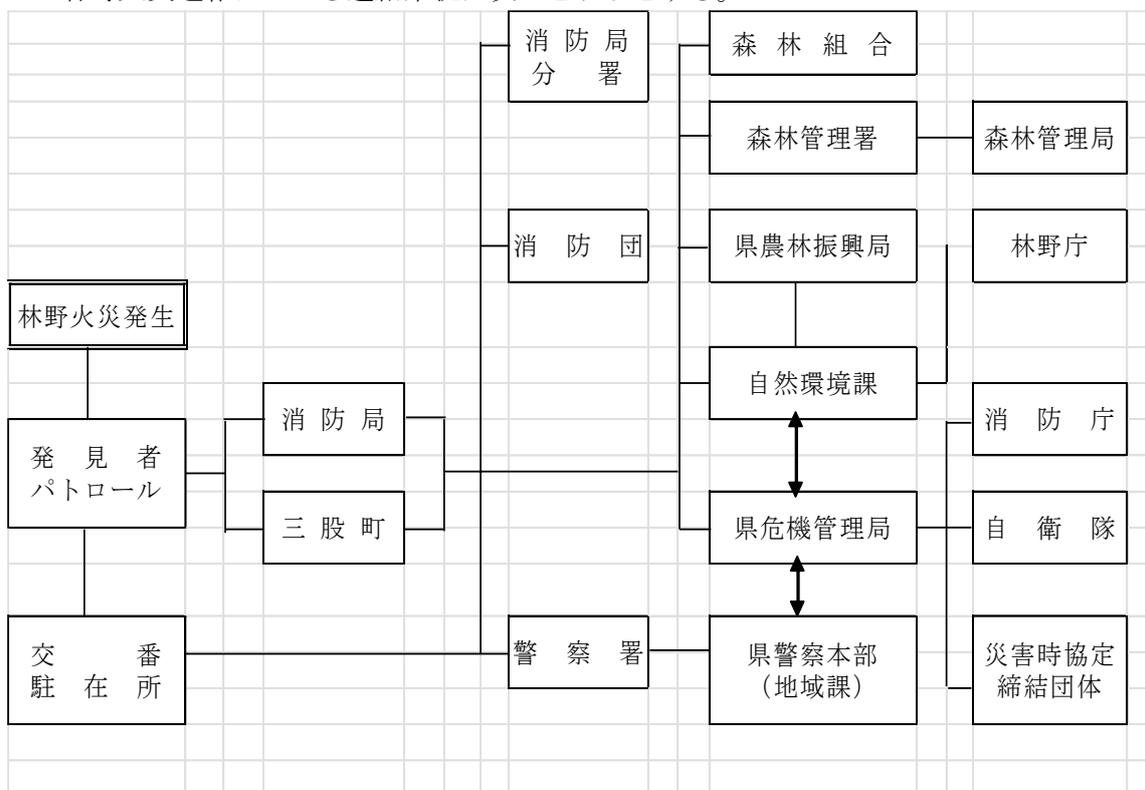
林野火災が発生した場合は、被害が近隣市町へ拡大する危険性が大きいいため、正確で迅速な情報の収集と、各防災関係機関への的確な情報提供が必要である。このため町は防災関係機関との連携のもと、災害情報の収集及び連絡活動を実施する。

1 火災通報（総務課）

- (1) 町（消防機関を含む）は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関（警察署、隣接市等）に通報を行う。
- (2) 地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県（危機管理局）に即報を行う。
 - ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
 - イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
 - ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき
 - エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、二次災害の危険性が予想されるとき
 - オ 次の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合
 - (ア) 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの
 - (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
 - (ウ) 住家等へ延焼するおそれがあるもの

2 林野火災通報等連絡系統（総務課、農業産業課）

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりとする。



3 林野火災マップによる情報の連絡（総務課、農業振興課）

町及び関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップ（国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約 1k㎡に区画したもの）を利用する。

[県]

- 1 危機管理局は、火災の規模等が国の定める即報基準に達したとき、また、必要と認めるときは、消防庁に即報を行うものとする。
- 2 森林保全巡視員等は、火災を発見したときは、速やかに地元市町村と消防機関が密に連携をとり、所轄の農林振興局等に通報するものとする。
通報を受けた農林振興局等は、火災の状況を調査するとともに、本庁（自然環境課）に報告するものとする。

[林野庁 九州森林管理局（宮崎森林管理署 都城支署）]

- 1 宮崎森林管理署都城支署職員等は、火災を発見したときは、速やかに所轄の森林事務所、宮崎森林管理署都城支署に通報するものとする。
宮崎森林管理署都城支署は、直ちに地元消防機関に通報するとともに火災の状況を九州森林管理局に報告するものとする。
- 2 九州森林管理局と県自然環境課、危機管理局は、相互に情報交換を行うものとする。

第3節 広域応援活動

林野火災発生時における広域応援活動については、風水害等対策編第3章第5節に準ずる。

第4節 消火活動及び救急・救助活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、町及び消防機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防活動を実施する。

1 地上防衛（総務課、農業振興課）

（1）消火体制の確立

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって延焼速度は速く、第二次火点を作り次々と延焼する。

このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

（2）防衛作戦

現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防衛作戦を展開する。

林野火災の防衛戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。

防衛活動のための消火隊員の進入、展開方法は

ア 延焼方向の側面から進入する方法

イ 焼け跡から進入する方法

ウ 等高線から進入する方法

エ 谷側から進入する方法

オ 山の反対側から進入する方法

がある。風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

（3）地上における消火活動

地上における林野火災の防衛方法には、注水による防衛、叩き消し、土掛けによる防衛、防火線による防衛、迎え火による防衛の方法がある。

火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処

しなければならない。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。

過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。

特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたり燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙が発生して風下に対して公害を発生させる。

雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは、巡視を行い異状発見した場合は直ちに対策を立てる。

2 空中消火（総務課、農業振興課）

(1) 空中消火等の概要

ここでいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

ア 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制を万全に期する。

イ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

空中消火の実施が決定された時点で、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

ウ 空中消火用資機材等

(ア) 水囊

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。

保管場所は、宮崎森林管理署倉庫に中型 2,000 L 型未満 L が 5 基ある。

(イ) 水槽

ナイロン製布地で消火薬剤の場合、貯水槽として使用。容量は2,500ℓである。

(ウ) 消火薬剤

水と混合し、消火薬水を作る。

※混合比 水100ℓに対し、フォレックス1缶(15kg)

(エ) 機材の備蓄の確認をする。

水囊、貯蓄槽、フォレックス(粉末消火薬剤)は、都城市消防局などに備蓄されているので、数量の把握に勤めておく。

エ 空中消火方法

(ア) 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消化剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

(イ) 間接消火法

火線の前方に消化剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

(2) 空中消火の要請基準

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

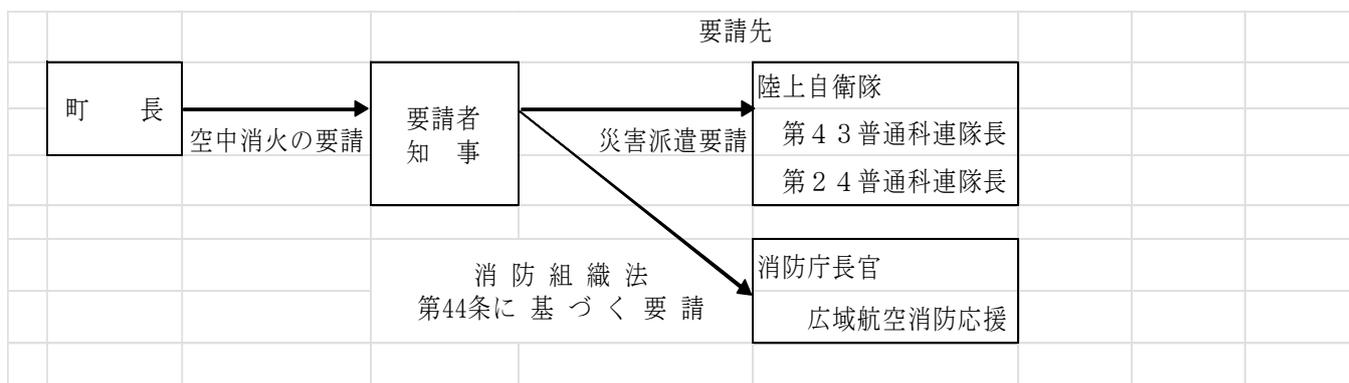
イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(3) 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。



町長から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意志を直接伝達し得る立場の者(副町長等又は消防団長)とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- ア 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- イ 空中消火要請責任者の連絡場所
- ウ 資機材等空輸の必要の有無
- エ 空中消火用資機材等の整備状況

オ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(4) 空中消火の準備

ア 現場の状況等の報告

町長は、本計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

イ 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリポートの設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

ウ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。

また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

エ 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県への応援要請も考慮し、県の資機材保有状況も把握しておく。

オ 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）と連携を保ちつつ輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

カ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水囊への散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防衛活動要員と別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

今後、県防災救急ヘリコプターの導入に伴い、各消防団等で機器の装着、薬剤の溶解作業などを行う必要が生じるため、定期的に訓練を行う。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

(5) 空中消火活動

ア 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現地の消防機関等からの情報収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、町及び県へ報告する。

イ 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水囊を引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

ウ 報告

町は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県（危機管理局）に次の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

(ア) 発生場所

(イ) 発生時間及び覚知時間

(ウ) 空中消火を要請した時刻

(エ) 現場の状況

- (オ) 消防吏員及び消防団員の出動状況
- (カ) その他必要な事項
- (6) 空中消火の実施に伴う経費の分担
 - 次の経費は町の負担とする。
 - ア 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費
 - (ア) 資機材の引渡し及び返納に要する費用
 - (イ) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
 - (ウ) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用
 - (エ) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用
 - イ 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用
 - (ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
 - (イ) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
 - (ウ) 活動のため現地で調達した資機材の費用
 - (エ) その他必要な経費については、事前に協議しておく。
 - ア及びイとも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

3 救助・救急活動（農業振興課、健康管理センター）

林野火災発生時における救助・救急活動については、風水害等対策編第3章第6節に準ずる。

⑨<2.応急> 第5節 医療救護活動

第5節 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、風水害等対策編第3章第7節に準ずる。

⑨<2.応急> 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動については、風水害等対策編第3章第8節に準ずる。

第7節 住民等の避難及び救助対策

林野火災における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

1 入山者等の実態の把握（農業振興課）

- (1) 林業作業期（6月～8月下刈り、10月～11月枝落とし、2月～3月山焼き）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 町が設置している防災行政無線（屋外）等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

2 避難誘導（農業振興課）

避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよう行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

具体的な避難誘導は、風水害等対策編第3章第9節に準ずる。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

林野火災発生時における被災者等への情報伝達活動については、風水害等対策編第3章第16節に準ずる。

第9節 二次災害の防止活動

町は、県その他防災関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行った結果危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

なお、具体的な防止活動については、地震災害対策編第3章第15節に準ずる。

第1章 気象条件と土砂災害

土砂災害の発生には、気象条件との因果関係が大きい。特に、降雨量に大きく左右され、過去の災害歴から見ても、災害発生前の異常気象に基づく降雨量によるものが多い。

台風や大雨（集中豪雨）などの異常な気象条件で大量の雨が降り、地盤面下に浸透し、貯留し、地盤の定着状態を不安定にし、弱くし、その結果崩壊に至るもので、人命、身体、財産に大きな被害をきたすものである。

⑩ 〈1. 気象〉第1節 異常気象と土砂災害

第1節 異常気象と土砂災害

異常気象や台風襲来等の影響による大雨若しくは集中豪雨は、局地的な降雨（量）となることが比較的が多いと思われる。したがって、災害の発生も点々とした発生が特徴的であるが、これは降雨と地盤の定着状況の安定度との関連が深い。

ここでは異常な気象状況となった場合の土砂災害発生前の対応から土砂災害の対策について計画する。

1 気象状況から見た災害の想定

(1) 気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災活動の迅速な立ち上がり及び緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令等の災害応急対策の円滑な実施、ならびに国民の自主的防災行動の適切な実施に資するよう、防災気象情報を適時・的確に発表するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるようしている。(気象庁の防災業務体制から抜粋)

ア 警報・注意報と防災活動との位置付け

気象情報と災害活動

防災活動	災害活動	
	土砂災害	洪水
緊急安全確保 (警戒レベル5相当)	大雨特別警報(土砂災害)、 土砂災害警戒情報 「土砂災害警戒判断、メッシュ情報で危険度が高まっているメッシュ内の土砂災害危険区域等」	大雨特別警報（浸水害） 「洪水ハザードマップの浸水想定地域」
	(土砂災害が発生したとき)	氾濫発生情報
避難指示 (警戒レベル4相当)	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
高齢者等避難 (警戒レベル3相当)	大雨警報(土砂災害)	氾濫警戒情報

イ 警報・注意報の種類

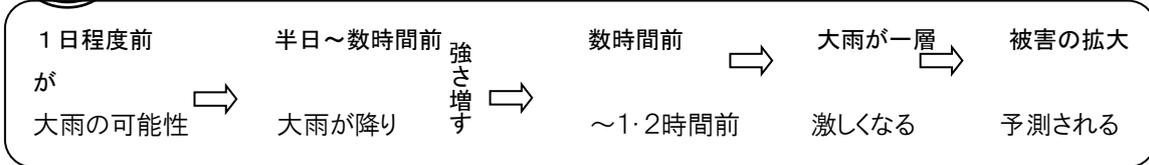
種 類	予想される重大な災害(被害)	説 明
大雨警報	山、崖崩れ、土石流、地すべり、家屋の流失や浸水、道路等の浸水や冠水、陸上交通の障害	発達した低気圧や台風等による大雨によって、重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発令
洪水警報	家屋の流出や浸水、道路等の冠水、陸上交通の障害	大雨や長雨等の現象によって、河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される時に発令
暴風警報	家屋の損壊、農作物の損壊や落果、停電、陸上(海上、空)交通の障害	発達した低気圧や台風の接近時に、非常に強い風や猛烈な風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される時に発令
その他、波浪警報、高潮警報、大雪警報、暴風雪警報等があるが、当地方には特に発令される気象条件が該当しないため、除外することとした。		

(2) 警報・注意報等の気象情報の効果的な活用

低気圧や台風の接近などに伴う大雨や強風により、災害が発生するおそれがある場合、警報や注意報などの防災気象情報に注意し、発表のタイミング、目的等を参考にして、町が行う防災対策の対応や住民の行動計画については、おおむね次のとおりである。

大雨

気象情報と町及び住民の行動



<p>気象台が発表する気象情報</p> <p>大雨に関する気象情報 大雨の可能性が高くなった場合に発表</p>	<p>大雨に関する気象情報 大雨の可能性が高くなった場合に発表</p>	<p>大雨に関する気象情報 大雨の発生のおそれがある場合</p>	<p>大雨に関する気象情報 大雨の状況・予想を適時発表</p>	<p>大雨警報 重大な災害のおそれがある場合 ・大雨の期間 ・ピークの時間帯 ・予想雨量</p>	<p>大雨に関する気象情報 ・激しい現象の発現地域 ・雨量</p>	<p>土砂災害警戒情報 ・警報発表後、土砂災害の危険度が高まった場合</p>	<p>大雨特別警報 重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合</p>
---	---	--------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--	--

町の防災対応

- 必要地域に緊急安全確保発令（警戒レベル5）
- 避難の呼びかけ
- 必要地域に避難指示発令（警戒レベル4）
- 応急体制の確立
- 避難所の準備・開設
- ・要配慮者の避難開始
- ・必要な地域に高齢者等避難
- （警戒レベル3）
- 注意すべき地域の巡視
- 防災無線等で広報開始

住民の行動

- 避難所へすぐに避難する。
- 日頃と変わったことがある時は、役場等に連絡する。
- 危険な場所に近づかない。
- △避難準備をする。
- △非常持ち出し品等の点検をする。
- △避難所等の確認をする。
- △窓や雨戸など家の外の点検をする。
- △テレビ・ラジオから最新の気象情報を手にする。
- △気象情報に気をつける。

詳細な気象状況については、第2編第3章応急対策第1節災害発生直前の対応 1 警報等の伝達（ア）宮崎地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び基準参照のこと。

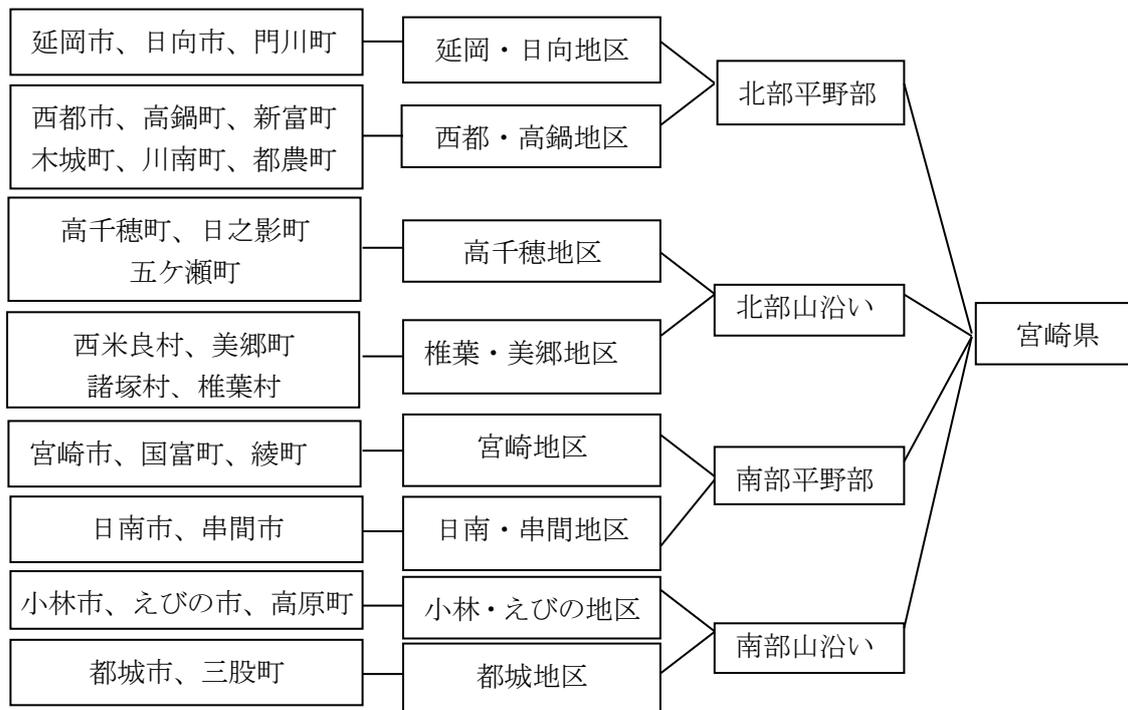
気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民がとるべき行動	警戒レベル	
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	キキクル 災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5	
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞							
↑	土砂災害警戒情報	高潮警報 高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の数時間～2時間程度前	※大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
↑	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
↑	大雨注意報 洪水注意報				第1次防災体制 (連絡要員を配置)		
大雨の半日～数時間前	早期注意情報 (警報級の可能性)				・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1
↑							
大雨の数日～約1日前							

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い。注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

第2節 気象情報の種類と基準

1 市町村等をまとめた地域の名称



※「市町村等をまとめた地域」は、過去の災害が起きたときの気象情報と災害の関係や防災機関が効率的に防災活動を行うことを考慮し、県などの防災機関とも協議して決定した内容で表現され発表される。

2 各特別警報の発表基準

(1) 気象等に関する特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨に成ると予想される場合	
暴風	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 津波・火山・地震(地震動)等に関する特別警報 (※2)

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)※1を特別に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される とき(緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報 に位置づける。)

(※1)噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード:居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

(※2) 従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報という。

3 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測または解析したときであり、「三股町付近で120ミリ以上」というような表現で発表される。

記録的短時間大雨情報の発表基準

発表官署	予報区	1時間雨量(mm)	発表官署	予報区	1時間雨量(mm)
宮崎地方气象台	宮崎県	120	佐賀地方气象台	佐賀県	110
福岡管区气象台	福岡県	110	下関地方气象台	山口県	100
鹿児島地方气象台	鹿児島県 薩摩・大隈 種子島・屋久島	120	熊本地方气象台	熊本県	110
			長崎海洋气象台	長崎県 北部・南部	110
名瀬測候所	鹿児島県 奄美地方	120		長崎県 壱岐・対馬・五島	100

4 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と气象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ

情報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる。警戒レベル4に相当。
 情報内容は、下図のような形で発表される。

宮崎県土砂災害警戒情報 第6号

令和元年7月3日 23時10分

宮崎県 宮崎地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 三股町 国富町 綾町

【警戒解除地域】

高鍋町 新富町

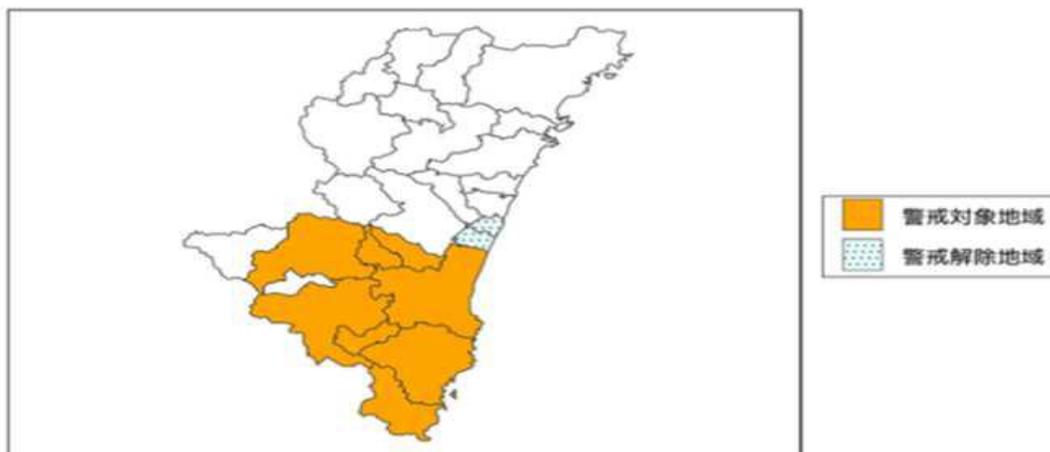
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町村から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。



問い合わせ先
 0985-26-7187 (宮崎県)
 0985-25-4031 (宮崎地方気象台)

5 大雨警報・洪水警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害の危険度分布))	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があると

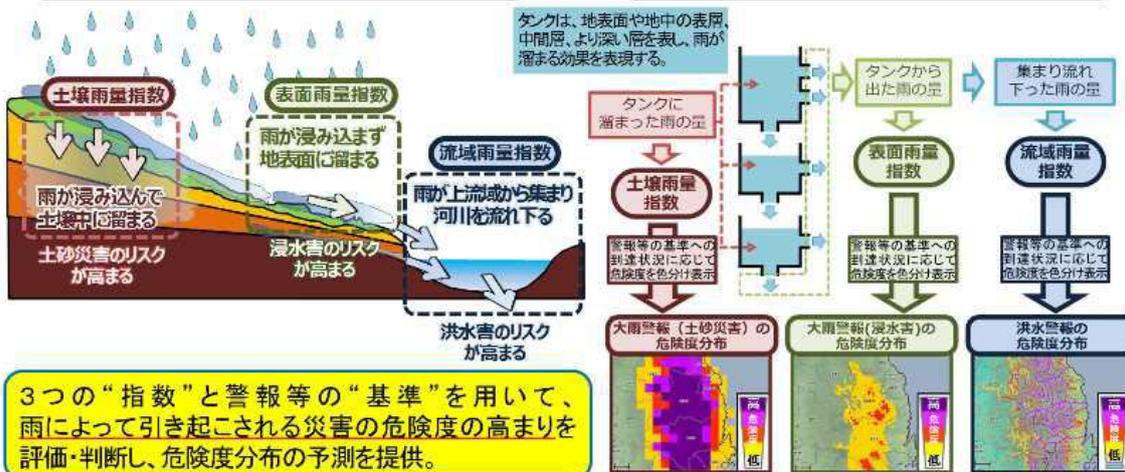
	<p>される警戒レベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

警報の危険度分布

雨によって引き起こされる災害発生の危険度の高まりを評価する技術
 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数と危険度分布

雨によって
 災害のリスクが高まるメカニズムは
 以下の3つが考えられる。

左のメカニズムを“タンクモデル”で表現し
 各々の災害リスクの高まりを“指数”化し
 警報等の“基準”への到達状況に応じて色分け表示。



第2章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

⑩<2. 指定>第1節 土砂災害警戒区域等（指定）

第1節 土砂災害警戒区域等（指定）

町内において、土砂災害等の災害の発生が予想される区域及び場所は、町全域について毎年実施される危険箇所調査において、現況が把握され、崩壊等の危険度が高いものや緊急性のあるものについては、早急な対策が取れるよう関係機関と協議や検討を行っています。また、台風や豪雨による風水害の発生は予測しがたく困難であります。

当町では、過去に土砂崩れで人的、物的損害が発生した事例があり、その度に国や県の補助等の支援を受け緊急に又は年次的に復旧又は補強工事を実施しております。

このたび、土砂災害のおそれがあると思われる地域について、土砂災害警戒区域や特別警戒区域の指定が行われることとなり、当町でもその指定の対象となる地域の箇所が設定されました。

1 土砂災害警戒区域等の定義（総務課）

(1) 土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う地域

(2) 土砂災害特別警戒区域

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制して行く必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う地域

2 土砂災害警戒区域等の指定（総務課）

当町における土砂災害警戒区域等の指定は、毎年、関係機関等の協力を得て実施しており、その調査結果に基づき、危険度に応じてA・B・Cのランク付けをしていたが、令和元年度に県による指定の基礎調査が完了し、令和3年度に区域の指定が概ね完了したことに伴い、従前の調査資料は、データ管理として活用するものとする。

なお、町内の土砂災害警戒区域等の指定箇所は、資料30に記載

参考) 町調査基準

		急傾斜地の基準		地すべりの基準	
要 因		点 数		要 因	点数
		自然斜面	人口斜面		
A. 高さ	10m 以上	7	7	①過去の地すべり災害 (人家半壊程度以上のもの)	1
	10m 未満	3	3		

B. 傾斜度	45° 以上	1	1	A. 記録が残っている	
	45° 未満	0	0	B. 現在も継続して確認できる	2
C. オーバーハング	有	3	3	②C. 陥没、隆起の現象有	4
	無	0	0	③亀裂	
D. 表土の厚さ	0.5m 以上	1	1	D. 常時現れるもの	3
	0.5m 未満	0	0	E. たまに現れるもの	2
E. 湧水等の有無	有	1	1	④F. 崩壊現象のあるもの	2
	無	0	0	⑤G. 地すべり遅滞のもの	1
F. 崩壊等の有無	有	3	3		
	無	0	0		
G. 急傾斜地崩壊防止 工事の技術的基礎	有		0		
	無		3		
H. 構造物等の以上 異常有無	有		3		
	無		0		

急傾斜地のランク

ランク	点 数	
	自然斜面	人口斜面
A	9 点以上	15 点以上
B	6～8 点	9～14 点
C	5 点以下	8 点以下

地すべりのランク

ランク	点 数
A	5 点以上
B	4 点・3 点
C	2 点以下

第2節 土砂災害に対する基本方針

土砂災害警戒区域等に対する砂防事業は、国、県などの協力を得ながら年次的に進められているものの、すべてが完了するまでには相当な年数がかかると思われます。

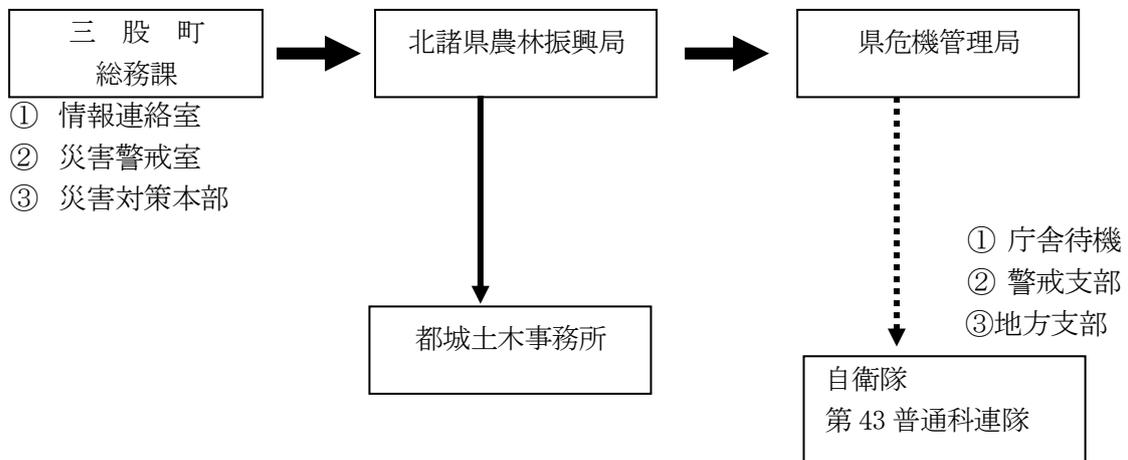
また、近年は累加雨量が1,000mmを越す局地的な集中豪雨も報告されており、砂防事業が完了した個所においても油断できない状況です。

三股町では土砂災害に関する情報収集に努め、町民の安全を確保するために高齢者等避難の発令を積極的に発令するための基本方針を次のとおりとする。

1 避難指示等の発表にかかる基本方針（総務課、全課）

段 階	内 容
第1段階 (情報収集)	気象情報（警報）により、直ちに情報連絡部を設置し、情報の収集、連絡にあたる職員による警戒・監視体制に入る。
第2段階 (高齢者等避難の決断)	1 風雨が激しくなり、被害の発生が予測される場合には、災害警戒室を設置し事業課（都市整備、環境水道、農業振興課）待機体制をとり、消防団長に消防団員の詰め所での待機態勢を要請し、町内全域の警戒にあたる。 2 土砂災害発生予測情報や土砂災害警戒情報をもとに高齢者等避難を発するとともに、関係機関及び関係課（福祉課等）と連携し、要配慮者などの早期避難を促す。
第3段階 (避難指示・緊急安全確保)	非常災害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、町民の避難に万全を期すため、職員及び消防団は災害活動に従事し、事態に即応した任務を遂行する。

2 災害発生時の連絡及び応援体制（総務課・全課）



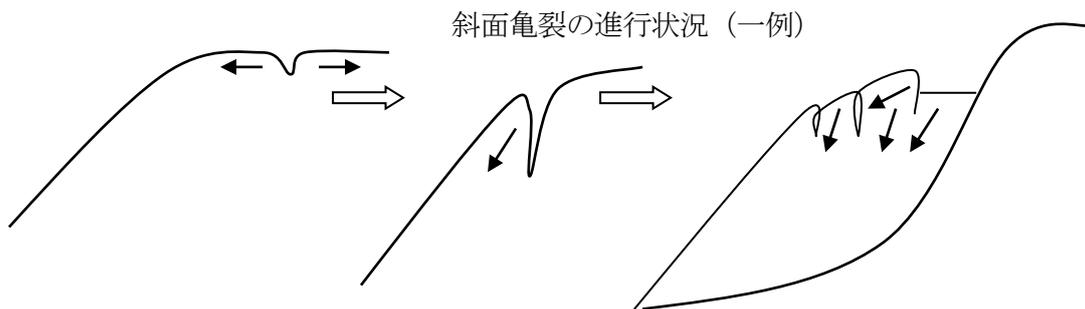
第3節 土砂災害発生の予測現象

土砂災害の発生の予測は、気象の状況や災害発生危険区域の観測により、予測することが可能な災害でもある。しかし、予測はあくまでも、人による総合観察の判断であり、絶対的ではない。気象情報の収集や災害発生が予測される場所の降雨状況など、重点的な個別状況の点検及び確認が不可欠である。一般に土砂災害の危険は、降り始めからの降雨量が230mm程度と言われ、この段階で災害発生を予測し、避難やその他の対策を講じる判断をすることが重要となる。

1 土砂災害発生の予測（前兆現象の把握）の方法・・・一次災害発生の予測

(1) 斜面上方の亀裂

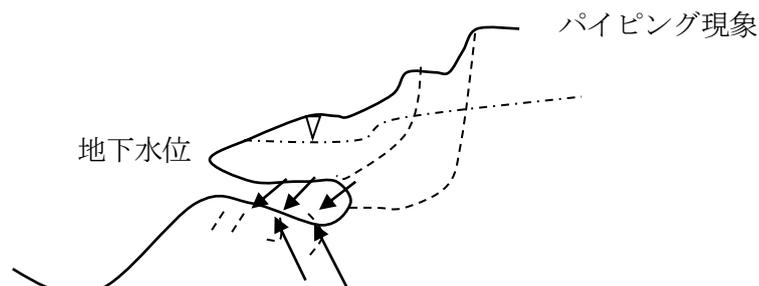
斜面の変状は、最初、斜面上部に下部の方向から引っ張られた形で亀裂—引張亀裂—が現れる。したがって、斜面上方に生ずる亀裂は崩壊の前兆である。——（この亀裂に雨水等が入ると崩壊を起こすことになるので、シート等で亀裂を保護する。）



(2) ガリー浸食、パイピング現象

シラス（火山碎屑物）、山砂その他砂質土やシルト（砂と粘土中間の細かさの土）質の浸食に弱い土砂斜面では、降雨による表水面でガリー（割れ溝）が発生する。これをガリー浸食という。ガリーができると表水面がそこに集中して流れるようになるため、ガリーが深く大きくなり、ついにはガリーにはさまれた部分が崩壊する。

また、土砂に、特に砂質土の斜面で湧水がある場合、パイプ状の穴が形成され、ここから水に崩された砂質土が流出し、穴が拡大して崩落に至ることがある。これをパイピング現象という。



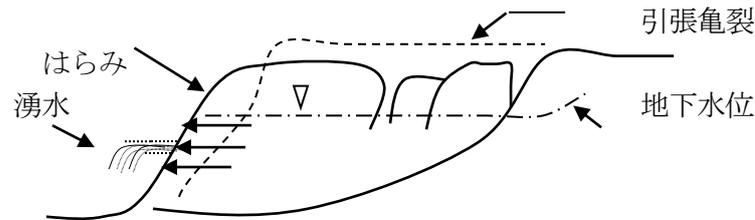
(3) 斜面のはらみ

斜面の横からみて、凸状の湾曲部が発見され、かつ

① 凸状部の下方に湧水がある。

② 凸状部の上方に引張亀裂がある。

場合は、斜面にはらみが発生したもので、崩壊の前兆である。



(4) 湧水の濁り等

通常、雨が降っても変化がなかった湧水で、

① 湧水量が増え、濁りがひどくなる。

② 湧水量が急に減り、時には止まる。

③ ①と②の現象と同時に、湧水付近の濡れた部分が崖面の上の方に広がる。

場合は、崩落の前兆として重要な監視対象である。

(5) 斜面上の浮石、斜面からの小石の落下及び樹木のゆれ

崩壊直前には、一般に斜面上の浮石が発生し、小石がパラパラと落ちる現象がある。

これは、斜面にかなりのひずみが起こり、その結果小石が落下するもので、特に降雨時にこの現象が現れたら要注意である。その他、樹木が揺れ動くなどの現象も知られている。

(6) 斜面からの異音

崩壊直前には、岩石が破壊されたり、木の根が切れたりすることにより、大きな音がすると言われている。

土砂災害 危険を感じたら早めに避難を行う。

土石流

溪流に堆積している土砂や石が集中豪雨などによって、水と混ざりあい津波のように流れ落ちるもので、一般的に山津波とよばれています。また、その速度も早く一瞬のうちに、人家や田畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

粘土質など滑りやすい土質を境に、その上部の地面が動き出し、斜面の一部がゆっくりと滑り落ちることを言います。比較的傾斜が緩い斜面でも発生することがあり、広範囲にわたり被害を及ぼすこともあります。



がけ崩れ

地面にしみ込んだ大量の水分が土の抵抗力を弱めて急に斜面が崩れ落ちることを言います。また、崩れ落ちる速度も速く、人家の近くで起こると人命にかかわる被害になることがあります。



土砂災害への備え

○このような雨には注意を

- *20mm以上の雨が1時間以上降り続くとき。
- *降り始めてから100mm以上の降雨量となるとき。
- *台風や前線による集中豪雨のとき。



○土砂災害の避難方法

土砂の流れは速いので、流れる土砂を背にして逃げるのは危険です。土砂の流れる方向に注意し、その流れに対して直角に避難して下さい。

土砂災害が発生する恐れのあるところは、豪雨が予想され、災害の前兆に気づいたら早めに避難しましょう。どうしても避難できないときは、最上階へ移動して下さい。



○このような現象が起これば要注意

*土石流

- (1) 流れが急に濁り、流木が混ざる。
- (2) 山鳴りがする。
- (3) 降雨が続くのに、溪流の水位が減る。

*地すべり

- (1) 沢や井戸の水が濁り始める。
- (2) 斜面から急に水がわき出す。
- (3) 斜面や地面にひび割れができる。

*がけ崩れ

- (1) がけにひび割れができる。
- (2) 小石が落ち、がけが崩れだす。
- (3) がけから急に水がふき出す。



深 層 崩 壊

深層崩壊とは・・・特徴は・・・

山の斜面崩壊のうち、表層土とともに 2mから数十メートルの深さの岩盤が崩れ落ちる現象で、降雨や融雪、地震などに伴って発生する。雨水が風化した岩盤のひび割れなどから浸透、水圧が高まるなどして一気に崩壊するため、通常の土砂災害と異なり、豪雨の数日後に発生する場合もある。総降雨量が 400mm を超えると増加するという指摘もある。

基準の 設定	深層崩壊の危険度の解析要件 (1) 1868 年以降に深層崩壊が発生した 122 箇所の分析 (2) 水が集まりやすく、斜面の傾斜が急な場所 (3) 地形が隆起している場所
危険度の 分類	これらの条件を分析して、1868 年以降の深層崩壊の平均発生件数と比較して危険度を判定、平均発生回数(1 平方万キロメートルあたり 0.3 回を基準値として比較
特に高い	危険度が 5 倍以上の地域
高い	危険度が 1 倍以上 5 倍未満の地域
低い	危険度が 0.1 倍以上 1 倍未満の地域
特に低い	危険度が 0.1 倍未満の地域

【都道府県別の発生頻度の順位】

都道府県別にみると「特に高い」とされた面積が最も大きかったのが長野県で 48%、次いで本県が 38%、奈良県が 34%であります。

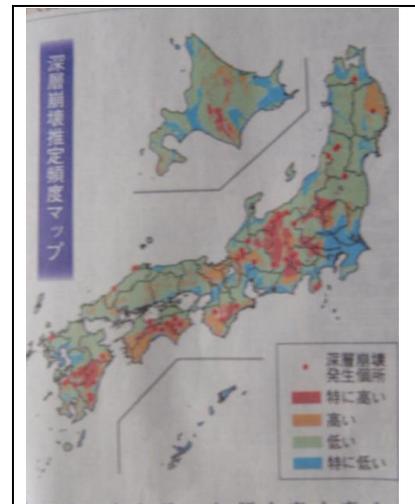
(本町は日南市との境界にかけて特に高い地域にあたると思われる。)

【深層崩壊の特徴】

一般的にがけ崩れや土石流は、高さ 0.5～2 m の表層崩壊が多いが、深層崩壊は岩盤ごと崩れるため、被害規模が大きくなりやすい特徴がある。

【過去の深層崩壊の災害暦】

- ・ 1997 年 鹿児島県出水市 21 人死亡
- ・ 2003 年 熊本県水俣市 15 人死亡
- ・ 2010 年 鹿児島県始良市 2 人死亡



国土交通省が発表した崩壊頻度マップ

第4節 土砂災害警戒区域の要件

町内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、災害発生のおそれが著しく高いと判断される風雨等、異常な気象状況であると思われるときは、速やかに情報の収集を行い、必要に応じ関係機関及び区域内に居住する者等に伝達し、今後の避難や救助に関する指示等に備えるよう、災害予防に万全を期すものとする。

警戒区域の要件（総務課・都市整備課）

土砂災害防止法施行令第2条の規定により、土砂災害の危険個所について、下記の条件事項に該当するものは警戒又は特別警戒の指定を行い、より一層の防護対策の対象とされた。

1 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（総務課・都市整備課）

■ 急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地すべり

- ① 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりのおそれのある区域）
- ② 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

2 情報の収集及び区域内住民への伝達（総務課・全課）

町長は、災害発生が予想されるような異常な気象状況と思われるときは、災害警戒室又は災害対策本部を速やかに設置し、関係機関等から詳細な気象情報や注意報・警報等及び今後の推移についての予報などの情報を収集し、警戒区域にかかる情報については、職員を現場に派遣し、若しくは地域の消防団員に要請し、区域内の住民や付近の者から警戒区域内の詳細な情報収集を行うものとする。

第5節 土砂災害特別警戒区域の要件

土砂災害特別警戒区域の要件は、土砂災害防止法施行令第3条の規定により、土砂災害の危険個所について、下記の条件事項に該当するものは土砂災害特別警戒区域の指定を行い、より一層の安全対策及び防護対策の強化が必要とされた。

1 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（総務課・都市整備課）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域

*ただし、地すべりについては、地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建築物に作用したときから30分間経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域

2 土砂災害特別警戒区域の安全対策（知事の承認・勧告）（総務課・都市整備課）

（1）特定開発行為に対する許可制【土砂災害防止法 第10条】

土砂災害特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設といった要配慮者施設の建築のための開発行為は、土砂災害を防止するための自ら施行しようとする対策工の計画が、安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと県知事が判断した場合に限って許可される。

（2）建築物の構造の規制【土砂災害防止法 第24条、25条】

土砂災害特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすための基準になっているかについて、確認の申請を提出し、建築主事の確認を受けなければならない。

（3）建築物の移転等の勧告及び支援措置【土砂災害防止法 第26条】

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、知事は必要に応じ勧告することができる。

第3章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の安全対策

⑩<3. 安全対策>第1節 土砂災害警戒・特別警戒区域の安全

第1節 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の安全

気象の状況が、当該警戒区域における災害の発生のおそれが著しく危険であると判断される異常な状態となり、気象台やその他関係機関からの情報収集の内容によっても、安全確保のために退避又は避難の措置が必要となった場合は、速やかに住民や関係団体に伝達し、活動を開始する。

1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の住民の安全確保（総務課・全課）

土砂災害警戒区域等に居住する住民やその他関係のある住民には、退避又は避難の指示等の伝達・広報等ができる体制を速やかに確立する。住民の安全確保のために災害警戒室若しくは災害対策本部の設置の準備を行う。

2 情報の収集及び区域内住民への伝達（総務課・全課）

町長は、災害発生が著しく危険な状況であると判断されるような異常な状況となったときは、災害警戒室又は災害対策本部を設置し、気象台やTVなどの報道内容、又は関係機関から詳細な気象の情報や注意報・警報等の発令及び今後の推移についての予報などの情報を収集し、住民に伝達するために情報の整理を行う。

災害警戒区域等にかかる情報については、職員を現場に派遣し、若しくは地域の消防団員に要請し、区域内の住民や付近の者から警戒区域内の詳細な情報収集を行う。

また、自力避難の困難な住民等の存在や生活状況について、消防団など救助の要請を行う予定の機関には、早めにその状況を伝達する。

3 土砂災害警戒区域・特別警戒区域にある公共施設の安全対策（都市整備課・教育課）

土砂災害警戒区域内にある公共施設（公民館、保育所、学校等）の使用について、災害発生のおそれがあると判断される場合は、町が災害対策本部を設置した時点で、使用の制限若しくは使用禁止とし、利用者等がいる場合は速やかに他の安全な施設等に移動をさせる等の措置をもって安全確保を図る。

4 災害警戒室、災害対策本部の設置等関連する活動要領（総務課・全課）

災害警戒室及び災害対策本部の設置並びに活動要領は、第2編第3章、第4章により、災害発生直前の活動から災害活動、救急救助活動、復旧・復興まで一連の活動方針は準じて行うものとする。

5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（総務課）

三股町内における、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定については、資料30に記載

第4章 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の避難対策

⑩<4. 避難対策>第1節 土砂災害警戒・特別警戒区域の避難

第1節 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 の避難指示・緊急安全確保等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における避難に関する、高齢者等避難等の要件について述べるとともに、避難後の区域内の安全と防犯に至る対策について作成する。

【共通事項】

1 高齢者等避難（総務課）

町民に対し、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合は、「高齢者等避難」を発表する。なお、前兆現象が確認されたときは、災害による被害を最小限に軽減するために、「避難指示」を発し、住民の避難を求めるものとする。

住民は危険性を認識し、自主的な退避や今後の状況を考慮し、最小限の生活用品、身のまわり品、食料などの準備を行うなど、避難に備えるものとする。

特に、自力で避難ができない者（避難行動要支援者）は、支援者等の協力を得て高齢者等避難が発表されたときは、速やかに避難を開始するなどの行動が望まれる。

2 避難指示

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の住民等に、土砂災害警戒情報が発表され、引続き増水や土砂災害の発生の危険が著しいと判断されるような場合は避難指示を行う。

【注】土砂災害の発生の危険が著しいと判断されるような要件

- (1) 急傾斜地に亀裂が確認されるが、亀裂がまだ小さく、気象の状況が緊迫した状況ではない。
- (2) 亀裂の個所が数ヶ所となり、かつ、時間を追って大きくなりつつあることが確認されるような場合、気象の状況によらず危険性が著しいと判断する。
- (3) 湧水のある場合、水量の増減にはあまり変化はないものと思われるが“にごり”が生じた時には、地盤が不安定になっている場合があるので危険である。
- (4) その他、収集した情報から判断される場合

3 緊急安全確保

現に、警戒区域内の住宅付近の一部又は住家に直接被害を及ぼすような崩壊が生じ、道路の路肩等に崩壊があり、生活道路が寸断され確保できない場合、その他土砂災害による被害の拡大のおそれがあり、住民の生命、身体に多大な影響を及ぼすと判断さ

れるときは、緊急安全確保を出し、ただちに命を守る行動をとらせる。

4 共同避難及び協力の要請 (総務課)

避難に関する行動にあたり、住民は町が行う広報や警報に注意し、区域内の住民が協力し合って、避難し、救助し、安全な場所への移動を速やかに行う。なお、区域内に自力の避難ができない人や寝たきりの人などの情報があるときは、遅滞なく町職員、消防団員、警察官に通知し、避難への協力を行うものとする。

5 避難所での活動 (総務課・教育課他)

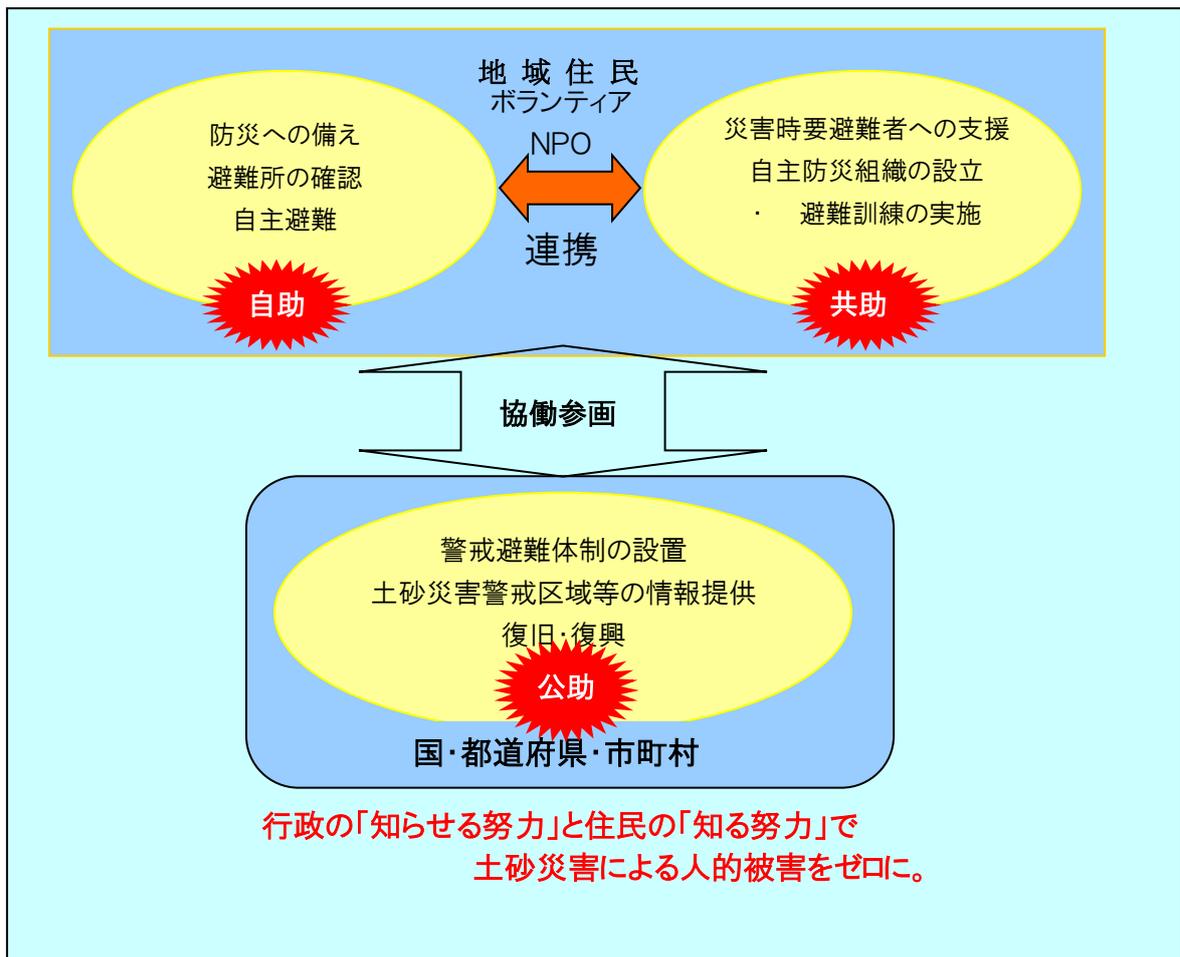
避難所における住民への活動は、第2編 第3章 第9節、第10節の定めるところにより適切かつ迅速に行うものとする。

6 その他 (総務課)

土砂災害に備えるために・・・

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日ごろの備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民一人ひとり、土砂災害に対する確かな判断をし、行動するために、行政は専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。



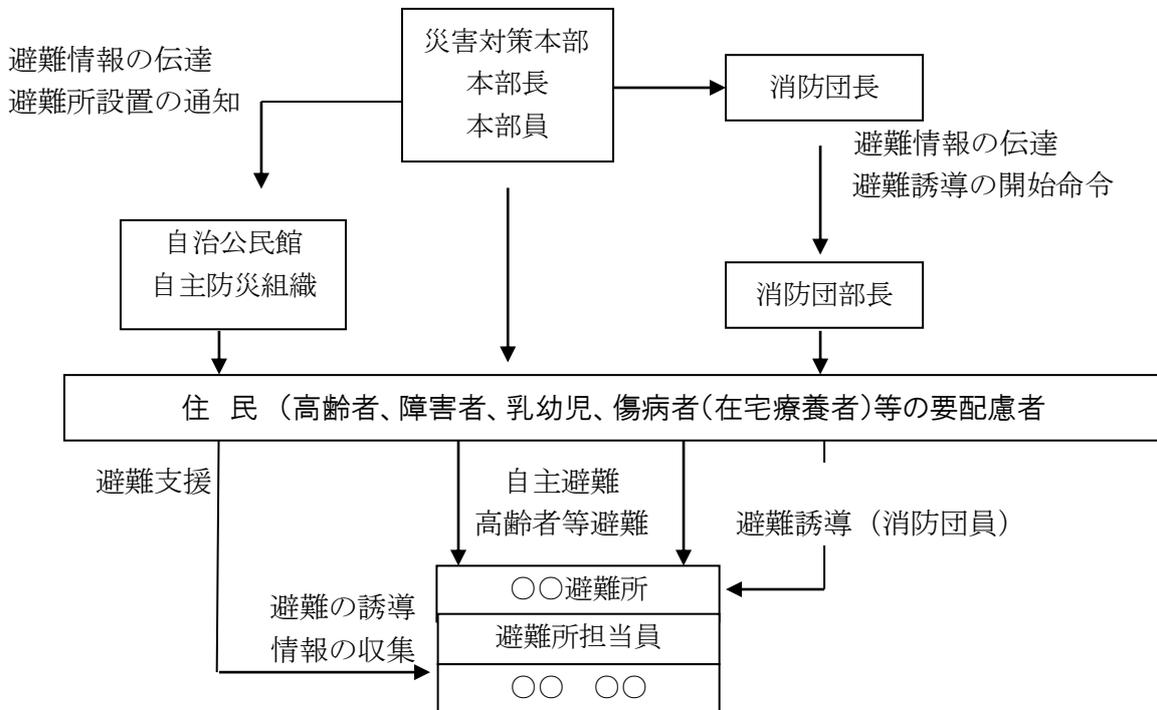
第2節 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の 避難体制と避難計画

災害時の避難は、自主避難、高齢者等避難及び避難指示に大別し、住民の安全確保に万全を期するものとするが、避難情報を発令する場合は住民の生命、身体及び財産に著しく損害をもたらすと判断される状況では、発令の主旨について住民の理解を得ることが必須であり、むやみにトラブルとならないよう配慮することとする。

1 避難の伝達系統【組織編成】 (総務課)

避難所開設決定＝避難所担当者配置

避難所開設の通知



*図上は、一方向の系統を表示しているが、同系統に従って報告、連絡等の相互連絡体制とする。連絡方法は、無線、電話その他災害時に使用可能なもの。

2 降雨量と避難開始判断 (町長・総務課)

降り始めからの降雨量が 230mm 以上になると、災害発生の危険があると推測される要件と言われている。この降雨量と今後の降雨の予測をもって、避難を判断する。

3 土砂災害警戒及び特別警戒区域の避難 (町長・総務課)

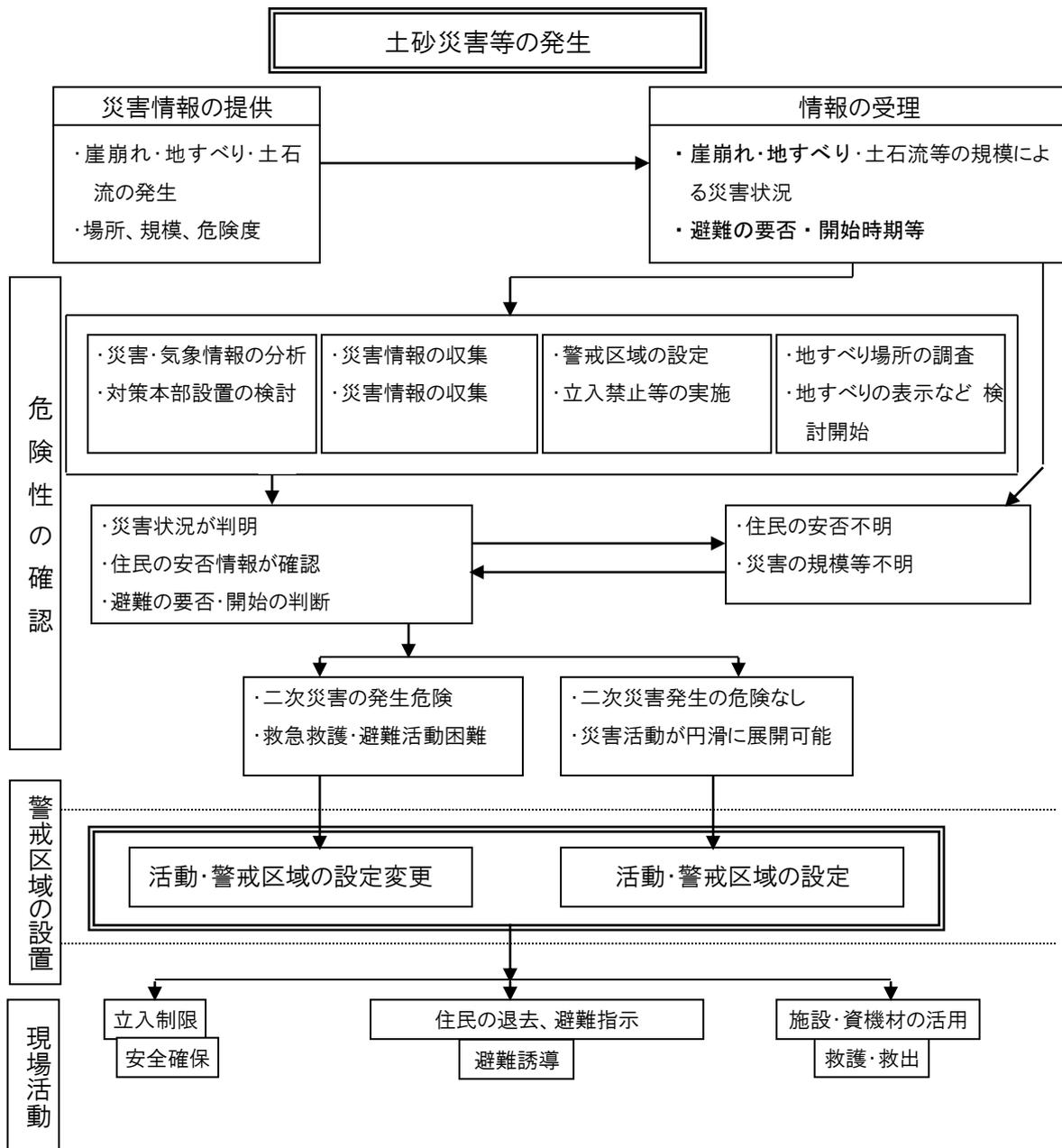
警戒区域内の避難は、気象状況と地形的条件を加味し、早めに判断し、避難情報として広報する。

特に、要配慮者等の避難については、判断する時期を失しないようにする。

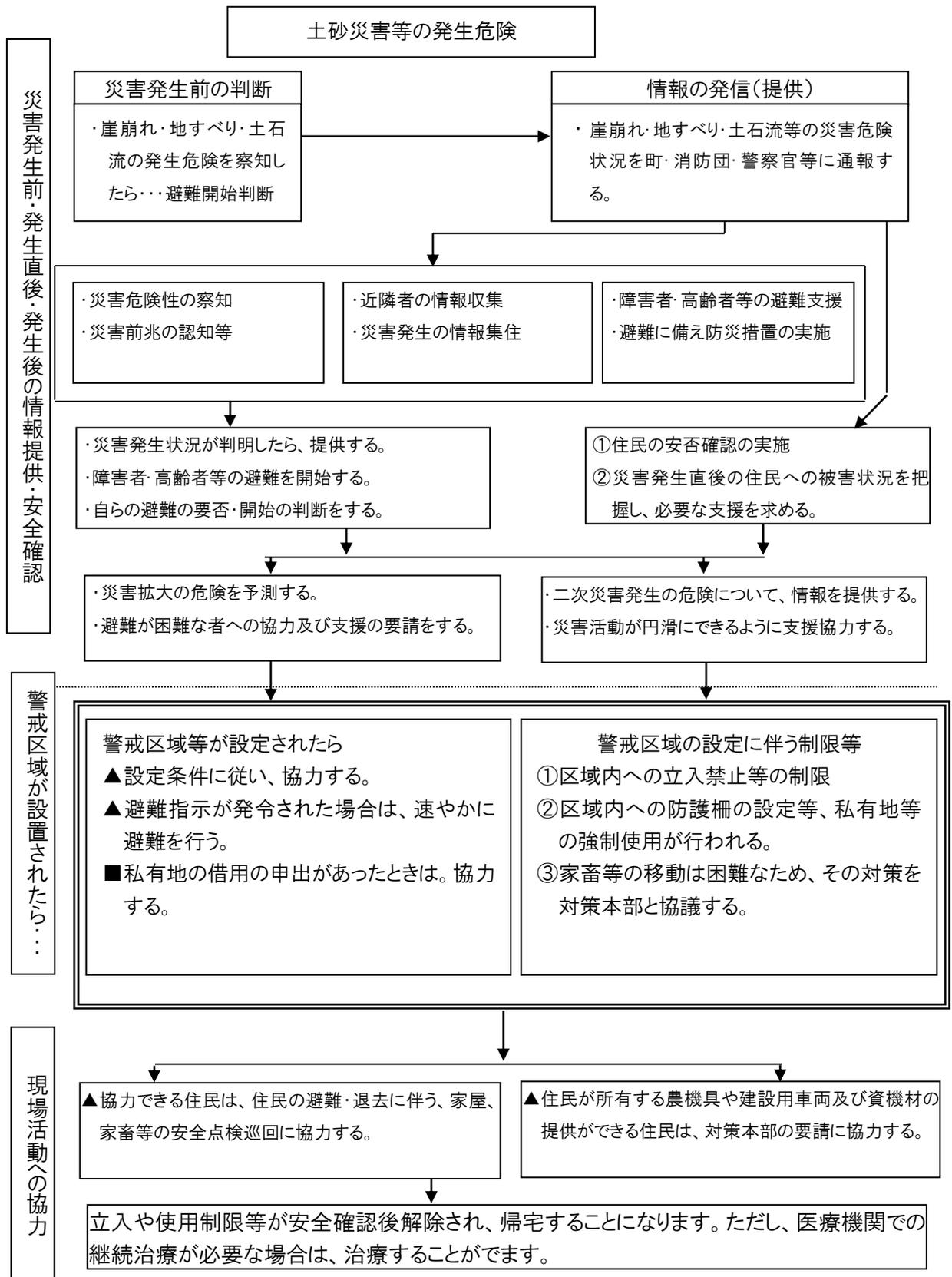
第3節 災害時の措置及び行動フローチャート

土砂災害発生時の住民の安全かつ迅速な避難を展開するためには、町の危機管理上、措置のあり方はもちろん、地域住民の危機への認識や行動によって左右されると考える。災害発生時の避難前後の行動を以下に図示する。

1. 避難フローチャート（対策本部）



2 避難フローチャート（住民の行動）



第5章 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の予防措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物等に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると求められる区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行なわれている。

⑩<5. 予防措置>第1節 特定開発業者に対する許可規制

第1節 特定開発業者に対する許可規制

特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するための自ら施工しようとする対策工の計画が、安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと県知事が判断した場合に限って許可されることとなる。(土砂災害防止法 第10条)

(都市整備課)

⑩<5. 予防措置>第2節 建築物の構造の規制

第2節 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物等については建築確認の制度が適用される。区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要となった。(土砂災害防止法第24・25条)

(都市整備課)

第3節 建築物等の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について県知事は勧告を行うことができる。なお、特別警戒区域内の施設設備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、融資制度が存在する。(土砂災害防止法 第26条) (都市整備課)

1 住宅金融公庫の融資(住宅金融公庫法 第17条)

地滑り等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取引等に必要な融資を受けることができる。

2 住宅・建築物耐震改修等事業にかかる補助(住宅局所管補助制度)

特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅(既存不適格住宅)を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設に伴うものに対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助される。

(*平成18年度より「がけ地近接等危険住宅移転事業」を住宅・建築物耐震改修等の事業に統合)

3 土砂災害のおそれのある区域からの移転促進のための税制(地方税法附則、第11条(同法施行規則附則第3条の2の22))

(内容)土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を5分の1控除する。(提供期限:平成20年3月15日まで)

- (要件)
- (1) 土砂災害特別警戒区域外への移転であること。
 - (2) 住宅・建築物耐震改修の補助を受けていること。
 - (3) 既存不適格建築物であること。
 - (4) 建築物の除去を行なうこと。

4 日本政策投資銀行の融資(日本政策投資銀行法 投融資指針)

(1) 土砂災害特別警戒区域の開発にかかる防災対策

土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域内のがけ地等を含む区域における土砂災害の防止に関する設備事業に対し、整備区域とその周辺的安全性が確保されることを条件に、用地取得費及び造成費について融資が受けられる。

(2) 建築物(学校及び医療施設)の土砂災害特別警戒区域への移転

土砂災害特別警戒区域内の医療施設や一部の学校について、区域外への移転によって土砂災害に対する安全を確保する行為の用地取得費及び工事費について融資が受けられる。

融資機関	金利	融資比率
日本政策投資銀行	政策金利 I	30%

⑩< 5. 予防措置>第4節 宅地建築取引に係る措置

第4節 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特別の開発行為において、県知事の許可を受け取った後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結をすることができない。当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発の許可について、重要事項の説明を行なうことが義務付けられている。(宅地建物取引業法第33条、35・36条) (都市整備課)

第1章 火山噴火の状況

⑪ 〈1. 火山噴火の状況〉第1節 火山活動の概況

第1節 火山活動の概況

当町域は、火山と町域の境界が隣接しているところはないが、南西の方角に桜島を、西側に霧島山を仰ぎ見ることができる地域に位置している。

火山の噴火活動による降灰は、桜島の噴火活動により今まで幾たびとなく経験しているところであるが、これまで降灰による災害や被害の発生はなく、特に噴火を意識する対策等の経験はない状況であった。

しかしながら霧島山（新燃岳）で、平成23年1月中旬から噴火活動が活発になり、同月26日午後から本格的なマグマ噴火に移行し、噴煙が上空2,000メートルに達した。

翌27日には、最初の爆発的噴火が発生するなど活発な火山活動となった。これらの噴火では、風向きが北西の風が多かったため、都城市や当町の方向に大量の降灰があり、住民の生活に大きく影響を及ぼした。

このたびの噴火を教訓とし、噴火による降灰に関する対策等を十分に立て、普段から対策及び処理等について準備しておくことが重要と考えられるところである。

霧島山系の概要

霧島山は、宮崎・鹿児島県境に位置する加久藤(かくとう)カルデラの南縁部に生じた玄武岩・安山岩からなる小型の成層火山・火砕丘等であり、20を超える火山帯が識別できる。

成層火山としては甕岳、新燃岳、中岳、大幡山、御鉢、高千穂峰などがあり、火砕丘としては韓国岳、大浪池などがある。山体の大きさに比べて大きな火口をもつ火山が多い。また、大浪池、大幡池、御池、六観音池など多くの火口湖がある。霧島山の南西側山腹には温泉・地熱地帯があり、現在、えびの高原の硫黄山は火山活動が再び活発化している。

有史以後の活動は、主に御鉢と新燃岳(底部に火口湖)で噴火を繰り返してきた。御鉢は霧島火山中、最も活動的な火山であるが、1923(大正12)年の噴火以降は噴火の記録はない。新燃岳では2008(平成20)年から2010(平成22)年にかけて小規模な噴火が続き、2011(平成23)年に本格的なマグマ噴火が発生し、都城市、三股町などで大量の降灰があった。その後も、新燃岳の火山活動は継続している。



霧島山の位置関係(手前から、韓国岳、大浪池、新燃岳、御鉢、高千穂峰)

新燃岳の位置

○新燃岳及び高千穂の峰（御鉢）1999年以降の噴火活動等の記録

- ◇1999(平成 11)年 11 月 新燃岳を震源とする火山性地震増加。また 12 月に火山性微動が発生し、その後 12 月中に 20 回発生。
- ◇2003(平成 15)年 御鉢で時々火山性微動が発生。12 月 12 日には、継続時間 9 分の微動が発生し、翌日に御鉢火口内で新しい噴気孔が確認された。噴気は時々火口縁を越えた。
- ◇2004(平成 16)年 御鉢で 1、3、11 月に火山性微動発生。噴気は時々火口縁を越えた。翌年も時々、火山性微動発生。
- ◇2006(平成 18)年 新燃岳で火山性微動、火山性地震。御鉢で時々火山性微動発生。噴気は時々火口縁を越えた。御鉢の火山性微動は翌年も時々発生
- ◇2008(平成 20)年 新燃岳で 8 月 22 日小規模噴火。小林市方面へ降灰。
(8 月 22 日：噴火警戒レベル 2 へ引上げ) (10 月 29 日：噴火警戒レベル 1 へ引下げ)
- ◇2010(平成 22)年 新燃岳で 3 月 30 日と 4 月 17 日にごく小規模噴火
新燃岳で 5 月 6 日から火山性地震多発。その後、5 月～7 月にかけてごく小規模～小規模噴火を繰り返した。
(3 月 30 日：噴火警戒レベル 2 へ引上げ)
(4 月 16 日：噴火警戒レベル 1 へ引下げ) (5 月 6 日：噴火警戒レベル 2 へ引上げ)
- ◇2011(平成 23)年 新燃岳で 1 月 19 日、22 日ごく小規模噴火をしたのち、26 日にマグマ噴火に移行。27 日午後 3 時 41 分には爆発的噴火が発生するなど噴火活動が活発で、都城市、三股町など広範囲に大量の降灰があった。]
その後も同年 9 月 7 日まで断続的に噴火や爆発を繰り返した。
(11 月 26 日：噴火警戒レベル 3 への引き上げ) (1 月 31 日：噴火警戒レベル 3 切り替え)
(2 月 1 日：噴火警戒レベル 3 切り替え) (3 月 22 日：噴火警戒レベル切り替え)
- ◇2012(平成 24)年 (平成 24 年 6 月 26 日：噴火警戒レベル 3 切り替え)
- ◇2013(平成 25)年 (平成 25 年 10 月 22 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き下げ)
- ◇2017(平成 29)年 新燃岳で 10 月 11 日に小規模な噴火が発生し、13 日まで継続した。10 月 14 日に噴火が再開し、17 日まで継続した。(5 月 26 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ) (10 月 5 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ) (10 月 11 日：噴火警戒レベルを 3 へ引き上げ) (10 月 15 日：噴火警戒レベル 3 切り替え) (10 月 31 日：噴火警戒レベル 3 切り替え)

- ◇2018(平成 30)年 御鉢で火山性地震が 2 月 9 日から 16 日にかけて一時的に増加した。また、継続時間の短い火山性微動も 2 回発生した。新燃岳で 3 月 1 日に噴火が再開し、3 月 6 日には 2011 年 3 月 1 日以来の爆発が発生した。また、3 月 9 日には溶岩が火口の北西側に流出しているのが確認された。なお、6 月 28 日以降噴火は観測されていない。(3 月 1 日：噴火警戒レベル 3 切り替え) (3 月 10 日：噴火警戒レベル 3 切り替え) (3 月 15 日：噴火警戒レベル 3 切り替え) (6 月 28 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き下げ)
- ◇2019(平成 31 年、令和元)年 (1 月 18 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ) (2 月 25 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ) (4 月 5 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ) (11 月 18 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ) (12 月 20 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ)
- ◇2020 (令和 2) 年 (新燃岳で火山性地震が増加、1 月 2 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ) (12 月 11 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ) (新燃岳で火山性地震が増加、12 月 25 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ)
- ◇2021 (令和 3) 年 (3 月 1 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ)
- ◇2022 (令和 4) 年 (新燃岳で火山性地震が増加、3 月 27 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ) (8 月 19 日：噴火警戒レベルを 1 へ引き下げ)
- ◇2024 (令和 6) 年 (新燃岳で火山性地震が増加、12 月 12 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き上げ)
- ◇2025 (令和 7) 年 (山体の膨張を示す地殻変動発生、3 月 30 日：噴火警戒レベルを 3 へ引き上げ) (警戒範囲を 4 km から 3 km へ縮小、4 月 2 日：噴火警戒レベル 3 を切り替え) (5 月 27 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き下げ) (6 月 22 日噴火、6 月 23 日：噴火警戒レベルを 3 へ引き上げ) (10 月 17 日：噴火警戒レベルを 2 へ引き下げ)
- ◇2026 (令和 8) 年 2 月 1 日現在 噴火警戒レベル 2 継続中

⑪ 〈1. 火山活動〉第 2 節 火山の噴火活動

第 2 節 火山の噴火活動

前述のとおり、本町は火山には隣接していないが、平成23年1月に霧島山（新燃岳）で火山活動が始まり、同年1月26日にはマグマ噴火に移行し、翌27日には爆発的噴火も発生するなど火山活動が活発化した。噴火活動に伴い、都城・三股方面に多量の降灰があり、住民の生活に大きな影響を及ぼした。

桜島を始め霧島山などで、噴火など活火山特有の現象が継続的に観測されているという状況は、降灰被害や火山灰の堆積による土石流等も考慮し、準備を整えておく必要がある。

霧島山（新燃岳）



噴火の状況 (2018 年 3 月 6 日)



流出した溶岩 (2018 年 3 月 6 日)

第2章 火山災害予防対策

①〈2. 予防〉第1節 火山灰による災害の予防対策

第1節 火山灰による災害の予防対策

火山灰による本町への影響を考慮し火山災害の予防対策として、桜島や霧島山等の噴火による降灰が発生した場合を想定し、農畜産物等への被害を予測した予防対策を行う。町民への生命、身体への直接的な被害の発生はないものと判断している。

災害予防の計画

1 火山活動の監視

九州・山口県では、18の活火山があり、気象庁では、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島等で、噴煙や噴出物などを観測する高感度カメラ、空振計や地下のマグマの動きなどを観測する地震計、地殻活動を観測するGPS、傾斜計を用いて常時監視している。

観測の結果は、気象庁ホームページなどで公表し、火山活動の状況により、噴火予報や噴火警報が発表される。そのほか火山現象に関する情報として、噴火に関する火山観測報、降灰予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料などが発表される。

これらの情報収集を適時行い、火山の噴火等による災害予防対策を行うことが重要となる。

2 噴火予報・噴火警報と噴火警戒レベル

気象庁では、全国の活火山に対し、噴火災害の軽減を目的とした噴火警報及び噴火予報を発表している。

噴火警戒レベルを導入した火山では噴火レベルを噴火予報や噴火警報に付加して発表している。

(噴火警報、噴火予報、噴火警戒レベルの説明)

気象庁は、平成19年12月1日より噴火災害軽減のため噴火警報及び噴火予報の発表を開始した。噴火警報及び噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。

このうち噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。噴火予報は、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれのない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。噴火警報、噴火予報は報道関係、都道府県、市町村等を通じて住民に知らせる。

また噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分して噴火予想・警報に付して発表する。

霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺、新燃岳、御鉢）や桜島などの常時観測火山については、活動火山対策特別措置法第4条に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」を設定し、市町村、都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

3 宮崎県及び近隣の活火山の噴火レベル運用状況

番号	区 分	火 山 名	計
1	九州で噴火警戒レベルが運用されている活火山	霧島山(えびの高原(硫黄山)周辺、大幡池、新燃岳、御鉢)、鶴見岳・伽藍岳、桜島、阿蘇山、九重山、雲仙岳、薩摩硫黄山、口永良部島、諏訪之瀬島	9
2	九州で噴火警戒レベルが運用されていない活火山	由布岳、若尊、米丸・住吉池、池田・山川、開聞岳、口之島、中之島、福江火山群	8

4 火山に関する情報の種類

噴火警報、噴火予報、降灰予報のほかに下表の火山に関する情報を発表する。

番号	情報の種類	概 要	発 表 時 間
1	噴火警報・予報	火山災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として噴火警報・予報を発表する。	
2	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、取りまとめた資料で臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表する。	定期的または必要に応じて臨時に発表
3	噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。	
4	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料	毎月又は必要に応じて臨時に発表
5	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山状況や警戒事項を取りまとめた資料	毎月上旬
6	噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	噴火発生後
7	降灰予報	別途記載	
9		火山ガス予報 (略)	
10		火山現象に関する海上警報 (略)	
11		航空路火山灰情報 (略)	

宮崎地方気象台は、発表された情報を速やかに県へ伝達する。

5 降灰予報

噴火後の降灰量、活動が活発化している火山で、もし今日噴火が起こった場合の降灰範囲、及び噴火直後で風に流される小さな噴石の範囲について速報しており、降灰予報(定時)、降灰予報(速報)、降灰法想(詳細)がある。(平成27年3月から実施)

(1) 降灰予報(定時)

ア 噴火警戒発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表。

イ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報(速報)

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

イ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表

ウ 降灰予報(定時)を未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 事前計算された降灰予報結果(※)から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表

オ 噴火直後から1時間内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

※ 降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応に間に合わないため、あらかじめ、噴火時刻や噴火規模(噴煙高)について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておく。

(3) 降灰予報(詳細)

ア 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表

イ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表

ウ 降灰予報(定時)を未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表

オ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

降灰量階級ととるべき行動等

番号	名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
		厚さと キーワード	イメージ		人	道路	
			路面	視界			
1	多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える	運転を控える	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
2	やや多量	0.1mm ~1mm	白線は見えにくくなる	明らかに降っている	マスク等で防護する	徐行運転する	稲などの農作物が収穫できなくなったり鉄道のポイント

		【注意】			る		ト故障等に運転見合わせのおそれがある。
3	少量	0.1mm 以下	うっすら積もる	降っているのがようやく分かる	窓を閉める	フロントガラスの除灰	航空機の運行不可

6 噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

(1) 噴火警戒レベルが運用されている火山の場合

番号	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
1	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状況と予想されている場合	危険な居住地域からの避難等が必要 (状況に応じて対象地域や方法を判断)	
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
2	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	通常の生活	火口周辺への立入規制等 (状況に応じて火口周辺への規制範囲を判断)
3	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は鎮静。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

(2) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

番号	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
1	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又は山麓 及びそれより火口 側	居住地域 嚴重警戒	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する 可能性が高まってきていると予想されている場合
2	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警 報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	入山危険	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生する と予想される場合
		火口から少し離れ た所までの火口周 辺	火口周辺 危険	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される 場合
3	噴火予報	火口内等	活火山である ことに留意	火山活動は鎮静。火山活動の状況によって、火口で火 山灰の噴出等が見られる。

⑪ 〈2. 予防〉第2節 災害予測と対策

第2節 災害予測と対策

町域で予測される災害と対策について、事象ごとに計画する。

災害予測と対策

1 噴火（降灰）による災害予測（総務課）

当町の中心部は、霧島山系の概ね南東約30キロに位置している関係で、噴火による溶岩や火砕流といったものにより直接的な被害はないと思われるが、噴火による降灰は、噴煙の量や風の方向により、被害等が予測される。その主な被害は次のとおり予測する。

番号	区分	予測する被害の状況	対策等
1	道路等	・降灰が堆積すると滑りやすくなり、人や車等の通行が困難となる。事故等の発生が予測される。	これらの降灰対策（共通）は、 （1）除灰すること。 （2）水洗すること。 がよいとされる。 ◇田畑等の酸性化予防対策は、 石灰等で中和することが望 ましいと思われる。 これらの対策は、大きな負 担となることが予想される。
2	農産物	・野菜や家畜の飼料等への影響が一番大きく被害が発生することが予測される。 ・野菜等の収穫量の減少や品質の低下など農業生産に頼る町民生活に大きな影響を及ぼす。	
3	建築物等	・建築物等では、降灰が屋根や雨樋に堆積すると、その重みで損壊のおそれがある。特に、雨樋では降灰が詰まり、雨水の流れが悪くなるなどの影響が大きい。	

2 降灰による農作物等の被害防止対策（農業振興課）

園芸野菜やハウス等の農業用施設等に関する降灰対策や処理法等について、適切な処理や処分について指導を行い、農産物等の被害の軽減に努める。事象別の措置内容については、概ね次のとおりとする。

(1) 園芸共通

- ア ハウスに灰が積もると、光線不足により同化能力が低下し、落花、結実不良、生育不良、商品性低下を生じるため除去に努める。
- イ 降灰があった場合は、ミスト機等による送風、動噴等による高圧散水等により除去する。
- ウハウスの自動開閉装置は、降灰量が多いと作動が悪くなるので、こまめに灰を除去する。
- エ 露地作物の散水による灰の除去は、移動式レインガン、スプリンクラー等の散水器具を活用する。
- オ 灰作業に多量の水を使用する場合は、ほ場内外の排水に留意する。

(2) 野菜

- ア 作物体に付着した火山灰は、ブロワー、ミスト機、散水機器等で速やかに除去する。散水の場合は、十分な水量を用いる。
- イ 育苗期は、トンネルによる被覆保護を行う。また、生育中の作物も可能な場合は、トンネル被覆する。被覆資材は、防塵塩化ビニール又はポリオレフィン系フィルムとする。
- ウ 火山灰等による被害が大きく回復が困難な場合は、品目等を検討し、まき直しを行う。

(3) 花木

キク等の母株については、速やかに除灰する。

(4) 果樹

- ア 降灰量の多い場合は枝折れ等や葉や果実のヤケ等も発生するので、早急に樹上の火山灰を払い落とす。
- イ 樹上に火山灰がある場合には、果皮が傷つきやすいので、除灰後に収穫を行い、取扱はていねいにし、収穫前には果実腐敗防止剤を散布する。
- ウ ビワでは、防寒をかねて果房を木毛で被覆し、さらに紙片または古紙等で火山灰除けを行う。

(5) 葉たばこ

被覆資材に付着した火山灰は、散水により洗い落とし、光線のハウス内への透過を良好にし、健苗の育成を図る。特に、親床期は、共同育苗により管理の徹底をはかる。

(6) 畜産（飼料作物）

- ア 茎葉の枯死した飼料作物は、早めに掃除刈をして追肥を行い、草の再生と回復に努める。
- イ 火山灰の多量に付着した飼料作物の給与をひかえる。

(7) 茶

一番茶の芽が出始める頃でもなお、灰が越冬葉に付着している場合には、降灰除去機やスプリンクラーによる散水等により、除灰に努める。

(8) 田畑等の酸性化に対する対策

火山灰は、弱酸性の微粒子であるため、多量に堆積した場合は、除灰して石灰などで土壌の酸性化を防止する対策を行う必要がある。

また、堆積量（2 c m程度）が少量の場合は、石灰等用いて中和し、深く耕すと影響はほとんどないと言われている。

(9) その他（家庭菜園等）

家庭菜園等でも、上記要領に準じた除灰作業を行う対策が必要である。

3 道路の降灰の処理及び措置（都市整備課・環境水道課）

道路に降灰があると、スリップ事故や側溝等の排水が詰まって、流れが悪くなるおそれがある。国道や県道及び町道はそれぞれの管理行政機関が降灰対策及び除灰等の措置を講ずることにより、道路の保全及び通行の確保が行われる。

町道は、町が除灰作業等を行い、灰の飛散による住民生活への影響や交通の安全を確保する。また、国道等の除灰については、国及び県と協議し、住民への影響を最小限となるように努める。

4 建築物等の降灰対策（都市整備課）

公共施設の建築物は、所管する担当部署で、降灰処理の実施や安全対策を講ずることとなる。また、公園や屋外の公共施設に関する除灰対策も同様とする。

5 学校や社会教育施設等の降灰対策（教育委員会・教育課・福祉課・高齢者支援課）

学校や社会教育施設及び福祉施設等の降灰対策は、児童生徒、地区住民及び利用者にとって、主たる施設であり、除灰対策等を速やかに行い、学習の確保等を行う。

◇公共施設等の区分と担当課

番号	区 分	予測される災害等	担当課名
1	一般事項	災害全般に及ぶ連絡調整	総務課
2	農 産 物	露地栽培（野菜）、園芸ハウス、飼料、タバコ等	農業振興課
3	道 路 等	道路全般（国道・県道は除く）、公園、町営住宅等	都市整備課
4	公共施設	学校、地区公民館、広場、福祉施設等	教育課等

第3章 火山災害応急対策

⑩〈3. 火山災害応急対策〉第1節 災害応急対策への備え

第1節 災害応急対策への備え

災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡（総務課・環境水道課）

町は、災害情報の収集・伝達体制の拡充策として関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図る。また、町は、災害情報の時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めることとし、無線設備等の点検や非常通信の取扱、機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等との連携による訓練を行う。

2 降灰対策（総務課・環境水道課）

町は、国、県及び防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が地域経済や住民生活等に及ぼす支障を軽減するため、火山灰災害等について防災対策を検討する。

3 防災知識の普及（総務課）

町は、町民等への防災知識の普及策として国及び県と連携して、火山災害について町民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努める。

⑪〈3. 火山災害応急対策〉第2節 応急活動

第2節 応急活動

噴火直後では情報収集に努め、災害の発生予測を十分に検討した後、効果的な応急対策等を検討して住民へ広報等を通じて応急対策を講じる。

1 発災直後の情報の収集・連絡（全課）

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

町は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。

(3) 情報の報告・連絡手段

町、県及び防災関係機関が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告その他の応急対策に必要な指示等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線、県防災行政通信網（県防災対策システム）等を利用して速やかに行う。

2 活動体制の確立（全課）

町は、火山災害が発生した場合、被害の拡大を未然に防ぎ、又は発生した被害を軽減し速やかに応急活動が実施できるよう初動体制の確立を図る。

(1) 災害警戒室（総務課）

町は、災害情報の収集分析の結果、災害対策本部を設置するまでに至らないが、事前対策の必要が認められる時は、災害警戒室を設置し応急活動を行なう。

ア 構成

災害警戒室は、副町長及び関係課長等で構成する。

イ 協議事項

職員の招集と同時に連絡会議を開催し、情報の分析に基づく、応急対策及び配備体制等について協議を行う。

⑪ 〈3. 火山災害応急対策〉第3節 災害対策本部の設置

第3節 災害対策本部の設置

噴火による降灰の状況により、農産物や建物等に被害が生ずると予測される時は、町長は、災害対策本部を設置し、降灰による被害の軽減をはかるため、除灰のための計画を立てて、町域全域の除灰を行う。当該災害対策本部は、第2編第3章 活動体制の確立に準じる他、当該対策の特殊性に鑑み町長が定めることができる。

1 災害対策本部（総務課）

町は、大規模な火山の噴火が発生した場合等、町長を本部長とする災害対策本部を設置して、県及び関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、町長が必要と認めたときに設置するが、設置基準はおおむね次のとおりとする。

町域及びその周辺地域において、大規模な火山の噴火による災害が発生し又は噴火による被害が拡大するおそれがあり、町長又は災害警戒室が本部の設置を必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎に設置する。

この場合の設置場所は、副町長を副本部長とし、総務課に事務局を置き、庁外の関係行政機関との連絡調整を行う。

(3) 災害対策本部会議の開催

災害時には、災害対策本部の設置と同時に災害対策本部会議を開催する。また、対策本部会議の構成は次のとおりとする。

本部長・副本部長・各課長（担当職員）

(4) 災害対策本部の協議事項

- ア 災害対策の総合調整に関すること。
- イ 職員の配備体制に関すること。
- ウ 避難指示等に関すること。
- エ 関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 関係機関の応援要請に関すること。
- カ 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- キ その他、災害対策の重要事項の決定に関すること。

(5) 災害対策本部の解散基準

町は、災害発生後の応急復旧対策が概ね完了した場合、災害対策本部を解散する。

(6) 災害対策本部の設置・解散の報告及び周知

町は、本部を設置した場合、もしくは解散した場合に直ちに県及び関係機関に報告・連絡するとともに、町民に広報等を通じて伝達する。

(7) 配備基準

配備区分 配備基準

◇1号配備

- ・火山の噴火があった場合、噴火情報の収集や対策の連絡会の検討

◇2号配備

- ・火山の噴火により、災害の発生が予測される場合やさらに被害が拡大するおそれがある場合

◇3号配備

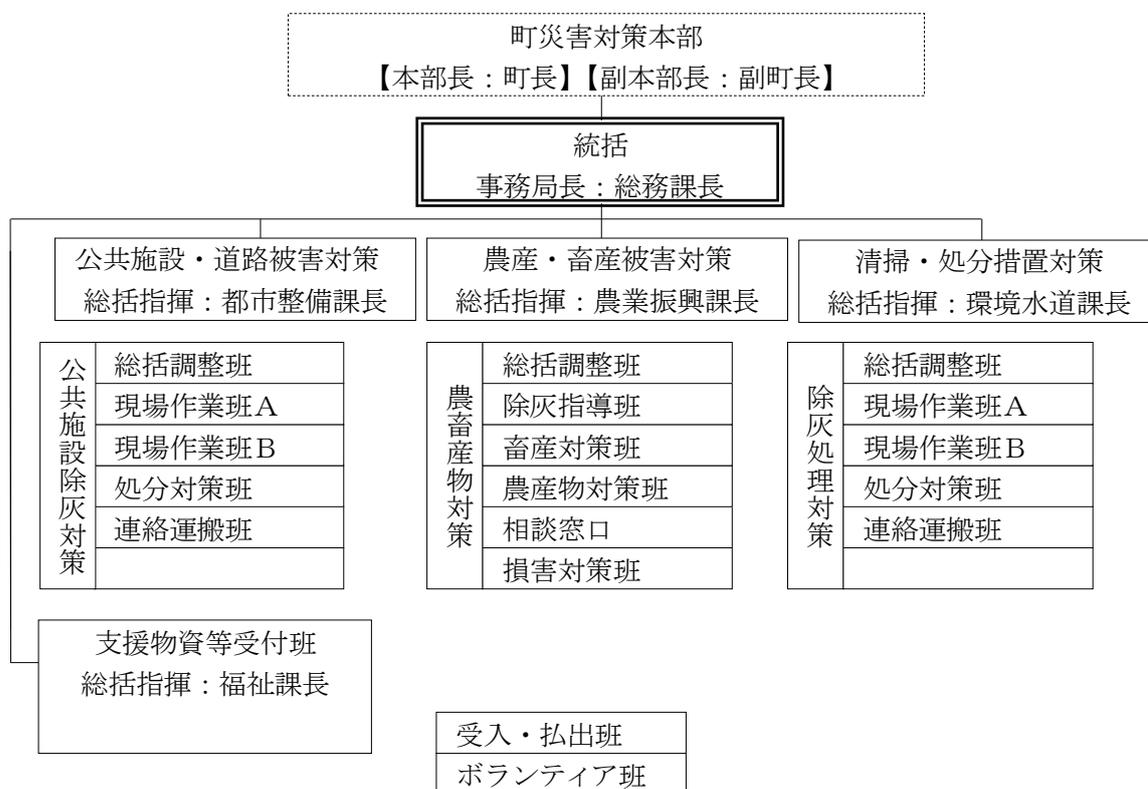
- ・緊急な降灰対策が必要と判断される状況の場合で、本部の全活動力を必要とするとき。

◇4号配備

- ・噴火により住民生活への重大な影響が生じ、緊急な降灰対策が必要と判断される状況の場合で、本部の全活動力を必要とするとき。又は、近隣の市町村から応援の要請があり、職員の招集が必要な場合

(8)組織・分担事務・配備体制

組織、分担事務及び配備体制については、町地域防災計画第2編（風水害対策）第3章（風水害応急対策）第2節（活動体制の確立）に準じて行うものとするが、具体的な組織及び人員配置は、対策本部会議で協議して決定する。



⑩〈3．火山災害応急対策〉第4節 火山灰の処理対策

第4節 火山灰の処理対策

降灰による火山灰の処理は、公共施設や一般家庭にまで及ぶ莫大な量に及ぶことが予想されることから、町は処理対策には万全を期すことが必要である。

除灰により収集した火山灰の処理は、町長が確保した処分場（埋設場）等にて処分することが必要であり、町は、処分場の確保と飛散防止等の二次災害の防止に努める。

1 火山灰の処理（総務課・環境水道課・都市整備課）

火山灰の処理は、町民生活に緊急かつ重大な損害や被害を及ぼすようなものではなく、ゆっくりと時間をかけて除灰等の適切な処理を行うことが求められる。

火山灰は、酸性の微粒子であり、マスクの着用等を行うことで、被害は軽減若しくは防止することができるが、農地や建物などへの降灰は、除灰することが必要で、当該作

業には転落防止等の安全を確保したうえで行う。

その他火山灰に関する処理は、「前章第2節 災害予測と対策」の項を参考に処理することとするほか、次の要領による。

(1) 一般的な処分方法

火山灰の処理は、微粒子で重さがあるため、水には流されない。よって、水で流す除灰は適切ではなく、避けるべきである。特に、道路、雨樋等の灰を水で流しても、流れず側溝や低い所に堆積し、取り除くことが困難になるため、ほうき等で集めて、ゴミ袋等に入れて処分する。

(2) 屋根等の除灰

道路等に準じた作業で処理を行い、完全に除灰した後水で流す。雨樋の縦樋は下部を切断して、基礎に埋設したパイプに灰が詰まらないようにする。

(3) その他

火山灰は、酸性であり植物等によっては生育しないものもあり、石灰等で中和する、大量の堆肥を使う、深耕し土の入れ替えを行うなど必要かつ適切な処理をする。

⑪ 〈3. 火山災害応急対策〉第5節 一般住宅等の降灰対策

第5節 一般住宅等の降灰対策

火山の噴火による降灰に除灰及び処分の具体的な要領等について、計画内容を住民に広報等をもって理解と協力を要請し、火山活動に対する危機管理を持ってもらう。

一般住宅等の降灰対策

1 一般家庭の除灰の指導（環境水道課・総務課）

一般家庭の住宅等の降灰対策は、屋根や雨樋等の除灰や周辺的生活道路等の清掃等に関する問い合わせ等への指導は、個々の家庭に対する除灰作業の実施や地域単位の作業の実施について適切な指導を行う。

2 地域単位の除灰（環境水道課・総務課）

降灰直後の町の行う除灰対策には限界があり、住民の生活に影響を及ぼすような箇所の降灰対策は、地域住民に協力を依頼し、町民生活への影響を最小限に抑える。

3 除灰した火山灰の処分（環境水道課・総務課）

町民が除灰した火山灰は、適当な袋に入れ（若しくは車両）、町が指定した方法により処分する。

第6節 その他必要な対策

町は、町外の市町村において火山の噴火による被害が著しく甚大で、応援の要請があった場合、又は応援の必要があると認めるときは、速やかに職員による応援隊を編成し、当該市町村に出向して活動を行わせる。

1 被災市町村への応援（全課）

町は、被災市町村からの要請に基づき、災害対策等の応援を迅速かつ円滑に実施する。なお、火山の噴火の状況によって呼吸器系への障害が起こる場合や火山礫による裂傷等、負傷の状況も多岐にわたるため、火山災害の状況に係る情報を入手し、必要な装備を準備して応援活動を実施するものとする。

2 応援隊の装備品等

応援隊の装備するものは、移動用車両、燃料、食料、飲料水、衣類、手袋、寝具、無線等必要な装備品を携行することとし、必要な経費は町が負担する。

3 その他必要な措置

(1) 災害広報の実施（全課）

ア 伝達上の留意点

(ア) 町、県、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

(イ) 町は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達を行う。

(2) 協力体制（全課）

情報伝達にあたっては、防災行政無線、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

第1章 基本的な考え方等

⑫〈1. 原子力〉第1節 基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針(平成27年8月全部改正)」において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画において原子力災害対策編を定めることが義務付けられている。

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下、「原災法」という)に規定される原子力事業所の立地はないが、隣接県である鹿児島県の薩摩川内市には、本町より最も近い原子力事業所である九州電力川内発電所があり、本町境まで最短で約85kmの距離である。

《 原子力災害対策の区域区分 》

目 安		原子力災害対策の内容
重点区域	原子炉から半径おおむね5km以内	予防的防護措置を準備する区域(PAZ) → 緊急時は即時避難等を実施
	原子炉から半径おおむね30km以内	緊急時防護措置を準備する区域(UPZ) → 緊急時は防護措置等を実施
UPZ以外(おおむね30km以上)		UPZ外の地域 → 放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様

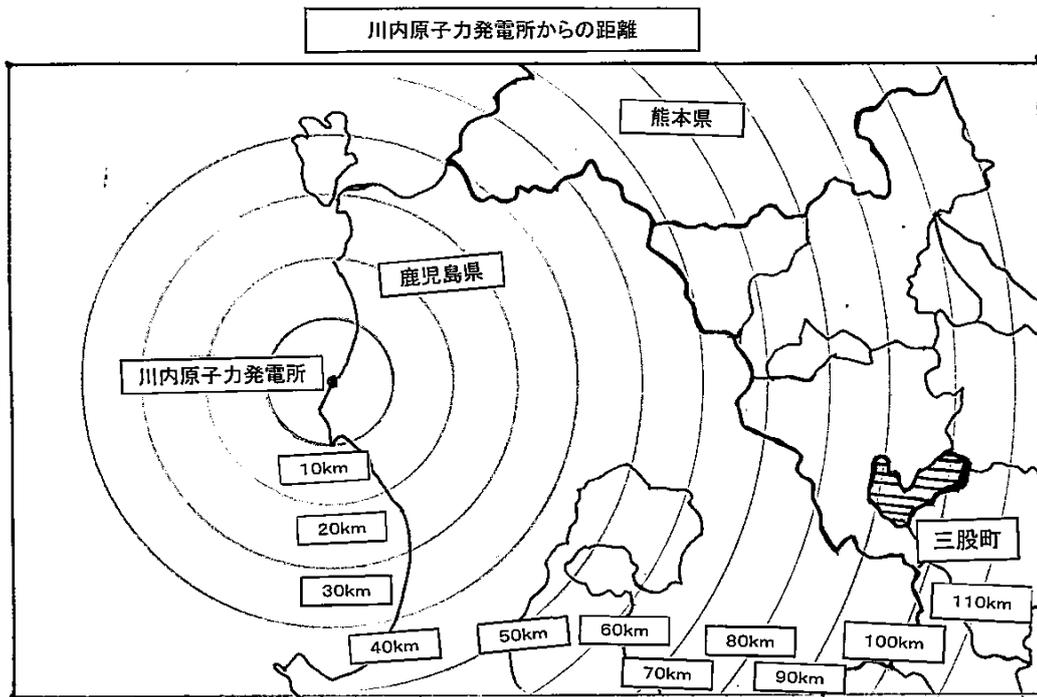
※ PAZ : Precautionary Action Zone

※ UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県は県地域防災計画(平成26年3月)に原子力災害対策編を新設した。

本町は、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定める。

なお、最も近い川内原子力発電所はもとより、同じ九州電力の玄海原子力発電所(佐賀県玄海町)、四国電力の伊方原子力発電所(愛媛県伊方町)に関係する事故や、放射性同位元素取り扱い事業所での事故、事業所以外運搬に係る事故等においても同様に対応する。



《用語の定義》

原子力災害	原災法第 2 条第 1 号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第 2 条第 4 号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災機関が処理すべき事務または業務の大綱は、第1編 総則 第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本とするほか、原子力事業者である九州電力については、特に次のとおり定めている。

処理すべき事務または業務の大綱

【災害予防・災害応急対策】

- 1 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること
- 2 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること
- 3 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること
- 4 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること
- 5 この計画に基づき、町その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること

第2章 原子力災害予防計画

⑫〈2. 原子力〉第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(総務課、消防局、関係事業者)

町及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

⑫〈2. 原子力〉第2節 災害予測と対策

第2節 災害予測と対策

(総務課、消防局)

町は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

1 災害対策本部の体制整備等 (総務課)

町は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制 (総務課)

町は、平常時から国、県、その他関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努める等、相互の連携体制の強化を図る。

第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

(総務課、町民保健課、福祉課、高齢者支援課)

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

町は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。

※ 避難は、空間放射線量率等が高い、または高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するためのものである。(以下「一時移転」及び「避難」を「一時移転等」という。)

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

町は、気密性や遮蔽性の高い構造となっている公共的施設等を、屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努める。

第4節 住民等への健康相談体制の整備

(町民保健課)

町は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化する等、相談窓口の整備を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達

(総務課)

町は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用を努める。

特に、要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織、自治公民館等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに町は、県と連携して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

第6節 住民等への知識の普及・啓発

(総務課、消防局、教育委員会)

町は、県等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避及び一時移転等に関すること
- 7 要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること
- 10 安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

第7節 防災訓練等の実施

(総務課、消防局)

町は、県と連携して、屋内退避及び一時移転等や除染活動等、原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携した計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて、国や県が実施する原子力防災訓練に参加する。

第8節 民間企業等との連携

(総務課)

町は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや新たな協定の必要性、その他の連携の在り方について検討する。

第3章 原子力災害応急対策計画

⑫ 〈3. 原子力〉第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(総括班、消防本部班、消防署班、消防団)

1 事態発生時の連絡体制

原子力防災管理者は、原子力発電所に関する事故等が発生した場合には、原災法第10条により、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、鹿児島県知事等の関係機関に通報する。また、同法第15条第3項の規定により、内閣総理大臣は、必要に応じて、緊急事態応急対策を実施すべき区域の知事及び市町村長に対し避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行うことから、町は、情報連絡を受けた場合には県との連絡を密にして状況の把握に努める。

なお、川内原子力発電所における原子力災害の発生時の本町への連絡は、県と九州電力が締結した「原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」(平成25年7月、以下「覚書」という)で定められた方法により、県より情報連絡が行われることになっている。

連絡方法は、次のとおりである。

《 九州電力から宮崎県への情報連絡内容 》

区分	時期	情報連絡内容
非常時	直ちに	原子力災害対策特別措置法に規定されている重大な事象
異常時	速やかに	その他の事象
平常時		発電所の安全に関し、報道機関に情報提供する内容

(1) 警戒事態等(「覚書」に基づく「異常時」の事象)が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から連絡を受けた事項は、町及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡され、必要に応じて電話連絡による連絡も併せて行われる。

(2) 施設敷地緊急事態または全面緊急事態(「覚書」に基づく「異常時」の事象)が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から通報・連絡を受けた事項は、町及び関係機関に直ちにファクシミリ及び電話による連絡が行われる。

(3) 施設敷地緊急事態または全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡

県が九州電力から施設敷地緊急事態または全面緊急事態発生後の応急活動等に係る情報連絡を受けた際は、町及び関係機関に直ちに連絡される。

第2節 活動体制の確立

(全対策班)

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した場合、情報連絡室(室長：総務課長)を設置し、県及び関係機関への情報収集に当たる。(第2編 第3章 第2節「活動体制の確立」参照)

また、収集した情報を分析した結果、住民の生活に影響を及ぼす事態が予想される場合は、状況に応じて体制を強化する。

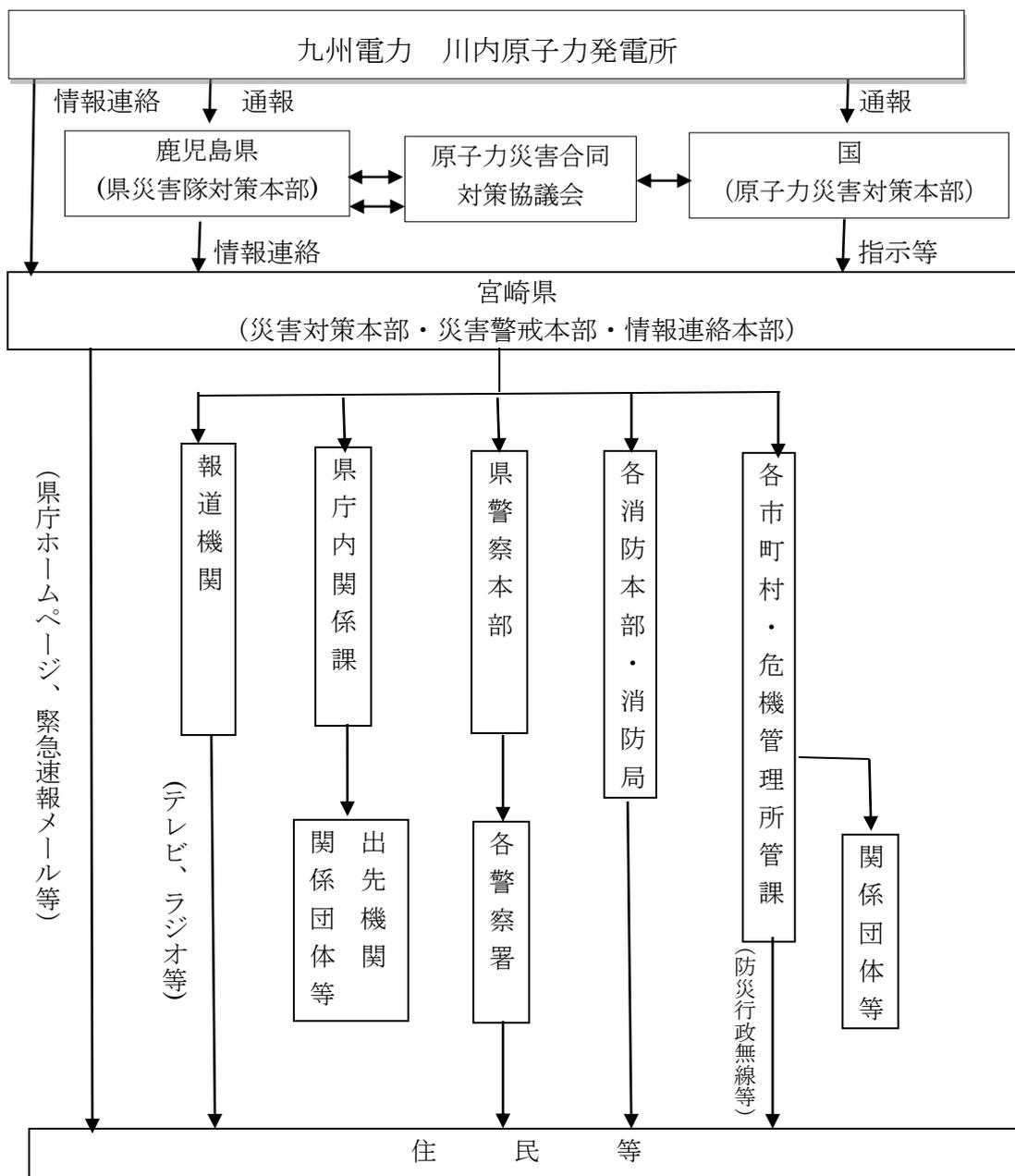
第3節 住民等への的確な情報伝達活動

(全課)

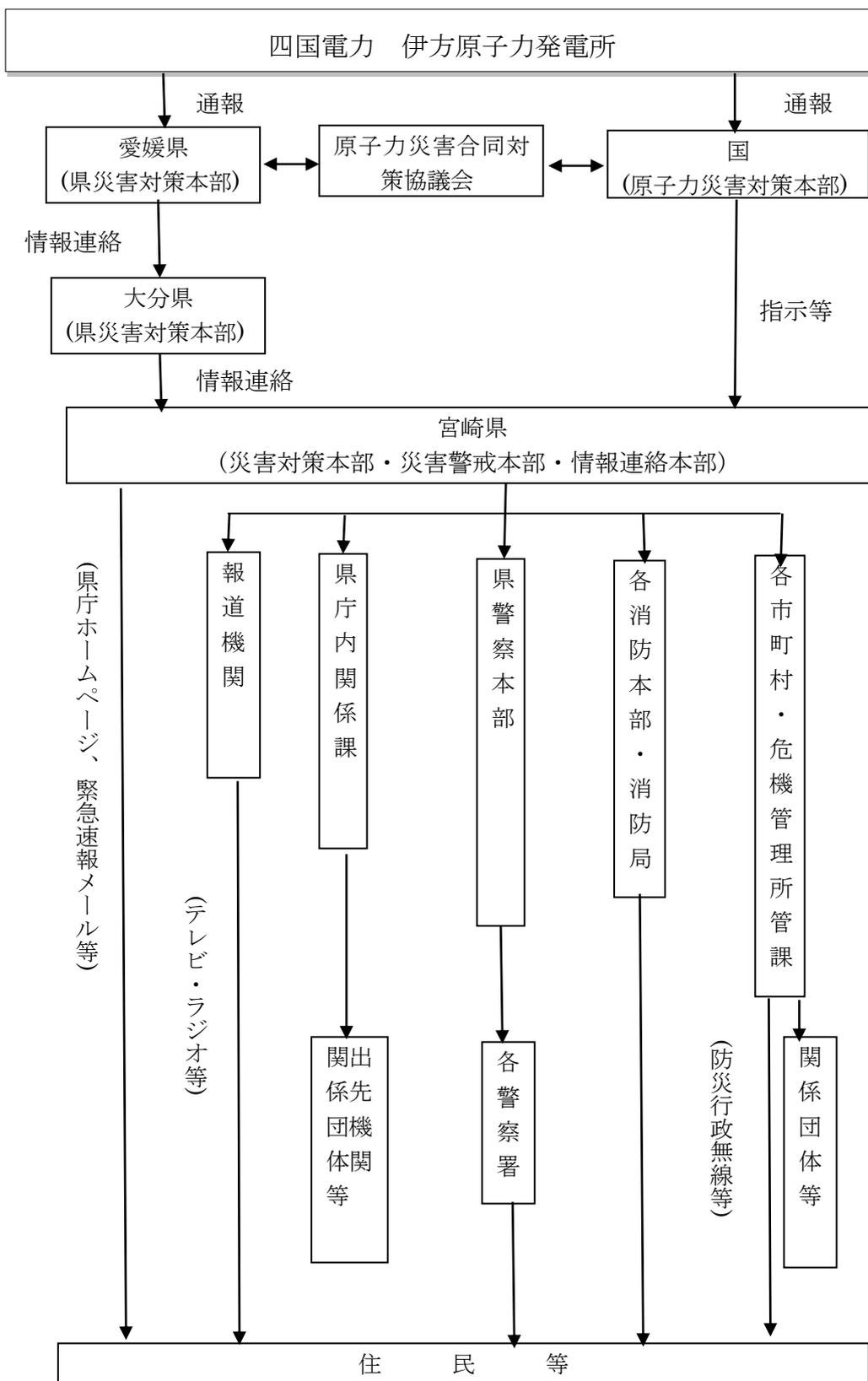
1 住民等への情報伝達活動

町は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態による連絡を受けた場合において、必要に応じ、同報系防災行政無線、メール等により、迅速かつ確実に住民等に対し情報伝達を行う。

《九州電力川内原子力発電所からの情報伝達系統図》



《四国電力伊方原子力発電所からの情報伝達系統図》



2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行なう。

⑫ 〈3. 原子力〉第4節 屋内退避、一時移転等の防護活動

第4節 屋内退避、一時移転等の防護活動

(避難対策班、福祉班、救護班・高齢者支援班)

町は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避または一時的移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

町は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。また、町の区域を越えた一時移転等を行う必要が生じた場合は、県と連携し、避難者の受け入れについて、関係市町村等と協議・調整を行う。

また、町は、県からの指示の伝達を受けて、屋内退避または一時移転等の指示を行う。

2 屋内退避の実施

住民は、屋内退避の防護処置を実施する場合、速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。

町は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示があった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。

なお新型インフルエンザ等感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には避難又は一時移転を行う場合にはその過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。

3 避難所の開設及び運営

町は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

4 要配慮者等への配慮

町は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

⑫ 〈3. 原子力〉第5節 緊急時モニタリングの実施

第5節 緊急時モニタリングの実施

(環境水道課)

町は、国が実施する緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ）によって収集されたデータを県より受け取り、その後の対策に活用する。

また、県と協力して、可搬型の放射線量測定器の活用によるデータ収集を行うための体制を整備する。

⑫ 〈3. 原子力〉第6節 医療及び健康相談の実施

第6節 医療及び健康相談の実施

(救護班)

町は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

⑫ 〈3. 原子力〉第7節 広域一時滞在の受け入れ

第7節 広域一時滞在の受け入れ

(避難対策班、福祉班、救護班、財政管財班・高齢者支援班)

町は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、県から広域一次滞在のための協力要請があった場合には、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や誘導等、必要な支援を行うよう、各班に指示を行う。

また、財政管財班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所を優先し受け入れる体制を整える。

第4章 原子力災害復旧・復興計画

⑫ 〈4. 原子力〉第1節 放射性物質による環境汚染への対処

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

(総務課、各課)

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

⑫ 〈4. 原子力〉第2節 風評被害等の影響軽減

第2節 風評被害等の影響軽減

(総務課、各課)

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行う。

⑫ 〈4. 原子力〉第3節 健康相談体制の整備

第3節 健康相談体制の整備

(総務課、各課)

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。